

新株式発行並びに株式売出届出目論見書

平成28年12月



株式会社シャノン

1 この届出目論見書により行うブックビルディング方式による株式178,500千円(見込額)の募集及び株式31,500千円(見込額)の売出し(オーバーアロットメントによる売出し)については、当社は金融商品取引法第5条により有価証券届出書を平成28年12月21日に関東財務局長に提出しておりますが、その届出の効力は生じておりません。

したがって、募集の発行価格及び売出しの売価格等については今後訂正が行われます。

なお、その他の記載内容についても訂正されることがあります。

2 この届出目論見書は、上記の有価証券届出書に記載されている内容のうち「第三部 特別情報」を除いた内容と同一のものであります。

新株式発行並びに株式売出届出目論見書

株式会社シャノン

東京都港区三田三丁目13番16号

本ページ及びこれに続く写真・図表等は、当社グループの概況等を要約・作成したものであります。詳細は、本文の該当箇所をご参照ください。

1. 事業の概況



当社グループは、当社、連結子会社である想能信息科技有限公司（上海）有限公司の2社で構成されております。

当社グループはミッションとして「テクノロジーとサイエンスにもとづくマーケティングによって、顧客の市場拡大と利益最大化を実現し、企業のより創造的な活動に貢献します」を掲げており、またビジョンとしては「企業のマーケティング課題を解決するマーケティングクラウドのリーディングカンパニーとなり、顧客から最も信頼される企業」を目指して事業運営を行っております。

当社グループは、クラウド製品である統合型マーケティング（※1）支援サービス『シャノンマーケティングプラットフォーム』の開発・販売及び関連するマーケティングコンサルティングサービスの提供を行っております。また、連結子会社である想能信息科技有限公司（上海）有限公司では、『シャノンマーケティングプラットフォーム』の開発の一部を行っております。

ダイレクトメール・電子メールやWeb広告、Webサイト等のマーケティング活動は、従来は不特定多数の顔の見えない顧客やリード（※2）を対象としたマスマーケティング（※3）が主流でしたが、より効果を上げるために顧客ごとに最適な情報を最適なタイミングで提供するニーズが高まっており、企業内に蓄積・散在している大量のデータやデジタルマーケティング（※4）活動を通じて取得したデータを効率的に活用することができるマーケティングオートメーションへの注目が高まってきております。

マーケティングオートメーションとは、リードの獲得及び育成プロセスを高度化・自動化するツールであり、興味・関心や行動が異なる顧客ごとに「最適なコンテンツ」を「最適なタイミング」で「最適なチャネル」で提供できる仕組みであります。

当社グループは、国内企業としていち早くこのマーケティングオートメーションの重要性に着目し、平成23年2月に統合型マーケティング支援サービス『シャノンマーケティングプラットフォーム』をリリースして以来、国内マーケティングオートメーション市場の創出に務め、日本における企業のマーケティング活動の効率化やマーケティング課題の解決を支援してまいりました。その結果、当社の統合型マーケティング支援サービス『シャノンマーケティングプラットフォーム』は、株式会社アイ・ティ・アールが発行する市場調査レポート「ITR Market View: マーケティング管理市場2013～2016」売上金額ベースでの2010年度から2015年度（予測）シェアにおけるSaaSベンダー別売上金額およびシェアで6年連続1位を獲得しております。

2. 事業の内容

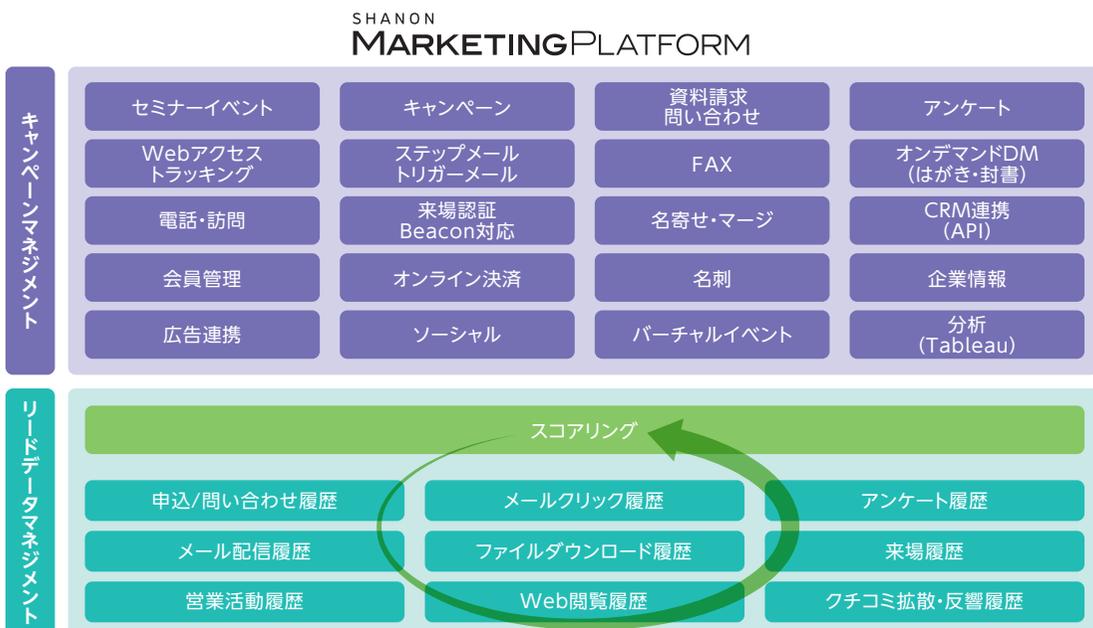
当社グループの事業は、『シャノンマーケティングプラットフォーム』による「マーケティングプラットフォーム事業」の単一セグメントとしております。当該事業は、「マーケティングオートメーション」、「イベントマーケティング」の2つのサービスから構成されております。

① マーケティングオートメーション

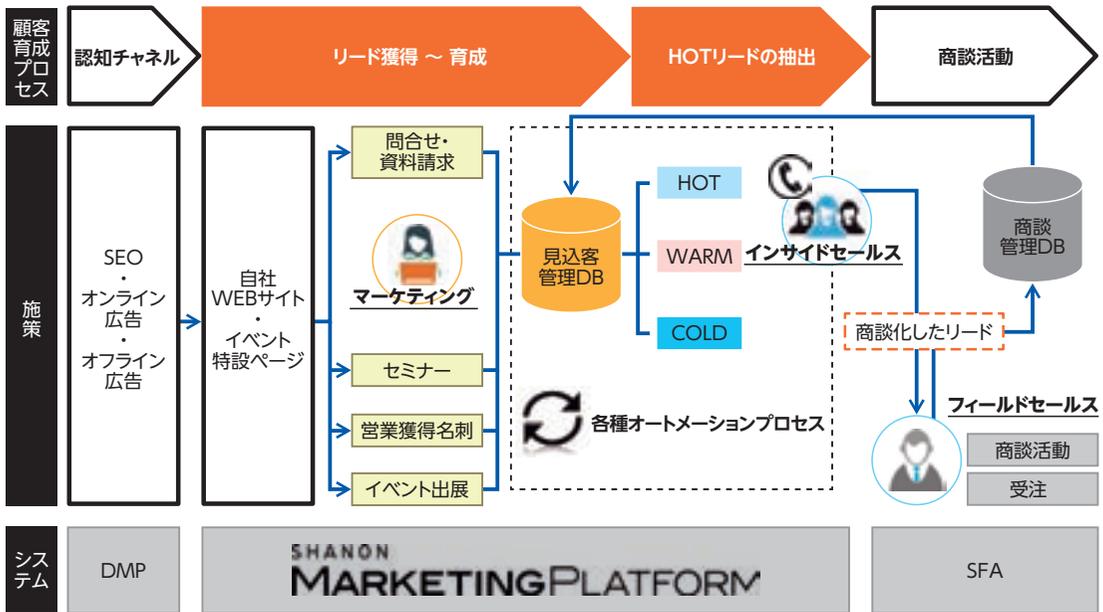
当サービスは、主にBtoB企業に対して、『シャノンマーケティングプラットフォーム』のクラウドでの提供を軸に顧客企業のマーケティング業務の効率化・自動化等の支援、同サービス利用顧客企業のマーケティング戦略の立案・支援、メール・Webサイト等のマーケティングコンテンツの作成、効果分析、運用代行等のコンサルティングサービスを提供しております。

当サービスの中心となる『シャノンマーケティングプラットフォーム』は、クラウド上で豊富な業務支援機能を搭載しており、オンライン・オフラインを問わず多岐にわたるマーケティング施策の運用効率化から、マーケティングデータの取得管理・活用、マーケティングの見える化(※5)までワンストップで実現します。

(マーケティングオートメーションの基本機能)



(販売プロセスにおけるマーケティングオートメーションのイメージ)



※6 SEO、※7 HOT WARM COLD、※8 DMP、※9 SFA

② イベントマーケティング

当サービスでは、多くの出展企業を集めた大規模なイベントや展示会、企業によるプライベートショー（※10）において、『シャノンマーケティングプラットフォーム』を使った申込受付管理やバーコード・QRコード来場者認証、アフターフォローのメール運用等をワンストップで効率的に実現するクラウドサービスの提供に加えて、iPadでのアンケート、イベント用モバイルアプリ等、各種デジタルデバイスを活用したイベント・展示会等の開催・運営支援を行っております。

当サービスの対象顧客は、展示会主催者、来場者が千人規模のプライベートショーを主催する企業、プライベートショー・イベント・展示会のプロデュースを行う広告代理店になります。

(「イベントマーケティング」の具体例)



- 受付完了など自動通知メール
- 受講票
- サンクスメールなど

3. 事業モデルの特徴

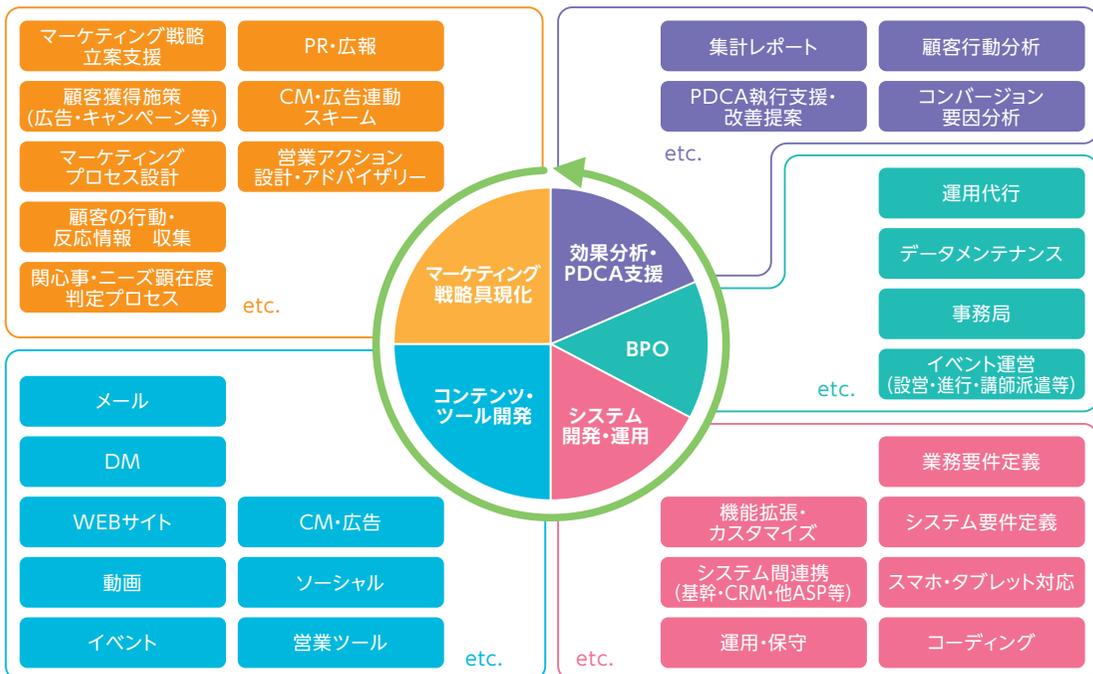
① ワンストップでの統合マーケティング支援サービスの提供

当社グループは『シャノンマーケティングプラットフォーム』の提供だけではなく、マーケティングコンサルティング、BPO（※11）、システム開発支援及び運用といった各種周辺サービスを「総合的マーケティングコンサルティングサービス」として顧客企業にワンストップで提供しております。顧客企業の事業背景、ビジネス課題、マーケティングにおける課題を理解し、その課題解決のためのソリューション提供を目指して『シャノンマーケティングプラットフォーム』の導入・運用までを一気通貫で支援しております。

日本の企業には、未だマーケティングのプロフェッショナルが少ないため、新たに総合的なマーケティング戦略やマーケティングオートメーションにチャレンジしようとする場合、製品だけを導入してもその運用が徹底できずに、思うような成果を出せないケースが多いと思っております。こうした背景の中で当社グループが持つ『シャノンマーケティングプラットフォーム』の提供と「総合的マーケティングコンサルティングサービス」をワンストップで行うことができるサービス事業への市場ニーズは高まっていると考えております。

(総合的マーケティングコンサルティングサービスの全体像イメージ)

総合的マーケティングコンサルティングサービス



② マーケティングオートメーションとイベントマーケティングの事業上のシナジー

当社グループは『シャノンマーケティングプラットフォーム』をマーケティングオートメーションとイベントマーケティングの2つのサービスとして提供しており、お客様の短期的マーケティング戦略の施策の一つとしてのイベントマーケティングとマーケティングオートメーションを用いた長期的マーケティング戦略の両方を当社が支援することで、高い事業シナジーを持つ戦略構造となっております。

イベントマーケティングを通じて培われている、マーケティング現場の実業務をベースとしたオフラインマーケティングのナレッジや機能開発、各種デバイスを活用したマーケティングデータの取得や活用は、マーケティングオートメーションのサービスに対してソリューションの幅広さや深みを生み出しており、マーケティング現場の運用に強い製品として成長してきております。

③ 安定的な収益基盤

当社グループの主要サービスであるマーケティングオートメーションにおいて『シャノンマーケティングプラットフォーム』は、マーケティング業務の基幹システムとして顧客企業に利用されることによりサブスクリプション売上を長期間にわたり継続的に確保することが可能となっております。このサブスクリプション売上は、当社の収益基盤の安定性に寄与すると共に、既存顧客への各種サービスのアップセルといった後続のフロービジネスの獲得にも寄与しております。

(用語解説)

※1 統合型マーケティング	単発のマーケティング施策だけでなく、戦略に基づいた複合的なマーケティング活動を意味します。
※2 リード	Lead (s)。マーケティング用語で見込客のことを意味します。
※3 マスマーケティング	対象を特定せず、画一化された方法を用いて行うマーケティング戦略、マーケティング活動のことを意味します。
※4 デジタルマーケティング	オンライン・オフラインを問わず、デジタルなデータや施策を活用してマーケティング全体の最適化を目指す試みを意味します。
※5 マーケティングの見える化	各種マーケティング活動からそれぞれの活動の結果得られた反応などを可視化することを意味します。
※6 SEO	Search Engine Optimizationの略称であります。特定の検索エンジンを対象として検索結果でより上位に現れるようにウェブページを書き換える技術のことを意味します。
※7 HOT WARM COLD	見込客の商談における購買意欲の温度感を意味します。
※8 DMP	Data Management Platformの略称であります。インターネット上の様々なサーバーに蓄積されるビッグデータや自社サイトのログデータなどを一元管理、分析し、最終的に広告配信などのアクションプランの最適化を実現するためのプラットフォームを意味します。
※9 SFA	Sales Force Automationの略称であります。営業支援を目指したシステムのことを意味します。
※10 プライベートショー	企業が自社商品・サービスをプロモーションするために単独で主催するイベントや展示会のことを意味します。
※11 BPO	Business Process Outsourcingの略称であります。自社の業務プロセスを外部企業に委託することを意味します。

4. 業績等の推移



主要な経営指標等の推移

(1) 連結経営指標等

回数 決算年月		第14期 平成26年10月	第15期 平成27年10月	第16期 平成28年10月
売上高	(千円)	1,814,690	1,411,473	1,534,160
経常利益又は経常損失(△)	(千円)	△56,772	30,073	42,648
当期(親会社株主に帰属する当期)純利益又は当期純損失(△)	(千円)	△65,132	24,282	36,832
包括利益	(千円)	△64,396	24,866	33,795
純資産額	(千円)	214,108	238,974	443,719
総資産額	(千円)	778,540	869,035	1,043,105
1株当たり純資産額	(円)	214.35	239.25	367.82
1株当たり当期純利益金額又は当期純損失金額(△)	(円)	△65.46	24.31	35.84
潜在株式調整後1株当たり当期純利益金額	(円)	—	—	—
自己資本比率	(%)	27.5	27.5	42.5
自己資本利益率	(%)	—	10.7	8.3
株価収益率	(倍)	—	—	—
営業活動によるキャッシュ・フロー	(千円)	38,296	207,750	90,409
投資活動によるキャッシュ・フロー	(千円)	△192,135	△190,180	△239,698
財務活動によるキャッシュ・フロー	(千円)	188,166	7,672	145,243
現金及び現金同等物の期末残高	(千円)	120,118	145,884	137,359
従業員数 [ほか、平均臨時雇用者数]	(名)	114 (5)	114 (11)	122 (17)

- (注) 1. 売上高には、消費税等は含まれておりません。
 2. 当社は、第14期より連結財務諸表を作成しております。
 3. 平成26年5月30日開催の臨時株主総会決議により、決算期を5月31日から10月31日に変更しました。したがって、第14期は平成26年6月1日から平成26年10月31日までの17ヶ月間となっております。
 4. 潜在株式調整後1株当たり当期純利益金額については、第14期は潜在株式が存在するものの、当社株式は非上場であり、期中平均株価が把握できず、また、1株当たり当期純損失金額であるため、記載しておりません。また、第15期は潜在株式が存在するものの、当社株式は非上場であり、期中平均株価が把握できないため、記載しておりません。
 5. 当社は、平成28年10月1日付で、普通株式1株につき50株の株式分割を行いました。第14期の期首に当該株式分割が行われたと仮定し、1株当たり純資産額及び1株当たり当期純利益金額又は当期純損失金額を算定しております。
 6. 第14期の自己資本利益率については、当期純損失を計上しているため、記載しておりません。
 7. 株価収益率は、当社株式が非上場であるため記載しておりません。
 8. 従業員数は就業人員であり、臨時雇用者数(アルバイト及び派遣社員を含みます。)は、年間の平均員数を〔 〕内にて外数で記載しております。
 9. 第14期及び第15期の連結財務諸表については、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、有限責任監査法人トーマツによる監査を受けております。
 なお、第16期については、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査は未了となっております。

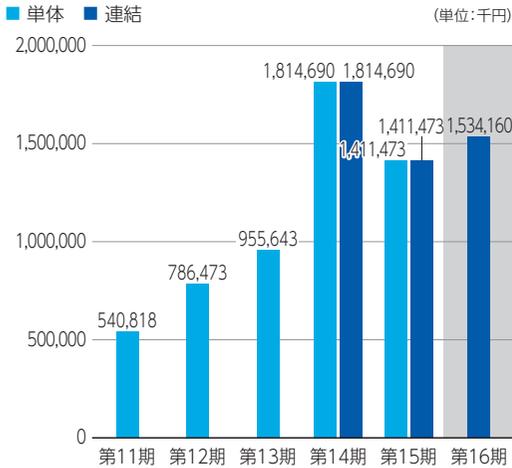
(2) 提出会社の経営指標等

回数 決算年月		第11期 平成23年5月	第12期 平成24年5月	第13期 平成25年5月	第14期 平成26年10月	第15期 平成27年10月
売上高	(千円)	540,818	786,473	955,643	1,814,690	1,411,473
経常利益又は経常損失(△)	(千円)	6,988	4,569	2,223	△40,764	36,225
当期純利益又は当期純損失(△)	(千円)	9,047	3,741	2,512	△49,125	30,434
資本金	(千円)	156,935	175,935	175,935	179,235	179,235
発行済株式総数	(株)	18,777	19,777	19,777	19,977	19,977
純資産額	(千円)	234,582	276,323	278,836	236,311	266,745
総資産額	(千円)	423,051	583,056	624,503	805,695	897,035
1株当たり純資産額	(円)	12,493.06	13,971.97	14,099.03	236.58	267.05
1株当たり配当額 (1株当たり中間配当額)	(円)	— (—)	— (—)	— (—)	— (—)	— (—)
1株当たり当期純利益金額 又は当期純損失金額(△)	(円)	481.82	193.74	127.06	△49.37	30.47
潜在株式調整後 1株当たり当期純利益金額	(円)	—	—	—	—	—
自己資本比率	(%)	55.5	47.4	44.7	29.3	29.7
自己資本利益率	(%)	3.9	1.4	0.9	—	12.1
株価収益率	(倍)	—	—	—	—	—
配当性向	(%)	—	—	—	—	—
従業員数 [ほか、平均臨時雇用者数]	(名)	61 (—)	66 (8)	88 (7)	111 (5)	110 (11)

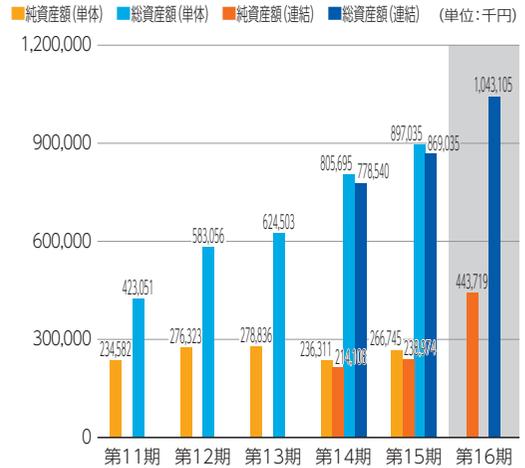
- (注) 1. 売上高には、消費税等は含まれておりません。
 2. 平成26年5月30日開催の臨時株主総会決議により、決算期を5月31日から10月31日に変更しました。従って、第14期は平成25年6月1日から平成26年10月31日までの17ヶ月間となっております。
 3. 潜在株式調整後1株当たり当期純利益金額については、第14期は新株予約権の残高はありますが、当社株式は非上場であり、期中平均株価が把握できず、また、1株当たり当期純損失金額であるため、記載しておりません。また、第11期、第12期、第13期、第15期は新株予約権の残高はありますが、当社株式は非上場であり、期中平均株価が把握できないため、記載しておりません。
 4. 当社は、平成28年10月1日付で、普通株式1株につき50株の株式分割を行いました。第14期の期首に当該株式分割が行われたと仮定し、1株当たり純資産額及び1株当たり当期純利益金額又は当期純損失金額を算定しております。
 5. 第14期の自己資本利益率については、当期純損失を計上しているため、記載しておりません。
 6. 株価収益率は、当社株式が非上場であるため記載しておりません。
 7. 従業員数は就業人員であり、臨時雇用者数(アルバイト及び派遣社員を含みます。)は、年間の平均員数を〔 〕内にて外数で記載しております。
 8. 第14期及び第15期の財務諸表については、株式会社東京証券取引所の有価証券上場規程第211条第6項の規定に基づき、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、有限責任監査法人トーマツにより監査を受けておりますが、第11期、第12期及び第13期の財務諸表については、監査を受けておりません。
 9. 平成28年10月1日付で普通株式1株につき50株の株式分割を行っております。
 なお、東京証券取引所自主規制法人(旧 日本取引所グループ)の引受担当者宛通知「[新規上場申請のための有価証券報告書(1の部)]の作成上の留意点について」(平成24年8月21日付東証上審第133号)に基づき、第11期の期首に当該株式分割が行われたと仮定して算定した場合の1株当たり指標の推移を参考までに掲げると、以下のとおりとなります。
 なお、第11期、第12期及び第13期の数値(1株当たり配当額についてはすべての数値)については、有限責任監査法人トーマツの監査を受けておりません。

回数 決算年月		第11期 平成23年5月	第12期 平成24年5月	第13期 平成25年5月	第14期 平成26年10月	第15期 平成27年10月
1株当たり純資産額	(円)	249.86	279.44	281.98	236.58	267.05
1株当たり当期純利益 又は当期純損失金額(△)	(円)	9.64	3.88	2.54	△49.37	30.47
潜在株式調整後 1株当たり当期純利益	(円)	—	—	—	—	—
1株当たり配当額 (うち、1株当たり中間配当額)	(円)	— (—)	— (—)	— (—)	— (—)	— (—)

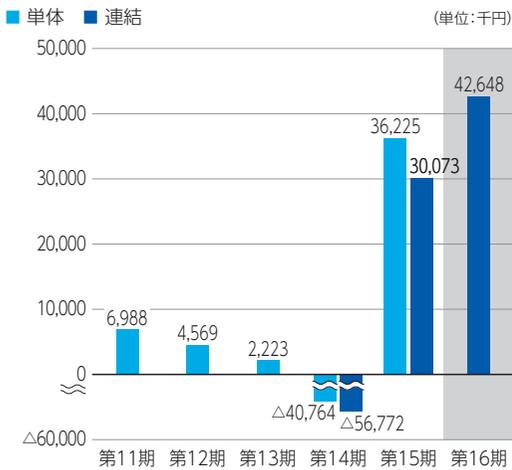
売上高



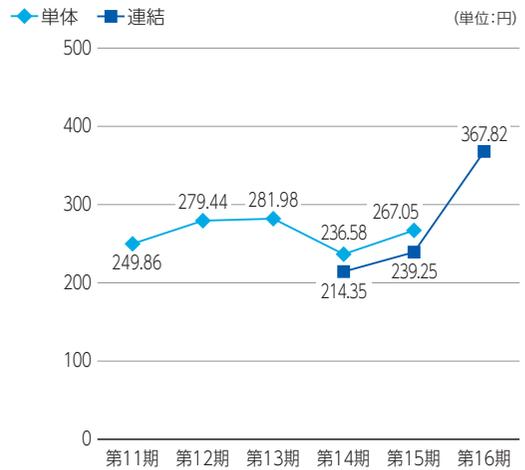
純資産額／総資産額



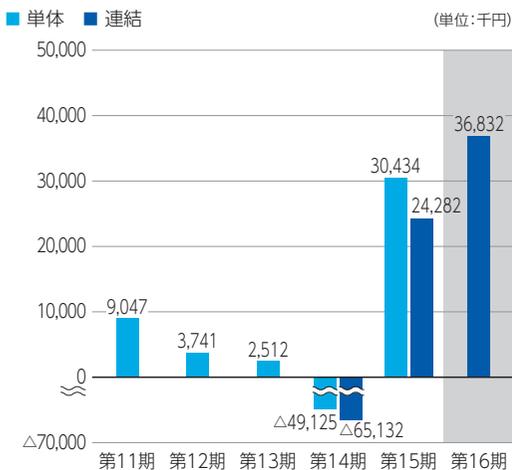
経常利益又は経常損失 (△)



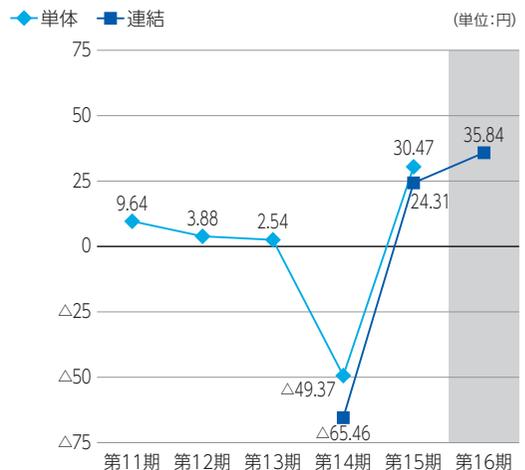
1株当たり純資産額



当期(親会社株主に帰属する当期) 純利益又は当期純損失 (△)



1株当たり当期純利益金額又は当期純損失金額 (△)



(注) 当社は、平成28年10月1日付で、普通株式1株につき50株の株式分割を行いました。 「1株当たり純資産額」及び「1株当たり当期純利益金額又は当期純損失金額 (△)」の各グラフでは、第11期の期首に当該分割が行われたと仮定して算出した場合の数値を表記しております。

目 次

	頁
【表紙】	1
第一部 【証券情報】	2
第1 【募集要項】	2
1 【新規発行株式】	2
2 【募集の方法】	3
3 【募集の条件】	4
4 【株式の引受け】	5
5 【新規発行による手取金の使途】	5
第2 【売出要項】	6
1 【売出株式(オーバーアロットメントによる売出し)】	6
2 【売出しの条件(オーバーアロットメントによる売出し)】	7
【募集又は売出しに関する特別記載事項】	8
第二部 【企業情報】	10
第1 【企業の概況】	10
1 【主要な経営指標等の推移】	10
2 【沿革】	14
3 【事業の内容】	15
4 【関係会社の状況】	26
5 【従業員の状況】	26
第2 【事業の状況】	27
1 【業績等の概要】	27
2 【生産、受注及び販売の状況】	30
3 【対処すべき課題】	31
4 【事業等のリスク】	32
5 【経営上の重要な契約等】	35
6 【研究開発活動】	35
7 【財政状態、経営成績及びキャッシュ・フローの状況の分析】	36
第3 【設備の状況】	39
1 【設備投資等の概要】	39
2 【主要な設備の状況】	39
3 【設備の新設、除却等の計画】	39

第4	【提出会社の状況】	40
1	【株式等の状況】	40
2	【自己株式の取得等の状況】	82
3	【配当政策】	82
4	【株価の推移】	82
5	【役員の状況】	83
6	【コーポレート・ガバナンスの状況等】	84
第5	【経理の状況】	91
1	【連結財務諸表等】	92
2	【財務諸表等】	167
第6	【提出会社の株式事務の概要】	181
第7	【提出会社の参考情報】	182
1	【提出会社の親会社等の情報】	182
2	【その他の参考情報】	182
第四部	【株式公開情報】	183
第1	【特別利害関係者等の株式等の移動状況】	183
第2	【第三者割当等の概況】	185
1	【第三者割当等による株式等の発行の内容】	185
2	【取得者の概況】	187
3	【取得者の株式等の移動状況】	188
第3	【株主の状況】	189
	監査報告書	巻末

【表紙】

【提出書類】	有価証券届出書
【提出先】	関東財務局長
【提出日】	平成28年12月21日
【会社名】	株式会社シャノン
【英訳名】	SHANON Inc.
【代表者の役職氏名】	代表取締役社長 中村 健一郎
【本店の所在の場所】	東京都港区三田三丁目13番16号
【電話番号】	03-6743-1551（代表）
【事務連絡者氏名】	取締役 経営管理担当兼経営管理本部長 友清 学
【最寄りの連絡場所】	東京都港区三田三丁目13番16号
【電話番号】	03-6743-1551（代表）
【事務連絡者氏名】	取締役 経営管理担当兼経営管理本部長 友清 学
【届出の対象とした募集(売出)有価証券の種類】	株式
【届出の対象とした募集(売出)金額】	募集金額 ブックビルディング方式による募集 178,500,000円 売出金額 (オーバーアロットメントによる売出し) ブックビルディング方式による売出し 31,500,000円 (注) 募集金額は、有価証券届出書提出時における見込額（会社法上の払込金額の総額）であり、売出金額は、有価証券届出書提出時における見込額であります。
【縦覧に供する場所】	該当事項はありません。

第一部 【証券情報】

第1 【募集要項】

1 【新規発行株式】

種類	発行数(株)	内容
普通株式	150,000(注)2	単元株式数は100株です。完全議決権株式であり、権利内容に何ら限定のない当社における標準となる株式であります。

(注) 1 平成28年12月21日開催の取締役会決議によっております。

2 発行数については、平成29年1月10日開催予定の取締役会において変更される可能性があります。

3 当社は、当社と元引受契約を締結する予定の後記「4 株式の引受け」欄記載の金融商品取引業者(以下「第1 募集要項」において「引受人」という。)に対し、上記引受株式数のうち、4,000株を上限として、福利厚生を目的に、当社従業員持株会を当社が指定する販売先(親引け先)として要請する予定であります。なお、親引けは、日本証券業協会の定める「株券等の募集等の引受け等に係る顧客への配分に関する規則」に従い、発行者が指定する販売先への売付け(販売先を示唆する等実質的に類似する行為を含む。)であります。

4 当社の定める振替機関の名称及び住所は、以下のとおりであります。

名称：株式会社証券保管振替機構

住所：東京都中央区日本橋茅場町二丁目1番1号

5 上記とは別に、平成28年12月21日開催の取締役会において、東洋証券株式会社を割当先とする当社普通株式22,500株の第三者割当増資を行うことを決議しております。

なお、その内容については、「募集又は売出しに関する特別記載事項 2 第三者割当増資とシンジケートカバー取引について」をご参照下さい。

2 【募集の方法】

平成29年1月18日に決定される予定の引受価額にて、引受人は、買取引受けを行い、当該引受価額と異なる価額(発行価格)で募集(以下「本募集」という。)を行います。引受価額は平成29年1月10日開催予定の取締役会において決定される会社法上の払込金額以上の価額となります。引受人は払込期までに引受価額の総額を当社に払込み、本募集における発行価格の総額との差額は引受人の手取金といたします。当社は、引受人に対して引受手数料を支払いません。

なお、本募集は、株式会社東京証券取引所(以下「取引所」という。)の定める「有価証券上場規程施行規則」第233条に規定するブックビルディング方式(株式の取得の申込みの勧誘時において発行価格又は売出価格に係る仮条件を投資家に提示し、株式に係る投資家の需要状況を把握したうえで発行価格等を決定する方法をいう。)により決定する価格で行います。

区分	発行数(株)	発行価額の総額(円)	資本組入額の総額(円)
入札方式のうち入札による募集	—	—	—
入札方式のうち入札によらない募集	—	—	—
ブックビルディング方式	150,000	178,500,000	96,600,000
計(総発行株式)	150,000	178,500,000	96,600,000

- (注) 1 全株式を引受人の買取引受けにより募集いたします。
- 2 上場前の公募増資を行うに際しての手続き等は、取引所の定める有価証券上場規程施行規則により規定されております。
- 3 発行価額の総額は、会社法上の払込金額の総額であり、有価証券届出書提出時における見込額であります。
- 4 資本組入額の総額は、会社法上の増加する資本金であり、平成28年12月21日開催の取締役会決議に基づき、平成29年1月18日に決定される予定の引受価額を基礎として、会社計算規則第14条第1項に基づき算出される資本金等増加限度額(見込額)の2分の1相当額を資本金に計上することを前提として算出した見込額であります。
- 5 有価証券届出書提出時における想定発行価格(1,400円)で算出した場合、本募集における発行価格の総額(見込額)は210,000,000円となります。
- 6 本募集に当たっては、需要状況を勘案し、オーバーアロットメントによる売出しを行う場合があります。なお、オーバーアロットメントによる売出しについては、後記「第2 売出要項 1 売出株式(オーバーアロットメントによる売出し)」及び「2 売出しの条件(オーバーアロットメントによる売出し)」をご参照下さい。
- 7 本募集に関連して、ロックアップに関する合意がなされております。その内容については、後記「募集又は売出しに関する特別記載事項 3 ロックアップについて」をご参照下さい。

3 【募集の条件】

(1) 【入札方式】

① 【入札による募集】

該当事項はありません。

② 【入札によらない募集】

該当事項はありません。

(2) 【ブックビルディング方式】

発行価格 (円)	引受価額 (円)	払込金額 (円)	資本 組入額 (円)	申込株 数単位 (株)	申込期間	申込 証拠金 (円)	払込期日
未定 (注) 1	未定 (注) 1	未定 (注) 2	未定 (注) 3	100	自 平成29年 1月20日(金) 至 平成29年 1月25日(水)	未定 (注) 4	平成29年 1月26日(木)

- (注) 1 発行価格は、ブックビルディング方式によって決定いたします。
発行価格は、平成29年1月10日に仮条件を決定し、当該仮条件による需要状況、上場日までの価格変動リスク等を総合的に勘案した上で、平成29年1月18日に引受価額と同時に決定する予定であります。
仮条件は、事業内容、経営成績及び財政状態、事業内容等の類似性が高い上場会社との比較、価格算定能力が高いと推定される機関投資家等の意見その他を総合的に勘案して決定する予定であります。
需要の申込みの受付に当たり、引受人は、当社株式が市場において適正な評価を受けることを目的に、機関投資家等を中心に需要の申告を促す予定であります。
- 2 払込金額は、会社法上の払込金額であり、平成29年1月10日開催予定の取締役会において決定する予定であります。また、「2 募集の方法」の冒頭に記載のとおり、発行価格と会社法上の払込金額及び平成29年1月18日に決定される予定の引受価額とは各々異なります。発行価格と引受価額との差額の総額は、引受人の手取金となります。
- 3 資本組入額は、1株当たりの増加する資本金であります。なお、平成28年12月21日開催の取締役会において、増加する資本金の額は、平成29年1月18日に決定される予定の引受価額を基礎として、会社計算規則第14条第1項に基づき算出される資本金等増加限度額の2分の1の金額とし、計算の結果1円未満の端数が生じたときは、その端数を切り上げるものとする、及び増加する資本準備金の額は資本金等増加限度額から増加する資本金の額を減じた額とする旨、決議しております。
- 4 申込証拠金は、発行価格と同一の金額とし、利息をつけません。申込証拠金のうち引受価額相当額は、払込期日に新株式払込金に振替充当いたします。
- 5 株式受渡期日は、平成29年1月27日(金)(以下「上場(売買開始)日」という。)の予定であります。本募集に係る株式は、株式会社証券保管振替機構(以下「機構」という。)の「株式等の振替に関する業務規程」に従い、機構にて取扱いますので、上場(売買開始)日から売買を行うことができます。
- 6 申込みの方法は、申込期間内に後記申込取扱場所へ申込証拠金を添えて申込みをするものといたします。
- 7 申込みに先立ち、平成29年1月11日から平成29年1月17日までの間で引受人に対して、当該仮条件を参考として需要の申告を行うことができます。当該需要の申告は変更又は撤回することが可能であります。販売に当たりましては、取引所の「有価証券上場規程」に定める株主数基準の充足、上場後の株式の流通性の確保等を勘案し、需要の申告を行わなかった投資家にも販売が行われることがあります。引受人は、公平かつ公正な販売に努めることとし、自社で定める配分に関する基本方針及び社内規程等に従い、販売を行う方針であります。配分に関する基本方針については引受人の店頭における表示又はホームページにおける表示等をご確認下さい。
- 8 引受価額が会社法上の払込金額を下回る場合は新株式の発行を中止いたします。

① 【申込取扱場所】

後記「4 株式の引受け」欄記載の引受人の全国の本店及び営業所で申込みの取扱いをいたします。

② 【払込取扱場所】

店名	所在地
株式会社三井住友銀行 自由が丘支店	東京都目黒区自由が丘二丁目11番12号

(注) 上記の払込取扱場所での申込みの取扱いは行いません。

4 【株式の引受け】

引受人の氏名又は名称	住所	引受株式数 (株)	引受けの条件
東洋証券株式会社	東京都中央区八丁堀四丁目7番1号	未定	1 買取引受けによります。 2 引受人は新株式払込金として、平成29年1月26日までに払込取扱場所へ引受価額と同額を払込むことといたします。 3 引受手数料は支払われません。ただし、発行価格と引受価額との差額の総額は引受人の手取金となります。
株式会社SBI証券	東京都港区六本木一丁目6番1号		
マネックス証券株式会社	東京都千代田区麹町二丁目4番地1		
みずほ証券株式会社	東京都千代田区大手町一丁目5番1号		
エース証券株式会社	大阪府大阪市中央区本町二丁目6番11号		
極東証券株式会社	東京都中央区日本橋茅場町一丁目4番7号		
計	—	150,000	—

- (注) 1 平成29年1月10日開催予定の取締役会において各引受人の引受株式数が決定される予定であります。
2 上記引受人と発行価格決定日(平成29年1月18日)に元引受契約を締結する予定であります。
3 引受人は、上記引受株式数のうち、1,500株を上限として、全国の販売を希望する引受人以外の金融商品取引業者に販売を委託する方針であります。

5 【新規発行による手取金の使途】

(1) 【新規発行による手取金の額】

払込金額の総額(円)	発行諸費用の概算額(円)	差引手取概算額(円)
193,200,000	5,000,000	188,200,000

- (注) 1 払込金額の総額は、会社法上の払込金額の総額とは異なり、新規発行に際して当社に払い込まれる引受価額の総額であり、有価証券届出書提出時における想定発行価格(1,400円)を基礎として算出した見込額であります。
2 発行諸費用の概算額には、消費税及び地方消費税(以下「消費税等」という。)は含まれておりません。
3 引受手数料は支払わないため、発行諸費用の概算額は、これ以外の費用を合計したものであります。

(2) 【手取金の使途】

上記の手取概算額188,200千円及び「1 新規発行株式」の(注)5に記載の第三者割当増資の手取概算額上限28,980千円の合計手取概算額上限217,180千円については、設備資金並びに運転資金(開発要員の人件費、人材採用費)に充当する予定であり、具体的には以下の①、②であります。

- ①当事業の競争力強化のためにシャノンマーケティングプラットフォームが提供するマーケティングオートメーション機能の強化並びに事業拡大に伴う取扱いデータ量の増加へ対応するためにシステム増強が不可欠となってきたことから、サーバー設備費用として平成29年10月期に20,501千円、平成30年10月期に29,100千円を充当する予定であります。
- ②運転資金の内訳としては平成29年10月期にシャノンマーケティングプラットフォームの継続的かつ迅速な機能改良、新機能の追加のために必要な開発人員の人件費として160,752千円、残額を事業拡大に向けた人材採用費用に充当する予定であります。

第2 【売出要項】

1 【売出株式(オーバーアロットメントによる売出し)】

種類	売出数(株)		売出価額の総額 (円)	売出しに係る株式の所有者の 住所及び氏名又は名称
—	入札方式のうち入札 による売出し	—	—	—
—	入札方式のうち入札 によらない売出し	—	—	—
普通株式	ブックビルディング 方式	22,500	31,500,000	東京都中央区八丁堀四丁目7番1号 東洋証券株式会社 22,500株
計(総売出株式)	—	22,500	31,500,000	—

- (注) 1 オーバーアロットメントによる売出しは、本募集に伴い、その需要状況を勘案し、東洋証券株式会社が行う売出しであります。したがって、オーバーアロットメントによる売出しに係る売出株式数は上限株式数を示したものであり、需要状況により減少若しくは中止される場合があります。
- 2 オーバーアロットメントによる売出しに関連して、当社は、平成28年12月21日開催の取締役会において、東洋証券株式会社を割当先とする当社普通株式22,500株の第三者割当増資の決議を行っております。また、東洋証券株式会社は、東京証券取引所においてオーバーアロットメントによる売出しに係る売出株式数を上限とする当社普通株式の買付け(以下「シンジケートカバー取引」という。)を行う場合があります。なお、その内容については、後記「募集又は売出しに関する特別記載事項 2 第三者割当増資とシンジケートカバー取引について」をご参照下さい。
- 3 上場前の売出しを行うに際しての手続き等は、取引所の有価証券上場規程施行規則により規定されております。
- 4 「第1 募集要項」における株式の発行を中止した場合には、オーバーアロットメントによる売出しも中止いたします。
- 5 売出価額の総額は、有価証券届出書提出時における想定売出価格(1,400円)で算出した見込額であります。
- 6 振替機関の名称及び住所は、「第1 募集要項 1 新規発行株式」の(注)4に記載した振替機関と同一であります。

2 【売出しの条件(オーバーアロットメントによる売出し)】

(1) 【入札方式】

① 【入札による売出し】

該当事項はありません。

② 【入札によらない売出し】

該当事項はありません。

(2) 【ブックビルディング方式】

売出価格 (円)	申込期間	申込株 数単位 (株)	申込証拠金 (円)	申込受付場所	引受人の住所及び氏名又は名称	元引受契約の内容
未定 (注) 1	自 平成29年 1月20日(金) 至 平成29年 1月25日(水)	100	未定 (注) 1	東洋証券株 式会社の本 店及び全国 各支店	—	—

- (注) 1 売出価格及び申込証拠金については、本募集における発行価格及び申込証拠金とそれぞれ同一とし、売出価格決定日(平成29年1月18日)に決定する予定であります。ただし、申込証拠金には、利息をつけません。
- 2 株式受渡期日は、本募集における株式受渡期日と同じ上場(売買開始)日の予定であります。オーバーアロットメントによる売出しに係る株式は、機構の「株式等の振替に関する業務規程」に従い、機構にて取扱いますので、上場(売買開始)日から売買を行うことができます。
- 3 申込みの方法は、申込期間内に上記申込受付場所へ申込証拠金を添えて申込みをするものとしたします。
- 4 東洋証券株式会社の販売方針は、「第1 募集要項 3 募集の条件 (2) ブックビルディング方式」の(注) 7に記載した販売方針と同様であります。

【募集又は売出しに関する特別記載事項】

1 東京証券取引所マザーズへの上場について

当社は、「第1 募集要項」における新規発行株式及び「第2 売出要項」における売出株式を含む当社普通株式について、東洋証券株式会社を主幹事会社として、東京証券取引所マザーズへの上場を予定しております。

2 第三者割当増資とシンジケートカバー取引について

オーバーアロットメントによる売出しの対象となる当社普通株式は、オーバーアロットメントによる売出しのため、主幹事会社が当社株主である中村 健一郎(以下「貸株人」という。)より借入れる株式であります。これに関連して、当社は、平成28年12月21日開催の取締役会において、主幹事会社を割当先とする当社普通株式22,500株の第三者割当増資(以下「本件第三者割当増資」という。)を行うことを決議しております。本件第三者割当増資の会社法上の募集事項については、以下のとおりであります。

(1)	募集株式の数	当社普通株式22,500株
(2)	募集株式の払込金額	未定 (「第1 募集要項」に記載の募集株式の払込金額と同一とする。)
(3)	割当価格	未定 (「第1 募集要項」に記載の募集株式の引受価額と同一とする。)
(4)	増加する資本金及び資本準備金に関する事項	増加する資本金の額は割当価格を基礎とし、会社計算規則第14条第1項に基づき算出される資本金等増加限度額の2分の1の金額とし、計算の結果1円未満の端数が生じたときは、その端数を切り上げるものとする。また、増加する資本準備金の額は、資本金等増加限度額から増加する資本金の額を減じた額とする。
(5)	払込期日	平成29年3月3日(金)
(6)	払込場所	東京都目黒区自由が丘二丁目11番12号 株式会社三井住友銀行 自由が丘支店

主幹事会社は、貸株人から借受けた株式を、本件第三者割当増資による株式の割当て又は下記のシンジケートカバー取引若しくはその双方により取得した株式により返還します。

また、主幹事会社は、上場(売買開始)日から平成29年2月24日までの間、貸株人から借入れる株式の返却を目的として、東京証券取引所においてオーバーアロットメントによる売出しに係る売出株式数を上限とするシンジケートカバー取引を行う場合があります。

主幹事会社は、シンジケートカバー取引により取得した株式について、当該株式数については、割当てに応じない予定でありますので、その場合には本件第三者割当増資における発行数の全部又は一部につき申込みが行われず、その結果、失権により本件第三者割当増資における最終的な発行数が減少する、又は発行そのものが全く行われない場合があります。また、シンジケートカバー取引期間内においても、主幹事会社の判断でシンジケートカバー取引を全く行わないか若しくは上限株式数に至らない株式数でシンジケートカバー取引を終了させる場合があります。

3 ロックアップについて

本募集に関連して、当社株主であるジェイ・エス・ピー・エフ3号投資事業有限責任組合、株式会社サンブリッジコーポレーション、MICイノベーション3号投資事業有限責任組合及びNTTファイナンス株式会社は、主幹事会社に対し、元引受契約締結日から上場（売買開始）日（当日を含む。）後90日目の平成29年4月26日までの期間中、主幹事会社の事前の書面による同意なしには、当社株式の売却（ただし、その売却価格が「第1 募集要項」における発行価格の1.5倍以上であって、東京証券取引所における初値が形成された後に主幹事会社を通して行う東京証券取引所での売却等は除く。）等を行わない旨合意しております。

また、貸株人である中村 健一郎並びに当社株主である永島 毅一郎及び堀 譲治は、主幹事会社に対し、元引受契約締結日から上場（売買開始）日（当日を含む。）後90日目の平成29年4月26日までの期間中、主幹事会社の事前の書面による同意なしには、当社株式の売却（ただし、オーバーアロットメントによる売出しのために当社普通株式を貸し渡すこと等は除く。）等を行わない旨合意しております。

加えて、当社は主幹事会社に対し、元引受契約締結日から上場（売買開始）日（当日を含む。）後180日目の平成29年7月25日までの期間中、主幹事会社の事前の書面による同意なしには、当社株式の発行、当社株式に転換若しくは交換される有価証券の発行又は当社株式を取得若しくは受領する権利を付与された有価証券の発行（ただし、本募集、株式分割、ストックオプションとしての新株予約権の発行及びオーバーアロットメントによる売出しに関連し、平成28年12月21日開催の当社取締役会において決議された主幹事会社を割当先とする第三者割当増資等を除く。）等を行わない旨合意しております。

なお、上記のいずれの場合においても、主幹事会社はロックアップ期間中であってもその裁量で当該合意の内容を一部若しくは全部につき解除できる権限を有しております。

上記のほか、当社は、取引所の定める有価証券上場規程施行規則の規定に基づき、上場前の第三者割当等による募集株式の割当等に関し、割当を受けた者との間で継続所有等の確約を行っております。その内容については、「第四部 株式公開情報 第2 第三者割当等の概況」をご参照ください。

第二部 【企業情報】

第1 【企業の概況】

1 【主要な経営指標等の推移】

(1) 連結経営指標等

回次	第14期	第15期
決算年月	平成26年10月	平成27年10月
売上高 (千円)	1,814,690	1,411,473
経常利益又は 経常損失(△) (千円)	△56,772	30,073
当期純利益又は 当期純損失(△) (千円)	△65,132	24,282
包括利益 (千円)	△64,396	24,866
純資産額 (千円)	214,108	238,974
総資産額 (千円)	778,540	869,035
1株当たり純資産額 (円)	214.35	239.25
1株当たり当期純利益金額 又は当期純損失金額(△) (円)	△65.46	24.31
潜在株式調整後 1株当たり当期純利益金額 (円)	—	—
自己資本比率 (%)	27.5	27.5
自己資本利益率 (%)	—	10.7
株価収益率 (倍)	—	—
営業活動による キャッシュ・フロー (千円)	38,296	207,750
投資活動による キャッシュ・フロー (千円)	△192,135	△190,180
財務活動による キャッシュ・フロー (千円)	188,166	7,672
現金及び現金同等物 の期末残高 (千円)	120,118	145,884
従業員数 〔ほか、平均臨時 雇用者数〕 (名)	114 〔5〕	114 〔11〕

(注) 1. 売上高には、消費税等は含まれておりません。

2. 当社は、第14期より連結財務諸表を作成しております。

3. 平成26年5月30日開催の臨時株主総会決議により、決算期を5月31日から10月31日に変更しました。したがって、第14期は平成25年6月1日から平成26年10月31日までの17ヶ月間となっております。

4. 潜在株式調整後1株当たり当期純利益金額については、第14期は潜在株式が存在するものの、当社株式は非上場であり、期中平均株価が把握できず、また、1株当たり当期純損失金額であるため、記載しておりません。また、第15期は潜在株式が存在するものの、当社株式は非上場であり、期中平均株価が把握できないため、記載しておりません。

5. 当社は、平成28年10月1日付で、普通株式1株につき50株の株式分割を行いました。第14期の期首に当該株式分割が行われたと仮定し、1株当たり純資産額及び1株当たり当期純利益金額又は当期純損失金額を算定しております。

6. 第14期の自己資本利益率については、当期純損失を計上しているため、記載しておりません。

7. 株価収益率は、当社株式が非上場であるため記載しておりません。

8. 従業員数は就業人員であり、臨時雇用者数（アルバイト及び派遣社員を含みます。）は、年間の平均人員数を〔 〕内にて外数で記載しております。
9. 前連結会計年度(第14期)及び当連結会計年度(第15期)の連結財務諸表については、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、有限責任監査法人トーマツによる監査を受けております。

(2) 提出会社の経営指標等

回次	第11期	第12期	第13期	第14期	第15期
決算年月	平成23年 5月	平成24年 5月	平成25年 5月	平成26年10月	平成27年10月
売上高 (千円)	540,818	786,473	955,643	1,814,690	1,411,473
経常利益又は 経常損失(△) (千円)	6,988	4,569	2,223	△40,764	36,225
当期純利益又は 当期純損失(△) (千円)	9,047	3,741	2,512	△49,125	30,434
資本金 (千円)	156,935	175,935	175,935	179,235	179,235
発行済株式総数 (株)	18,777	19,777	19,777	19,977	19,977
純資産額 (千円)	234,582	276,323	278,836	236,311	266,745
総資産額 (千円)	423,051	583,056	624,503	805,695	897,035
1株当たり純資産額 (円)	12,493.06	13,971.97	14,099.03	236.58	267.05
1株当たり配当額 (1株当たり中間配当額) (円)	— (—)	— (—)	— (—)	— (—)	— (—)
1株当たり当期純利益金額 又は当期純損失金額(△) (円)	481.82	193.74	127.06	△49.37	30.47
潜在株式調整後 1株当たり当期純利益 金額 (円)	—	—	—	—	—
自己資本比率 (%)	55.45	47.40	44.65	29.33	29.74
自己資本利益率 (%)	3.86	1.35	0.90	—	12.10
株価収益率 (倍)	—	—	—	—	—
配当性向 (%)	—	—	—	—	—
従業員数 〔ほか、平均臨時 雇用者数〕 (名)	61 〔—〕	66 〔8〕	88 〔7〕	111 〔5〕	110 〔11〕

(注) 1. 売上高には、消費税等は含まれておりません。

2. 平成26年5月30日開催の臨時株主総会決議により、決算期を5月31日から10月31日に変更しました。従って、第14期は平成25年6月1日から平成26年10月31日までの17ヶ月間となっております。

3. 潜在株式調整後1株当たり当期純利益金額については、第14期は新株予約権の残高はありますが、当社株式は非上場であり、期中平均株価が把握できず、また、1株当たり当期純損失金額であるため、記載しておりません。また、第11期、第12期、第13期、第15期は新株予約権の残高はありますが、当社株式は非上場であり、期中平均株価が把握できないため、記載しておりません。

4. 当社は、平成28年10月1日付で、普通株式1株につき50株の株式分割を行いました。第14期の期首に当該株式分割が行われたと仮定し、1株当たり純資産額及び1株当たり当期純利益金額又は当期純損失金額を算定しております。

5. 第14期の自己資本利益率については、当期純損失を計上しているため、記載しておりません。

6. 株価収益率は、当社株式が非上場であるため記載しておりません。

7. 従業員数は就業人員であり、臨時雇用者数(アルバイト及び派遣社員を含みます。)は、年間の平均人員数を〔 〕内にて外数で記載しております。

8. 前事業年度(第14期)及び当事業年度(第15期)の財務諸表については、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、有限責任監査法人トーマツにより監査を受けておりますが、第11期、第12期及び第13期の財務諸表については、監査を受けておりません。

9. 平成28年10月1日付で普通株式1株につき50株の株式分割を行っております。
 そこで、東京証券取引所自主規制法人（現 日本取引所自主規制法人）の引受担当者宛通知「『新規上場申請のための有価証券報告書（Iの部）』の作成上の留意点について」（平成24年8月21日付東証上審第133号）に基づき、第11期の期首に当該株式分割が行われたと仮定して算定した場合の1株当たり指標の推移を参考までに掲げると、以下のとおりとなります。
 なお、第11期、第12期及び第13期の数値（1株当たり配当額についてはすべての数値）については、有限責任監査法人トーマツの監査を受けておりません。

回次	第11期	第12期	第13期	第14期	第15期
決算年月	平成23年5月	平成24年5月	平成25年5月	平成26年10月	平成27年10月
1株当たり純資産額 (円)	249.86	279.44	281.98	236.58	267.05
1株当たり当期純利益 又は当期純損失金額(△) (円)	9.64	3.88	2.54	△49.37	30.47
潜在株式調整後 1株当たり当期純利益 (円)	—	—	—	—	—
1株当たり配当額 (うち、1株当たり中間 配当額)	— (—)	— (—)	— (—)	— (—)	— (—)

2 【沿革】

平成12年8月に現在の代表取締役社長中村健一郎が大学在学中に友人と共に当社の前身となる有限会社シャノンを創業しました。同社では主に展示会来場申込受付管理・出展者書類提出管理システムの受託開発・販売事業を行っておりました。同事業の拡大を目的に株式会社に組織変更しました。

その後の経緯は以下のとおりであります。

年月	概要
平成12年8月	東京都世田谷区下馬にコンピューターソフトウェアの企画、制作等を目的として、有限会社シャノン（資本金3百万円）を設立
平成14年3月	本社を東京都世田谷区下馬から東京都目黒区自由が丘に移転
平成14年4月	更なる事業の拡大を目的として株式会社へと組織を変更
平成15年12月	本社を東京都目黒区自由が丘から東京都港区赤坂七丁目に移転
平成16年12月	ISO/IES27001認証取得（認証機関 B S I グループジャパン株式会社）（認証登録番号 IS89514）
平成18年1月	セミナー・イベント申込受付管理ASPサービス『スマートセミナー』クラウド版をリリース
平成18年8月	本社を東京都港区赤坂七丁目から東京都港区赤坂六丁目に移転
平成20年5月	プライバシーマーク制度認定取得（登録番号 第10822938(04)号）
平成20年7月	本社を東京都港区赤坂六丁目から東京都港区虎ノ門に移転
平成20年7月	ASP・SaaSの安全・信頼性に係る情報開示認定取得（認定 第0042-0811号）
平成23年2月	統合型マーケティング支援サービス『シャノンマーケティングプラットフォーム』をリリース
平成25年2月	中華人民共和国上海市に、開発拠点として、想能信息科技有限公司（上海）有限公司（連結子会社）を設立
平成25年9月	宮崎県宮崎市に宮崎支社を設立
平成28年2月	本社を東京都港区虎ノ門から東京都港区三田に移転
平成28年4月	大阪府大阪市に関西オフィスを開設

3 【事業の内容】

当社グループは、当社、連結子会社である想能信息科技有限公司（上海）有限公司の2社で構成されております。

当社グループはミッションとして「テクノロジーとサイエンスにもとづくマーケティングによって、顧客の市場拡大と利益最大化を実現し、企業のより創造的な活動に貢献します」を掲げており、またビジョンとしては「企業のマーケティング課題を解決するマーケティングクラウドのリーディングカンパニーとなり、顧客から最も信頼される企業」を目指して事業運営を行っております。

当社グループは、クラウド製品である統合型マーケティング（※1）支援サービス『シャノンマーケティングプラットフォーム』の開発・販売及び関連するマーケティングコンサルティングサービスの提供を行っております。また、連結子会社である想能信息科技有限公司（上海）有限公司では、『シャノンマーケティングプラットフォーム』の開発の一部を行っております。

ダイレクトメール・電子メールやWeb広告、Webサイト等のマーケティング活動は、従来は不特定多数の顔の見えない顧客やリード（※2）を対象としたマスマーケティング（※3）が主流でしたが、より効果を上げるために顧客ごとに最適な情報を最適なタイミングで提供するニーズが高まっており、企業内に蓄積・散在している大量のデータやデジタルマーケティング（※4）活動を通じて取得したデータを効率的に活用することができるマーケティングオートメーションへの注目が高まってきております。

マーケティングオートメーションとは、リードの獲得及び商談化のプロセスを高度化・自動化するツールであり、興味・関心や行動が異なる顧客ごとに「最適なコンテンツ」を「最適なタイミング」で「最適なチャネル」で提供できる仕組みであります。

当社グループは、国内企業としていち早くこのマーケティングオートメーションの重要性に着目し、平成23年2月に統合型マーケティング支援サービス『シャノンマーケティングプラットフォーム』をリリースして以来、国内マーケティングオートメーション市場の創出に務め、日本における企業のマーケティング活動の効率化やマーケティング課題の解決を支援してまいりました。

当社グループの事業は、『シャノンマーケティングプラットフォーム』による「マーケティングプラットフォーム事業」の単一セグメントとしております。当該事業は、「マーケティングオートメーション」、「イベントマーケティング」の2つのサービスから構成されております。

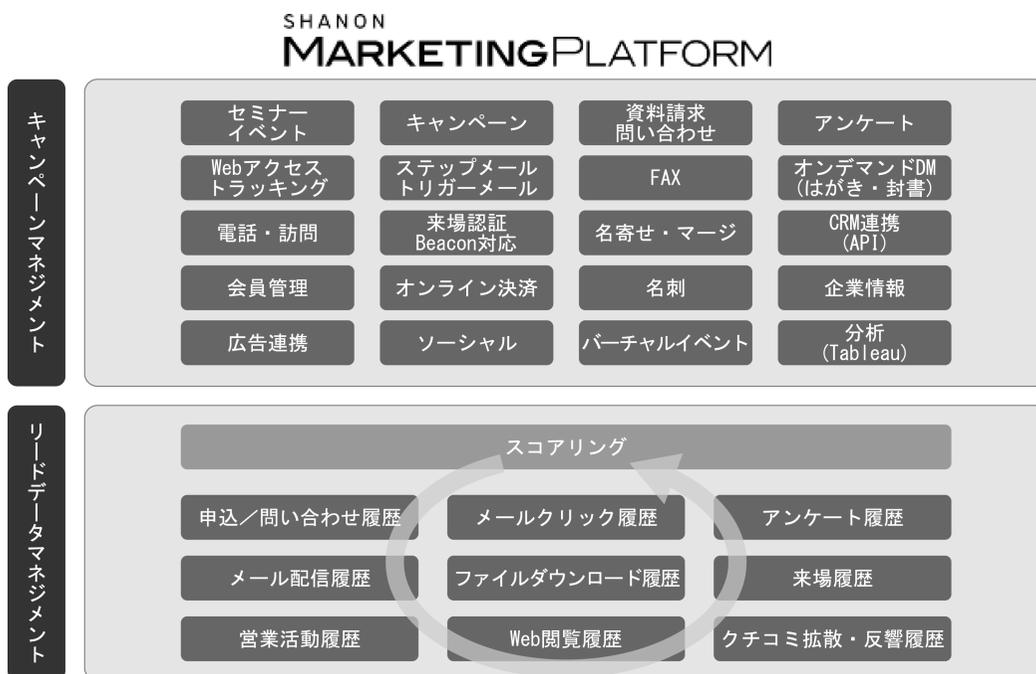
(1) 当社グループのサービス内容

① マーケティングオートメーション

当サービスは、主にB to B企業に対して、『シャノンマーケティングプラットフォーム』のクラウドでの提供を軸に顧客企業のマーケティング業務の効率化・自動化等の支援、同サービス利用顧客企業のマーケティング戦略の立案・支援、メール・Webサイト等のマーケティングコンテンツの作成、効果分析、運用代行等のコンサルティングサービスを提供しております。

当サービスの中心となる『シャノンマーケティングプラットフォーム』は、クラウド上で豊富な業務支援機能を搭載しており、オンライン・オフラインを問わず多岐にわたるマーケティング施策の運用効率化から、マーケティングデータの取得管理・活用、マーケティングの見える化（※5）までワンストップで実現します。

(マーケティングオートメーションの基本機能)



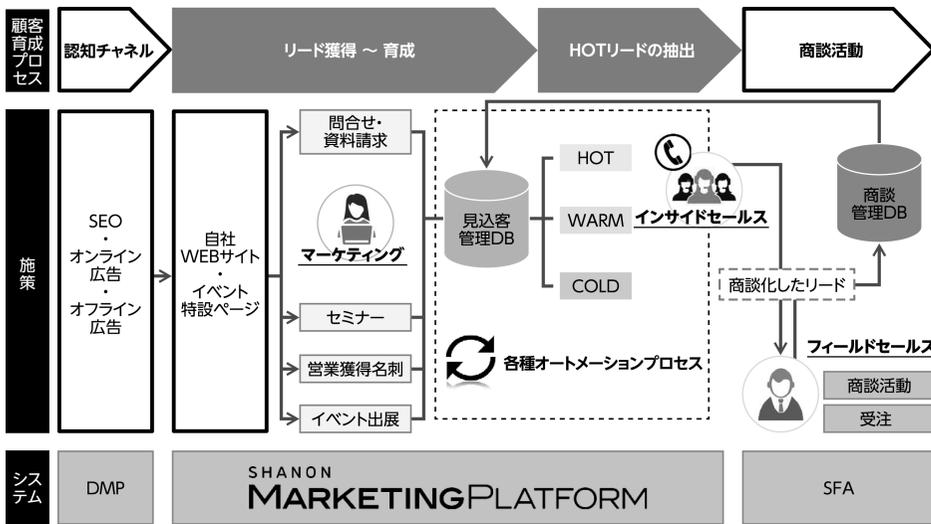
<基本機能の概要>

「キャンペーンマネジメント」：リード（見込客）を獲得するための各種マーケティング施策を統合的に管理する機能群

「リードデータマネジメント」：各種マーケティング施策を通じて獲得したリードの情報及びリードの行動・コミュニケーション履歴管理機能群

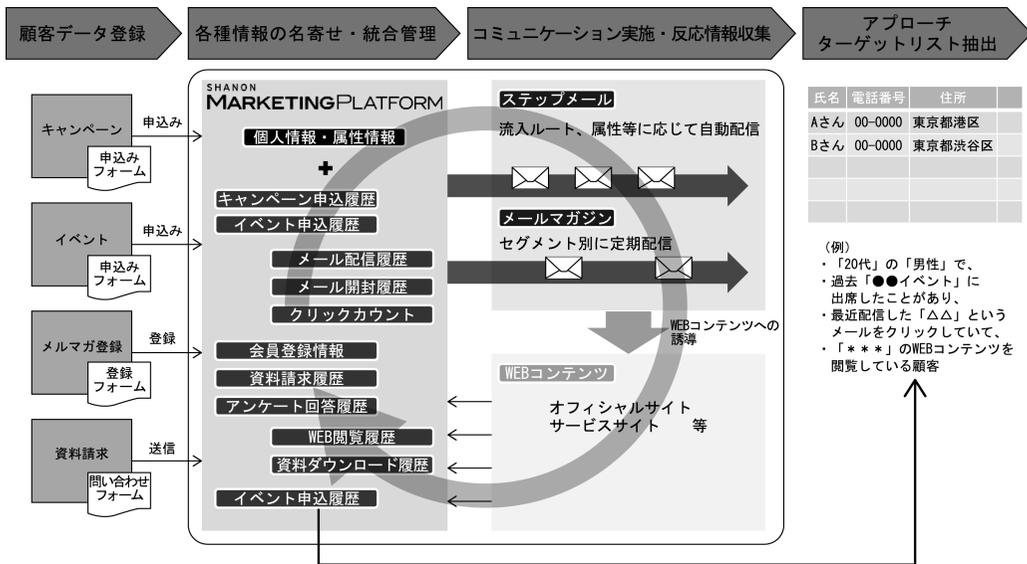
代表的な用途	内容
リード情報の獲得及び一元管理	キャンペーンやイベント、セミナー等、複数のルートから獲得されたリード（見込客）情報をマージ（名寄せ）して、一元管理することが可能です。オンラインだけでなく、オフラインキャンペーンで獲得した情報も統合管理することができます。
複合検索	リードの個人情報・履歴情報を組み合わせた複合検索により、機動的なターゲット抽出が実施できます。複合検索により、顧客自身の行動・反応を織り込んだ有効性の高いターゲット・セグメンテーションを実現いたします。
豊富なメール配信機能	ターゲット抽出条件、コンテンツ、配信タイミング等の柔軟な設定が可能です。 （主なメール配信機能） 一斉メール配信、予約配信、オートリプライ、管理者への通知、差し込み配信、重複アドレスへの配信防止、配信条件指定、配信停止受付、開封履歴管理、クリックカウント
キャンペーン・セミナー・イベント運営業務の効率化	「自動化」「見える化」「定型化」により、運営事務コストを軽減することができます。 「自動化」：告知ページの公開から、定員管理、受付期間終了までを自動制御 「見える化」：「今の申込み状況は？」「現時点で、何人が来場している？」「キャンセルした人は誰？」といった情報をリアルタイムで管理・情報共有 「定型化」：出席者へのお礼メール、欠席者のフォロー、関連コンテンツや次回開催案内等、必要なアクションを定型化することで、タイムリーかつきめ細かな顧客コミュニケーションに事務コストをかけずに実現
Webアクセス・閲覧履歴の個人別トラッキング	リード（見込客）個人のWeb閲覧履歴をモニタリングすることで、興味・関心の対象とその程度（レベル）が分析することが可能となり、次にとるべき対応や準備すべき事項を明確化することができます。提案コンテンツやフォロースキーム等の細かな計画・実施ができるため、成約までの確率をさらに高めることが期待できます。
リードの本気度・重要度のスコアリングおよび自動集計	リード（見込客）の行動履歴や登録プロフィール（※6）の項目に任意の配点を行い自動集計することにより、本気度・重要度の高い顧客を抽出し、効率的な次のアクションを支援いたします。
リードの行動・反応に対する自動リアクション	リード（見込客）のスコアリングをリアルタイムで自動集計した結果、合計スコアが指定の値に達したとき、あるいは、顧客が特定コンテンツを閲覧したとき等、事前に決めた条件を満たしたタイミングで、自動的に次のマーケティング・アクションを実行することが可能です。
名刺情報デジタル化サービス『アステジ』	お預かりした大量の名刺情報を明日（翌営業日）までにデジタル化し、自動的に『シャノンマーケティングプラットフォーム』にデータ登録することができます。

(販売プロセスにおけるマーケティングオートメーションのイメージ)



※7 SEO、※8 HOT WARM COLD、※9 インサイドセールス、※10 フィールドセールス

(マーケティングプロセスにおけるシャノンマーケティングプラットフォームの利用イメージ)



当サービスから得られる収入は、下表のとおりに大別されます。

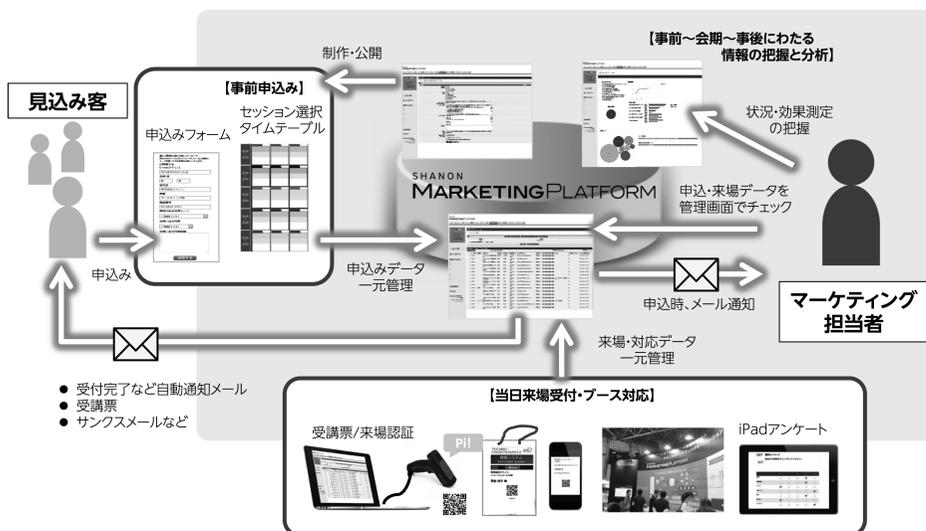
売上種別	サービス内容	概要
サブスクリプション	システム利用料 (月額定額)	『シャノンマーケティングプラットフォーム』の料金プランに基づく月額基本料金
	システム利用料 (従量課金)	『シャノンマーケティングプラットフォーム』のオプション機能の利用の有無、ユーザーが保有する見込客数や利用キャンペーン数等に応じて発生する従量課金収入
プロフェッショナルサービス	各種サービス収入	『シャノンマーケティングプラットフォーム』の導入時および既存利用顧客へのコンサルティング・設計・作業費用
	BPOサービス	『シャノンマーケティングプラットフォーム』利用顧客企業へのBPO(※11)サービスの提供

② イベントマーケティング

当サービスでは、多くの出展企業を集めた大規模なイベントや展示会、企業によるプライベートショー(※12)において、『シャノンマーケティングプラットフォーム』を使った申込受付管理やバーコード・QRコード来場者認証、アフターフォローのメール運用等をワンストップで効率的に実現するクラウドサービスの提供に加えて、iPadでのアンケート、イベント用モバイルアプリ等、各種デジタルデバイスを活用したイベント・展示会等の開催・運営支援を行っております。

当サービスの対象顧客は、展示会主催者、中・大規模のプライベートショーを主催する企業、プライベートショー・イベント・展示会のプロデュースを行う広告代理店になります。

「イベントマーケティング」の具体例



当サービスから得られる収入は、イベント・展示会ごとに開催・運営に係わるシステム提供、コンサルティングサービスの提供に伴うサービス売上、並びに、イベント・展示会の会期当日の運営支援業務に伴うアウトソーシング売上が主であります。

サービス内容	概要
システム導入サービス	『シャノンマーケティングプラットフォーム』の導入時に発生するコンサルティング・設計・システム導入作業費用及びイベントにおけるシステム利用料
アウトソーシングサービス	イベント・展示会の会期当日に利用する機材レンタルサービス、事務局運営支援サービス

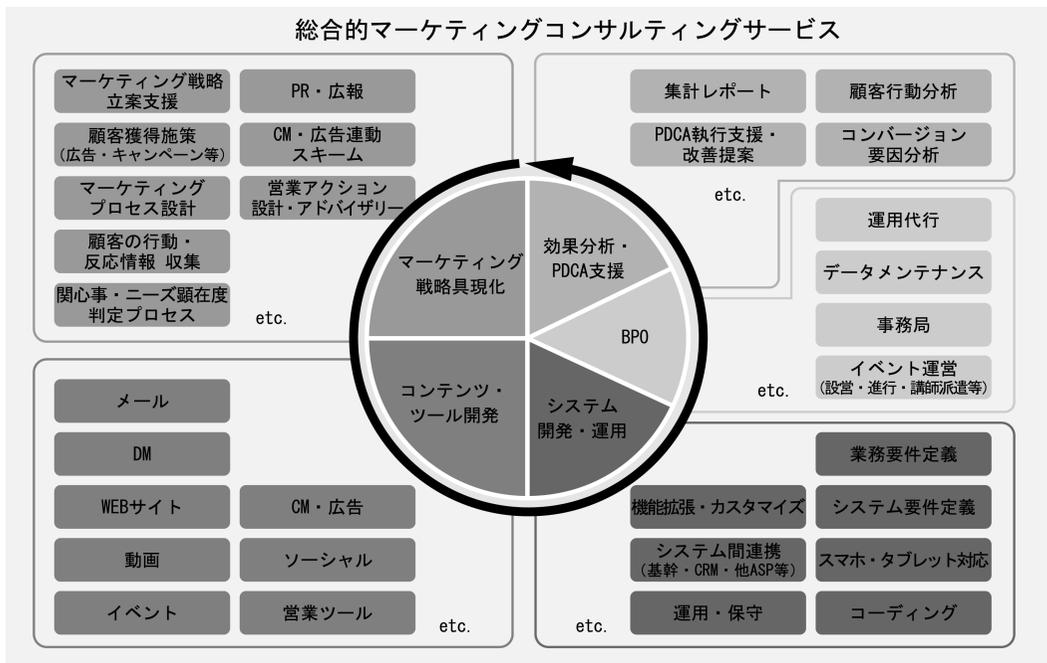
(2) 事業モデルの特徴

① ワンストップでの統合マーケティング支援サービスの提供

当社グループは『シャノンマーケティングプラットフォーム』の提供だけではなく、マーケティングコンサルティング、BPO、システム開発支援及び運用といった各種周辺サービスを「総合的マーケティングコンサルティングサービス」として顧客企業にワンストップで提供しております。顧客企業の事業背景、ビジネス課題、マーケティングにおける課題を理解し、その課題解決のためのソリューション提供を目指して『シャノンマーケティングプラットフォーム』の導入・運用までを一気通貫で支援しております。

日本の企業には、未だマーケティングのプロフェッショナルが少ないため、新たに総合的なマーケティング戦略やマーケティングオートメーションにチャレンジしようとする場合、製品だけを導入してもその運用が徹底できずに、思うような成果を出せないケースが多いと思っております。こうした背景の中で当社グループが持つ『シャノンマーケティングプラットフォーム』の提供と「総合的マーケティングコンサルティングサービス」をワンストップで行うことができるサービス事業への市場ニーズは高まっていると考えております。

(総合的マーケティングコンサルティングサービスの全体像イメージ)



② マーケティングオートメーションとイベントマーケティングの事業上のシナジー

当社グループは『シャノンマーケティングプラットフォーム』をマーケティングオートメーションとイベントマーケティングの2つのサービスとして提供しており、お客様の短期的マーケティング戦略の施策の一つとしてのイベントマーケティングとマーケティングオートメーションを用いた長期的マーケティング戦略の両方を当社が支援することで、高い事業シナジーを持つ戦略構造となっております。

イベントマーケティングを通じて培われている、マーケティング現場の実業務をベースとしたオフラインマーケティングのナレッジや機能開発、各種デバイスを活用したマーケティングデータの取得や活用は、マーケティングオートメーションのサービスに対してソリューションの幅広さや深みを生み出しており、マーケティング現場の運用に強い製品として成長してきております。

例えば、『シャノンマーケティングプラットフォーム』はイベントや展示会の現場で集める大量の個人情報やアンケート情報を短期間でデジタル化し、リードDB（データベース）と統合させて、長期的なマーケティング活動に活用できるようにすることが可能ですが、このデジタル化はタイムリーに実施し、見込客の記憶のある間に次のアプローチへ繋げる必要があります。

③ 安定的な収益基盤

当社グループの主要サービスであるマーケティングオートメーションにおいて『シャノンマーケティングプラットフォーム』は、マーケティング業務の基幹システムとして顧客企業に利用されることによりサブスクリプション売上を長期間にわたり継続的に確保することが可能となっております。このサブスクリプション売上は、当社グループの収益基盤の安定性に寄与すると共に、既存顧客への各種サービスのアップセルといった後続のフロービジネスの獲得にも寄与しております。

なお、サブスクリプション売上を構成する契約アカウント数の推移は以下のとおりであります。

	契約アカウント数（各期末時点）
平成25年5月期	221
平成26年10月期	280
平成27年10月期	288
平成28年10月期第3四半期	289

④ 積極的な外部連携

当社グループは『シャノンマーケティングプラットフォーム』と国内外の先進的な製品ツール・サービスを接続し、お客様への新しい価値を必要な形で提供する「シャノンコネクト」を展開しております。

当社グループは、「シャノンコネクト」にパートナーエコシステム（※13）として一体となったオープンプラットフォーム（※14）を構築しており、データ分析、CRM（※15）、SFA（※16）、モバイル、コンテンツ、広告、ソーシャルメディア（※17）等の連携サービスを積極的に追加し、積極的に他社との協業を推進しております。

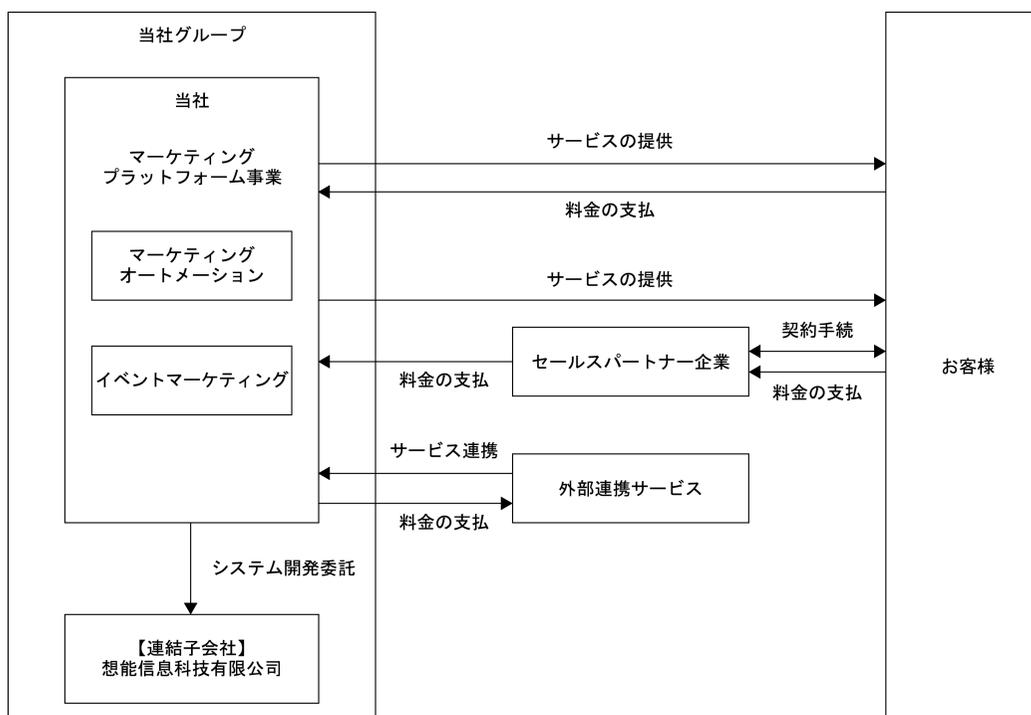
（連携ラインナップ）

連携分野	連携サービス（企業）	概要
企業データ連携	企業データ連携（株式会社ランドスケイプ）	登録リードに対する企業データ付与ができるようになり、企業名でのリードデータ名寄せや企業属性でのターゲティングが容易になります。
	どこどこJ P（サイバーエリアリサーチ株式会社）	I P（※18）を活用したWebアクセスデータに対する企業データ付与が可能になり、『シャノンマーケティングプラットフォーム』のダッシュボード機能により自社のWebに対してどんな企業がアクセスしているかが可視化されます。
Web解析	Google Analytics (Google Inc.)	『シャノンマーケティングプラットフォーム』トラッキングデータのGoogle Analytics連携により、Webアクセスユーザーのうち『シャノンマーケティングプラットフォーム』の登録リード属性情報を用いたWeb解析が可能になります。
SFA・CRM	Sales Cloud (Salesforce. com)	リードデータおよび履歴データとSFA連携することにより、マーケティングパイプラインとセールスパイプラインを結びつけ、最終商談結果でのマーケティングROI（※19）が見えるようになります。

連携分野	連携サービス・企業	概要
B I ・ データ分析	Tableau (Tableau Software, Inc)	セルフサービス B I (※20) である Tableau デスクトップを用いて、『シャノンマーケティングプラットフォーム』データと外部データの組み合わせでの高度なマーケティングデータ分析が可能になります。
	adelie (株式会社サイカ)	『シャノンマーケティングプラットフォーム』の登録リードと各種履歴データを、adelie の回帰分析を用いて、影響度の高いマーケティング施策の可視化等の統計分析が可能になります。
D S P (※21) / DM P (※22)	Audience Search (株式会社インティメート・マージャー)	『シャノンマーケティングプラットフォーム』登録リード属性を用いたターゲティング広告配信や、登録リードと類似するオーディエンスへの広告配信が可能になります。
E A I	SkyOnDemand (株式会社テラスカイ) Dataspider (株式会社アプレッソ) Asteria (インフォテリア株式会社)	E A I (※23) が持つ各種アダプタを用いて、データ連携が可能になります。具体的には『シャノンマーケティングプラットフォーム』と基幹システムとの連携や、アマゾン A W S との連携など複雑なシステム間連携が可能になります。
クレジットカード決済	ベリトランス株式会社 GMO ペイメントゲートウェイ株式会社	『シャノンマーケティングプラットフォーム』で公開する W e b フォーム上で、有料クレジットカード決済が可能になります。これにより、有料セミナー申込みの受付等が可能になります。
S N S (※24)	Facebook (Facebook, Inc.) Twitter (Twitter, Inc.)	『シャノンマーケティングプラットフォーム』で公開する W e b フォームを Facebook、Twitter 上でシェアできるようになります。シェアされたユーザーからの申込件数が把握できるようになり、集客貢献の高いインフルエンサーを把握したり、紹介キャンペーンを実施したりできるようになります。

(3) 事業系統図

当社グループの事業系統図は次のとおりであります。



※25 セールspartner

(用語解説)

※1 統合型マーケティング	単発のマーケティング施策だけでなく、戦略に基づいた複合的なマーケティング活動を意味します。
※2 リード	Lead(s)。マーケティング用語で見込客のことを意味します。
※3 マスマーケティング	対象を特定せず、画一化された方法を用いて行うマーケティング戦略、マーケティング活動のことを意味します。
※4 デジタルマーケティング	オンライン・オフラインを問わず、デジタルなデータや施策を活用してマーケティング全体の最適化を目指す試みを意味します。
※5 マーケティングの見える化	各種マーケティング活動からそれぞれの活動の結果得られた反応などを可視化することを意味します。
※6 プロファイル	何らかの対象に関する属性や設定などの情報を列挙した、ひとまとまりのデータの集合のことを意味します。
※7 SEO	Search Engine Optimizationの略称であります。特定の検索エンジンを対象として検索結果でより上位に現れるようにウェブページを書き換える技術のことを意味します。
※8 HOT WARM COLD	見込客の商談における購買意欲の温度感を意味します。
※9 インサイドセールス	社内においてメールや電話等で営業活動を行う営業部隊のことを意味します。
※10 フィールドセールス	顧客に訪問して対面で営業活動を行う営業部隊のことを意味します。
※11 BPO	Business Process Outsourcingの略称であります。自社の業務プロセスを外部企業に委託することを意味します。

※12 プライベートショー	企業が自社商品・サービスをプロモーションするために単独で主催するイベントや展示会のことを意味します。
※13 パートナーエコシステム	複数のパートナー企業からなる連携により、相互の依存性から成り立つ経済的繁栄を生み出す環境を意味し、顧客にとってはより多くの新たな手法や選択肢が生まれ、顧客満足度が向上することを目的とした仕組みを意味します。
※14 オープンプラットフォーム	ハードウェアやソフトウェアなどにおいて、製品やサービスの基本を構成する技術仕様などを公開したプラットフォームを意味します。なお、プラットフォームとはコンピュータにおいて、ソフトウェアが動作するための土台（基盤）として機能する部分のことを意味します。
※15 CRM	Customer Relationship Managementの略称であります。顧客との取引や関係を見直すことで、売上や利益率を向上させる仕組みのことを意味します。
※16 SFA	Sales Force Automationの略称であります。営業支援を目指したシステムのことを意味します。
※17 ソーシャルメディア	SNSを代表とするインターネット上で展開される個人による情報発信や個人間のコミュニケーション、人の結びつきを利用した情報流通などといった社会的な要素を含んだメディアのことを意味します。
※18 IP	Internet Protocolの略称であります。インターネットで最も基本となる通信手順を定めたプロトコルを意味します。なお、プロトコルとは、複数の主体が滞りなく信号やデータ、情報を相互に伝送できるよう、あらかじめ決められた約束事や手順の集合のことを意味します。
※19 ROI	Return On Investmentの略称であります。マーケティング施策を投資活動と捉え、投資に対してどのようなリターンを獲得したかの指標を意味します。
※20 BI	Buisness Intelligenceの略称であります。データを収集・蓄積・分析し、意思決定に役立てる手法や技術のことを意味します。
※21 DSP	Demand-Side Platformの略称であります。オンライン広告において、広告主側の広告効果最大化を支援するためのプラットフォームを意味します。
※22 DMP	Data Management Platformの略称であります。インターネット上の様々なサーバーに蓄積されるビッグデータや自社サイトのログデータなどを一元管理、分析し、最終的に広告配信などのアクションプランの最適化を実現するためのプラットフォームを意味します。
※23 EAI	Enterprise Application Integrationの略称であります。異なるシステム同士を連携させ、より戦略的な機能や情報として提供する統合技術のことを意味します。
※24 SNS	Social Networking Serviceの略称であります。社会的な繋がりを作り出せるサービスのことを意味します。
※25 セールスパートナー	シャノンの商品の提案活動、申込取次ぎ、代理販売をしていただく企業様とのパートナーシップを意味します。

4 【関係会社の状況】

名称	住所	資本金 (千円)	主要な事業 の内容	議決権の所有 (又は被所有) 割合(%)	関係内容
(連結子会社) 想能信息科技(上海)有限公司	中華人民共和国 上海市	20,000	ソフトウェア 開発	100.0	当社のソフトウェア の開発をしておりま す。役員の兼任 1名

- (注) 1. 有価証券届出書又は有価証券報告書を提出している会社はありません。
2. 特定子会社に該当する会社はありません。

5 【従業員の状況】

(1) 連結会社の状況

平成28年11月30日現在

セグメントの名称	従業員数(名)
マーケティングプラットフォーム事業	124(18)
合計	124(18)

- (注) 1. 従業員数は就業人員であり、臨時雇用者数(アルバイト及び派遣社員を含みます。)は、年間の平均人員数を()内にて外数で記載しております。
2. 最近日までの1年間において従業員数が8名増加しておりますが、事業拡大に伴う採用によるものであります。
3. 当社グループの事業は、マーケティングプラットフォーム事業の単一セグメントであるため、セグメント情報との関連についての記載はしていません。

(2) 提出会社の状況

平成28年11月30日現在

従業員数(名)	平均年齢(歳)	平均勤続年数(年)	平均年間給与(千円)
119(18)	34.9	3.6	4,718

- (注) 1. 従業員数は就業人員であり、臨時雇用者数(アルバイト及び派遣社員を含みます。)は、年間の平均人員数を()内にて外数で記載しております。
2. 平均年間給与は、賞与及び基準外賃金を含んでおります。
3. 従業員数が最近1年間において6名増加しておりますが、事業拡大に伴う採用によるものであります。
4. 当社の事業は、マーケティングプラットフォーム事業の単一セグメントであるため、セグメント情報との関連についての記載はしていません。

(3) 労働組合の状況

労働組合は結成されておきませんが、労使関係は円満に推移しております。

第2 【事業の状況】

1 【業績等の概要】

(1) 業績

第15期連結会計年度（自 平成26年11月1日 至 平成27年10月31日）

第15期連結会計年度におけるわが国経済は、円安局面の定着や政府・日銀の各種政策の効果を背景に、企業収益の改善基調が継続する中、株式市場が堅調に推移し、賃上げ企業の増加や雇用環境の改善の兆しといった消費を後押しする材料がある一方で、個人消費は一部で改善の動きに鈍さが見られる等、消費マインドの回復には依然として不透明感が払拭できない状況にあります。

一方、当社グループが属するインターネット市場では、インターネット経由でアプリケーションやプラットフォームを提供するクラウドサービスの利用促進が特に大企業において顕著となっております。総務省の平成26年「通信利用動向調査」によると、平成26年末におけるクラウドサービスを利用している企業の割合は38.7%（前年末は33.1%）に拡大しており、中でも、資本金50億円以上の大企業における利用率は73.4%（前年末は58.2%）へと急拡大しております。また、株式会社アイ・ティ・アールが発行する市場調査レポート「ITR Market View：マーケティング管理市場2015」において、当社グループが属する統合型マーケティング支援市場の売上金額は、前年に引き続き平成26年度も46.7%（平成25年度は30.8%）という高い伸びが見込まれております。このような日本におけるマーケティングオートメーションの急速な浸透には、当社と競合する外資系クラウドベンダーの日本市場への積極展開という状況も背景にあると思われれます。その中で、当社の統合型マーケティング支援サービス『シャノンマーケティングプラットフォーム』が、統合型マーケティング支援市場におけるベンダー別出荷金額推移及びシェアで5年連続1位を獲得しております。

当社グループは、このような状況の中、引き続きクラウドサービスの普及と市場シェアの拡大を達成するべく、第15期連結会計年度においても大企業向けを中心に営業活動を強化するとともに、競合企業に対する優位性を維持していくために、引き続き『シャノンマーケティングプラットフォーム』の機能強化にも努めてまいりました。

以上の結果、第15期連結会計年度の当社グループの売上高は1,411,473千円、営業利益は32,812千円、経常利益は30,073千円、当期純利益は24,282千円となりました。なお、当社グループは、平成26年10月期に決算日を5月31日から10月31日に変更しており、平成27年10月期は比較対象期間が異なることから対前年同期増減率については記載しておりません。

当社グループは、マーケティングプラットフォーム事業の単一セグメントであるため、セグメント情報との関連については記載しておりません。サービス別の売上高の概況は以下のとおりであります。

1. マーケティングオートメーション

マーケティングオートメーションサービスとは、リードの獲得及び商談化のプロセスを高度化・自動化するサービスであり、興味・関心や行動が異なる顧客ごとに、「最適なコンテンツ」を「最適なタイミング」で「最適なチャネル」で提供することができるサービスであります。

当サービスにおいては、中規模な新規案件の受注については、従来よりも苦戦が見られたものの、既存顧客への追加提案や大企業向けの受注は引き続き堅調に推移した結果、第15期連結会計年度末における契約アカウント数は、288アカウント（対前期末比2.9%増）、同連結会計年度の売上高は1,005,330千円となりました。

2. イベントマーケティング

イベントマーケティングサービスとは、多くの企業を集めた展示会、企業によるプライベートショーにおいて、申込受付管理から来場者認証、アフターフォローのメール運用等をワンストップで効率的に実現するサービスであります。

当サービスにおいては、前年度のリピート案件の受注に加え、新規案件の受注も順調にした結果、第15期連結会計年度の売上高は368,526千円となりました。

3. その他

その他サービスでは、企業のクリエイティブ、ブランディング等の課題の切り口から、ソリューションを提供し、既存のサービスであるマーケティングオートメーションやイベントマーケティングにはない顧客層を開拓し、そこから既存サービスとの融合を図ることを目的としたサービスであります。

当サービスは、既存事業とのシナジーを当初想定したようには生み出せなかったこともあり、当連結会計年度をもってサービスの廃止を決定し、廃止に向けて新規の受注活動を停止した結果、売上高は37,616千円となりました。

第16期第3四半期連結累計期間（自 平成27年11月1日 至 平成28年7月31日）

当社グループが属するインターネット市場では、インターネット経由でアプリケーションやプラットフォームを提供するクラウドサービスの利用促進が特に大企業において顕著となっております。総務省の平成27年「通信利用動向調査」によると、平成27年末におけるクラウドサービスを利用している企業の割合は44.6%（前年38.7%）に拡大しております。同調査によると資本金10億円以上の大企業における利用率は76.7%（前年62.6%）へと拡大しております。

また、平成28年1月には株式会社アイ・ティ・アールが発行する市場調査レポート「ITR Market View：マーケティング管理市場2013～2016」売上金額ベースでの2010年度～2015年度（予測）シェアにおいて、当社グループが属する統合型マーケティング支援市場の2014年度の売上金額は52億円、前年度比73.3%増と大幅な増加となりました。2015年度も同様の傾向が続き、同51.9%増と引き続き高い伸びが見込まれます。このような日本におけるマーケティングオートメーションの急速な浸透には、当社と競合する外資系クラウドベンダーの日本市場への積極展開という状況も背景にあります。その中で、当社の統合型マーケティング支援サービス『シャノンマーケティングプラットフォーム』が、統合型マーケティング支援市場におけるベンダー別売上金額推移及びシェアで6年連続1位を獲得しております。

当社グループは、このような状況の中、引き続きクラウドサービスの普及と市場シェアの拡大を達成するべく、当連結累計期間においても大企業向けを中心に営業活動を強化するとともに、競合企業に対する優位性を維持していくために、引き続き『シャノンマーケティングプラットフォーム』の機能強化にも努めてまいりました。また、マーケティングオートメーションとしての当社の優位性を生かすべく他社ツールとの連携サービス強化とそのPRにも注力してまいりましたが、当初想定した時期よりも受注や納品のタイミングが後ろ倒しとなった案件も発生しております。

以上の結果、当第3四半期連結累計期間の当社グループの売上高は1,118,924千円、営業利益は2,246千円、経常損失は2,883千円、親会社株主に帰属する四半期純損失は11,055千円となりました。

当社グループはマーケティングプラットフォーム事業の単一セグメントであるため、セグメント情報との関連についての記載はしておりません。サービス別の売上高の概況は以下のとおりです。

1. マーケティングオートメーション

マーケティングオートメーションサービスとは、リードの獲得及び商談化のプロセスを高度化・自動化するサービスであり、興味・関心や行動が異なる顧客ごとに、「最適なコンテンツ」を「最適なタイミング」で「最適なチャネル」で提供することができるサービスであります。

当サービスにおいては、競合する外資系クラウドベンダーの日本市場での台頭もあり、中規模な新規案件の受注については、従来よりも苦戦が見られたものの、大中企業向けの受注は引き続き堅調に推移した結果、当第3四半期連結累計期間の売上高は785,439千円となりました。

2. イベントマーケティング

イベントマーケティングサービスとは、多くの企業を集めた展示会、企業によるプライベートショーにおいて、申込受付管理から来場者認証、アフターフォローのメール運用等をワンストップで効率的に実現するサービスであります。

当サービスにおいては、前年度のレポート案件の受注に加え、新規案件の受注も順調にした結果、当第3四半期連結累計期間の売上高は333,485千円となりました。

(2) キャッシュ・フローの状況

第15期連結会計年度（自 平成26年11月1日 至 平成27年10月31日）

第15期連結会計年度末における現金及び現金同等物（以下、「資金」という。）は、前連結会計年度末比で25,765千円増加し、145,884千円となりました。

当連結会計年度における各キャッシュ・フローの状況とそれらの要因は、次のとおりであります。

(営業活動によるキャッシュ・フロー)

第15期連結会計年度末における営業活動の結果得られた資金は、207,750千円となりました。これは主に、税金等調整前当期純利益30,073千円、減価償却費86,493千円、売上債権の減少額72,486千円によるものです。

(投資活動によるキャッシュ・フロー)

第15期連結会計年度末における投資活動の結果支出した資金は、190,180千円となりました。これは主に、有形固定資産の取得による支出18,633千円、無形固定資産の取得による150,293千円、敷金の差入による支出11,877千円によるものです。

(財務活動によるキャッシュ・フロー)

第15期連結会計年度末における財務活動の結果得られた資金は、7,672千円となりました。これは主に、借入による収入180,000千円、借入の返済による支出172,328千円によるものです。

2 【生産、受注及び販売の状況】

(1) 生産実績

当社グループの事業は、提供するサービスの性質上、生産実績の記載になじまないため、当該記載を省略しております。

(2) 受注実績

当社グループは受託販売を行っておりますが、受注実績の金額と販売実績の金額の差額は僅少であるため記載を省略しております。

(3) 販売実績

第15期連結会計年度及び第16期第3四半期連結累計期間における販売実績をサービスごとに示すと、次のとおりであります。なお、当社グループは、マーケティングプラットフォーム事業の単一セグメントであり、セグメント情報を記載していないため、サービス別に記載しております。

サービスの名称	第15期連結会計年度 (自 平成26年11月1日 至 平成27年10月31日)		第16期第3四半期連結累計期間 (自 平成27年11月1日 至 平成28年7月31日)
	金額(千円)	前年同期比 (%)	金額(千円)
マーケティングオートメーション	1,005,330	—	785,439
イベントマーケティング	368,526	—	333,485
その他	37,616	—	—
合計	1,411,473	—	1,118,924

(注) 1. 上記の金額には、消費税等は含まれておりません。

2. 第14期連結会計年度が17ヶ月決算であるため、前年同期比については記載しておりません。

3. 上記のその他サービスは、第15期連結会計年度をもって廃止しております。

4. 主な相手先別の販売実績及び当該販売実績の総販売実績に対する割合

相手先	第14期連結会計年度 (自 平成25年6月1日 至 平成26年10月31日)		第15期連結会計年度 (自 平成26年11月1日 至 平成27年10月31日)		第16期第3四半期連結累計期間 (自 平成27年11月1日 至 平成28年7月31日)	
	販売高(千円)	割合(%)	販売高(千円)	割合(%)	販売高(千円)	割合(%)
富国生命保険相互会社	225,900	12.4	196,287	13.9	109,961	9.8

3 【対処すべき課題】

当社グループが認識している対処すべき課題は、次のとおりです。

(1) 人材の確保及び教育研修の強化による社員の能力の維持・向上

当社グループの事業拡大に伴い人員拡充とさらなる社員の能力の向上が必要であると考えております。当社グループでは即戦力の人材確保を目的とした中途採用と将来を担う社員の育成と組織の活性化を目的とした新卒採用による採用活動を積極的に行ってまいります。また、人材育成・開発を重要課題と位置づけ、新入社員、管理職対象等の階層別研修の実施、外部研修の受講支援、専門資格の取得推奨、コンサルティング力・技術力習得・向上に特化した勉強会の実施等を推進してまいります。

(2) 製品開発投資の促進

当社グループは国内マーケティングオートメーション製品市場において、市場創造と拡大に貢献してまいりました。しかしながら、外資系競合会社が近年日本市場へ参入し競争が一段と激化してきております。また、多様化するデバイスや増加するマーケティング手法により、マーケティングが今後より複雑化していくものと当社グループでは予測しております。こうした状況の中で、当社グループは今後の成長性確保、競争優位性を高めるため、主力製品『シャノンマーケティングプラットフォーム』の高機能化・新機能化を実現するためにさらなる製品開発投資を推進してまいります。

(3) 当社グループ及びサービスの認知度向上

当社グループは、競合企業である米国のグローバル企業と比較して認知度においては不足していると認識しております。今後、さらなるシェア拡大を図るためには、なお一層の自社ブランドの確立、認知度の向上が必要であると考えます。当社グループはデジタルマーケティング、イベントマーケティング等の広告宣伝活動及びプロモーション活動の強化に努め、認知度向上を図ってまいります。なお、株式上場による、社会的認知度の向上も意図しております。

(4) 既存事業の収益拡大

マーケティングプラットフォーム事業の安定収益となっている当社製品『シャノンマーケティングプラットフォーム』のサブスクリプション収入の拡大については、価格に見合った満足度の高いサービスを提供し新規利用顧客の拡大に取り組んでまいります。他方、既存顧客に対しては付加価値サービス機能の利用提案、有償保守サービスの強化等を通じサブスクリプション収入の増加を図ってまいります。

またマーケティングオートメーション機能の継続的な改善、ヘルプデスク等による製品のテクニカルサポート対応の充実化等を通じ顧客満足度を維持・向上させ利用契約の更新率の向上を図ってまいります。このような取り組みによりマーケティングプラットフォーム事業の生産効率及び利益率の向上に努めてまいります。

(5) 当社及び当社が属する業界の健全な発展

『シャノンマーケティングプラットフォーム』のWebアクセストラッキング機能を利用した場合に、顧客企業の見込客が顧客企業のWebサイトのどのページを閲覧しているのかといったWeb閲覧履歴情報を当該見込客の個人情報と紐付けることにより、顧客企業のWebページ内での見込客の行動分析が可能となることについて、顧客企業がサイト訪問者の適切な理解を促していくことは、当社や当社が属する業界が健全に発展していくための重要な要素となるため、Webアクセストラッキング機能を提供する企業として、当社は顧客企業に適切な対応を促してまいります。

4 【事業等のリスク】

本書に記載した事業の状況、経理の状況等に関する事項のうち、投資者の判断に重要な影響を及ぼす可能性があると考えられる事項を以下に記載しております。当社は、これらのリスクの発生可能性を十分認識した上で発生の回避及び発生した場合の対応に努める方針ではありますが、当社株式に関する投資判断は、本項及び本項以外の記載事項を慎重に検討した上で行われる必要があると考えております。

なお、文中に記載している将来に関する事項は、本書提出日現在において入手可能な情報に基づき当社が判断したものであり、将来において発生の可能性があるすべてのリスクを網羅するものではありません。

(1) インターネット市場全体の動向について

当社グループはインターネット関連サービスを主力事業としており、当社グループの事業が継続的に拡大・発展していくためには、さらなるインターネット環境の整備、インターネットの利用拡大が必要だと考えております。

しかしながら、インターネットの普及に伴う環境整備やその利用に関する新たな規制の導入、技術革新、その他の予期せぬ要因等により、サービスの運営が困難になった場合には、当社グループの事業及び業績に影響を及ぼす可能性があります。

(2) 経営環境の変化について

当社グループのビジネスは、企業を顧客としており、これまでにおいては顧客企業のIT投資及びマーケティング活動への投資マインドの上昇を背景として、事業を拡大してまいりました。

しかしながら、今後、国内外の経済情勢や景気動向等の理由により、顧客企業の投資マインドが減退するような場合には、新規顧客開拓の低迷や既存顧客からの受注減少等、当社グループの事業及び業績に影響を及ぼす可能性があります。

(3) 競合について

当社グループが属する統合型マーケティング支援市場においては、国内外問わず大小の競合企業が存在しておりますが、専ら当社と競合関係にあるのはマーケティングオートメーション製品の世界的販売実績のある米国企業であると認識しております。当社グループは、統合型マーケティング支援サービスである『シャノンマーケティングプラットフォーム』の提供と並行的にお客様のマーケティング活動の課題解決・効果分析等の総合的マーケティングコンサルティング並びにお客様のマーケティング業務のBPOサービスを相応の事業規模で提供し、お客様のマーケティング活動をワンストップでサポートしております。個別サービスごとの競合又は新規参入が発生することはあっても、当社グループと同様の事業モデルを構築するには時間的、資金的な障壁があるものと考えております。

しかしながら、今後、競合企業が全く新しいコンセプト及び技術の活用により技術力やサービス力が向上し、資金力・ブランド力を背景に更なる価格競争の激化、当社と同様の事業モデルによるワンストップ・サービスの競合となった場合には、当社グループの事業及び業績に影響を及ぼす可能性があります。

(4) プロジェクトの検収時期の変動あるいは収支の悪化について

当社グループでは、一部サービスにおいて、顧客の検収に基づき売上高を計上しております。そのため、当社グループはプロジェクトごとの進捗を管理し、計画通りに売上高及び利益が計上できるように努めております。しかしながら、プロジェクトの進捗によって納期が変更され、検収時期が遅延し、計画通りに売上を計上することができない場合がございます。特に第2四半期末である4月、または事業年度末である10月に予定されていた検収が、翌四半期または翌事業年度に遅れると当該期間での当社グループの財政状態及び経営成績に影響を及ぼす可能性があります。

また、当社グループでは、想定される工数をもとに売上見積を作成して受注しており、顧客との認識の齟齬や想定工数の乖離が生じることがないように、慎重に工数の算定をしております。しかしながら、工数の見積時に想定されなかった不測の事態等の発生により、工数が増加しプロジェクトの収支が悪化する場合には、当社グループの事業及び業績に影響を及ぼす可能性があります。

(5) システム障害について

当社グループの事業は、サービスの基盤をインターネットに依存しております。そのため、顧客へのサービス提供が妨げられるようなシステム障害の発生やサイバー攻撃によるシステムダウン等を回避すべく、サーバー設備の強化や稼働状況の監視等により未然防止策を実施しております。しかしながら、このような対応にもかかわらず大規模なシステム障害が発生した場合には、サービスの提供に支障をきたし、当社グループの事業及び業績に影響を及ぼす可能性があります。

(6) 法的規制について

当社グループが提供するクラウドサービス事業に係る法的規制は、「個人情報の保護に関する法律」、「不正アクセス行為の禁止等に関する法律」等があります。当社グループは個人情報の保護に関する法律が定める個人情報取扱事業者として個人情報に係る義務の遵守が求められます。また不正アクセス行為の禁止等に関する法律におけるアクセス管理者として不正アクセス行為からの一定の防御措置を講ずる努力義務が課されております。

当社グループは、上記の対応として、コンプライアンス体制の構築及び維持に努めております。しかしながら、法令改正が生じた場合の対応の遅れ、管理体制の不備等、又は役員及び従業員に法令等違反が発生した場合、当社グループの社会的な信用の低下、あるいは情報流出防止対策、損害賠償等の多額の費用の発生等が考えられ、当社グループの事業及び業績に影響を及ぼす可能性があります。

また、顧客企業が『シャノンマーケティングプラットフォーム』において提供しているWebアクセストラッキング機能を利用した場合、顧客企業の見込客が顧客企業のWebサイトのどのページを閲覧しているのかといったWeb閲覧履歴情報と当該見込客の個人情報を紐付けることにより、顧客企業のWebページ内での見込客の行動を分析することが可能となります。これに対して、当社グループでは顧客企業が見込客に当該事実を適切に理解してもらうように十分な配慮を行い『シャノンマーケティングプラットフォーム』をより安全に活用して頂けるように顧客企業のWebサイト閲覧者に対する保護施策の実施を利用規約等において明示するとともに、新規導入時や顧客企業向けのトレーニング実施時等において、説明と啓蒙に努めております。また、顧客企業がWebサイト閲覧者に対して『シャノンマーケティングプラットフォーム』の利用規約に従った十分な配慮を行っていない事実を認識した場合には、適切な対応を促すなど、顧客企業と共に、サービスの適切な利用に努めております。

しかしながら、顧客企業における法令遵守体制や利用規約に従った対応が継続されない場合など、当社グループの意図しない形でWebアクセストラッキング機能が利用された場合には、当社グループや当社グループが属する業界に対するブランドや信頼が毀損される恐れがあります。その場合には、当社グループの事業及び業績に影響を与える可能性があります。

(7) 情報管理体制について

当社グループは、業務に関連して多数の顧客企業の個人情報を含む情報資産を取り扱っております。情報セキュリティ基本方針及び情報セキュリティ管理規程を制定し、ISO27001及びプライバシーマークの認証を取得して社内の情報管理体制の強化に努めております。しかしながら、何らかの理由により重要情報資産が外部に漏洩するような場合には、当社グループの社会的信用の失墜、損害賠償責任の発生等により、当社グループの事業及び業績に影響を及ぼす可能性があります。

(8) 当社による第三者の知的財産権侵害について

当社グループによる第三者の知的財産権の侵害については、可能な範囲で調査を行い対応しております。しかしながら、当社グループの事業領域における第三者の知的財産権を完全に把握することは困難であり、当社グループが認識せずに他社の特許を侵害してしまう可能性は否定できません。この場合には当社グループに対する損害賠償請求やロイヤリティの支払要求が行われることにより、当社グループの事業及び業績に影響を及ぼす可能性があります。

(9) 人材の確保及び育成について

当社グループは、今後想定される事業拡大や新規事業の展開に伴い、継続した人材の確保が必要であると考えております。特に事業を拡大・成長させていくための事業開発力及びマネジメント能力を有する人材や、システム技術分野の高度なスキルを有する人材の確保に努めるとともに、教育体制の整備を進め、人材の定着と能力の向上に務める所存であります。しかしながら、当社グループの求める人材が必要な時期に十分に確保・育成できなかった場合や人材流出が進んだ場合には、業務運営及び事業拡大に支障が生じ、当社グループの事業及び業績に影響を及ぼす可能性があります。

(10) 特定の人物への依存について

代表取締役社長である中村健一郎は、当社グループの設立者であるとともに、大株主であり、経営方針や事業戦略の決定において極めて重要な役割を果たしております。

当社グループでは、取締役会や事業運営のための経営会議等における取締役及び幹部社員の情報共有や経営組織の強化を図ることで、同氏に過度に依存しない経営体制の整備を進めております。しかしながら、何らかの理由により同氏が当社グループの業務を継続することが困難となった場合、当社グループの事業及び業績に影響を及ぼす可能性があります。

(11) 配当政策について

当社グループは、株主に対する利益還元と同時に、財務体質の強化及び競争力の確保を経営の重要課題の一つとして位置づけております。現状では、当社グループは成長過程にあると考えており、内部留保の充実を図り、事業の効率化と事業拡大のための投資に充当していくことが株主に対する最大の利益還元につながると考えております。このことから、創業以来配当は実施しておらず、今後においても将来の事業展開と経営体質の強化を目的に必要な内部留保を確保していくことを基本方針としているため、利益配当原資を十分に確保できるようになるまでは、利益配当を実施しない可能性があります。

(12) 決算期変更について

当社グループは、平成26年5月30日開催の臨時株主総会において、事業繁忙期と決算業務の重複、特定四半期への売上・利益計上の集中化という従来状況について、その回避を図り、経営・事業の機動的な運営、業績管理の厳密化を目的として、決算期を毎年5月31日から10月31日に変更しました。この変更により前連結会計年度である第14期は、平成25年6月1日から平成26年10月31日までの17ヶ月間となっており、当連結会計年度である第15期は、平成26年11月1日から平成27年10月31日までの12ヶ月間となっております。このため、前連結会計年度と当連結会計年度の適切な比較対照が困難となります。

そこで、当社グループは投資情報として期間比較可能性を担保するための補足的情報を提供することを目的に、「みなし要約連結損益計算書（未監査）」を以下のとおり、開示しております。

「みなし要約連結損益計算書（未監査）」は、第15期が12ヶ月決算であるのに対し、第14期が17ヶ月決算であることから、第14期要約連結損益計算書から平成25年6月1日から平成25年10月31日までの5ヶ月間の連結損益計算書を差引くことにより、平成25年11月1日から平成26年10月31日までの12ヶ月間の期間における連結損益計算書として作成したものであります。なお、「みなし要約連結損益計算書（未監査）」は、法定の財務諸表ではないため、金融商品取引法第193条2項第1項の規定に基づく監査や、その他いかなる監査も受けていないことにご留意ください。「みなし要約連結損益計算書（未監査）」の数値をもとに、第15期の主要経営指標を掲げると、以下のとおりとなります。

(単位：千円)

	みなし要約連結損益計算書 (未監査) (自 平成25年11月1日 至 平成26年10月31日)	第15期連結損益計算書 (自 平成26年11月1日 至 平成27年10月31日)	みなし要約連結損益 計算書期間比
売上高	1,391,075	1,411,473	101.5%
売上原価	617,335	616,455	99.9%
売上総利益	773,739	795,017	102.8%
販売費及び一般管理費	710,992	762,205	107.2%
営業利益	62,747	32,812	52.3%
経常利益	56,912	30,073	52.8%

5 【経営上の重要な契約等】

該当事項はありません。

6 【研究開発活動】

該当事項はありません。

7 【財政状態、経営成績及びキャッシュ・フローの状況の分析】

当社グループの財政状態、経営成績及びキャッシュ・フローの状況の分析は以下のとおりであります。なお、文中の将来に関する事項は、提出日現在において当社グループが判断したものであります。

また、第14期連結会計年度に決算期を変更しており、第15期連結会計年度は比較対象期間が異なることから前年同期増減率については記載しておりません。

(1) 重要な会計方針及び見積り

当社グループの連結財務諸表は、わが国において一般に公正妥当と認められている会計基準に基づき作成されております。この連結財務諸表の作成にあたっては、経営者による会計方針の選択適用のほか、資産・負債及び収益・費用の報告数値に影響を与える見積りを必要とします。経営者は、過去の実績等を勘案して合理的な見積りを行っておりますが、実際の結果は、これらの見積りと異なる場合があります。

当社グループの連結財務諸表の作成に際して採用している重要な会計方針は、「第5 経理の状況 1 連結財務諸表等 (1)連結財務諸表 注記事項 連結財務諸表作成のための基本となる重要な事項」に記載しております。

(2) 財政状態の分析

第15期連結会計年度（自 平成26年11月1日 至 平成27年10月31日）

(資産)

当連結会計年度末における資産合計は、前連結会計年度末比で90,495千円増加し、869,035千円となりました。これは主に、現金及び預金の増加25,765千円、受取手形及び売掛金の減少71,897千円、大型案件に係る仕掛品の増加19,223千円、『シャノンマーケティングプラットフォーム』の機能強化の開発等によるソフトウェア及びソフトウェア仮勘定の増加82,031千円によるものであります。

(負債)

当連結会計年度末における負債合計は、前連結会計年度末比で65,629千円増加し、630,061千円となりました。これは主に、短期借入金の増加27,642千円、未払金の増加26,759千円、未払法人税等の増加7,659千円、賞与引当金の増加16,441千円、長期借入金の減少19,970千円によるものであります。

(純資産)

当連結会計年度末における純資産合計は、前連結会計年度末比で24,866千円増加し、238,974千円となりました。これは主に、利益剰余金の増加24,282千円によるものであります。

第16期第3四半期連結累計期間（自 平成27年11月1日 至 平成28年7月31日）

(資産)

当第3四半期連結会計期間末における資産合計は、前連結会計年度末比で46,551千円増加し、915,587千円となりました。これは主に、現金及び預金の減少70,274千円、大型案件に係る仕掛品の減少26,067千円、本社移転に伴う、有形固定資産、投資その他資産の増加99,861千円、機能強化の開発等によるソフトウェア及びソフトウェア仮勘定の増加53,182千円によるものです。

(負債)

当第3四半期連結会計期間末における負債合計は、前連結会計年度末比で60,151千円増加し、690,212千円となりました。

これは主に、支払手形及び買掛金の減少18,922千円、借入金の増加84,974千円、賞与引当金の減少10,629千円によるものです。

(純資産)

当第3四半期連結会計期間末における純資産合計は、前連結会計年度末比で13,599千円減少し、225,375千円となりました。これは主に、利益剰余金の減少11,055千円によるものです。

(3) 経営成績の分析

第15期連結会計年度（自 平成26年11月1日 至 平成27年10月31日）

(売上高)

当連結会計年度における売上高は、1,411,473千円となりました。主な要因は、マーケティング支援サービスに対する市場ニーズが高まる一方で、当社グループと競合する外資系クラウドベンダーの日本市場への積極的な展開による当社グループの事業環境への影響も懸念される中、当社グループもサービス機能の拡充・強化に努めてきたことにより売上が堅調に推移したことや不採算事業の整理による売上高の減少によるものであります。

(売上原価)

当連結会計年度の売上原価は、616,455千円となりました。これは主に、ソフトウェアの減価償却費、サーバーの運用保守費用、サービス導入に関する労務費によるものであります。また、マーケティングオートメーションサービスの売上伸長に伴う売上原価の増加、不採算事業の縮小・撤退に伴う売上原価の減少もこの一因であります。

(販売費及び一般管理費、営業利益)

当連結会計年度における販売費及び一般管理費は、762,205千円となりました。これは主に人件費、広告宣伝費、支払手数料及び賃借料によるものであります。また、積極的な中途採用に伴う採用費の増加、前連結会計年度に発生していた子会社（想能上海信息科技（上海）有限公司）や支社（宮崎支社）の設立及び不採算事業の整理等のコスト要因が一巡したことも一因であります。

この結果、営業利益は32,812千円となりました。

(営業外収益、営業外費用、経常利益)

当連結会計年度の営業外収益は、助成金収入等の計上により4,366千円となり、営業外費用は支払利息等の計上により7,104千円となりました。この結果、経常利益は30,073千円となりました。

(特別損益、当期純利益)

当連結会計年度の税金等調整前当期純利益は、特別利益及び特別損失の計上がなかったことにより、30,073千円となりました。以上の結果、当期純利益は24,282千円となりました。

第16期第3四半期連結累計期間（自 平成27年11月1日 至 平成28年7月31日）

(売上高)

当第3四半期連結累計期間の売上高は、1,118,924千円となりました。主な要因は、引き続きサービス機能の拡充・強化に努めてきたことにより売上が堅調に推移したことによるものであります。

(売上原価)

当第3四半期連結累計期間の売上原価は、494,618千円となりました。これは主に、ソフトウェアの減価償却費、サーバーの運用保守費用、サービス導入に関する労務費によるものであります。

(販売費及び一般管理費、営業利益)

当第3四半期連結累計期間の販売費及び一般管理費は、622,060千円となりました。これは主に人件費、広告宣伝費、支払手数料、賃借料及び本社移転に伴う費用によるものであります。

この結果、営業利益は2,246千円となりました。

(営業外収益、営業外費用、経常損失)

営業外収益は、助成金収入等の計上により2,356千円となり、営業外費用は支払利息等の計上により7,485千円となりました。この結果、経常損失は2,883千円となりました。

(親会社株主に帰属する四半期純損失)

親会社株主に帰属する四半期純損失は、特別損益の発生はなく、法人税、住民税及び事業税と法人税等調整額とを計上した結果、11,055千円となりました。

(4) キャッシュ・フローの状況の分析

キャッシュ・フローの分析については、「第2 事業の状況 1 業績等の概要 (2) キャッシュ・フローの状況」に記載のとおりであります。

(5) 経営成績に重要な影響を与える要因

経営成績に重要な影響を与える要因については、「第2 事業の状況 4 事業等のリスク」に記載のとおりであります。

(6) 経営戦略の現状と見通し

当社グループの経営陣は、現在の事業環境及び入手可能な情報に基づき最善の経営方針を立案するよう努めております。経営者の問題意識と今後の方針については、「第2 事業の状況 3 対処すべき課題」に記載しております。

第3 【設備の状況】

1 【設備投資等の概要】

第15期連結会計年度（自 平成26年11月1日 至 平成27年10月31日）

当連結会計年度における設備投資の総額は169,637千円であり、その主なものはマーケティングプラットフォーム事業におけるソフトウェアの開発148,229千円であります。

なお、当連結会計年度における重要な設備の除却、売却等はありません。

第16期第3四半期連結累計期間（自 平成27年11月1日 至 平成28年7月31日）

当第3四半期連結累計期間における設備投資の総額は174,261千円であり、その主なものはマーケティングプラットフォーム事業におけるソフトウェアの開発110,662千円であります。

なお、当第3四半期連結累計期間における重要な設備の除却、売却等はありません。

2 【主要な設備の状況】

(1) 提出会社

平成27年10月31日現在

事業所名 (所在地)	設備の内容	帳簿価額(千円)					従業員数 (名)
		建物	工具器具 及び備品	ソフトウェア等	その他	合計	
本社 (東京都港区虎ノ門)	本社設備、 サーバー等	1,222	23,746	342,605	10	367,584	110 (11)

- (注) 1. 現在休止中の主要な設備はありません。
2. 上記の金額には消費税等は含まれておりません。
3. 従業員数は就業人員であり、臨時雇用者数（アルバイト及び派遣社員を含みます。）は、年間の平均人員数を()内にて外数で記載しております。
4. 上記の他、連結会社以外から賃借している設備の内容は、下記のとおりであります。

事業所名 (所在地)	設備の内容	床面積 (㎡)	年間賃借料 (千円)
本社 (東京都港区虎ノ門)	本社事務所	755.67	51,748

5. 当社の事業は、マーケティングプラットフォーム事業の単一セグメントであるため、セグメント情報との関連についての記載はしていません。

(2) 在外子会社

重要性がないため、記載を省略しております。

3 【設備の新設、除却等の計画】（平成28年11月30日現在）

(1) 重要な設備の新設等

該当事項はありません。

(2) 重要な設備の除却等

該当事項はありません。

第4 【提出会社の状況】

1 【株式等の状況】

(1) 【株式の総数等】

① 【株式の総数】

種類	発行可能株式総数(株)
普通株式	4,800,000
計	4,800,000

(注) 平成28年9月14日開催の取締役会決議により、平成28年10月1日付で株式分割に伴う定款の変更が行われ、発行可能株式総数は4,500,000株増加し、4,800,000株となっております。

② 【発行済株式】

種類	発行数(株)	上場金融商品取引所名又は 登録認可金融商品取引業協会名	内容
普通株式	1,206,350	非上場	1単元の株式数は、100株であります。 完全議決権株式であり、権利内容に何らの限定のない当社における標準となる株式であります。
計	1,206,350	—	—

(注) 1. 平成28年9月14日開催の取締役会決議により、平成28年10月1日付で普通株式1株につき50株の株式分割を行いました。これにより発行済株式総数は1,182,223株増加し、1,206,350株となっております。
2. 平成28年9月26日開催の臨時株主総会決議により、平成28年10月1日付で1単元を100株とする単元株制度を採用しております。

(2) 【新株予約権等の状況】

① 新株予約権

会社法に基づき発行した新株予約権は次のとおりであります。

第2回新株予約権（平成18年7月20日定時株主総会決議及び平成18年7月20日取締役会決議）

	最近事業年度末現在 (平成27年10月31日)	提出日の前月末現在 (平成28年11月30日)
新株予約権の数(個)	156	148
新株予約権のうち自己新株予約権の数(個)	—	—
新株予約権の目的となる株式の種類	普通株式	普通株式
新株予約権の目的となる株式の数(株)	156 (注) 1	7,400 (注) 1、3
新株予約権の行使時の払込金額(円)	25,000 (注) 2	500 (注) 2、3
新株予約権の行使期間	平成20年7月25日～ 平成30年7月16日	平成20年7月25日～ 平成30年7月16日
新株予約権の行使により株式を発行する場合の 株式の発行価格及び資本組入額(円)	発行価格 25,000 資本組入額 12,500	発行価格 500 資本組入額 250 (注) 3
新株予約権の行使の条件	(1) 新株予約権の割当を受けた者（以下「新株予約権者」という。）は、新株予約権行使時も、当社の従業員であることを要する。 (2) 新株予約権者が、法令・定款もしくは当社との契約に違反する重要な行為を行った場合は、当該事由の発生日より新株予約権の行使はできないものとする。 (3) 新株予約権者は、当社が公開市場に上場した日から1年後以降に新株予約権を行使することができるものとする。	(1) 新株予約権の割当を受けた者（以下「新株予約権者」という。）は、新株予約権行使時も、当社の従業員であることを要する。 (2) 新株予約権者が、法令・定款もしくは当社との契約に違反する重要な行為を行った場合は、当該事由の発生日より新株予約権の行使はできないものとする。 (3) 新株予約権者は、当社が公開市場に上場した日から1年後以降に新株予約権を行使することができるものとする。
新株予約権の譲渡に関する事項	新株予約権を譲渡するときは、当社取締役会の決議による承認を要するものとする。	新株予約権を譲渡するときは、当社取締役会の決議による承認を要するものとする。
代用払込みに関する事項	—	—
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	—	—

(注) 1. 新株予約権1個につき目的となる株式数は、1株であります。

なお、当社が株式分割または株式併合を行う場合は、新株予約権の目的となる株式の数は次の算式で調整されるものとする。ただし、この調整は新株予約権のうち、当該時点において未行使の新株予約権の目的となる株式の数についてのみ調整し、調整の結果生じる1株未満の端数は切り上げる。

$$\text{調整後株式数} = \text{調整前株式数} \times \text{分割・併合の比率}$$

当社が合併、会社分割、株式交換又は株式移転（以下総称して「合併等」という。）を行う場合、株式の無償割当を行う場合、その他株式数の調整を必要とする場合には、合併等の条件、株式の無償割当の条件等を勘案の上、合理的な範囲内で株式数を調整することができる。

2. 新株予約権の割当日後、当社が行使価額を下回る価額で新株式の発行または自己株式の処分を行う場合の調整式は次のコンバージョン・プライス方式による。この調整により生じる1円未満の端数は切り上げる。

$$\text{調整後行使価額} = \frac{\text{既発行株式数} \times \text{調整前行使価額} + \text{新発行株式数} \times 1 \text{ 当たり払込金額}}{\text{既発行株式数} + \text{新発行株式数}}$$

また、株式分割または株式併合を行う場合、次の算式により行使価額を調整し、1円未満の端数は切り上げる。

$$\text{調整後行使価額} = \text{調整前行使価額} \times \frac{1}{\text{分割・併合の比率}}$$

さらに、当社が合併等を行う場合、株式の無償割当を行う場合、その他行使価額の調整を必要とする場合には、合併等の条件、株式の無償割当の条件等を勘案の上、合理的な範囲内で行使価額を調整することができる。

3. 平成28年9月14日の取締役会決議により、平成28年10月1日付で1株を50株とする株式分割を行っております。これにより「新株予約権の目的となる株式の数」、「新株予約権の行使時の払込金額」及び「新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額」が調整されております。
4. 新株予約権者が行使の条件に該当しなくなった場合は、当社は当該新株予約権を無償で取得することができます。

第3回新株予約権（平成18年7月20日定時株主総会決議及び平成18年7月20日取締役会決議）

	最近事業年度末現在 (平成27年10月31日)	提出日の前月末現在 (平成28年11月30日)
新株予約権の数(個)	8	6
新株予約権のうち自己新株予約権の数(個)	—	—
新株予約権の目的となる株式の種類	普通株式	普通株式
新株予約権の目的となる株式の数(株)	8 (注) 1	300 (注) 1、3
新株予約権の行使時の払込金額(円)	25,000 (注) 2	500 (注) 2、3
新株予約権の行使期間	平成21年1月29日～ 平成30年7月16日	平成21年1月29日～ 平成30年7月16日
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額(円)	発行価格 25,000 資本組入額 12,500	発行価格 500 資本組入額 250 (注) 3
新株予約権の行使の条件	(1) 新株予約権の割当を受けた者（以下「新株予約権者」という。）は、新株予約権行使時も、当社の従業員であることを要する。 (2) 新株予約権者が、法令・定款もしくは当社との契約に違反する重要な行為を行った場合は、当該事由の発生日より新株予約権の行使はできないものとする。 (3) 新株予約権者は、当社が公開市場に上場した日から1年後以降に新株予約権を行使することができるものとする。	(1) 新株予約権の割当を受けた者（以下「新株予約権者」という。）は、新株予約権行使時も、当社の従業員であることを要する。 (2) 新株予約権者が、法令・定款もしくは当社との契約に違反する重要な行為を行った場合は、当該事由の発生日より新株予約権の行使はできないものとする。 (3) 新株予約権者は、当社が公開市場に上場した日から1年後以降に新株予約権を行使することができるものとする。
新株予約権の譲渡に関する事項	新株予約権を譲渡するときは、当社取締役会の決議による承認を要するものとする。	新株予約権を譲渡するときは、当社取締役会の決議による承認を要するものとする。
代用払込みに関する事項	—	—
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	—	—

(注) 1. 新株予約権1個につき目的となる株式数は、1株であります。

なお、当社が株式分割または株式併合を行う場合は、新株予約権の目的となる株式の数は次の算式で調整されるものとする。ただし、この調整は新株予約権のうち、当該時点において未行使の新株予約権の目的となる株式の数についてのみ調整し、調整の結果生じる1株未満の端数は切り上げる。

$$\text{調整後株式数} = \text{調整前株式数} \times \text{分割・併合の比率}$$

当社が合併、会社分割、株式交換又は株式移転（以下総称して「合併等」という。）を行う場合、株式の無償割当を行う場合、その他株式数の調整を必要とする場合には、合併等の条件、株式の無償割当の条件等を勘案の上、合理的な範囲内で株式数を調整することができる。

2. 新株予約権の割当日後、当社が行使価額を下回る価額で新株式の発行または自己株式の処分を行う場合の調整式は次のコンバージョン・プライス方式による。この調整により生じる1円未満の端数は切り上げる。

$$\text{調整後行使価額} = \frac{\text{既発行株式数} \times \text{調整前行使価額} + \text{新発行株式数} \times 1 \text{ 当たり払込金額}}{\text{既発行株式数} + \text{新発行株式数}}$$

また、株式分割または株式併合を行う場合、次の算式により行使価額を調整し、1円未満の端数は切り上げる。

$$\text{調整後行使価額} = \text{調整前行使価額} \times \frac{1}{\text{分割・併合の比率}}$$

さらに、当社が合併等を行う場合、株式の無償割当を行う場合、その他行使価額の調整を必要とする場合には、合併等の条件、株式の無償割当の条件等を勘案の上、合理的な範囲内で行使価額を調整することができる。

3. 平成28年9月14日の取締役会決議により、平成28年10月1日付で1株を50株とする株式分割を行っております。これにより「新株予約権の目的となる株式の数」、「新株予約権の行使時の払込金額」及び「新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額」が調整されております。
4. 新株予約権者が行使の条件に該当しなくなった場合は、当社は当該新株予約権を無償で取得することができます。

第4回新株予約権（平成18年7月20日定時株主総会決議及び平成19年7月18日取締役会決議）

	最近事業年度末現在 (平成27年10月31日)	提出日の前月末現在 (平成28年11月30日)
新株予約権の数(個)	95	93
新株予約権のうち自己新株予約権の数(個)	—	20
新株予約権の目的となる株式の種類	普通株式	普通株式
新株予約権の目的となる株式の数(株)	95 (注) 1	4,650 (注) 1、3
新株予約権の行使時の払込金額(円)	30,000 (注) 2	600 (注) 2、3
新株予約権の行使期間	平成21年7月19日～ 平成29年7月18日	平成21年7月19日～ 平成29年7月18日
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額(円)	発行価格 30,000 資本組入額 15,000	発行価格 600 資本組入額 300 (注) 3
新株予約権の行使の条件	(1) 新株予約権の割当を受けた者（以下「新株予約権者」という。）は、新株予約権行使時も、当社の従業員であることを要する。 (2) 新株予約権者が、法令・定款もしくは当社との契約に違反する重要な行為を行った場合は、当該事由の発生日より新株予約権の行使はできないものとする。 (3) 新株予約権者は、当社が公開市場に上場した日から1年後以降に新株予約権を行使することができるものとする。	(1) 新株予約権の割当を受けた者（以下「新株予約権者」という。）は、新株予約権行使時も、当社の従業員であることを要する。 (2) 新株予約権者が、法令・定款もしくは当社との契約に違反する重要な行為を行った場合は、当該事由の発生日より新株予約権の行使はできないものとする。 (3) 新株予約権者は、当社が公開市場に上場した日から1年後以降に新株予約権を行使することができるものとする。
新株予約権の譲渡に関する事項	新株予約権を譲渡するときは、当社取締役会の決議による承認を要するものとする。	新株予約権を譲渡するときは、当社取締役会の決議による承認を要するものとする。
代用払込みに関する事項	—	—
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	—	—

(注) 1. 新株予約権1個につき目的となる株式数は、1株であります。

なお、当社が株式分割または株式併合を行う場合は、新株予約権の目的となる株式の数は次の算式で調整されるものとする。ただし、この調整は新株予約権のうち、当該時点において未行使の新株予約権の目的となる株式の数についてのみ調整し、調整の結果生じる1株未満の端数は切り上げる。

$$\text{調整後株式数} = \text{調整前株式数} \times \text{分割・併合の比率}$$

当社が合併、会社分割、株式交換又は株式移転（以下総称して「合併等」という。）を行う場合、株式の無償割当を行う場合、その他株式数の調整を必要とする場合には、合併等の条件、株式の無償割当の条件等を勘案の上、合理的な範囲内で株式数を調整することができる。

2. 新株予約権の割当日後、当社が行使価額を下回る価額で新株式の発行または自己株式の処分を行う場合の調整式は次のコンバージョン・プライス方式による。この調整により生じる1円未満の端数は切り上げる。

$$\text{調整後行使価額} = \frac{\text{既発行株式数} \times \text{調整前行使価額} + \text{新発行株式数} \times 1 \text{ 当たり払込金額}}{\text{既発行株式数} + \text{新発行株式数}}$$

また、株式分割または株式併合を行う場合、次の算式により行使価額を調整し、1円未満の端数は切り上げる。

$$\text{調整後行使価額} = \text{調整前行使価額} \times \frac{1}{\text{分割・併合の比率}}$$

さらに、当社が合併等を行う場合、株式の無償割当を行う場合、その他行使価額の調整を必要とする場合には、合併等の条件、株式の無償割当の条件等を勘案の上、合理的な範囲内で行使価額を調整することができる。

3. 平成28年9月14日の取締役会決議により、平成28年10月1日付で1株を50株とする株式分割を行っております。これにより「新株予約権の目的となる株式の数」、「新株予約権の行使時の払込金額」及び「新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額」が調整されております。
4. 新株予約権者が行使の条件に該当しなくなった場合は、当社は当該新株予約権を無償で取得することができます。

第5回新株予約権（平成19年7月30日定時株主総会決議及び平成20年2月20日取締役会決議）

	最近事業年度末現在 (平成27年10月31日)	提出日の前月末現在 (平成28年11月30日)
新株予約権の数(個)	40	29
新株予約権のうち自己新株予約権の数(個)	—	5
新株予約権の目的となる株式の種類	普通株式	普通株式
新株予約権の目的となる株式の数(株)	40(注)1	1,450(注)1、3
新株予約権の行使時の払込金額(円)	30,000(注)2	600(注)2、3
新株予約権の行使期間	平成22年2月21日～ 平成30年2月20日	平成22年2月21日～ 平成30年2月20日
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額(円)	発行価格 30,000 資本組入額 15,000	発行価格 600 資本組入額 300 (注)3
新株予約権の行使の条件	(1)新株予約権の割当を受けた者(以下「新株予約権者」という。)は、新株予約権行使時も、当社の従業員であることを要する。 (2)新株予約権者が、法令・定款もしくは当社との契約に違反する重要な行為を行った場合は、当該事由の発生日より新株予約権の行使はできないものとする。 (3)新株予約権者は、当社が公開市場に上場した日から1年後以降に新株予約権を行使することができるものとする。	(1)新株予約権の割当を受けた者(以下「新株予約権者」という。)は、新株予約権行使時も、当社の従業員であることを要する。 (2)新株予約権者が、法令・定款もしくは当社との契約に違反する重要な行為を行った場合は、当該事由の発生日より新株予約権の行使はできないものとする。 (3)新株予約権者は、当社が公開市場に上場した日から1年後以降に新株予約権を行使することができるものとする。
新株予約権の譲渡に関する事項	新株予約権を譲渡するときは、当社取締役会の決議による承認を要するものとする。	新株予約権を譲渡するときは、当社取締役会の決議による承認を要するものとする。
代用払込みに関する事項	—	—
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	—	—

(注) 1. 新株予約権1個につき目的となる株式数は、1株であります。

なお、当社が株式分割または株式併合を行う場合は、新株予約権の目的となる株式の数は次の算式で調整されるものとする。ただし、この調整は新株予約権のうち、当該時点において未行使の新株予約権の目的となる株式の数についてのみ調整し、調整の結果生じる1株未満の端数は切り上げる。

$$\text{調整後株式数} = \text{調整前株式数} \times \text{分割・併合の比率}$$

当社が合併、会社分割、株式交換又は株式移転（以下総称して「合併等」という。）を行う場合、株式の無償割当を行う場合、その他株式数の調整を必要とする場合には、合併等の条件、株式の無償割当の新株予約権の割当日後、当社が行使価額を下回る価額で新株式の発行または自己株式の処分を行う場合の調整式は次のコンバージョン・プライス方式による。条件等を勘案の上、合理的な範囲内で株式数を調整することができる。

2. 新株予約権の割当日後、当社が行使価額を下回る価額で新株式の発行または自己株式の処分を行う場合の調整式は次のコンバージョン・プライス方式による。この調整により生じる1円未満の端数は切り上げる。

$$\text{調整後行使価額} = \frac{\text{既発行株式数} \times \text{調整前行使価額} + \text{新発行株式数} \times 1 \text{ 当たり払込金額}}{\text{既発行株式数} + \text{新発行株式数}}$$

また、株式分割または株式併合を行う場合、次の算式により行使価額を調整し、1円未満の端数は切り上げる。

$$\text{調整後行使価額} = \text{調整前行使価額} \times \frac{1}{\text{分割・併合の比率}}$$

さらに、当社が合併等を行う場合、株式の無償割当を行う場合、その他行使価額の調整を必要とする場合には、合併等の条件、株式の無償割当の条件等を勘案の上、合理的な範囲内で行使価額を調整することができる。

3. 平成28年9月14日の取締役会決議により、平成28年10月1日付で1株を50株とする株式分割を行っております。これにより「新株予約権の目的となる株式の数」、「新株予約権の行使時の払込金額」及び「新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額」が調整されております。
4. 新株予約権者が行使の条件に該当しなくなった場合は、当社は当該新株予約権を無償で取得することができます。

第6回新株予約権（平成19年7月30日定時株主総会決議及び平成20年7月16日取締役会決議）

	最近事業年度末現在 (平成27年10月31日)	提出日の前月末現在 (平成28年11月30日)
新株予約権の数(個)	20	20
新株予約権のうち自己新株予約権の数(個)	—	—
新株予約権の目的となる株式の種類	普通株式	普通株式
新株予約権の目的となる株式の数(株)	20 (注) 1	1,000 (注) 1、4
新株予約権の行使時の払込金額(円)	30,000 (注) 2	600 (注) 2、4
新株予約権の行使期間	平成22年7月18日～ 平成30年7月16日	平成22年7月18日～ 平成30年7月16日
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額(円)	発行価格 30,000 資本組入額 15,000	発行価格 600 資本組入額 300 (注) 4
新株予約権の行使の条件	(1) 新株予約権の割当を受けた者（以下「新株予約権者」という。）は、権利行使時において当社の取締役の地位を保有していること。 (2) 新株予約権者が、法令・定款もしくは当社との契約に違反する重要な行為を行った場合は、当該事由の発生日より新株予約権の行使はできないものとする。	(1) 新株予約権の割当を受けた者（以下「新株予約権者」という。）は、権利行使時において当社の取締役の地位を保有していること。 (2) 新株予約権者が、法令・定款もしくは当社との契約に違反する重要な行為を行った場合は、当該事由の発生日より新株予約権の行使はできないものとする。
新株予約権の譲渡に関する事項	新株予約権を譲渡するときは、当社取締役会の決議による承認を要するものとする。	新株予約権を譲渡するときは、当社取締役会の決議による承認を要するものとする。
代用払込みに関する事項	—	—
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	(注) 3	(注) 3

(注) 1. 新株予約権1個につき目的となる株式数は、1株であります。

なお、当社が株式分割（株式無償割当を含む）または株式併合を行う場合、次の算式により目的となる株式の数を調整するものとする。ただし、かかる調整は、新株予約権のうち、当該時点で権利行使されていない新株予約権の目的となる株式の数について行われ、調整の結果生じる1株未満の端数については、これを切り捨てる。

$$\text{調整後株式数} = \text{調整前株式数} \times \text{分割・併合の比率}$$

2. 新株予約権の割当日後、当社が株式分割または合併等を行う場合、次の算式により1株あたりの払込金額を調整し、調整の結果生じる1円未満の端数は切り上げる。

$$\text{調整後行使価額} = \text{調整前行使価額} \times \frac{1}{\text{分割・併合の比率}}$$

また、当社が時価を下回る価額で新株の発行又は自己株式を処分する場合は次の算式により行使価額を調整し、調整の結果生じる1円未満の端数は切り上げる。

$$\text{調整後行使価額} = \text{調整前行使価額} \times \frac{\text{既発行株式数} + \frac{\text{新規発行株式数} \times 1 \text{株あたり払込金額}}{1 \text{株あたり時価}}}{\text{既発行株式数} + \text{新発行株式数}}$$

3. 当社が合併（当社が合併により消滅する場合に限る。）、吸収分割、新設分割、株式交換又は株式移転（以上を総称して以下「組織再編行為」という。）をする場合において、組織再編行為の効力発生の時点において残存する募集新株予約権の新株予約権者に対し、それぞれの場合につき、会社法第236条第1項第8号のイからホまでに掲げる株式会社（以下「再編対象会社」という。）の新株予約権を以下の条件に基づきそれぞれ交付することとする。この場合において、募集新株予約権は消滅するものとする。ただし、以下の条件に沿って再編対象会社の新株予約権を交付する旨を、吸収合併契約、新設合併契約、吸収分割契約、新設分割計画、株式交換契約又は株式移転計画において定めた場合に限るものとする。
- ①交付する再編対象会社の新株予約権の数
組織再編行為の効力発生の時点において残存する募集新株予約権の新株予約権者が保有する新株予約権の数と同一の数をそれぞれ交付するものとする。
 - ②新株予約権の目的である再編対象会社の株式の種類
再編対象会社の普通株式とする。
 - ③新株予約権の目的である再編対象会社の株式の数
組織再編行為の条件等を勘案の上、上記に準じて決定する。
 - ④新株予約権の行使に際して出資される財産の価額
交付される新株予約権の行使に際しては出資される財産の価額は、組織再編行為の条件等を勘案の上、調整した再編後の払込金額に新株予約権の目的である株式の数を乗じて得られる金額とする。
 - ⑤新株予約権を行使することができる期間
上記に定める募集新株予約権を行使することができる期間の開始日と組織再編行為の効力発生日のうちいずれか遅い日から、上記に定める募集新株予約権を行使することができる期間の満了までとする。
 - ⑥新株予約権の行使条件
上記に定める条件に準じて決定する。
 - ⑦譲渡による新株予約権の取得の制限
譲渡による新株予約権の取得については、再編対象会社の承認を要するものとする。
 - ⑧再編対象会社による新株予約権の取得事由
新株予約権者が新株予約権の行使の条件に該当しなくなった場合は、再編対象会社は当該新株予約権を無償で取得することができる。
4. 平成28年9月14日の取締役会決議により、平成28年10月1日付で1株を50株とする株式分割を行っております。これにより「新株予約権の目的となる株式の数」、「新株予約権の行使時の払込金額」及び「新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額」が調整されております。
5. 当社は、新株予約権者またはその相続人が新株予約権の行使の条件に該当しなくなった場合は当該新株予約権を無償で取得することができる。

第7回新株予約権（平成20年7月30日定時株主総会決議及び平成20年8月20日取締役会決議）

	最近事業年度末現在 (平成27年10月31日)	提出日の前月末現在 (平成28年11月30日)
新株予約権の数(個)	2,150	—
新株予約権のうち自己新株予約権の数(個)	—	—
新株予約権の目的となる株式の種類	普通株式	—
新株予約権の目的となる株式の数(株)	2,150 (注) 1	—
新株予約権の行使時の払込金額(円)	33,000 (注) 2	—
新株予約権の行使期間	平成22年8月22日～ 平成30年7月31日	—
新株予約権の行使により株式を発行する場合の 株式の発行価格及び資本組入額(円)	発行価格 33,000 資本組入額 16,500	—
新株予約権の行使の条件	(1) 新株予約権の割当を受けた者（以下「新株予約権者」という。）は、権利行使時において当社の取締役の地位を保有していること。 (2) 新株予約権者が、法令・定款もしくは当社との契約に違反する重要な行為を行った場合は、当該事由の発生日より新株予約権の行使はできないものとする。	—
新株予約権の譲渡に関する事項	新株予約権を譲渡するときは、当社取締役会の決議による承認を要するものとする。	—
代用払込みに関する事項	—	—
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	(注) 3	—

(注) 1. 新株予約権1個につき目的となる株式数は、1株であります。

なお、当社が株式分割（株式無償割当を含む）または株式併合を行う場合、次の算式により目的となる株式の数を調整するものとする。ただし、かかる調整は、新株予約権のうち、当該時点で権利行使されていない新株予約権の目的となる株式の数について行われ、調整の結果生じる1株未満の端数については、これを切り捨てる。

$$\text{調整後株式数} = \text{調整前株式数} \times \text{分割・併合の比率}$$

2. 新株予約権の割当日後、当社が株式分割または合併等を行う場合、次の算式により1株あたりの払込金額を調整し、調整の結果生じる1円未満の端数は切り上げる。

$$\text{調整後行使価額} = \text{調整前行使価額} \times \frac{1}{\text{分割・併合の比率}}$$

また、当社が時価を下回る価額で新株の発行又は自己株式を処分する場合は次の算式により行使価額を調整し、調整の結果生じる1円未満の端数は切り上げる。

$$\text{調整後行使価額} = \text{調整前行使価額} \times \frac{\text{既発行株式数} + \frac{\text{新規発行株式数} \times 1 \text{株あたり払込金額}}{1 \text{株あたり時価}}}{\text{既発行株式数} + \text{新発行株式数}}$$

3. 当社が合併（当社が合併により消滅する場合に限る。）、吸収分割、新設分割、株式交換又は株式移転（以上を総称して以下「組織再編行為」という。）をする場合において、組織再編行為の効力発生の時点において残存する募集新株予約権の新株予約権者に対し、それぞれの場合につき、会社法第236条第1項第8号のイからホまでに掲げる株式会社（以下「再編対象会社」という。）の新株予約権を以下の条件に基づきそれぞれ交付することとする。この場合において、募集新株予約権は消滅するものとする。ただし、以下の条件に沿って再編対象会社の新株予約権を交付する旨を、吸収合併契約、新設合併契約、吸収分割契約、新設分割計画、株式交換契約又は株式移転計画において定めた場合に限るものとする。

- ①交付する再編対象会社の新株予約権の数
組織再編行為の効力発生の時点において残存する募集新株予約権の新株予約権者が保有する新株予約権の数と同一の数をそれぞれ交付するものとする。
 - ②新株予約権の目的である再編対象会社の株式の種類
再編対象会社の普通株式とする。
 - ③新株予約権の目的である再編対象会社の株式の数
組織再編行為の条件等を勘案の上、上記に準じて決定する。
 - ④新株予約権の行使に際して出資される財産の価額
交付される新株予約権の行使に際しては出資される財産の価額は、組織再編行為の条件等を勘案の上、調整した再編後の払込金額に新株予約権の目的である株式の数を乗じて得られる金額とする。
 - ⑤新株予約権を行使することができる期間
上記に定める募集新株予約権を行使することができる期間の開始日と組織再編行為の効力発生日のうちいずれか遅い日から、上記に定める募集新株予約権を行使することができる期間の満了までとする。
 - ⑥新株予約権の行使条件
上記に定める条件に準じて決定する。
 - ⑦譲渡による新株予約権の取得の制限
譲渡による新株予約権の取得については、再編対象会社の承認を要するものとする。
 - ⑧再編対象会社による新株予約権の取得事由
新株予約権者が新株予約権の行使の条件に該当しなくなった場合は、再編対象会社は当該新株予約権を無償で取得することができる。
4. 当社は、新株予約権者またはその相続人が新株予約権の行使の条件に該当しなくなった場合又は放棄した場合は当該新株予約権を無償で取得することができる。

第8回新株予約権（平成21年7月22日定時株主総会決議及び平成22年4月21日取締役会決議）

	最近事業年度末現在 (平成27年10月31日)	提出日の前月末現在 (平成28年11月30日)
新株予約権の数(個)	30	30
新株予約権のうち自己新株予約権の数(個)	—	30
新株予約権の目的となる株式の種類	普通株式	普通株式
新株予約権の目的となる株式の数(株)	30 (注) 1	1,500 (注) 1、4
新株予約権の行使時の払込金額(円)	35,000 (注) 2	700 (注) 2、4
新株予約権の行使期間	平成24年4月23日～ 平成30年7月21日	平成24年4月23日～ 平成30年7月21日
新株予約権の行使により株式を発行する場合の 株式の発行価格及び資本組入額(円)	発行価格 35,000 資本組入額 17,500	発行価格 700 資本組入額 350 (注) 4
新株予約権の行使の条件	(1) 新株予約権の割当を受けた者（以下「新株予約権者」という。）は、新株予約権行使時も、当社の従業員であることを要する。 (2) 新株予約権者が、法令・定款もしくは当社との契約に違反する重要な行為を行った場合は、当該事由の発生日より新株予約権の行使はできないものとする。 (3) 新株予約権者は、当社が公開市場に上場した日から1年後以降に新株予約権を行使することができるものとする。	(1) 新株予約権の割当を受けた者（以下「新株予約権者」という。）は、新株予約権行使時も、当社の従業員であることを要する。 (2) 新株予約権者が、法令・定款もしくは当社との契約に違反する重要な行為を行った場合は、当該事由の発生日より新株予約権の行使はできないものとする。 (3) 新株予約権者は、当社が公開市場に上場した日から1年後以降に新株予約権を行使することができるものとする。
新株予約権の譲渡に関する事項	新株予約権を譲渡するときは、当社取締役会の決議による承認を要するものとする。	新株予約権を譲渡するときは、当社取締役会の決議による承認を要するものとする。
代用払込みに関する事項	—	—
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	(注) 3	(注) 3

(注) 1. 新株予約権1個につき目的となる株式数は、1株であります。

なお、当社が株式分割（株式無償割当を含む）または株式併合を行う場合、次の算式により目的となる株式の数を調整するものとする。ただし、かかる調整は、新株予約権のうち、当該時点で権利行使されていない新株予約権の目的となる株式の数について行われ、調整の結果生じる1株未満の端数については、これを切り捨てる。

$$\text{調整後株式数} = \text{調整前株式数} \times \text{分割・併合の比率}$$

2. 新株予約権の割当日後、当社が株式分割または合併等を行う場合、次の算式により1株あたりの払込金額を調整し、調整の結果生じる1円未満の端数は切り上げる。

$$\text{調整後行使価額} = \text{調整前行使価額} \times \frac{1}{\text{分割・併合の比率}}$$

また、当社が時価を下回る価額で新株の発行又は自己株式を処分する場合は次の算式により行使価額を調整し、調整の結果生じる1円未満の端数は切り上げる。

$$\text{調整後行使価額} = \text{調整前行使価額} \times \frac{\text{既発行株式数} + \frac{\text{新規発行株式数} \times 1 \text{株あたり払込金額}}{1 \text{株あたり時価}}}{\text{既発行株式数} + \text{新発行株式数}}$$

3. 当社が合併（当社が合併により消滅する場合に限る。）、吸収分割、新設分割、株式交換又は株式移転（以上を総称して以下「組織再編行為」という。）をする場合において、組織再編行為の効力発生の時点において残存する募集新株予約権の新株予約権者に対し、それぞれの場合につき、会社法第236条第1項第8号のイからホまでに掲げる株式会社（以下「再編対象会社」という。）の新株予約権を以下の条件に基づきそれぞれ交付することとする。この場合において、募集新株予約権は消滅するものとする。ただし、以下の条件に沿って再編対象会社の新株予約権を交付する旨を、吸収合併契約、新設合併契約、吸収分割契約、新設分割計画、株式交換契約又は株式移転計画において定めた場合に限るものとする。
- ①交付する再編対象会社の新株予約権の数
組織再編行為の効力発生の時点において残存する募集新株予約権の新株予約権者が保有する新株予約権の数と同一の数をそれぞれ交付するものとする。
 - ②新株予約権の目的である再編対象会社の株式の種類
再編対象会社の普通株式とする。
 - ③新株予約権の目的である再編対象会社の株式の数
組織再編行為の条件等を勘案の上、上記に準じて決定する。
 - ④新株予約権の行使に際して出資される財産の価額
交付される新株予約権の行使に際しては出資される財産の価額は、組織再編行為の条件等を勘案の上、調整した再編後の払込金額に新株予約権の目的である株式の数を乗じて得られる金額とする。
 - ⑤新株予約権を行使することができる期間
上記に定める募集新株予約権を行使することができる期間の開始日と組織再編行為の効力発生日のうちいずれか遅い日から、上記に定める募集新株予約権を行使することができる期間の満了までとする。
 - ⑥新株予約権の行使条件
上記に定める条件に準じて決定する。
 - ⑦譲渡による新株予約権の取得の制限
譲渡による新株予約権の取得については、再編対象会社の承認を要するものとする。
 - ⑧再編対象会社による新株予約権の取得事由
新株予約権者が新株予約権の行使の条件に該当しなくなった場合は、再編対象会社は当該新株予約権を無償で取得することができる。
4. 平成28年9月14日の取締役会決議により、平成28年10月1日付で1株を50株とする株式分割を行っております。これにより「新株予約権の目的となる株式の数」、「新株予約権の行使時の払込金額」及び「新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額」が調整されております。
5. 当社は、新株予約権者またはその相続人が新株予約権の行使の条件に該当しなくなった場合又は放棄した場合は当該新株予約権を無償で取得することができる。

第9回新株予約権（平成22年8月25日定時株主総会決議及び平成23年4月20日取締役会決議）

	最近事業年度末現在 (平成27年10月31日)	提出日の前月末現在 (平成28年11月30日)
新株予約権の数(個)	75	30
新株予約権のうち自己新株予約権の数(個)	—	10
新株予約権の目的となる株式の種類	普通株式	普通株式
新株予約権の目的となる株式の数(株)	75 (注) 1	1,500 (注) 1、4
新株予約権の行使時の払込金額(円)	35,000 (注) 2	700 (注) 2、4
新株予約権の行使期間	平成25年4月22日～ 平成32年8月24日	平成25年4月22日～ 平成32年8月24日
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額(円)	発行価格 35,000 資本組入額 17,500	発行価格 700 資本組入額 350 (注) 4
新株予約権の行使の条件	(1) 新株予約権の割当を受けた者（以下「新株予約権者」という。）は、新株予約権行使時も、当社の従業員であることを要する。 (2) 新株予約権者が、法令・定款もしくは当社との契約に違反する重要な行為を行った場合は、当該事由の発生日より新株予約権の行使はできないものとする。 (3) 新株予約権者は、当社が公開市場に上場した日から1年後以降に新株予約権を行使することができるものとする。	(1) 新株予約権の割当を受けた者（以下「新株予約権者」という。）は、新株予約権行使時も、当社の従業員であることを要する。 (2) 新株予約権者が、法令・定款もしくは当社との契約に違反する重要な行為を行った場合は、当該事由の発生日より新株予約権の行使はできないものとする。 (3) 新株予約権者は、当社が公開市場に上場した日から1年後以降に新株予約権を行使することができるものとする。
新株予約権の譲渡に関する事項	新株予約権を譲渡するときは、当社取締役会の決議による承認を要するものとする。	新株予約権を譲渡するときは、当社取締役会の決議による承認を要するものとする。
代用払込みに関する事項	—	—
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	(注) 3	(注) 3

(注) 1. 新株予約権1個につき目的となる株式数は、1株であります。

なお、当社が株式分割（株式無償割当を含む）または株式併合を行う場合、次の算式により目的となる株式の数を調整するものとする。ただし、かかる調整は、新株予約権のうち、当該時点で権利行使されていない新株予約権の目的となる株式の数について行われ、調整の結果生じる1株未満の端数については、これを切り捨てる。

$$\text{調整後株式数} = \text{調整前株式数} \times \text{分割・併合の比率}$$

2. 新株予約権の割当日後、当社が株式分割または合併等を行う場合、次の算式により1株あたりの払込金額を調整し、調整の結果生じる1円未満の端数は切り上げる。

$$\text{調整後行使価額} = \text{調整前行使価額} \times \frac{1}{\text{分割・併合の比率}}$$

また、当社が時価を下回る価額で新株の発行又は自己株式を処分する場合は次の算式により行使価額を調整し、調整の結果生じる1円未満の端数は切り上げる。

$$\text{調整後行使価額} = \text{調整前行使価額} \times \frac{\text{既発行株式数} + \frac{\text{新規発行株式数} \times 1 \text{株当たり払込金額}}{1 \text{株当たり時価}}}{\text{既発行株式数} + \text{新発行株式数}}$$

3. 当社が合併（当社が合併により消滅する場合に限る。）、吸収分割、新設分割、株式交換又は株式移転（以上を総称して以下「組織再編行為」という。）をする場合において、組織再編行為の効力発生の時点において残存する募集新株予約権の新株予約権者に対し、それぞれの場合につき、会社法第236条第1項第8号のイからホまでに掲げる株式会社（以下「再編対象会社」という。）の新株予約権を以下の条件に基づきそれぞれ交付することとする。この場合において、募集新株予約権は消滅するものとする。ただし、以下の条件に沿って再編対象会社の新株予約権を交付する旨を、吸収合併契約、新設合併契約、吸収分割契約、新設分割計画、株式交換契約又は株式移転計画において定めた場合に限るものとする。
- ①交付する再編対象会社の新株予約権の数
組織再編行為の効力発生の時点において残存する募集新株予約権の新株予約権者が保有する新株予約権の数と同一の数をそれぞれ交付するものとする。
 - ②新株予約権の目的である再編対象会社の株式の種類
再編対象会社の普通株式とする。
 - ③新株予約権の目的である再編対象会社の株式の数
組織再編行為の条件等を勘案の上、上記に準じて決定する。
 - ④新株予約権の行使に際して出資される財産の価額
交付される新株予約権の行使に際しては出資される財産の価額は、組織再編行為の条件等を勘案の上、調整した再編後の払込金額に新株予約権の目的である株式の数を乗じて得られる金額とする。
 - ⑤新株予約権を行使することができる期間
上記に定める募集新株予約権を行使することができる期間の開始日と組織再編行為の効力発生日のうちいずれか遅い日から、上記に定める募集新株予約権を行使することができる期間の満了までとする。
 - ⑥新株予約権の行使条件
上記に定める条件に準じて決定する。
 - ⑦譲渡による新株予約権の取得の制限
譲渡による新株予約権の取得については、再編対象会社の承認を要するものとする。
 - ⑧再編対象会社による新株予約権の取得事由
新株予約権者が新株予約権の行使の条件に該当しなくなった場合は、再編対象会社は当該新株予約権を無償で取得することができる。
4. 平成28年9月14日の取締役会決議により、平成28年10月1日付で1株を50株とする株式分割を行っております。これにより「新株予約権の目的となる株式の数」、「新株予約権の行使時の払込金額」及び「新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額」が調整されております。
5. 当社は、新株予約権者またはその相続人が新株予約権の行使の条件に該当しなくなった場合又は放棄した場合は、当該新株予約権を無償で取得することができる。

第10回新株予約権（平成22年8月25日定時株主総会決議及び平成23年7月20日取締役会決議）

	最近事業年度末現在 (平成27年10月31日)	提出日の前月末現在 (平成28年11月30日)
新株予約権の数(個)	30	30
新株予約権のうち自己新株予約権の数(個)	—	—
新株予約権の目的となる株式の種類	普通株式	普通株式
新株予約権の目的となる株式の数(株)	30(注)1	1,500(注)1、4
新株予約権の行使時の払込金額(円)	35,000(注)2	700(注)2、4
新株予約権の行使期間	平成25年7月22日～ 平成32年8月24日	平成25年7月22日～ 平成32年8月24日
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額(円)	発行価格 35,000 資本組入額 17,500	発行価格 700 資本組入額 350 (注)4
新株予約権の行使の条件	(1)新株予約権の割当を受けた者(以下「新株予約権者」という。)は、権利行使時において当社の取締役の地位を保有していること。 (2)新株予約権者が、法令・定款もしくは当社との契約に違反する重要な行為を行った場合は、当該事由の発生日より新株予約権の行使はできないものとする。	(1)新株予約権の割当を受けた者(以下「新株予約権者」という。)は、権利行使時において当社の取締役の地位を保有していること。 (2)新株予約権者が、法令・定款もしくは当社との契約に違反する重要な行為を行った場合は、当該事由の発生日より新株予約権の行使はできないものとする。
新株予約権の譲渡に関する事項	新株予約権を譲渡するときは、当社取締役会の決議による承認を要するものとする。	新株予約権を譲渡するときは、当社取締役会の決議による承認を要するものとする。
代用払込みに関する事項	—	—
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	(注)3	(注)3

(注) 1. 新株予約権1個につき目的となる株式数は、1株であります。

なお、当社が株式分割(株式無償割当を含む)または株式併合を行う場合、次の算式により目的となる株式の数を調整するものとする。ただし、かかる調整は、新株予約権のうち、当該時点で権利行使されていない新株予約権の目的となる株式の数について行われ、調整の結果生じる1株未満の端数については、これを切り捨てる。

$$\text{調整後株式数} = \text{調整前株式数} \times \text{分割・併合の比率}$$

2. 新株予約権の割当日後、当社が株式分割または合併等を行う場合、次の算式により1株あたりの払込金額を調整し、調整の結果生じる1円未満の端数は切り上げる。

$$\text{調整後行使価額} = \text{調整前行使価額} \times \frac{1}{\text{分割・併合の比率}}$$

また、当社が時価を下回る価額で新株の発行又は自己株式を処分する場合は次の算式により行使価額を調整し、調整の結果生じる1円未満の端数は切り上げる。

$$\text{調整後行使価額} = \text{調整前行使価額} \times \frac{\text{既発行株式数} + \frac{\text{新規発行株式数} \times \text{1株当たり払込金額}}{\text{1株当たり時価}}}{\text{既発行株式数} + \text{新発行株式数}}$$

3. 当社が合併（当社が合併により消滅する場合に限る。）、吸収分割、新設分割、株式交換又は株式移転（以上を総称して以下「組織再編行為」という。）をする場合において、組織再編行為の効力発生の時点において残存する募集新株予約権の新株予約権者に対し、それぞれの場合につき、会社法第236条第1項第8号のイからホまでに掲げる株式会社（以下「再編対象会社」という。）の新株予約権を以下の条件に基づきそれぞれ交付することとする。この場合において、募集新株予約権は消滅するものとする。ただし、以下の条件に沿って再編対象会社の新株予約権を交付する旨を、吸収合併契約、新設合併契約、吸収分割契約、新設分割計画、株式交換契約又は株式移転計画において定めた場合に限るものとする。
- ①交付する再編対象会社の新株予約権の数
組織再編行為の効力発生の時点において残存する募集新株予約権の新株予約権者が保有する新株予約権の数と同一の数をそれぞれ交付するものとする。
 - ②新株予約権の目的である再編対象会社の株式の種類
再編対象会社の普通株式とする。
 - ③新株予約権の目的である再編対象会社の株式の数
組織再編行為の条件等を勘案の上、上記に準じて決定する。
 - ④新株予約権の行使に際して出資される財産の価額
交付される新株予約権の行使に際しては出資される財産の価額は、組織再編行為の条件等を勘案の上、調整した再編後の払込金額に新株予約権の目的である株式の数を乗じて得られる金額とする。
 - ⑤新株予約権を行使することができる期間
上記に定める募集新株予約権を行使することができる期間の開始日と組織再編行為の効力発生日のうちいずれか遅い日から、上記に定める募集新株予約権を行使することができる期間の満了までとする。
 - ⑥新株予約権の行使条件
上記に定める条件に準じて決定する。
 - ⑦譲渡による新株予約権の取得の制限
譲渡による新株予約権の取得については、再編対象会社の承認を要するものとする。
 - ⑧再編対象会社による新株予約権の取得事由
新株予約権者が新株予約権の行使の条件に該当しなくなった場合は、再編対象会社は当該新株予約権を無償で取得することができる。
4. 平成28年9月14日の取締役会決議により、平成28年10月1日付で1株を50株とする株式分割を行っております。これにより「新株予約権の目的となる株式の数」、「新株予約権の行使時の払込金額」及び「新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額」が調整されております。
5. 当社は、新株予約権者またはその相続人が新株予約権の行使の条件に該当しなくなった場合又は放棄した場合は当該新株予約権を無償で取得することができる。

第11回新株予約権（平成23年8月24日定時株主総会決議及び平成24年8月9日取締役会決議）

	最近事業年度末現在 (平成27年10月31日)	提出日の前月末現在 (平成28年11月30日)
新株予約権の数(個)	20	20
新株予約権のうち自己新株予約権の数(個)	—	—
新株予約権の目的となる株式の種類	普通株式	普通株式
新株予約権の目的となる株式の数(株)	20 (注) 1	1,000 (注) 1、4
新株予約権の行使時の払込金額(円)	38,000 (注) 2	760 (注) 2、4
新株予約権の行使期間	平成26年8月11日～ 平成33年8月23日	平成26年8月11日～ 平成33年8月23日
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額(円)	発行価格 38,000 資本組入額 19,000	発行価格 760 資本組入額 380 (注) 4
新株予約権の行使の条件	(1) 新株予約権の割当を受けた者（以下「新株予約権者」という。）は、権利行使時において当社の取締役の地位を保有していること。 (2) 新株予約権者が、法令・定款もしくは当社との契約に違反する重要な行為を行った場合は、当該事由の発生日より新株予約権の行使はできないものとする。 (3) 新株予約権者は、当社が公開市場に上場した日から1年後以降に新株予約権を行使することができるものとする。	(1) 新株予約権の割当を受けた者（以下「新株予約権者」という。）は、権利行使時において当社の取締役の地位を保有していること。 (2) 新株予約権者が、法令・定款もしくは当社との契約に違反する重要な行為を行った場合は、当該事由の発生日より新株予約権の行使はできないものとする。 (3) 新株予約権者は、当社が公開市場に上場した日から1年後以降に新株予約権を行使することができるものとする。
新株予約権の譲渡に関する事項	新株予約権を譲渡するときは、当社取締役会の決議による承認を要するものとする。	新株予約権を譲渡するときは、当社取締役会の決議による承認を要するものとする。
代用払込みに関する事項	—	—
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	(注) 3	(注) 3

(注) 1. 新株予約権1個につき目的となる株式数は、1株であります。

なお、当社が株式分割（株式無償割当を含む）または株式併合を行う場合、次の算式により目的となる株式の数を調整するものとする。ただし、かかる調整は、新株予約権のうち、当該時点で権利行使されていない新株予約権の目的となる株式の数について行われ、調整の結果生じる1株未満の端数については、これを切り捨てる。

$$\text{調整後株式数} = \text{調整前株式数} \times \text{分割・併合の比率}$$

2. 新株予約権の割当日後、当社が株式分割または合併等を行う場合、次の算式により1株あたりの払込金額を調整し、調整の結果生じる1円未満の端数は切り上げる。

$$\text{調整後行使価額} = \text{調整前行使価額} \times \frac{1}{\text{分割・併合の比率}}$$

また、当社が時価を下回る価額で新株の発行又は自己株式を処分する場合は次の算式により行使価額を調整し、調整の結果生じる1円未満の端数は切り上げる。

$$\text{調整後行使価額} = \text{調整前行使価額} \times \frac{\text{既発行株式数} + \frac{\text{新規発行株式数} \times 1 \text{株当たり払込金額}}{1 \text{株当たり時価}}}{\text{既発行株式数} + \text{新発行株式数}}$$

3. 当社が合併（当社が合併により消滅する場合に限る。）、吸収分割、新設分割、株式交換又は株式移転（以上を総称して以下「組織再編行為」という。）をする場合において、組織再編行為の効力発生の時点において残存する募集新株予約権の新株予約権者に対し、それぞれの場合につき、会社法第236条第1項第8号のイからホまでに掲げる株式会社（以下「再編対象会社」という。）の新株予約権を以下の条件に基づきそれぞれ交付することとする。この場合において、募集新株予約権は消滅するものとする。ただし、以下の条件に沿って再編対象会社の新株予約権を交付する旨を、吸収合併契約、新設合併契約、吸収分割契約、新設分割計画、株式交換契約又は株式移転計画において定めた場合に限るものとする。
 - ①交付する再編対象会社の新株予約権の数
組織再編行為の効力発生の時点において残存する募集新株予約権の新株予約権者が保有する新株予約権の数と同一の数をそれぞれ交付するものとする。
 - ②新株予約権の目的である再編対象会社の株式の種類
再編対象会社の普通株式とする。
 - ③新株予約権の目的である再編対象会社の株式の数
組織再編行為の条件等を勘案の上、上記に準じて決定する。
 - ④新株予約権の行使に際して出資される財産の価額
交付される新株予約権の行使に際しては出資される財産の価額は、組織再編行為の条件等を勘案の上、調整した再編後の払込金額に新株予約権の目的である株式の数を乗じて得られる金額とする。
 - ⑤新株予約権を行使することができる期間
上記に定める募集新株予約権を行使することができる期間の開始日と組織再編行為の効力発生日のうちいずれか遅い日から、上記に定める募集新株予約権を行使することができる期間の満了までとする。
 - ⑥新株予約権の行使条件
上記に定める条件に準じて決定する。
 - ⑦再編対象会社による新株予約権の取得事由
新株予約権者が新株予約権の行使の条件に該当しなくなった場合は、再編対象会社は当該新株予約権を無償で取得することができる。
4. 平成28年9月14日の取締役会決議により、平成28年10月1日付で1株を50株とする株式分割を行っております。これにより「新株予約権の目的となる株式の数」、「新株予約権の行使時の払込金額」及び「新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額」が調整されております。
5. 当社は、新株予約権者またはその相続人が新株予約権の行使の条件に該当しなくなった場合又は放棄した場合は当該新株予約権を無償で取得することができる。

第12回新株予約権（平成23年8月24日定時株主総会決議及び平成24年8月9日取締役会決議）

	最近事業年度末現在 (平成27年10月31日)	提出日の前月末現在 (平成28年11月30日)
新株予約権の数(個)	45	35
新株予約権のうち自己新株予約権の数(個)	—	5
新株予約権の目的となる株式の種類	普通株式	普通株式
新株予約権の目的となる株式の数(株)	45 (注) 1	1,750 (注) 1、4
新株予約権の行使時の払込金額(円)	38,000 (注) 2	760 (注) 2、4
新株予約権の行使期間	平成26年8月11日～ 平成33年8月23日	平成26年8月11日～ 平成33年8月23日
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額(円)	発行価格 38,000 資本組入額 19,000	発行価格 760 資本組入額 380 (注) 4
新株予約権の行使の条件	(1) 新株予約権の割当を受けた者（以下「新株予約権者」という。）は、新株予約権行使時も、当社の従業員であることを要する。 (2) 新株予約権者が、法令・定款もしくは当社との契約に違反する重要な行為を行った場合は、当該事由の発生日より新株予約権の行使はできないものとする。 (3) 新株予約権者は、当社が公開市場に上場した日から1年後以降に新株予約権を行使することができるものとする。	(1) 新株予約権の割当を受けた者（以下「新株予約権者」という。）は、新株予約権行使時も、当社の従業員であることを要する。 (2) 新株予約権者が、法令・定款もしくは当社との契約に違反する重要な行為を行った場合は、当該事由の発生日より新株予約権の行使はできないものとする。 (3) 新株予約権者は、当社が公開市場に上場した日から1年後以降に新株予約権を行使することができるものとする。
新株予約権の譲渡に関する事項	新株予約権を譲渡するときは、当社取締役会の決議による承認を要するものとする。	新株予約権を譲渡するときは、当社取締役会の決議による承認を要するものとする。
代用払込みに関する事項	—	—
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	(注) 3	(注) 3

(注) 1. 新株予約権1個につき目的となる株式数は、1株であります。

なお、当社が株式分割（株式無償割当を含む）または株式併合を行う場合、次の算式により目的となる株式の数を調整するものとする。ただし、かかる調整は、新株予約権のうち、当該時点で権利行使されていない新株予約権の目的となる株式の数について行われ、調整の結果生じる1株未満の端数については、これを切り捨てる。

$$\text{調整後株式数} = \text{調整前株式数} \times \text{分割・併合の比率}$$

2. 新株予約権の割当日後、当社が株式分割または合併等を行う場合、次の算式により1株あたりの払込金額を調整し、調整の結果生じる1円未満の端数は切り上げる。

$$\text{調整後行使価額} = \text{調整前行使価額} \times \frac{1}{\text{分割・併合の比率}}$$

また、当社が時価を下回る価額で新株の発行又は自己株式を処分する場合は次の算式により行使価額を調整し、調整の結果生じる1円未満の端数は切り上げる。

$$\text{調整後行使価額} = \text{調整前行使価額} \times \frac{\text{既発行株式数} + \frac{\text{新規発行株式数} \times 1 \text{株当たり払込金額}}{1 \text{株当たり時価}}}{\text{既発行株式数} + \text{新発行株式数}}$$

3. 当社が合併（当社が合併により消滅する場合に限る。）、吸収分割、新設分割、株式交換又は株式移転（以上を総称して以下「組織再編行為」という。）をする場合において、組織再編行為の効力発生の時点において残存する募集新株予約権の新株予約権者に対し、それぞれの場合につき、会社法第236条第1項第8号のイからホまでに掲げる株式会社（以下「再編対象会社」という。）の新株予約権を以下の条件に基づきそれぞれ交付することとする。この場合において、募集新株予約権は消滅するものとする。ただし、以下の条件に沿って再編対象会社の新株予約権を交付する旨を、吸収合併契約、新設合併契約、吸収分割契約、新設分割計画、株式交換契約又は株式移転計画において定めた場合に限るものとする。
- ①交付する再編対象会社の新株予約権の数
組織再編行為の効力発生の時点において残存する募集新株予約権の新株予約権者が保有する新株予約権の数と同一の数をそれぞれ交付するものとする。
 - ②新株予約権の目的である再編対象会社の株式の種類
再編対象会社の普通株式とする。
 - ③新株予約権の目的である再編対象会社の株式の数
組織再編行為の条件等を勘案の上、上記に準じて決定する。
 - ④新株予約権の行使に際して出資される財産の価額
交付される新株予約権の行使に際しては出資される財産の価額は、組織再編行為の条件等を勘案の上、調整した再編後の払込金額に新株予約権の目的である株式の数を乗じて得られる金額とする。
 - ⑤新株予約権を行使することができる期間
上記に定める募集新株予約権を行使することができる期間の開始日と組織再編行為の効力発生日のうちいずれか遅い日から、上記に定める募集新株予約権を行使することができる期間の満了までとする。
 - ⑥新株予約権の行使条件
上記に定める条件に準じて決定する。
 - ⑦譲渡による新株予約権の取得の制限
譲渡による新株予約権の取得については、再編対象会社の承認を要するものとする。
 - ⑧再編対象会社による新株予約権の取得事由
新株予約権者が新株予約権の行使の条件に該当しなくなった場合は、再編対象会社は当該新株予約権を無償で取得することができる。
4. 平成28年9月14日の取締役会決議により、平成28年10月1日付で1株を50株とする株式分割を行っております。これにより「新株予約権の目的となる株式の数」、「新株予約権の行使時の払込金額」及び「新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額」が調整されております。
5. 当社は、新株予約権者またはその相続人が新株予約権の行使の条件に該当しなくなった場合又は放棄した場合は当該新株予約権を無償で取得することができる。

第13回新株予約権（平成24年8月15日定時株主総会決議及び平成25年8月14日取締役会決議）

	最近事業年度末現在 (平成27年10月31日)	提出日の前月末現在 (平成28年11月30日)
新株予約権の数(個)	63	28
新株予約権のうち自己新株予約権の数(個)	—	—
新株予約権の目的となる株式の種類	普通株式	普通株式
新株予約権の目的となる株式の数(株)	63(注) 1	1,400(注) 1、4
新株予約権の行使時の払込金額(円)	38,000(注) 2	760(注) 2、4
新株予約権の行使期間	平成27年8月17日～ 平成34年8月14日	平成27年8月17日～ 平成34年8月14日
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額(円)	発行価格 38,000 資本組入額 19,000	発行価格 760 資本組入額 380 (注) 4
新株予約権の行使の条件	(1) 新株予約権の割当を受けた者（以下「新株予約権者」という。）は、新株予約権行使時も、当社の従業員であることを要する。ただし、定年退職その他取締役会が正当な理由があると認めた場合は、この限りではない。 (2) 新株予約権者が、法令・定款もしくは当社との契約に違反する重要な行為を行った場合は、当該事由の発生日より新株予約権の行使はできないものとする。 (3) 新株予約権者は、当社が公開市場に上場した日から1年後以降に新株予約権を行使することができるものとする。	(1) 新株予約権の割当を受けた者（以下「新株予約権者」という。）は、新株予約権行使時も、当社の従業員であることを要する。ただし、定年退職その他取締役会が正当な理由があると認めた場合は、この限りではない。 (2) 新株予約権者が、法令・定款もしくは当社との契約に違反する重要な行為を行った場合は、当該事由の発生日より新株予約権の行使はできないものとする。 (3) 新株予約権者は、当社が公開市場に上場した日から1年後以降に新株予約権を行使することができるものとする。
新株予約権の譲渡に関する事項	新株予約権を譲渡するときは、当社取締役会の決議による承認を要するものとする。	新株予約権を譲渡するときは、当社取締役会の決議による承認を要するものとする。
代用払込みに関する事項	—	—
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	(注) 3	(注) 3

(注) 1. 新株予約権1個につき目的となる株式数は、1株であります。

なお、当社が株式分割（株式無償割当を含む）または株式併合を行う場合、次の算式により目的となる株式の数を調整するものとする。ただし、かかる調整は、新株予約権のうち、当該時点で権利行使されていない新株予約権の目的となる株式の数について行われ、調整の結果生じる1株未満の端数については、これを切り捨てる。

$$\text{調整後株式数} = \text{調整前株式数} \times \text{分割・併合の比率}$$

2. 新株予約権の割当日後、当社が株式分割または合併等を行う場合、次の算式により1株あたりの払込金額を調整し、調整の結果生じる1円未満の端数は切り上げる。

$$\text{調整後行使価額} = \text{調整前行使価額} \times \frac{1}{\text{分割・併合の比率}}$$

また、当社が時価を下回る価額で新株の発行又は自己株式を処分する場合は次の算式により行使価額を調整し、調整の結果生じる1円未満の端数は切り上げる。

$$\text{調整後行使価額} = \text{調整前行使価額} \times \frac{\text{既発行株式数} + \frac{\text{新規発行株式数} \times 1 \text{株当たり払込金額}}{1 \text{株当たり時価}}}{\text{既発行株式数} + \text{新発行株式数}}$$

3. 当社が合併（当社が合併により消滅する場合に限る。）、吸収分割、新設分割、株式交換又は株式移転（以上を総称して以下「組織再編行為」という。）をする場合において、組織再編行為の効力発生の時点において残存する募集新株予約権の新株予約権者に対し、それぞれの場合につき、会社法第236条第1項第8号のイからホまでに掲げる株式会社（以下「再編対象会社」という。）の新株予約権を以下の条件に基づきそれぞれ交付することとする。この場合において、募集新株予約権は消滅するものとする。ただし、以下の条件に沿って再編対象会社の新株予約権を交付する旨を、吸収合併契約、新設合併契約、吸収分割契約、新設分割計画、株式交換契約又は株式移転計画において定めた場合に限るものとする。

①交付する再編対象会社の新株予約権の数

組織再編行為の効力発生の時点において残存する募集新株予約権の新株予約権者が保有する新株予約権の数と同一の数をそれぞれ交付するものとする。

②新株予約権の目的である再編対象会社の株式の種類

再編対象会社の普通株式とする。

③新株予約権の目的である再編対象会社の株式の数

組織再編行為の条件等を勘案の上、上記に準じて決定する。

④新株予約権の行使に際して出資される財産の価額

交付される新株予約権の行使に際しては出資される財産の価額は、組織再編行為の条件等を勘案の上、調整した再編後の払込金額に新株予約権の目的である株式の数を乗じて得られる金額とする。

⑤新株予約権を行使することができる期間

上記に定める募集新株予約権を行使することができる期間の開始日と組織再編行為の効力発生日のうちいずれか遅い日から、上記に定める募集新株予約権を行使することができる期間の満了までとする。

⑥新株予約権の行使条件

上記に定める条件に準じて決定する。

⑦再編対象会社による新株予約権の取得事由

新株予約権者が新株予約権の行使の条件に該当しなくなった場合は、再編対象会社は当該新株予約権を無償で取得することができる。

4. 平成28年9月14日の取締役会決議により、平成28年10月1日付で1株を50株とする株式分割を行っております。これにより「新株予約権の目的となる株式の数」、「新株予約権の行使時の払込金額」及び「新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額」が調整されております。

5. 当社は、新株予約権またはその相続人が新株予約権の行使の条件に該当しなくなった場合又は放棄した場合は当該新株予約権を無償で取得することができる。

第14回新株予約権（平成27年1月28日定時株主総会決議及び平成27年9月15日取締役会決議）

	最近事業年度末現在 (平成27年10月31日)	提出日の前月末現在 (平成28年11月30日)
新株予約権の数(個)	88	74
新株予約権のうち自己新株予約権の数(個)	—	10
新株予約権の目的となる株式の種類	普通株式	普通株式
新株予約権の目的となる株式の数(株)	88(注)1	3,700(注)1、4
新株予約権の行使時の払込金額(円)	50,000(注)2	1,000(注)2、4
新株予約権の行使期間	平成29年9月17日～ 平成37年1月27日	平成29年9月17日～ 平成37年1月27日
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額(円)	発行価格 50,000 資本組入額 25,000	発行価格 1,000 資本組入額 500 (注)4
新株予約権の行使の条件	(1)新株予約権の割当を受けた者(以下「新株予約権者」という。)は、新株予約権行使時も、当社の従業員であることを要する。ただし、定年退職その他取締役会が正当な理由があると認めた場合は、この限りではない。 (2)新株予約権者が、法令・定款もしくは当社との契約に違反する重要な行為を行った場合は、当該事由の発生日より新株予約権の行使はできないものとする。 (3)新株予約権者は、当社が公開市場に上場した日から1年後以降に新株予約権を行使することができるものとする。	(1)新株予約権の割当を受けた者(以下「新株予約権者」という。)は、権利行使時において当社の従業員である場合に限る。ただし、定年退職その他取締役会が正当な理由があると認めた場合は、この限りではない。 (2)新株予約権者が、法令・定款もしくは当社との契約に違反する重要な行為を行った場合は、当該事由の発生日より新株予約権の行使はできないものとする。 (3)新株予約権者は、当社が公開市場に上場した日から1年後以降に新株予約権を行使することができるものとする。
新株予約権の譲渡に関する事項	新株予約権を譲渡するときは、当社取締役会の決議による承認を要するものとする。	新株予約権を譲渡するときは、当社取締役会の決議による承認を要するものとする。
代用払込みに関する事項	—	—
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	(注)3	(注)3

(注)1. 新株予約権1個につき目的となる株式数は、1株であります。

なお、当社が株式分割(株式無償割当を含む)または株式併合を行う場合、次の算式により目的となる株式の数を調整するものとする。ただし、かかる調整は、新株予約権のうち、当該時点で権利行使されていない新株予約権の目的となる株式の数について行われ、調整の結果生じる1株未満の端数については、これを切り捨てる。

$$\text{調整後株式数} = \text{調整前株式数} \times \text{分割・併合の比率}$$

2. 新株予約権の割当日後、当社が株式分割または合併等を行う場合、次の算式により1株あたりの払込金額を調整し、調整の結果生じる1円未満の端数は切り上げる。

$$\text{調整後行使価額} = \text{調整前行使価額} \times \frac{1}{\text{分割・併合の比率}}$$

また、当社が時価を下回る価額で新株の発行又は自己株式を処分する場合は次の算式により行使価額を調整し、調整の結果生じる1円未満の端数は切り上げる。

$$\text{調整後行使価額} = \text{調整前行使価額} \times \frac{\text{既発行株式数} + \frac{\text{新規発行株式数} \times 1 \text{株当たり払込金額}}{1 \text{株当たり時価}}}{\text{既発行株式数} + \text{新発行株式数}}$$

3. 当社が合併（当社が合併により消滅する場合に限る。）、吸収分割、新設分割、株式交換又は株式移転（以上を総称して以下「組織再編行為」という。）をする場合において、組織再編行為の効力発生の時点において残存する募集新株予約権の新株予約権者に対し、それぞれの場合につき、会社法第236条第1項第8号のイからホまでに掲げる株式会社（以下「再編対象会社」という。）の新株予約権を以下の条件に基づきそれぞれ交付することとする。この場合において、募集新株予約権は消滅するものとする。ただし、以下の条件に沿って再編対象会社の新株予約権を交付する旨を、吸収合併契約、新設合併契約、吸収分割契約、新設分割計画、株式交換契約又は株式移転計画において定めた場合に限るものとする。
- ①交付する再編対象会社の新株予約権の数
組織再編行為の効力発生の時点において残存する募集新株予約権の新株予約権者が保有する新株予約権の数と同一の数をそれぞれ交付するものとする。
 - ②新株予約権の目的である再編対象会社の株式の種類
再編対象会社の普通株式とする。
 - ③新株予約権の目的である再編対象会社の株式の数
組織再編行為の条件等を勘案の上、上記に準じて決定する。
 - ④新株予約権の行使に際して出資される財産の価額
交付される新株予約権の行使に際しては出資される財産の価額は、組織再編行為の条件等を勘案の上、調整した再編後の払込金額に新株予約権の目的である株式の数を乗じて得られる金額とする。
 - ⑤新株予約権を行使することができる期間
上記に定める募集新株予約権を行使することができる期間の開始日と組織再編行為の効力発生日のうちいずれか遅い日から、上記に定める募集新株予約権を行使することができる期間の満了までとする。
 - ⑥新株予約権の行使条件
上記に定める条件に準じて決定する。
 - ⑦再編対象会社による新株予約権の取得事由
新株予約権者が新株予約権の行使の条件に該当しなくなった場合は、再編対象会社は当該新株予約権を無償で取得することができる。
4. 平成28年9月14日の取締役会決議により、平成28年10月1日付で1株を50株とする株式分割を行っております。これにより「新株予約権の目的となる株式の数」、「新株予約権の行使時の払込金額」及び「新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額」が調整されております。
5. 当社は、新株予約権者またはその相続人が新株予約権の行使の条件に該当しなくなった場合又は放棄した場合は当該新株予約権を無償で取得することができる。

第15回新株予約権（平成28年1月27日定時株主総会決議及び平成28年9月14日取締役会決議）

	最近事業年度末現在 (平成27年10月31日)	提出日の前月末現在 (平成28年11月30日)
新株予約権の数(個)	—	150
新株予約権のうち自己新株予約権の数(個)	—	—
新株予約権の目的となる株式の種類	—	普通株式
新株予約権の目的となる株式の数(株)	—	7,500(注) 1、4
新株予約権の行使時の払込金額(円)	—	1,020(注) 2、4
新株予約権の行使期間	—	平成30年9月15日～ 平成36年1月26日
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額(円)	—	発行価格 1,020 資本組入額 510 (注) 4
新株予約権の行使の条件	—	(1) 新株予約権の割当を受けた者（以下「新株予約権者」という。）は、権利行使時において当社の取締役または従業員の地位を保有している場合に限る。 (2) 新株予約権者が、法令・定款もしくは当社との契約に違反する重要な行為を行った場合は、当該事由の発生日より新株予約権の行使はできないものとする。 (3) 新株予約権者は、当社が公開市場に上場した日から1年後以降に新株予約権を行使することができるものとする。
新株予約権の譲渡に関する事項	—	新株予約権を譲渡するときは、当社取締役会の決議による承認を要するものとする。
代用払込みに関する事項	—	—
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	—	(注) 3

(注) 1. 新株予約権1個につき目的となる株式数は、1株であります。

なお、当社が株式分割（株式無償割当を含む）または株式併合を行う場合、次の算式により目的となる株式の数を調整するものとする。ただし、かかる調整は、新株予約権のうち、当該時点で権利行使されていない新株予約権の目的となる株式の数について行われ、調整の結果生じる1株未満の端数については、これを切り捨てる。

$$\text{調整後株式数} = \text{調整前株式数} \times \text{分割・併合の比率}$$

また、当社が吸収合併、新設合併、吸収分割、新設分割、株式交換もしくは株式移転を行なう場合又はその他やむを得ない事由が生じた場合には、新株予約権の目的となる株式の数は、合理的な範囲で調整されるものとする。

2. 新株予約権の割当日後、当社が株式分割または合併等を行う場合、次の算式により1株あたりの払込金額を調整し、調整の結果生じる1円未満の端数は切り上げる。

$$\text{調整後行使価額} = \text{調整前行使価額} \times \frac{1}{\text{分割・併合の比率}}$$

また、当社が時価を下回る価額で新株の発行又は自己株式を処分する場合（ただし、当社普通株式の交付と引換えに当社に取得される証券もしくは当社に対して取得を請求できる証券、当社普通株式の交付を請求できる新株予約権（新株予約権付社債に付されたものを含む。）および商法等の一部を改正する法律（平成13年法律第128号）施行前の商法に基づき付与されたストック・オプションによる新株引受権の行使ならびに転換社債の転換の場合は除く。）は次の算式により行使価額を調整し、調整の結果生じる1株未満の端数は切り上げる。

$$\text{調整後行使価額} = \text{調整前行使価額} \times \frac{\text{既発行株式数} + \frac{\text{新規発行株式数} \times \text{1株当たり払込金額}}{\text{1株当たり時価}}}{\text{既発行株式数} + \text{新発行株式数}}$$

上記算式において「既発行株式数」とは、当社の発行済株式総数から当社が保有する自己株式数を控除した数とし、自己株式の処分を行う場合には「新規発行」を「自己株式の処分」、「1株あたり払込金額」を「1株あたり処分金額」と読み替えるものとする。

3. 当社が合併（当社が合併により消滅する場合に限る。）、吸収分割、新設分割、株式交換又は株式移転（以上を総称して以下「組織再編行為」という。）をする場合において、組織再編行為の効力発生日において残存する新株予約権（以下「残存新株予約権」という。）の新株予約権者に対し、それぞれの場合につき、会社法第236条第1項第8号のイからホまでに掲げる株式会社（以下「再編対象会社」という。）の新株予約権を以下の条件に基づきそれぞれ交付することとする。この場合においては、残存新株予約権は消滅し、再編対象会社は新株予約権を新たに発行するものとする。ただし、以下の条件に沿って再編対象会社の新株予約権を交付する旨を、吸収合併契約、新設合併契約、吸収分割契約、新設分割計画、株式交換契約または株式移転計画において定めた場合に限るものとする。
 - ① 交付する再編対象会社の新株予約権の数

組織再編行為の効力発生の時点において残存する募集新株予約権の新株予約権者が保有する新株予約権の数と同一の数をそれぞれ交付するものとする。
 - ② 新株予約権の目的である再編対象会社の株式の種類

再編対象会社の普通株式とする。
 - ③ 新株予約権の目的である再編対象会社の株式の数

組織再編行為の条件等を勘案の上、上記に準じて決定する。
 - ④ 新株予約権の行使に際して出資される財産の価額

交付される各新株予約権の行使に際して出資される財産の価額は、組織再編行為の条件等を勘案のうえ、調整した再編後の払込金額に上記③に従って決定される当該新株予約権の目的である再編対象会社の株式の数を乗じて得られる金額とする。
 - ⑤ 新株予約権を行使することができる期間

上記に定める募集新株予約権を行使することができる期間の開始日と組織再編行為の効力発生日のうちいずれか遅い日から、上記に定める募集新株予約権を行使することができる期間の満了までとする。
 - ⑥ 新株予約権の行使条件

上記に準じて決定する。
 - ⑦ 増加する資本金及び資本準備金に関する事項

上記に準じて決定する。
 - ⑧ 譲渡による新株予約権の取得の制限

譲渡による新株予約権の取得については、再編対象会社の承認を要するものとする。
 - ⑨ 新株予約権の取得事由

新株予約権者が新株予約権の行使の条件に該当しなくなった場合は、再編対象会社は当該新株予約権を無償で取得することができる。
4. 平成28年9月14日の取締役会決議により、平成28年10月1日付で1株を50株とする株式分割を行っております。これにより「新株予約権の目的となる株式の数」、「新株予約権の行使時の払込金額」及び「新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額」が調整されております。
5. 当社は、新株予約権者またはその相続人が新株予約権の行使の条件に該当しなくなった場合又は放棄した場合は当該新株予約権を無償で取得することができる。

第16回新株予約権（平成28年1月27日定時株主総会決議及び平成28年9月14日取締役会決議）

	最近事業年度末現在 (平成27年10月31日)	提出日の前月末現在 (平成28年11月30日)
新株予約権の数(個)	—	100
新株予約権のうち自己新株予約権の数(個)	—	—
新株予約権の目的となる株式の種類	—	普通株式
新株予約権の目的となる株式の数(株)	—	5,000(注) 1、4
新株予約権の行使時の払込金額(円)	—	1,020(注) 2、4
新株予約権の行使期間	—	平成30年9月15日～ 平成36年1月26日
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額(円)	—	発行価格 1,020 資本組入額 510 (注) 4
新株予約権の行使の条件	—	(1) 新株予約権の割当を受けた者（以下「新株予約権者」という。）は、権利行使時において当社の従業員であることを要する。ただし、定年退職その他取締役会が正当な理由があると認めた場合は、この限りではない。 (2) 新株予約権者が、法令・定款もしくは当社との契約に違反する重要な行為を行った場合は、当該事由の発生日より新株予約権の行使はできないものとする。 (3) 新株予約権者は、当社が公開市場に上場した日から1年後以降に新株予約権を行使することができるものとする。
新株予約権の譲渡に関する事項	—	新株予約権を譲渡するときは、当社取締役会の決議による承認を要するものとする。
代用払込みに関する事項	—	—
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	—	(注) 3

(注) 1. 新株予約権1個につき目的となる株式数は、1株であります。

なお、当社が株式分割（株式無償割当を含む）または株式併合を行う場合、次の算式により目的となる株式の数を調整するものとする。ただし、かかる調整は、新株予約権のうち、当該時点で権利行使されていない新株予約権の目的となる株式の数について行われ、調整の結果生じる1株未満の端数については、これを切り捨てる。

$$\text{調整後株式数} = \text{調整前株式数} \times \text{分割・併合の比率}$$

また、当社が吸収合併、新設合併、吸収分割、新設分割、株式交換もしくは株式移転を行なう場合又はその他やむを得ない事由が生じた場合には、新株予約権の目的となる株式の数は、合理的な範囲で調整されるものとする。

2. 新株予約権の割当日後、当社が株式分割または合併等を行う場合、次の算式により1株あたりの払込金額を調整し、調整の結果生じる1円未満の端数は切り上げる。

$$\text{調整後行使価額} = \text{調整前行使価額} \times \frac{1}{\text{分割・併合の比率}}$$

また、当社が時価を下回る価額で新株の発行又は自己株式を処分する場合（ただし、当社普通株式の交付と引換えに当社に取得される証券もしくは当社に対して取得を請求できる証券、当社普通株式の交付

を請求できる新株予約権（新株予約権付社債に付されたものを含む。）および商法等の一部を改正する法律（平成13年法律第128号）施行前の商法に基づき付与されたストックオプションによる新株引受権の行使ならびに転換社債の転換の場合は除く。）は次の算式により行使価額を調整し、調整の結果生じる1株未満の端数は切り上げる。

$$\text{調整後行使価額} = \text{調整前行使価額} \times \frac{\text{既発行株式数} + \frac{\text{新規発行株式数} \times \text{1株当たり払込金額}}{\text{1株当たり時価}}}{\text{既発行株式数} + \text{新発行株式数}}$$

上記算式において「既発行株式数」とは、当社の発行済株式総数から当社が保有する自己株式数を控除した数とし、自己株式の処分を行う場合には「新規発行」を「自己株式の処分」、「1株あたり払込金額」を「1株あたり処分金額」と読み替えるものとする。

3. 当社が合併（当社が合併により消滅する場合に限る。）、吸収分割、新設分割、株式交換又は株式移転（以上を総称して以下「組織再編行為」という。）をする場合において、組織再編行為の効力発生日において残存する新株予約権（以下「残存新株予約権」という。）の新株予約権者に対し、それぞれの場合につき、会社法第236条第1項第8号のイからホまでに掲げる株式会社（以下「再編対象会社」という。）の新株予約権を以下の条件に基づきそれぞれ交付することとする。この場合においては、残存新株予約権は消滅し、再編対象会社は新株予約権を新たに発行するものとする。ただし、以下の条件に沿って再編対象会社の新株予約権を交付する旨を、吸収合併契約、新設合併契約、吸収分割契約、新設分割計画、株式交換契約または株式移転計画において定めた場合に限るものとする。

①交付する再編対象会社の新株予約権の数

組織再編行為の効力発生の時点において残存する募集新株予約権の新株予約権者が保有する新株予約権の数と同一の数をそれぞれ交付するものとする。

②新株予約権の目的である再編対象会社の株式の種類

再編対象会社の普通株式とする。

③新株予約権の目的である再編対象会社の株式の数

組織再編行為の条件等を勘案の上、上記に準じて決定する。

④新株予約権の行使に際して出資される財産の価額

交付される各新株予約権の行使に際して出資される財産の価額は、組織再編行為の条件等を勘案のうえ、調整した再編後の払込金額に上記③に従って決定される当該新株予約権の目的である再編対象会社の株式の数を乗じて得られる金額とする。

⑤新株予約権を行使することができる期間

上記に定める募集新株予約権を行使することができる期間の開始日と組織再編行為の効力発生日のうちいずれか遅い日から、上記に定める募集新株予約権を行使することができる期間の満了までとする。

⑥新株予約権の行使条件

上記に準じて決定する。

⑦増加する資本金及び資本準備金に関する事項

上記に準じて決定する。

⑧譲渡による新株予約権の取得の制限

譲渡による新株予約権の取得については、再編対象会社の承認を要するものとする。

⑨新株予約権の取得事由

新株予約権者が新株予約権の行使の条件に該当しなくなった場合は、再編対象会社は当該新株予約権を無償で取得することができる。

4. 平成28年9月14日の取締役会決議により、平成28年10月1日付で1株を50株とする株式分割を行っております。これにより「新株予約権の目的となる株式の数」、「新株予約権の行使時の払込金額」及び「新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額」が調整されております。

② 新株予約権付社債

無担保転換社債型新株予約権付社債（平成26年4月9日開催の臨時株主総会）

	最近事業年度末現在 (平成27年10月31日)	提出日の前月末現在 (平成28年11月30日)
新株予約権の数(個)	20(注) 1	—
新株予約権のうち自己新株予約権の数(個)	—	—
新株予約権の目的となる株式の種類	普通株式	—
新株予約権の目的となる株式の数(株)	2,000(注) 2	—
新株予約権の行使時の払込金額(円)	新株予約権1個当たり 5,000,000円 (注) 3	—
新株予約権の行使期間	平成26年4月10日～ 平成29年3月30日	—
新株予約権の行使により株式を発行する場合の 株式の発行価格及び資本組入額(円)	発行価格 50,000 資本組入額 25,000	—
新株予約権の行使の条件	(1) 本新株予約権の行使は、 行使期間中いつでもこれ を行うことができる。 (2) 当社が本社債につき償還 もしくは買入消却を行っ た場合には、以後本新株 予約権を行使することは できないものとする。 (3) 各本新株予約権の一部行 使はできないものとし る。 (4) 本新株予約権の行使は各 本社債単位で行うものと し、各本社債に付された 本新株予約権の一部の行 使は認められないものと する。	—
新株予約権の譲渡に関する事項	新株予約権を譲渡するとき は、当社取締役会の決議によ る承認を要するものとする。	—
代用払込みに関する事項	—	—
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に 関する事項	—	—
新株予約権付社債の残高(百万円)	100(注) 1	—

(注) 1. 新株予約権付社債の額面5百万円につき新株予約権1個が割り当てられております。

2. 新株予約権の目的である株式の種類は当社の普通株式とし、その行使により当社が当社の普通株式を新たに発行またはこれに代えて当社の有する当社の普通株式を移転（以下当社の普通株式の発行または移転を当社の普通株式の「交付」という。）する数は、次のとおりとする。なお、次の算式において、「行使価額」とは、下記記載の行使価額をいう。

$$\text{調整後行使価額} = \frac{\text{本新株予約権付社債の所持者が行使請求のために提出した本社債の払込金額の総額}}{\text{行使価額}}$$

ただし、行使により生じる1株未満の端数は切り捨て、当該切り捨てられる端数に相当する本社債額面金額の残額を額面金額100円につき金100円の割合で償還する。また、当社が単元株制度を採用する場合において、新株予約権の行使により単元未満株式が発生する場合には、会社法に定める単元未満株式の買取請求権が行使されたものとして現金により精算し、またその場合に1株未満の端数が生じる場合は、その端数に相当する残額を本社債額面金額100円につき金100円の割合で償還する。

3. 当社が以下の事由により、当社の発行済株式総数（ただし、普通株式にかかる自己株式数を除く。）に変更を生ずる場合または変更を生ずる可能性がある場合は、行使価額を次に定める算式（以下「行使価額調整式」という。）をもって調整する。

- ① 行使価額調整式に使用する調整前行使価額を下回る金額をもって当社の普通株式を発行または処分する場合（取得請求権付株式、取得条項付株式、新株予約権、新株予約権付社債、その他その保有者もしくは当社の請求に基づきまたは一定の事由の発生を条件として普通株式を取得し得る地位を伴う証券または権利につき、かかる請求権の行使もしくは一定の事由の発生によるもの、ならびに合併、株式交換、および会社分割に伴うものを除く。）調整後の行使価額は、払込期日の翌日以降、また、株主割当日がある場合には、その日の翌日以降これを適用する。
- ② 株式の分割により普通株式を発行する場合
調整後の行使価額は、株式分割のための株主割当日の翌日以降これを適用する。
- ③ 行使価額調整式に使用する調整前行使価額を下回る価額をもって会社の普通株式の交付を請求できる新株予約権（新株予約権付社債に付されたものを含む。）の発行が行われる場合
調整後の行使価額はその発行日に、また、株主割当日がある場合はその日に、発行される証券の全ての新株予約権の行使がなされたものとみなし、その発行日の翌日以降または割当日の翌日以降これを適用する。

$$\text{調整後行使価額} = \frac{\text{既発行株式数} \times \text{調整前行使価額} + \text{新発行・処分株式数} \times \text{1株当たり払込額・処分金額}}{\text{行使価額}}$$

(3) 【ライツプランの内容】

該当事項はありません。

(4) 【発行済株式総数、資本金等の推移】

年月日	発行済株式 総数増減数 (株)	発行済株式 総数残高 (株)	資本金増減額 (千円)	資本金残高 (千円)	資本準備金 増減額 (千円)	資本準備金 残高 (千円)
平成23年8月24日 (注) 1	—	18,777	—	156,935	△62,507	77,647
平成23年11月18日 (注) 2	1,000	19,777	19,000	175,935	19,000	96,647
平成25年12月18日 (注) 3	200	19,977	3,300	179,235	3,300	99,947
平成28年9月7日 (注) 4	2,000	21,977	50,000	229,235	50,000	149,947
平成28年9月16日 (注) 3	2,150	24,127	35,475	264,710	35,475	185,422
平成28年10月1日 (注) 5	1,182,223	1,206,350	—	264,710	—	185,422

(注) 1. 資本準備金の減少は欠損てん補によるものであります。

2. 有償第三者割当増資

割当先 SALESFORCE.COM, INC.

1,000株

発行価格 38,000円

資本組入額 19,000円

3. 新株予約権の権利行使による増加であります。

4. 転換社債型新株予約権付社債の新株予約権の権利行使による増加であります。

5. 株式分割(1:50)によるものであります。

(5) 【所有者別状況】

平成28年11月30日現在

区分	株式の状況(1単元の株式数100株)							単元未満 株式の状況 (株)	
	政府及び 地方公共 団体	金融機関	金融商品 取引業者	その他の 法人	外国法人等		個人 その他		計
					個人以外	個人			
株主数 (人)	—	1	7	3	1	—	14	26	—
所有株式数 (単元)	—	373	3,404	925	500	—	6,859	12,061	250
所有株式数 の割合(%)	—	3.09	28.22	7.67	4.15	—	56.87	100.00	—

(注) 1. 平成28年9月14日の取締役会決議により、平成28年10月1日付で1株を50株とする株式分割を行っております。

2. 平成28年9月26日開催の臨時株主総会決議により、平成28年10月1日付で1単元を100株とする単元株制度を採用しております。

(6) 【議決権の状況】

① 【発行済株式】

平成28年11月30日現在

区分	株式数(株)	議決権の数(個)	内容
無議決権株式	—	—	—
議決権制限株式(自己株式等)	—	—	—
議決権制限株式(その他)	—	—	—
完全議決権株式(自己株式等)	—	—	—
完全議決権株式(その他)	普通株式 1,206,100	12,061	完全議決権株式であり、権利内容に何らの制限のない当社における標準となる株式であります。 単元株式数は100株であります。
単元未満株式	普通株式 250	—	—
発行済株式総数	1,206,350	—	—
総株主の議決権	—	12,061	—

② 【自己株式等】

該当事項はありません。

(7) 【ストックオプション制度の内容】

当社は、新株予約権方式によるストック・オプション制度を採用しております。当該制度は、会社法に基づき新株予約権を発行する方法によるものであります。

当該制度の内容は、以下のとおりであります。

① 第2回新株予約権（平成18年7月20日取締役会決議）

決議年月日	平成18年7月20日
付与対象者の区分及び人数(名)	当社取締役 ー 当社従業員 13 (注)
新株予約権の目的となる株式の種類	「(2)新株予約権等の状況」に記載しております。
株式の数	「(2)新株予約権等の状況」に記載しております。
新株予約権の行使時の払込金額	「(2)新株予約権等の状況」に記載しております。
新株予約権の行使期間	「(2)新株予約権等の状況」に記載しております。
新株予約権の行使の条件	「(2)新株予約権等の状況」に記載しております。
新株予約権の譲渡に関する事項	「(2)新株予約権等の状況」に記載しております。
代用払込みに関する事項	ー
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	ー

(注) 付与対象者の退職により、本書提出日現在の付与対象者の区分及び人数は、従業員4名となっております。

② 第3回新株予約権（平成18年7月20日取締役会決議）

決議年月日	平成18年7月20日
付与対象者の区分及び人数(名)	当社取締役 ー 当社従業員 7 (注)
新株予約権の目的となる株式の種類	「(2)新株予約権等の状況」に記載しております。
株式の数	「(2)新株予約権等の状況」に記載しております。
新株予約権の行使時の払込金額	「(2)新株予約権等の状況」に記載しております。
新株予約権の行使期間	「(2)新株予約権等の状況」に記載しております。
新株予約権の行使の条件	「(2)新株予約権等の状況」に記載しております。
新株予約権の譲渡に関する事項	「(2)新株予約権等の状況」に記載しております。
代用払込みに関する事項	ー
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	ー

(注) 付与対象者の退職により、本書提出日現在の付与対象者の区分及び人数は、従業員4名となっております。

③ 第4回新株予約権（平成19年7月18日取締役会決議）

決議年月日	平成19年7月18日
付与対象者の区分及び人数(名)	当社取締役 ー 当社従業員 22 (注)
新株予約権の目的となる株式の種類	「(2)新株予約権等の状況」に記載しております。
株式の数	「(2)新株予約権等の状況」に記載しております。
新株予約権の行使時の払込金額	「(2)新株予約権等の状況」に記載しております。
新株予約権の行使期間	「(2)新株予約権等の状況」に記載しております。
新株予約権の行使の条件	「(2)新株予約権等の状況」に記載しております。
新株予約権の譲渡に関する事項	「(2)新株予約権等の状況」に記載しております。
代用払込みに関する事項	ー
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	ー

(注) 付与対象者の退職により、本書提出日現在の付与対象者の区分及び人数は、従業員7名となっております。

④ 第5回新株予約権（平成20年2月20日取締役会決議）

決議年月日	平成20年2月20日
付与対象者の区分及び人数(名)	当社取締役 ー 当社従業員 18 (注)
新株予約権の目的となる株式の種類	「(2)新株予約権等の状況」に記載しております。
株式の数	「(2)新株予約権等の状況」に記載しております。
新株予約権の行使時の払込金額	「(2)新株予約権等の状況」に記載しております。
新株予約権の行使期間	「(2)新株予約権等の状況」に記載しております。
新株予約権の行使の条件	「(2)新株予約権等の状況」に記載しております。
新株予約権の譲渡に関する事項	「(2)新株予約権等の状況」に記載しております。
代用払込みに関する事項	ー
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	ー

(注) 付与対象者の退職により、本書提出日現在の付与対象者の区分及び人数は、従業員6名となっております。

⑤ 第6回新株予約権（平成20年7月16日取締役会決議）

決議年月日	平成20年7月16日
付与対象者の区分及び人数(名)	当社取締役 3 (注) 当社従業員 ー
新株予約権の目的となる株式の種類	「(2)新株予約権等の状況」に記載しております。
株式の数	「(2)新株予約権等の状況」に記載しております。
新株予約権の行使時の払込金額	「(2)新株予約権等の状況」に記載しております。
新株予約権の行使期間	「(2)新株予約権等の状況」に記載しております。
新株予約権の行使の条件	「(2)新株予約権等の状況」に記載しております。
新株予約権の譲渡に関する事項	「(2)新株予約権等の状況」に記載しております。
代用払込みに関する事項	ー
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	「(2)新株予約権等の状況」に記載しております。

(注) 付与対象者の権利放棄により、本書提出日現在の付与対象者の区分及び人数は、取締役2名となっております。

⑥ 第8回新株予約権（平成22年4月21日取締役会決議）

決議年月日	平成22年4月21日
付与対象者の区分及び人数(名)	当社取締役 ー 当社従業員 4 (注)
新株予約権の目的となる株式の種類	「(2)新株予約権等の状況」に記載しております。
株式の数	「(2)新株予約権等の状況」に記載しております。
新株予約権の行使時の払込金額	「(2)新株予約権等の状況」に記載しております。
新株予約権の行使期間	「(2)新株予約権等の状況」に記載しております。
新株予約権の行使の条件	「(2)新株予約権等の状況」に記載しております。
新株予約権の譲渡に関する事項	「(2)新株予約権等の状況」に記載しております。
代用払込みに関する事項	ー
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	「(2)新株予約権等の状況」に記載しております。

(注) 付与対象者の退職により、本書提出日現在の付与対象者の区分及び人数は、従業員0名となっております。

⑦ 第9回新株予約権（平成23年4月20日取締役会決議）

決議年月日	平成23年4月20日
付与対象者の区分及び人数(名)	当社取締役 ー 当社従業員 14（注）
新株予約権の目的となる株式の種類	「(2)新株予約権等の状況」に記載しております。
株式の数	「(2)新株予約権等の状況」に記載しております。
新株予約権の行使時の払込金額	「(2)新株予約権等の状況」に記載しております。
新株予約権の行使期間	「(2)新株予約権等の状況」に記載しております。
新株予約権の行使の条件	「(2)新株予約権等の状況」に記載しております。
新株予約権の譲渡に関する事項	「(2)新株予約権等の状況」に記載しております。
代用払込みに関する事項	ー
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	「(2)新株予約権等の状況」に記載しております。

（注） 付与対象者の退職により、本書提出日現在の付与対象者の区分及び人数は、従業員4名となっております。

⑧ 第10回新株予約権（平成23年7月20日取締役会決議）

決議年月日	平成23年7月20日
付与対象者の区分及び人数(名)	当社取締役 1 当社従業員 ー
新株予約権の目的となる株式の種類	「(2)新株予約権等の状況」に記載しております。
株式の数	「(2)新株予約権等の状況」に記載しております。
新株予約権の行使時の払込金額	「(2)新株予約権等の状況」に記載しております。
新株予約権の行使期間	「(2)新株予約権等の状況」に記載しております。
新株予約権の行使の条件	「(2)新株予約権等の状況」に記載しております。
新株予約権の譲渡に関する事項	「(2)新株予約権等の状況」に記載しております。
代用払込みに関する事項	ー
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	「(2)新株予約権等の状況」に記載しております。

⑨ 第11回新株予約権（平成24年8月9日取締役会決議）

決議年月日	平成24年8月9日
付与対象者の区分及び人数(名)	当社取締役 1 当社従業員 ー
新株予約権の目的となる株式の種類	「(2)新株予約権等の状況」に記載しております。
株式の数	「(2)新株予約権等の状況」に記載しております。
新株予約権の行使時の払込金額	「(2)新株予約権等の状況」に記載しております。
新株予約権の行使期間	「(2)新株予約権等の状況」に記載しております。
新株予約権の行使の条件	「(2)新株予約権等の状況」に記載しております。
新株予約権の譲渡に関する事項	「(2)新株予約権等の状況」に記載しております。
代用払込みに関する事項	ー
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	「(2)新株予約権等の状況」に記載しております。

⑩ 第12回新株予約権（平成24年8月9日取締役会決議）

決議年月日	平成24年8月9日
付与対象者の区分及び人数(名)	当社取締役 ー 当社従業員 11 (注)
新株予約権の目的となる株式の種類	「(2)新株予約権等の状況」に記載しております。
株式の数	「(2)新株予約権等の状況」に記載しております。
新株予約権の行使時の払込金額	「(2)新株予約権等の状況」に記載しております。
新株予約権の行使期間	「(2)新株予約権等の状況」に記載しております。
新株予約権の行使の条件	「(2)新株予約権等の状況」に記載しております。
新株予約権の譲渡に関する事項	「(2)新株予約権等の状況」に記載しております。
代用払込みに関する事項	ー
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	「(2)新株予約権等の状況」に記載しております。

(注) 付与対象者の退職により、本書提出日現在の付与対象者の区分及び人数は、従業員6名となっております。

⑪ 第13回新株予約権（平成25年8月14日取締役会決議）

決議年月日	平成25年8月14日
付与対象者の区分及び人数(名)	当社取締役 一 当社従業員 10 (注)
新株予約権の目的となる株式の種類	「(2)新株予約権等の状況」に記載しております。
株式の数	「(2)新株予約権等の状況」に記載しております。
新株予約権の行使時の払込金額	「(2)新株予約権等の状況」に記載しております。
新株予約権の行使期間	「(2)新株予約権等の状況」に記載しております。
新株予約権の行使の条件	「(2)新株予約権等の状況」に記載しております。
新株予約権の譲渡に関する事項	「(2)新株予約権等の状況」に記載しております。
代用払込みに関する事項	—
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	「(2)新株予約権等の状況」に記載しております。

(注) 付与対象者の退職及び取締役就任により、本書提出日現在の付与対象者の区分及び人数は、取締役1名、従業員3名となっております。

⑫ 第14回新株予約権（平成27年9月15日取締役会決議）

決議年月日	平成27年9月15日
付与対象者の区分及び人数(名)	当社取締役 一 当社従業員 22 (注)
新株予約権の目的となる株式の種類	「(2)新株予約権等の状況」に記載しております。
株式の数	「(2)新株予約権等の状況」に記載しております。
新株予約権の行使時の払込金額	「(2)新株予約権等の状況」に記載しております。
新株予約権の行使期間	「(2)新株予約権等の状況」に記載しております。
新株予約権の行使の条件	「(2)新株予約権等の状況」に記載しております。
新株予約権の譲渡に関する事項	「(2)新株予約権等の状況」に記載しております。
代用払込みに関する事項	—
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	「(2)新株予約権等の状況」に記載しております。

(注) 付与対象者の退職により、本書提出日現在の付与対象者の区分及び人数は、従業員17名となっております。

⑬ 第15回新株予約権（平成28年9月14日取締役会決議）

決議年月日	平成28年9月14日
付与対象者の区分及び人数(名)	当社取締役 3 当社従業員 ー
新株予約権の目的となる株式の種類	「(2)新株予約権等の状況」に記載しております。
株式の数	「(2)新株予約権等の状況」に記載しております。
新株予約権の行使時の払込金額	「(2)新株予約権等の状況」に記載しております。
新株予約権の行使期間	「(2)新株予約権等の状況」に記載しております。
新株予約権の行使の条件	「(2)新株予約権等の状況」に記載しております。
新株予約権の譲渡に関する事項	「(2)新株予約権等の状況」に記載しております。
代用払込みに関する事項	ー
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	「(2)新株予約権等の状況」に記載しております。

⑭ 第16回新株予約権（平成28年9月14日取締役会決議）

決議年月日	平成28年9月14日
付与対象者の区分及び人数(名)	当社取締役 ー 当社従業員 13
新株予約権の目的となる株式の種類	「(2)新株予約権等の状況」に記載しております。
株式の数	「(2)新株予約権等の状況」に記載しております。
新株予約権の行使時の払込金額	「(2)新株予約権等の状況」に記載しております。
新株予約権の行使期間	「(2)新株予約権等の状況」に記載しております。
新株予約権の行使の条件	「(2)新株予約権等の状況」に記載しております。
新株予約権の譲渡に関する事項	「(2)新株予約権等の状況」に記載しております。
代用払込みに関する事項	ー
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	「(2)新株予約権等の状況」に記載しております。

2 【自己株式の取得等の状況】

【株式の種類等】

該当事項はありません。

(1) 【株主総会決議による取得の状況】

該当事項はありません。

(2) 【取締役会決議による取得の状況】

該当事項はありません。

(3) 【株主総会決議又は取締役会決議に基づかないものの内容】

該当事項はありません。

(4) 【取得自己株式の処理状況及び保有状況】

該当事項はありません。

3 【配当政策】

当社は、株主に対する利益還元と同時に、財務体質の強化及び競争力の確保を経営の重要課題の一つとして位置づけております。現状では、当社は成長過程にあると考えており、内部留保の充実を図り、事業の効率化と事業拡大のための投資に充当していくことが株主に対する最大の利益還元につながると考えております。このことから、創業以来配当は実施しておらず、今後においても将来の事業展開と経営体質の強化を目的に必要な内部留保を確保していくことを基本方針としております。しかしながら、当社は株主への利益還元も重要な経営課題であると認識しており、将来的には、各事業年度の経営成績を勘案しながら株主への利益還元を検討して参る方針ですが、現時点において配当実施の可能性及び、その実施時期につきましては未定であります。

内部留保資金につきましては、財務体質の強化、事業の効率化及び継続的な事業拡大のための資金として有効に活用していく所存であります。

なお、剰余金の配当を行う場合、年1回の期末配当を基本方針としており、配当の決定機関は株主総会となっております。また、当社は取締役会の決議によって中間配当を行うことができる旨を定款に定めております。

4 【株価の推移】

当社株式は非上場でありますので、該当事項はありません。

5 【役員 の 状 況】

男性 9 名 女性 0 名 (役員のうち女性の比率0.0%)

役名	職名	氏名	生年月日	略歴	任期	所有株式数 (株)
代表取締役 社長	—	中村 健一郎	昭和52年 6 月25日	平成12年 8 月 当社設立、代表取締役社長就任 (現任)	(注) 3	335,000
取締役 副社長	—	永島 毅一郎	昭和53年 6 月15日	平成13年 4 月 株式会社三和銀行 (現三菱東京U F J 銀行) 入行 平成14年 3 月 当社入社 平成14年 6 月 取締役就任 平成16年 2 月 取締役副社長就任 (現任) 平成28年 1 月 宮崎支社長就任	(注) 3	157,500
取締役	事業担当兼 マーケティング ソリューションセ ールズ部長兼マ ーケティングア ドバイザリー部 長	東野 誠	昭和53年 5 月19日	平成13年 4 月 株式会社三和銀行 (現三菱東京U F J 銀行) 入行 平成14年 3 月 株式会社ロベ入社 平成15年 8 月 株式会社マークアイ入社 平成16年 1 月 当社入社、営業部長就任 平成18年 7 月 取締役就任 (現任) 平成27年 5 月 マーケティングソリューションセ ールズ部長就任 (現任) 平成28年11月 マーケティングアドバイザリー部 長就任 (現任)	(注) 3	33,000
取締役	技術担当	堀 譲治	昭和48年 9 月15日	平成10年 4 月 日本オラクル株式会社入社 平成17年10月 当社入社、技術統括本部長就任 平成18年 7 月 取締役就任 (現任)	(注) 3	33,800
取締役	経営管理担当兼 経営管理本部長	友清 学	昭和53年 5 月 4 日	平成15年10月 監査法人トーマツ (現有限責任監 査法人トーマツ) 入所 平成21年 7 月 公認会計士登録 (現任) 平成24年11月 当社入社、業務企画室長就任 平成25年 8 月 常勤監査役就任 平成27年 5 月 取締役就任 (現任)、経営管理本 部長就任 (現任)	(注) 3	6,000
取締役	—	徳永 康雄	昭和55年 6 月24日	平成15年 4 月 日本アジア投資株式会社入社 平成25年 3 月 WMP 株式会社取締役就任 (現 任) 平成25年12月 WMパートナーズ株式会社取締役 就任 (現任) 平成27年 1 月 当社取締役就任 (現任)	(注) 3	—
常勤監査役	—	中里 雅光	昭和26年 7 月25日	昭和51年 4 月 株式会社大和銀行 (現りそな銀 行) 入行 昭和56年 5 月 イリノイ大学院MBA卒業 平成19年 7 月 ビッグタウン株式会社常勤監査役 就任 平成23年 5 月 キャリアリンク株式会社入社 平成27年 3 月 当社常勤監査役就任 (現任)	(注) 4	—
監査役	—	太田 諭哉	昭和50年12月16日	平成10年 4 月 安田信託銀行株式会社 (現みずほ 信託銀行) 入行 平成13年10月 監査法人トーマツ (現有限責任監 査法人トーマツ) 入所 平成17年 2 月 公認会計士登録 (現任) 平成17年 7 月 株式会社スパイラル・アンド・カン パニー設立、同社代表取締役就 任 (現任) 平成18年 6 月 税理士登録 (現任) 平成18年 6 月 税理士法人スパイラル代表社員就 任 (現任) 平成19年 7 月 当社監査役就任 (現任) 平成27年10月 株式会社Eストアー監査役就任	(注) 4	—
監査役	—	塩瀬 篤範	昭和53年 5 月14日	平成21年12月 弁護士登録 (現任) 平成21年12月 西中・宮下法律事務所入所 平成26年 2 月 西川茂法律事務所 (現 東京総合 法律事務所) パートナー参画 (現 任) 平成27年 2 月 当社監査役就任 (現任)	(注) 4	—
計						565,300

(注) 1. 取締役徳永康雄は、社外取締役であります。

2. 監査役中里雅光、太田諭哉及び塩瀬篤範は、社外監査役であります。

3. 取締役の任期は、平成28年 9 月26日開催の臨時株主総会終結の時から選任後 2 年以内に終了する事業年度のうち、最終のものに関する定時株主総会終結の時までであります。

4. 監査役の任期は、平成28年 9 月26日開催の臨時株主総会終結の時から選任後 4 年以内に終了する事業年度のうち、最終のものに関する定時株主総会終結の時までであります。

6 【コーポレート・ガバナンスの状況等】

(1) 【コーポレート・ガバナンスの状況】

コーポレート・ガバナンスに関する基本的な考え方

当社は、経営の効率化を図ると同時に、経営の健全性、透明性及びコンプライアンスを高めて社会的信頼に添えていくことが、持続的な成長には不可欠であると考えております。その結果が、企業価値を向上させ、株主や債権者、従業員など企業を取り巻くさまざまなステークホルダーへの利益還元につながるの認識に立ち、日々コーポレート・ガバナンスの強化に努めております。

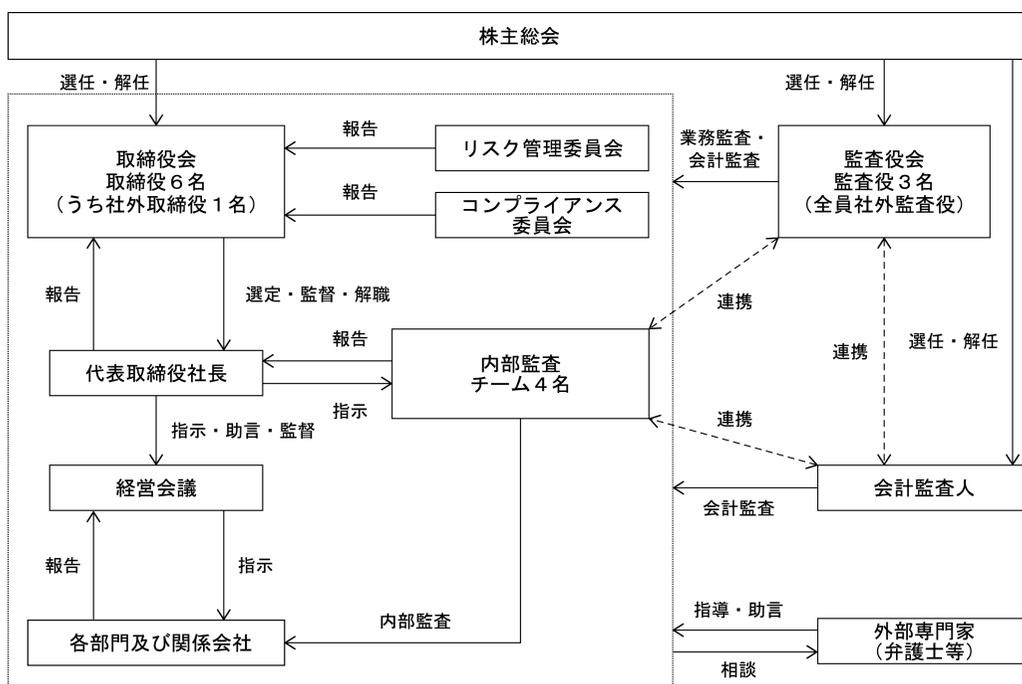
① 会社の機関の内容及び内部統制システムの整備の状況等

イ. 会社の機関の基本説明

当社は、取締役会制度、監査役会制度を採用し、取締役会、監査役会等により経営の意思決定及び業務執行、監査をおこなっております。

ロ. 当社のコーポレート・ガバナンス体制と採用理由

当社は、経営の透明性、健全性の向上及び経営環境の変化に対応した意思決定の迅速化のため、以下の体制、組織を構築しております。



a 取締役会

当社の取締役会は、取締役6名（うち、社外取締役1名）で構成され、当社の業務執行を決定し、取締役間の相互牽制により取締役の職務の執行を監督しております。取締役会は、「取締役会規則」に基づき、原則として毎月1回の定時取締役会を開催しているほか、経営上の重要事項が発生した場合には、必要に応じて臨時取締役会を開催しております。

b 監査役会・監査役

会社法関連法令に基づく監査役会設置会社制を採用しております。監査役会は、常勤監査役1名及び監査役2名（うち、社外監査役3名）で構成されており、コーポレート・ガバナンスの運営状況を監視し、取締役の職務の執行を含む日常活動の業務監査及び会計監査を行っております。非常勤の監査役は、公認会計士、弁護士であり、それぞれの専門分野及び職業倫理の観点より経営監視を実施していただくこととしております。

監査役は、株主総会及び取締役会への出席、取締役、従業員、会計監査人、内部監査チームからの報告收受等を行っております。常勤監査役は、経営会議やコンプライアンス委員会への出席、子会社、支社への往査などを通じてモニタリングに取り組んでおります。

監査役会は、「監査役会規則」に基づき、原則として毎月1回の定時監査役会を開催しているほか、必要あるときは臨時監査役会を開催することとなっております。

c 経営会議

経営会議は、常勤の取締役5名と必要に応じて指名される者で構成され、オブザーバーとして社外取締役、常勤監査役の参加を認めております。経営会議は週1回開催され、「事業計画に関する事項、営業・サービスに関する事項、予算に関する事項、開発に関する事項、人事労務に関する事項等の経営課題につき議論、審議、決定し迅速かつ適切に意思決定を行い事業活動に反映させております。

d 内部監査チーム

当社は、代表取締役社長直轄のチームとして内部監査チームを組成し、内部監査責任者1名（経営管理本部）、内部監査担当者3名（内部監査業務委託先、技術統括本部、業務企画推進室各1名で構成）が、内部監査を実施しております。内部監査チームは、各部門の業務遂行状況を監査し、結果については、代表取締役社長に報告するとともに、改善指示を各部門へ周知し、そのフォローアップに努めております。

e リスク管理委員会

当社は、代表取締役社長を委員長とするリスク管理委員会を設置し、事業の継続安定的な発展を確保するべく、原則として3ヶ月に1回、リスク管理委員会を開催し、市場、情報セキュリティ、環境、労務、製品の品質等様々な事業運営上のリスクについて、リスク評価、対策等に関し協議を行い、具体的な対応を検討しております。

f コンプライアンス委員会

当社は、代表取締役社長から任命を受けた経営管理担当取締役を委員長とするコンプライアンス委員会を設置し、全社的なコンプライアンス体制を強化・推進するべく、原則として月1回、コンプライアンス委員会を開催し、社内コンプライアンス違反事例の共有、対応、啓蒙施策等を協議しております。

g 外部専門家

当社は、法律やその他専門的な判断を必要とする事項につきましては、顧問弁護士、顧問税理士、顧問社労士等に相談し、必要に応じてアドバイスを受け検討し、判断しております。

ハ、内部統制システムの整備の状況

当社は、以下のとおり定める内部統制システムの基本方針に従って体制を構築しております。

a 取締役、使用人の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制

- (a) コンプライアンスを法令、定款、社内規程及び社会規範等を含めた「企業倫理の遵守」と定義し、取締役及び使用人が日常活動における判断・行動に際し遵守すべき基準として、シャノンMVV (Mission, Vision, Value) を掲げるとともに、「シャノン企業行動規範」を制定し、周知・徹底を図る。
- (b) コンプライアンスを推進する体制としてコンプライアンス委員会を設置し、審議・活動の内容を定期的に取締役会に報告する。
- (c) 取締役会は、「取締役会規則」「職務権限規程」等の職務の執行に関する社内規程を整備し、取締役及び使用人は定められた社内規程に従い業務を執行する。
- (d) 内部監査チームを組成し、各部門の業務執行及びコンプライアンスの状況等について定期的に監査を実施し、その評価を代表取締役社長及び監査役に報告する。
- (e) 法令違反その他法令上疑義のある行為等については、社内報告体制として内部通報制度を整備し、その運用に当たってはコンプライアンス委員会が適切に対応する。

b 取締役の職務の執行に係る情報の保存及び管理に関する体制

- (a) 取締役の職務の執行に係る記録文書、稟議書、その他の重要な情報については、文書又は電磁的媒体に記録し、法令及び「文書管理規程」「稟議規程」等に基づき、適切に保存及び管理する。
- (b) 取締役及び監査役は、必要に応じてこれらの文書等を閲覧できるものとする。
- (c) 内部監査チームは、文書保存の管理責任者と連携のうえ、文書等の保存及び管理状況を監査する。

- c 損失の危険の管理に関する規程その他の体制
 - (a) リスク管理を体系的に規定する「リスク管理規程」を定め、リスク管理を推進する体制として代表取締役社長を委員長とするリスク管理委員会を設置し、リスク管理体制整備の進捗状況や有効性について検討し、その結果を取締役に報告する。
 - (b) 不測の事態が発生した場合には、代表取締役社長又はその指名を受けた者の指揮下の対策本部を設置し、必要に応じて顧問弁護士等の外部専門家とともに迅速かつ的確な対応を行い、損害の拡大を防止する体制を整える。
 - (c) 内部監査チーム及び各リスクの担当者（担当部署、組織）は、各部門のリスク管理状況を監査し、その結果を代表取締役社長に報告するものとし、取締役会において定期的にリスク管理体制を見直し、問題点の把握と改善に努める。
- d 取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制
 - (a) 中期経営計画等の全社的な目標を定めることにより、各部門が事業年度ごとに実施すべき具体的な施策を効率的に策定できる体制を構築する。
 - (b) 経営の組織的・効率的推進を目的として業務執行に関する権限と責任を明確に定めた「職務権限規程」に則り、職務の適切かつ効率的な執行を実現するとともに、重要事項については取締役会を経て意思決定を行うことで、職務の適正性を確保する。
- e 当社並びにその子会社から成る企業集団における業務の適正を確保するための体制
 - (a) 当社では、グループ会社について、グループ会社を主管する部門が、関係会社管理規程に基づきグループ会社の経営を管理するとともに、状況に応じ取締役及び監査役を派遣して経営を把握し、業務の適正化を推進するものとする。
 - (b) 当社では、関係会社管理規程において、グループ会社との協議事項等を定め、適宜、グループ会社からの報告を受けるものとする。
 - (c) 当社では、グループ会社に対し倫理・法令遵守、損失の危険の管理、財務報告の適正性の確保、効率的職務執行体制等の主要な内部統制項目について、グループ会社の事業内容、規模、議決権比率その他の状況に応じ、各体制、規程等の整備について助言・指導を行うほか、グループ会社への教育・研修の実施などによりグループとしての内部統制システムの整備を図るものとする。
 - (d) グループ会社の監査役と当社の監査役会との定期的な情報交換、施策の連動等を行い、グループとしての内部統制システムの整備を図るものとする。
- f 監査役がその職務を補助すべき使用人を置くことを求めた場合における当該使用人に関する体制、当該使用人の取締役からの独立性に関する事項及び監査役の当該使用人に対する指示の実効性の確保に関する事項
 - (a) 監査役がその職務を補助すべき使用人を置くことを求めた場合、代表取締役社長は監査役と協議のうえ、監査役を補助すべき使用人を指名する。指名を受けた使用人は監査役の指示に関して、取締役、部門長等の指揮命令を受けないものとする。
 - (b) 監査役がその職務を補助すべき使用人を置いた場合、その使用人の人事異動、人事評価に関しては、監査役の意見を尊重する。
 - (c) 監査役がその職務を補助すべき使用人を置いた場合、当該使用人が監査役の指揮命令に従う旨を取締役及び使用人に周知させ、会議等への出席により、監査役監査に必要な調査を行う権限を付与する。
 - (d) 監査役がその職務を補助すべき使用人を務めたことをもって不利な取扱いをしないことを、会社は保証し、その旨を取締役及び使用人に周知徹底する。
- g 取締役及び使用人が監査役に報告をするための体制その他の監査役への報告に関する体制並びに監査役への報告をした者が当該報告をしたことを理由として不利な取扱いを受けないことを確保するための体制
 - (a) 取締役及び使用人は、監査役に対して、法定の事項に加え、業務又は業績に重大な影響を与える事項、内部監査の実施状況、内部通報制度による通報状況及びその内容を報告する体制を整備し、監査役の情報収集・交換が適切に行えるよう協力する。
 - (b) 取締役及び使用人は、会社に重大な影響を及ぼす事項が発生し、あるいは発生するおそれがあるとき、又は取締役及び使用人による違法・不正な行為を発見したときは、すみやかに監査役に報告するものとする。

- h 監査役への報告をした者が当該報告をしたことを理由として不利な取扱いを受けないことを確保するための体制現状において明らかになった課題・改善点
監査役への報告をした者に対し、当該報告をしたことを理由として不利な取扱いを行うことを禁止し、その旨を取締役及び使用人に周知徹底する。
- i その他監査役の監査が実効的に行われることを確保するための体制
 - (a) 監査役の過半は社外監査役とし、監査役職務の独立性及び透明性を確保する。
 - (b) 代表取締役社長は、監査役との意思疎通を図るために、監査役との定期的な意見交換を行う。
 - (c) 会社は、監査役、会計監査人及び内部監査チームが、相互に緊密な連携及び情報交換を円滑に行える環境整備に努める。
 - (d) 会社は、監査役監査の実施に当たり監査役が認めるときは、監査役の判断で弁護士、公認会計士その他外部アドバイザーを活用できる体制を整え、監査役監査の実効性確保に努める。
 - (e) 監査役がその職務の執行について生ずる費用の前払い又は償還等の請求をしたときは、当該費用が当該監査役の職務の執行に必要なと認められた場合を除き、会社がこれを負担する。
- j 反社会的勢力との取引排除に向けた基本的考え方及びその整備状況
 - (a) 「シャノン企業行動規範」に、「社会秩序や安全に脅威を与える反社会的勢力・団体に対しては、毅然とした態度で対処し、一切の関係を遮断する。」と定め、反社会的勢力に対しては毅然とした態度で臨むこととしている。「シャノン企業行動規範」、「反社会的勢力対応規程」及び「反社会的勢力対応マニュアル」を社内に公開するとともに、社内研修等を通して周知徹底に努める。
 - (b) 人事総務グループを反社会的勢力の対応部門とし、事案により所轄警察署や弁護士等の外部専門機関との連携を図るものとする。
 - (c) 「反社会的勢力対応規程」及び「反社会的勢力対応マニュアル」を制定し、人事総務グループを主管部門とした体制を整備するとともに、「与信・反社チェックマニュアル」に「反社（反社会的勢力）チェック」の章を設け、チェックマニュアルを運用し、反社会的勢力との関わりを未然に防止する。

ニ. 内部監査及び監査役監査の状況

当社の内部監査組織は、代表取締役社長直属の独立したチームである内部監査チーム（内部監査責任者1名（経営管理本部）、内部監査担当者3名（内部監査業務委託先、技術統括本部、業務企画推進室各1名で構成）が、内部監査担当として、年度監査計画を策定し、「内部監査規程」、「内部監査実施細則」に基づいて、原則として、毎期関係会社を含めた全部署を対象として内部監査を実施しております。

監査役は、取締役会、経営会議への出席や重要書類の閲覧を通じて取締役の職務執行の適法性を監査しております。監査役、内部監査チーム及び会計監査人は、定期的に会合を持ち、それぞれの監査計画やその実施結果の情報を交換し、連携することにより、監査の品質向上と効率化に努めております。また、監査役と内部監査チームは、それ以外にも、必要に応じ会合を持ち、同じ組織内の監査機能として効率的かつ効果的に監査を進めるべく、相互補完体制として、年間の監査スケジュールの事前調整、合同監査（監査役の内部監査への同席含む。）等を行っております。

ホ. 会計監査の状況

当社の会計監査業務を執行した公認会計士は、有限責任監査法人トーマツに所属しております片岡久依氏及び岡田雅史氏であり、当社の会計監査業務に係る補助者は、公認会計士5名、その他4名であります。なお、経過監査年数については7年以下であることから記載を省略しています。

ヘ. 社外取締役及び社外監査役との関係

当社の社外取締役は1名、社外監査役は3名であります。

社外取締役及び社外監査役は、社内の視点に偏らない客観的な立場から、経営者や専門家として豊富な経験や幅広い見識に基づき、経営上の助言を行い、また、取締役の業務執行に対する監督機能及び監査役の監査機能を強化し、コーポレート・ガバナンスを健全に機能させることが役割と考えております。

当社は、社外取締役及び社外監査役の独立性に関する具体的基準は定めていないものの、東京証券取引所の独立役員に関する判断基準等を勘案した上で、コーポレート・ガバナンスの充実・向上に資するものを選任することとしております。これらの社外取締役、社外監査役と当社との間には、特別な利害関係はなく、一般株主と利益相反の生じるおそれのないことから、上場時における独立役員として指定し、届け出る予定であります。

社外取締役の徳永康雄氏は、当社に出資しているジェイ・エス・ピー・エフ3号投資事業有限責任組合に出資しているWMパートナーズ株式会社の取締役であり、主にベンチャーキャピタリストとしての豊富な経験及び見識等により、当社の経営に貴重なご意見を頂ける方として選任しております。

社外監査役の中里雅光氏は、金融機関を中心とした国内外での豊富な事業会社勤務経験及び監査役経験等により、当社の経営に貴重なご意見を頂ける方として選任しております。なお、同氏と当社の間には、人的関係、資本的關係又は取引関係その他の利害関係はありません。

社外監査役の太田諭哉氏は、公認会計士としての専門知識・経験等に加え、経営者としての豊富な経験と幅広い見識等により、当社の経営に貴重なご意見を頂ける方として選任しております。なお、同氏と当社の間には、人的関係、資本的關係又は取引関係その他の利害関係はありません。

社外監査役の塩瀬篤範氏は、弁護士資格を有し、弁護士としての専門知識・経験等により、主に当社のコンプライアンス体制の向上に資すると考え選任しております。なお、同氏と当社の間には、人的関係、資本的關係又は取引関係その他の利害関係はありません。

② リスク管理体制の整備状況

当社は、「リスク管理規程」を制定し、当社のリスク管理についての基本方針及び推進体制を定めております。また、顧問弁護士等の外部専門家と適宜連携をおこなうことにより、リスクに対して迅速な対応ができる体制を整えております。

③ 子会社の業務の適正を確保するための体制整備の状況

当社は子会社1社、（以下、「関係会社」という。）を有しており、関係会社に対する管理は、「関係会社の管理を通して、関係会社との緊密な連携を保持し、関係会社の業務運営の円滑な遂行を図り、経営効率の向上に資するとともに、企業集団としての健全な経営と相互の発展を目指すこと」を基本方針とし、「関係会社管理規程」に基づいて行っております。

④ 役員報酬等

イ. 役員区分ごとの報酬等の総額、報酬等の種類別の総額及び対象となる役員の員数

役員区分	報酬等の総額 (千円)	報酬等の種類別の総額 (千円)				対象となる 役員の員数 (名)
		基本報酬	ストック・ オプション	賞与	退職慰労金	
取締役 (社外取締役を除く)	53,680	53,680	—	—	—	6
監査役 (社外監査役を除く)	—	—	—	—	—	—
社外役員	4,060	4,060	—	—	—	4

- (注) 1. 社外役員のうち、1名は社外取締役ですが役員報酬を支払っておりません。
2. 株主総会決議による報酬限度額は、取締役が年額150,000千円以内、監査役が30,000千円以内であります。

ロ. 役員ごとの連結報酬等の総額等

連結報酬等の額が1億円以上である者が存在しないため、記載しておりません。

ハ. 使用人兼務役員の使用人部分のうち重要なもの

該当事項はありません。

ニ. 役員の報酬等の額又はその算定方法の決定に関する方針

当社の役員報酬等については、株主総会において決議された報酬の限度内で、取締役については取締役会の決議により決定し、監査役については監査役については監査役の協議により決定しております。

⑤ 責任限定契約の内容の概要

当社は、会社法427条1項に基づき、取締役（業務執行取締役等であるものを除く）及び監査役との間において、同法第423条第1項の損害賠償責任について、法令に定める要件に該当する場合には賠償責任を限定する契約を締結することができる旨定款に定めております。当該契約に基づく賠償責任の限度額は、法令の定める最低責任限度額としております。なお、当該責任限定が認められるのは、当該取締役及び監査役が責任の原因となった職務の遂行について善意でかつ重大な過失がないときに限られます。

当社は、当該定款の規定に基づき、社外取締役1名及び社外監査役2名と責任限定契約を締結しております。

⑥ 株式の保有状況

該当事項はありません。

⑦ 取締役の定数

当社の取締役は、7名以内とする旨定款に定めております。

⑧ 取締役の選任の決議要件

当社は、取締役の選任決議について、議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の過半数をもって行う旨定款に定めております。また、取締役の選任決議は累積投票によらない旨を定款に定めております。

⑨ 中間配当

当社は、会社法第454条第5項の規定により、取締役会の決議によって毎年4月30日を基準日として、中間配当を行うことができる旨定款に定めております。これは、株主への機動的な利益還元を可能にするためであります。

⑩ 株主総会の特別決議要件

当社は、会社法309条第2項の定めによる決議は、定款に別段の定めがある場合を除き、議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の3分の2以上をもって行う旨を定款に定めております。これは株主総会における特別決議の定足数を緩和し、株主総会の円滑な運営を行うことを目的とするものであります。

⑪ 自己株式

当社は、機動的な資本政策の遂行を可能とすることを目的として、会社法第165条第2項の規定に基づいて、取締役会の決議によって市場取引等により自己の株式を取得することができる旨を定款に定めております。

(2) 【監査報酬の内容等】

① 【監査公認会計士等に対する報酬の内容】

区分	最近連結会計年度の前連結会計年度		最近連結会計年度	
	監査証明業務に基づく報酬(千円)	非監査業務に基づく報酬(千円)	監査証明業務に基づく報酬(千円)	非監査業務に基づく報酬(千円)
提出会社	8,000	—	8,000	—
連結子会社	—	—	—	—
計	8,000	—	8,000	—

② 【その他重要な報酬の内容】

該当事項はありません。

③ 【監査公認会計士等の提出会社に対する非監査業務の内容】

該当事項はありません。

④ 【監査報酬の決定方針】

監査報酬は、当社の規模・特殊性・業務内容等に照らして監査計画、監査内容、監査日数等を勘案し、双方協議のうえで決定しております。

第5 【経理の状況】

1 連結財務諸表及び四半期連結財務諸表並びに財務諸表の作成方法について

- (1) 当社の連結財務諸表は、「連結財務諸表の用語、様式及び作成方法に関する規則」（昭和51年大蔵省令第28号）に基づいて作成しております。
- (2) 当社の四半期連結財務諸表は、「四半期連結財務諸表の用語、様式及び作成方法に関する規則」（平成19年内閣府令第64号）に基づいて作成しております。
- (3) 当社の財務諸表は、「財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則」（昭和38年大蔵省令第59号）に基づいて作成しております。

2 監査証明について

- (1) 当社は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、前連結会計年度(平成25年6月1日から平成26年10月31日まで)及び当連結会計年度(平成26年11月1日から平成27年10月31日まで)の連結財務諸表並びに前事業年度(平成25年6月1日から平成26年10月31日まで)及び当事業年度(平成26年11月1日から平成27年10月31日まで)の財務諸表について、有限責任監査法人トーマツにより監査を受けております。
- (2) 当社は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、第3四半期連結会計期間(平成28年5月1日から平成28年7月31日まで)及び第3四半期連結累計期間(平成27年11月1日から平成28年7月31日まで)に係る四半期連結財務諸表について、有限責任監査法人トーマツによる四半期レビューを受けております。

3 連結財務諸表等の適正性を確保するための特段の取組みについて

当社は、連結財務諸表等の適正性を確保するための特段の取組みを行っております。具体的には、会計基準等の内容を適切に把握できる体制を整備するため、監査法人等が主催するセミナーへの参加及び監査法人等との意見交換を通じて、情報収集に務めるとともに、決算業務体制の強化を図っております。

4 決算期変更について

当社は、平成26年5月30日開催の臨時株主総会において、定款の一部変更を決議し、決算期を5月31日から10月31日に変更いたしました。これに伴い、前連結会計年度及び前事業年度は、平成25年6月1日から平成26年10月31日までの17ヶ月間となります。

1 【連結財務諸表等】

(1) 【連結財務諸表】

① 【連結貸借対照表】

(単位：千円)

	前連結会計年度 (平成26年10月31日)	当連結会計年度 (平成27年10月31日)
資産の部		
流動資産		
現金及び預金	120,118	145,884
受取手形及び売掛金	270,111	198,214
仕掛品	22,433	41,657
繰延税金資産	6,080	15,758
その他	34,203	66,450
貸倒引当金	△11,011	△10,391
流動資産合計	441,936	457,573
固定資産		
有形固定資産		
建物及び構築物	15,286	15,286
減価償却累計額	△8,604	△14,063
建物及び構築物（純額）	6,681	1,222
工具、器具及び備品	56,050	75,915
減価償却累計額	△38,998	△51,217
工具、器具及び備品（純額）	17,051	24,697
有形固定資産合計	23,732	25,920
無形固定資産		
ソフトウェア	144,568	199,832
ソフトウェア仮勘定	95,301	122,069
その他	26	10
無形固定資産合計	239,897	321,913
投資その他の資産		
保険積立金	39,096	49,054
その他	33,877	14,575
投資その他の資産合計	72,973	63,629
固定資産合計	336,603	411,462
資産合計	778,540	869,035

(単位：千円)

	前連結会計年度 (平成26年10月31日)	当連結会計年度 (平成27年10月31日)
負債の部		
流動負債		
支払手形及び買掛金	55,511	58,895
短期借入金	23,400	※1 38,501
1年内返済予定の長期借入金	120,142	132,683
未払金	27,701	54,461
未払法人税等	5,137	12,797
賞与引当金	15,249	31,691
その他	51,444	55,156
流動負債合計	298,585	384,185
固定負債		
社債	100,000	100,000
長期借入金	165,846	145,876
固定負債合計	265,846	245,876
負債合計	564,431	630,061
純資産の部		
株主資本		
資本金	179,235	179,235
資本剰余金	99,947	99,947
利益剰余金	△67,647	△43,364
株主資本合計	211,534	235,817
その他の包括利益累計額		
為替換算調整勘定	2,573	3,157
その他の包括利益累計額合計	2,573	3,157
純資産合計	214,108	238,974
負債純資産合計	778,540	869,035

【四半期連結貸借対照表】

(単位：千円)

当第3四半期連結会計期間
(平成28年7月31日)

資産の部	
流動資産	
現金及び預金	75,609
受取手形及び売掛金	213,720
仕掛品	15,589
その他	56,420
貸倒引当金	△10,429
流動資産合計	350,911
固定資産	
有形固定資産	73,062
無形固定資産	
ソフトウェア	204,235
ソフトウェア仮勘定	170,849
その他	180
無形固定資産合計	375,265
投資その他の資産	116,347
固定資産合計	564,676
資産合計	915,587
負債の部	
流動負債	
支払手形及び買掛金	39,973
短期借入金	65,000
1年内返済予定の長期借入金	110,688
賞与引当金	21,062
その他	127,143
流動負債合計	363,866
固定負債	
社債	100,000
長期借入金	226,346
固定負債合計	326,346
負債合計	690,212
純資産の部	
株主資本	
資本金	179,235
資本剰余金	99,947
利益剰余金	△54,420
株主資本合計	224,761
その他の包括利益累計額	
為替換算調整勘定	613
その他の包括利益累計額合計	613
純資産合計	225,375
負債純資産合計	915,587

② 【連結損益計算書及び連結包括利益計算書】

【連結損益計算書】

(単位：千円)

	前連結会計年度 (自 平成25年6月1日 至 平成26年10月31日)	当連結会計年度 (自 平成26年11月1日 至 平成27年10月31日)
売上高	1,814,690	1,411,473
売上原価	835,071	616,455
売上総利益	979,618	795,017
販売費及び一般管理費	※1,※2 1,026,694	※1,※2 762,205
営業利益又は営業損失(△)	△47,076	32,812
営業外収益		
受取利息	94	83
助成金収入	—	4,073
保険配当金	294	—
その他	163	209
営業外収益合計	552	4,366
営業外費用		
支払利息	6,387	5,203
為替差損	1,754	1,583
固定資産除却損	※3 1,334	—
その他	772	317
営業外費用合計	10,248	7,104
経常利益又は経常損失(△)	△56,772	30,073
税金等調整前当期純利益又は税金等調整前当期純損失(△)	△56,772	30,073
法人税、住民税及び事業税	4,336	15,469
法人税等調整額	4,024	△9,677
法人税等合計	8,360	5,791
少数株主損益調整前当期純利益又は少数株主損益調整前当期純損失(△)	△65,132	24,282
当期純利益又は当期純損失(△)	△65,132	24,282

【連結包括利益計算書】

(単位：千円)

	前連結会計年度 (自 平成25年6月1日 至 平成26年10月31日)	当連結会計年度 (自 平成26年11月1日 至 平成27年10月31日)
少数株主損益調整前当期純利益又は少数株主損益調整前当期純損失(△)	△65,132	24,282
その他の包括利益		
為替換算調整勘定	736	583
その他の包括利益合計	※1 736	※1 583
包括利益	△64,396	24,866
(内訳)		
親会社株主に係る包括利益	△64,396	24,866
少数株主に係る包括利益	—	—

【四半期連結損益計算書及び四半期連結包括利益計算書】

【四半期連結損益計算書】

【第3四半期連結累計期間】

(単位：千円)

	当第3四半期連結累計期間 (自 平成27年11月1日 至 平成28年7月31日)
売上高	1,118,924
売上原価	494,618
売上総利益	624,306
販売費及び一般管理費	622,060
営業利益	2,246
営業外収益	
受取利息	67
助成金収入	1,678
その他	609
営業外収益合計	2,356
営業外費用	
支払利息	4,887
為替差損	2,031
その他	567
営業外費用合計	7,485
経常損失(△)	△2,883
税金等調整前四半期純損失(△)	△2,883
法人税、住民税及び事業税	397
法人税等調整額	7,774
法人税等合計	8,172
四半期純損失(△)	△11,055
親会社株主に帰属する四半期純損失(△)	△11,055

【四半期連結包括利益計算書】

【第3四半期連結累計期間】

(単位：千円)

	当第3四半期連結累計期間 (自 平成27年11月1日 至 平成28年7月31日)
四半期純損失(△)	△11,055
その他の包括利益	
為替換算調整勘定	△2,544
その他の包括利益合計	△2,544
四半期包括利益	△13,599
(内訳)	
親会社株主に係る四半期包括利益	△13,599
非支配株主に係る四半期包括利益	—

③ 【連結株主資本等変動計算書】

前連結会計年度(自 平成25年6月1日 至 平成26年10月31日)

(単位：千円)

	株主資本				その他の包括利益累計額		純資産合計
	資本金	資本剰余金	利益剰余金	株主資本合計	為替換算調整勘定	その他の包括利益累計額合計	
当期首残高	175,935	96,647	△2,514	270,067	1,836	1,836	271,904
当期変動額							
新株の発行	3,300	3,300		6,600			6,600
当期純損失(△)			△65,132	△65,132			△65,132
株主資本以外の項目の当期変動額(純額)					736	736	736
当期変動額合計	3,300	3,300	△65,132	△58,532	736	736	△57,796
当期末残高	179,235	99,947	△67,647	211,534	2,573	2,573	214,108

当連結会計年度(自 平成26年11月1日 至 平成27年10月31日)

(単位：千円)

	株主資本				その他の包括利益累計額		純資産合計
	資本金	資本剰余金	利益剰余金	株主資本合計	為替換算調整勘定	その他の包括利益累計額合計	
当期首残高	179,235	99,947	△67,647	211,534	2,573	2,573	214,108
当期変動額							
当期純利益			24,282	24,282			24,282
株主資本以外の項目の当期変動額(純額)					583	583	583
当期変動額合計	—	—	24,282	24,282	583	583	24,866
当期末残高	179,235	99,947	△43,364	235,817	3,157	3,157	238,974

④ 【連結キャッシュ・フロー計算書】

(単位：千円)

	前連結会計年度 (自 平成25年6月1日 至 平成26年10月31日)	当連結会計年度 (自 平成26年11月1日 至 平成27年10月31日)
営業活動によるキャッシュ・フロー		
税金等調整前当期純利益又は税金等調整前当期純損失(△)	△56,772	30,073
減価償却費	133,326	86,493
貸倒引当金の増減額(△は減少)	284	△620
賞与引当金の増減額(△は減少)	△6,870	16,330
受取利息及び受取配当金	△94	△83
支払利息	6,387	5,203
固定資産除却損	1,334	—
売上債権の増減額(△は増加)	△54,875	72,486
たな卸資産の増減額(△は増加)	△19,099	△19,227
仕入債務の増減額(△は減少)	36,639	3,384
その他	7,882	26,451
小計	48,143	220,494
利息及び配当金の受取額	94	83
利息の支払額	△6,595	△5,159
法人税等の支払額	△3,345	△7,667
営業活動によるキャッシュ・フロー	38,296	207,750
投資活動によるキャッシュ・フロー		
有形固定資産の取得による支出	△10,743	△18,633
無形固定資産の取得による支出	△170,694	△150,293
敷金の差入による支出	△699	△11,877
保険積立金の積立による支出	△10,773	△9,957
その他	776	581
投資活動によるキャッシュ・フロー	△192,135	△190,180
財務活動によるキャッシュ・フロー		
短期借入れによる収入	88,000	60,000
短期借入金の返済による支出	△96,103	△44,899
長期借入れによる収入	263,000	120,000
長期借入金の返済による支出	△172,664	△127,429
社債の発行による収入	99,673	—
新株予約権の行使による株式の発行による収入	6,600	—
その他	△340	—
財務活動によるキャッシュ・フロー	188,166	7,672
現金及び現金同等物に係る換算差額	746	524
現金及び現金同等物の増減額(△は減少)	35,074	25,765
現金及び現金同等物の期首残高	85,044	120,118
現金及び現金同等物の期末残高	※1 120,118	※1 145,884

【注記事項】

(連結財務諸表作成のための基本となる重要な事項)

前連結会計年度(自 平成25年6月1日 至 平成26年10月31日)

1. 連結の範囲に関する事項

すべての子会社を連結しております。

連結子会社の数

1社

連結子会社の名称

想能信息科技有限公司(上海)有限公司

2. 持分法の適用に関する事項

該当する会社はありません。

3. 連結決算日の変更に関する事項

当社は、平成26年5月30日開催の臨時株主総会において、定款の一部変更を決議し、決算日を5月31日から10月31日に変更いたしました。これに伴い、当連結会計年度は平成25年6月1日から平成26年10月31日までの17ヶ月間となります。

4. 連結子会社の事業年度等に関する事項

想能信息科技有限公司(上海)有限公司の決算日は12月31日であります。

連結財務諸表の作成に当たっては、連結決算日現在で実施した仮決算に基づく財務諸表を使用しております。

5. 会計処理基準に関する事項

(1) 重要な資産の評価基準及び評価方法

仕掛品

個別法による原価法(貸借対照表価額は収益性の低下に基づく簿価切下げの方法により算定)

(2) 重要な減価償却資産の減価償却の方法

① 有形固定資産

定率法を採用しております。ただし、平成10年4月以降に取得した建物(建物附属設備を除く)については定額法を採用しております。

なお、主な耐用年数は次のとおりであります。

建物及び構築物 7年

工具、器具及び備品 4～10年

② 無形固定資産

定額法を採用しております。

なお、主な償却年数は次のとおりであります。

ソフトウェア(自社利用分) 3～5年(社内における利用可能期間)

(3) 重要な引当金の計上基準

① 貸倒引当金

債権の貸倒損失に備えるため、一般債権については貸倒実績率により、貸倒懸念債権等特定の債権については個別に回収可能性を検討し、回収不能見込額を計上しております。

② 賞与引当金

従業員に対して支給する賞与の支出に充てるため、支給見込額の当期負担額を計上しております。

(4) 重要な収益及び費用の計上基準

請負契約に係る売上高及び売上原価の計上基準

請負契約のうち、当連結会計年度末までの進捗部分について成果の確実性が認められる契約については、工事進行基準（契約進捗率の見積は原価比例法）を、その他の契約については、工事完成基準を適用しております。

(5) 重要な外貨建の資産又は負債の本邦通貨への換算の基準

外貨建金銭債権債務は、連結決算日の直物為替相場により円貨に換算し、為替差額は損益として処理しております。なお、在外子会社の資産及び負債は、連結決算日の直物為替相場により円貨に換算し、収益及び費用は期中平均相場により円貨に換算し、換算差額は純資産の部における為替換算調整勘定に含めております。

(6) 連結キャッシュ・フロー計算書における資金の範囲

手許現金、随時引き出し可能な預金及び容易に換金可能であり、かつ、価値の変動について僅少なりリスクしか負わない取得日から3ヶ月以内に償還期限の到来する短期的な投資からなっております。

(7) その他連結財務諸表作成のための重要な事項

消費税等の会計処理

消費税及び地方消費税の会計処理は、税抜方式によっております。

当連結会計年度(自 平成26年11月1日 至 平成27年10月31日)

1. 連結の範囲に関する事項

すべての子会社を連結しております。

連結子会社の数

1社

連結子会社の名称

想能信息科技有限公司(上海)有限公司

2. 持分法の適用に関する事項

該当する会社はありません。

3. 連結子会社の事業年度等に関する事項

想能信息科技有限公司(上海)有限公司の決算日は12月31日であります。

連結財務諸表の作成に当たっては、連結決算日現在で実施した仮決算に基づく財務諸表を使用しております。

4. 会計処理基準に関する事項

(1) 重要な資産の評価基準及び評価方法

仕掛品

個別法による原価法(貸借対照表価額は収益性の低下に基づく簿価切り下げの方法により算定)

(2) 重要な減価償却資産の減価償却の方法

① 有形固定資産

定率法を採用しております。ただし、平成10年4月以降に取得した建物(建物附属設備を除く)については定額法を採用しております。

なお、主な耐用年数は次のとおりであります。

建物及び構築物 7年

工具、器具及び備品 4～10年

② 無形固定資産

定額法を採用しております。

なお、主な償却年数は次のとおりであります。

ソフトウェア(自社利用分) 3～5年(社内における利用可能期間)

(3) 重要な引当金の計上基準

① 貸倒引当金

債権の貸倒損失に備えるため、一般債権については貸倒実績率により、貸倒懸念債権等特定の債権については個別に回収可能性を検討し、回収不能見込額を計上しております。

② 賞与引当金

従業員に対して支給する賞与の支出に充てるため、支給見込額の当期負担額を計上しております。

(4) 重要な収益及び費用の計上基準

請負契約に係る売上高及び売上原価の計上基準

請負契約のうち、当連結会計年度末までの進捗部分について成果の確実性が認められる契約については、工事進行基準(契約進捗率の見積は原価比例法)を、その他の契約については、工事完成基準を適用しております。

(5) 重要な外貨建の資産又は負債の本邦通貨への換算の基準

外貨建金銭債権債務は、連結決算日の直物為替相場により円貨に換算し、為替差額は損益として処理しております。なお、在外子会社の資産及び負債は、連結決算日の直物為替相場により円貨に換算し、収益及び費用は期中平均相場により円貨に換算し、換算差額は純資産の部における為替換算調整勘定に含めております。

(6) 連結キャッシュ・フロー計算書における資金の範囲

手許現金、随時引き出し可能な預金及び容易に換金可能であり、かつ、価値の変動について僅少なりリスクしか負わない取得日から3ヶ月以内に償還期限の到来する短期的な投資からなっております。

(7) その他連結財務諸表作成のための重要な事項

消費税等の会計処理

消費税及び地方消費税の会計処理は、税抜方式によっております。

(連結貸借対照表関係)

- ※1 当社においては、運転資金の効率的な調達を行うため取引銀行株式会社三菱東京UFJ銀行と当座貸越契約を締結しております。

連結会計年度末における当座貸越契約に係る借入未実行残高等は次のとおりであります。

	前連結会計年度 (平成26年10月31日)	当連結会計年度 (平成27年10月31日)
当座貸越極度額	—	50,000千円
借入実行残高	—	30,000 "
差引額	—	20,000千円

(連結損益計算書関係)

- ※1 販売費及び一般管理費のうち主要な費目及び金額は、次のとおりであります。

	前連結会計年度 (自 平成25年6月1日 至 平成26年10月31日)	当連結会計年度 (自 平成26年11月1日 至 平成27年10月31日)
給与手当	456,210千円	332,042千円
賞与引当金繰入額	7,778 "	20,316 "

- ※2 一般管理費に含まれる研究開発費の総額は、次のとおりであります。

	前連結会計年度 (自 平成25年6月1日 至 平成26年10月31日)	当連結会計年度 (自 平成26年11月1日 至 平成27年10月31日)
	67千円	142千円

- ※3 固定資産除却損の内容は、次のとおりであります。

	前連結会計年度 (自 平成25年6月1日 至 平成26年10月31日)	当連結会計年度 (自 平成26年11月1日 至 平成27年10月31日)
ソフトウェア仮勘定	1,334千円	— 千円

(連結包括利益計算書関係)

※1 その他の包括利益に係る組替調整額及び税効果額

(千円)

	前連結会計年度 (自 平成25年6月1日 至 平成26年10月31日)	当連結会計年度 (自 平成26年11月1日 至 平成27年10月31日)
為替換算調整勘定		
当期発生額	736	583
その他の包括利益合計	736	583

(連結株主資本等変動計算書関係)

前連結会計年度(自 平成25年6月1日 至 平成26年10月31日)

1. 発行済株式に関する事項

株式の種類	当連結会計年度期首	増加	減少	当連結会計年度末
普通株式(株)	19,777	200	—	19,977

(変動事由の概要)

新株の発行(新株予約権の行使)

ストック・オプションの権利行使による増加 200株

2. 自己株式に関する事項

該当事項はありません。

3. 新株予約権等に関する事項

該当事項はありません。

4. 配当に関する事項

該当事項はありません。

当連結会計年度(自 平成26年11月1日 至 平成27年10月31日)

1. 発行済株式に関する事項

株式の種類	当連結会計年度期首	増加	減少	当連結会計年度末
普通株式(株)	19,977	—	—	19,977

2. 自己株式に関する事項

該当事項はありません。

3. 新株予約権等に関する事項

該当事項はありません。

4. 配当に関する事項

該当事項はありません。

(連結キャッシュ・フロー計算書関係)

※1 現金及び現金同等物の期末残高と連結貸借対照表に掲記されている科目の金額との関係は、次のとおりであります。

	前連結会計年度 (自 平成25年6月1日 至 平成26年10月31日)	当連結会計年度 (自 平成26年11月1日 至 平成27年10月31日)
現金及び預金	120,118千円	145,884千円
現金及び現金同等物	120,118千円	145,884千円

(金融商品関係)

前連結会計年度(自 平成25年6月1日 至 平成26年10月31日)

1. 金融商品の状況に関する事項

(1) 金融商品に対する取組方針

当社グループは、資金運用については安全性の高い預金等の金融資産で運用を行っております。また、資金調達については、事業に必要な運転資金及び設備資金を銀行借入や社債発行により調達しております。デリバティブ取引は行わない方針であります。

(2) 金融商品の内容及びそのリスク

営業債権である受取手形及び売掛金は、顧客の信用リスクに晒されております。

営業債務である支払手形及び買掛金並びに未払金は、全て1年以内の支払期日であります。借入金及び社債は、主に長期運転資金、設備投資に必要な資金の調達を目的としたものであり、償還日は決算日後、最長で7年後であります。

(3) 金融商品に係るリスク管理体制

① 信用リスク（取引先の契約不履行等に係るリスク）の管理

当社グループは、取引先ごとの期日管理及び残高管理を行うとともに、当社グループの与信管理規程に従い、定期的取引先の信用状況を把握し、財務状況の悪化等による回収懸念の早期把握や軽減を図っております。

当期の連結決算日現在における最大信用リスク額は、信用リスクに晒される金融資産の貸借対照表価額により表されています。

② 資金調達に係る流動性リスク（支払期日に支払いを実行できなくなるリスク）の管理

当社グループは、適時に資金繰計画を作成・更新するとともに、手元流動性の維持等により流動性リスクを管理しております。

(4) 金融商品の時価等に関する事項についての補足説明

金融商品の時価には、市場価格に基づく価額のほか、市場価格がない場合には合理的に算定された価額が含まれております。当該価額の算定においては変動要因を織り込んでいるため、異なる前提条件等を採用することにより、当該価額が変動することもあります。

2. 金融商品の時価等に関する事項

連結貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額については、次のとおりであります。

	連結貸借対照表計上額 (千円)	時価 (千円)	差額 (千円)
(1) 現金及び預金	120,118	120,118	—
(2) 受取手形及び売掛金	270,111	270,111	—
貸倒引当金(※1)	△11,011	△11,011	—
	259,100	259,100	—
資産計	379,219	379,219	—
(1) 支払手形及び買掛金	55,511	55,511	—
(2) 短期借入金	23,400	23,400	—
(3) 未払金	27,701	27,701	—
(4) 社債	100,000	100,000	—
(5) 長期借入金(※2)	285,988	285,735	△252
負債計	492,601	492,348	△252

(※1) 受取手形及び売掛金については対応する貸倒引当金を控除しております。

(※2) 長期借入金については1年以内返済予定分を含めております。

(注1) 金融商品の時価の算定方法に関する事項

資 産

(1) 現金及び預金、並びに(2) 受取手形及び売掛金

これらはすべて短期で決済されるため、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額によっております。

負 債

(1) 支払手形及び買掛金(2) 短期借入金、並びに(3) 未払金

これらはすべて短期で決済されるため、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額によっております。

(4) 社債

社債については、変動金利を採用しているため、短期間で市場金利を反映することから、時価は帳簿価額と近似していると考えられるため、当該帳簿価額によっております。

(5) 長期借入金

長期借入金の時価は、元利金の合計額を新規に同様の借入を行った場合に想定される利率を用いて割り引いた現在価値により算定しております。なお、変動金利によるものは、短期間で市場金利を反映することから時価は帳簿価額と近似していると考えられるため、当該帳簿価額によっております。

(注2) 金銭債権及び満期がある有価証券の連結決算日後の償還予定額

	1年以内 (千円)	1年超 5年以内 (千円)	5年超 10年以内 (千円)	10年超 (千円)
現金及び預金	120,118	—	—	—
受取手形及び売掛金	270,111	—	—	—
合計	390,230	—	—	—

(注3) 社債、長期借入金及びその他の有利子負債の連結決算日後の返済予定額

	1年以内 (千円)	1年超 2年以内 (千円)	2年超 3年以内 (千円)	3年超 4年以内 (千円)	4年超 5年以内 (千円)	5年超 (千円)
短期借入金	23,400	—	—	—	—	—
社債	—	—	100,000	—	—	—
長期借入金	120,142	83,636	47,160	21,642	8,292	5,116
合計	143,542	83,636	147,160	21,642	8,292	5,116

当連結会計年度(自 平成26年11月1日 至 平成27年10月31日)

1. 金融商品の状況に関する事項

(1) 金融商品に対する取組方針

当社グループは、資金運用については、安全性の高い預金等の金融資産で運用を行っております。また、資金調達については、事業に必要な運転資金及び設備資金を銀行借入や社債発行により調達しております。デリバティブ取引は行わない方針であります。

(2) 金融商品の内容及びそのリスク

営業債権である受取手形及び売掛金は、顧客の信用リスクに晒されております。

営業債務である支払手形及び買掛金並びに未払金は、全て1年以内の支払期日であります。借入金及び社債は、主に長期運転資金、設備投資に必要な資金の調達を目的としたものであり、償還日は決算日後、最長で6年後であります。

(3) 金融商品に係るリスク管理体制

① 信用リスク（取引先の契約不履行等に係るリスク）の管理

当社グループは、取引先ごとの期日管理及び残高管理を行うとともに、当社グループの与信管理規程に従い、定期的に取引先の信用状況を把握し、財務状況の悪化等による回収懸念の早期把握や軽減を図っております。

当期の連結決算日現在における最大信用リスク額は、信用リスクに晒される金融資産の貸借対照表価額により表されております。

② 資金調達に係る流動性リスク（支払期日に支払いを実行できなくなるリスク）の管理

当社グループは、適時に資金繰計画を作成・更新するとともに、手元流動性の維持等により流動性リスクを管理しております。

(4) 金融商品の時価等に関する事項についての補足説明

金融商品の時価には、市場価格に基づく価額のほか、市場価格がない場合には合理的に算定された価額が含まれております。当該価額の算定においては変動要因を織り込んでいるため、異なる前提条件等を採用することにより、当該価額が変動することもあります。

2. 金融商品の時価等に関する事項

連結貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額については、次のとおりであります。

	連結貸借対照表計上額 (千円)	時価 (千円)	差額 (千円)
(1) 現金及び預金	145,884	145,884	—
(2) 受取手形及び売掛金	198,214	198,214	—
貸倒引当金(※1)	△10,391	△10,391	—
	187,823	187,823	—
資産計	333,707	333,707	—
(1) 支払手形及び買掛金	58,895	58,895	—
(2) 短期借入金	38,501	38,501	—
(3) 未払金	54,461	54,461	—
(4) 社債	100,000	100,000	—
(5) 長期借入金(※2)	278,559	278,374	△184
負債計	530,416	530,231	△184

(※1) 受取手形及び売掛金については対応する貸倒引当金を控除しております。

(※2) 長期借入金については1年以内返済予定分を含めております。

(注1) 金融商品の時価の算定方法に関する事項

資 産

(1) 現金及び預金、並びに(2) 受取手形及び売掛金

これらはすべて短期で決済されるため、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額によっております。

負 債

(1) 支払手形及び買掛金(2) 短期借入金、並びに(3) 未払金

これらはすべて短期で決済されるため、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額によっております。

(4) 社債

社債については、変動金利を採用しているため、短期間で市場金利を反映することから、時価は帳簿価額と近似していると考えられるため、当該帳簿価額によっております。

(5) 長期借入金

長期借入金の時価は、元利金の合計額を新規に同様の借入を行った場合に想定される利率を用いて割り引いた現在価値により算定しております。なお、変動金利によるものは、短期間で市場金利を反映することから時価は帳簿価額と近似していると考えられるため、当該帳簿価額によっております。

(注2) 金銭債権及び満期がある有価証券の連結決算日後の償還予定額

	1年以内 (千円)	1年超 5年以内 (千円)	5年超 10年以内 (千円)	10年超 (千円)
現金及び預金	145,884	—	—	—
受取手形及び売掛金	198,214	—	—	—
合計	344,098	—	—	—

(注3) 社債、長期借入金及びその他の有利子負債の連結決算日後の返済予定額

	1年以内 (千円)	1年超 2年以内 (千円)	2年超 3年以内 (千円)	3年超 4年以内 (千円)	4年超 5年以内 (千円)	5年超 (千円)
短期借入金	38,501	—	—	—	—	—
社債	—	100,000	—	—	—	—
長期借入金	132,683	87,624	44,844	8,292	4,361	755
合計	171,184	187,624	44,844	8,292	4,361	755

(ストック・オプション等関係)

前連結会計年度(自 平成25年6月1日 至 平成26年10月31日)

1. スtock・オプションにかかる費用計上額及び科目名

該当事項はありません。

2. スtock・オプションの内容、規模及びその変動状況

当連結会計年度(平成26年10月期)において存在したストック・オプションを対象とし、ストック・オプションの数については株式数に換算して記載しております。

(1) スtock・オプションの内容

	第2回 ストック・オプション	第3回 ストック・オプション	第4回 ストック・オプション
会社名	提出会社	提出会社	提出会社
決議年月日	平成18年7月20日	平成18年7月20日	平成19年7月18日
付与対象者の区分 及び人数(名)	当社取締役 一 当社従業員 13	当社取締役 一 当社従業員 7	当社取締役 一 当社従業員 22
株式の種類及び付与数 (株)	普通株式 284	普通株式 10	普通株式 182
付与日	平成18年7月25日	平成19年1月29日	平成19年7月19日
権利確定条件	<p>権利確定条件は付されてお りません。なお、権利行使 条件として、以下を定めて おります。</p> <p>(1) 新株予約権の割当を受 けた者(以下「新株予 約権者」という。) は、新株予約権行使時 も、当社の従業員であ ることを要する。</p> <p>(2) 新株予約権者が、法 令・定款もしくは当社 との契約に違反する重 要な行為を行った場合 は、当該事由の発生日 より新株予約権の行使 はできないものとし る。</p> <p>(3) 新株予約権者は、当社 が公開市場に上場した 日から1年後以降に新 株予約権を行使するこ とができるものとし る。</p>	<p>権利確定条件は付されてお りません。なお、権利行使 条件として、以下を定めて おります。</p> <p>(1) 新株予約権の割当を受 けた者(以下「新株予 約権者」という。) は、新株予約権行使時 も、当社の従業員であ ることを要する。</p> <p>(2) 新株予約権者が、法 令・定款もしくは当社 との契約に違反する重 要な行為を行った場合 は、当該事由の発生日 より新株予約権の行使 はできないものとし る。</p> <p>(3) 新株予約権者は、当社 が公開市場に上場した 日から1年後以降に新 株予約権を行使するこ とができるものとし る。</p>	<p>権利確定条件は付されてお りません。なお、権利行使 条件として、以下を定めて おります。</p> <p>(1) 新株予約権の割当を受 けた者(以下「新株予 約権者」という。) は、新株予約権行使時 も、当社の従業員であ ることを要する。</p> <p>(2) 新株予約権者が、法 令・定款もしくは当社 との契約に違反する重 要な行為を行った場合 は、当該事由の発生日 より新株予約権の行使 はできないものとし る。</p> <p>(3) 新株予約権者は、当社 が公開市場に上場した 日から1年後以降に新 株予約権を行使するこ とができるものとし る。</p>
対象勤務期間	対象勤務期間の定めはあり ません。	対象勤務期間の定めはあり ません。	対象勤務期間の定めはあり ません。
権利行使期間	平成20年7月25日～ 平成30年7月16日	平成21年1月29日～ 平成30年7月16日	平成21年7月19日～ 平成29年7月18日

	第5回 ストック・オプション	第6回 ストック・オプション	第7回 ストック・オプション
会社名	提出会社	提出会社	提出会社
決議年月日	平成20年2月20日	平成20年7月16日	平成20年8月20日
付与対象者の区分 及び人数(名)	当社取締役 ー 当社従業員 18	当社取締役 3 当社従業員 ー	当社取締役 1 当社従業員 ー
株式の種類及び付与数 (株)	普通株式 69	普通株式 131	普通株式 2,700
付与日	平成20年2月21日	平成20年7月17日	平成20年8月21日
権利確定条件	<p>権利確定条件は付されておりません。なお、権利行使条件として、以下を定めております。</p> <p>(1) 新株予約権の割当を受けた者(以下「新株予約権者」という。)は、新株予約権行使時にも、当社の従業員であることを要する。</p> <p>(2) 新株予約権者が、法令・定款もしくは当社との契約に違反する重要な行為を行った場合は、当該事由の発生日より新株予約権の行使はできないものとする。</p> <p>(3) 新株予約権者は、当社が公開市場に上場した日から1年後以降に新株予約権を行使することができるものとする。</p>	<p>権利確定条件は付されておりません。なお、権利行使条件として、以下を定めております。</p> <p>(1) 新株予約権の割当を受けた者(以下「新株予約権者」という。)は、権利行使時において当社の取締役の地位を保有していること。</p> <p>(2) 新株予約権者が、法令・定款もしくは当社との契約に違反する重要な行為を行った場合は、当該事由の発生日より新株予約権の行使はできないものとする。</p>	<p>権利確定条件は付されておりません。なお、権利行使条件として、以下を定めております。</p> <p>(1) 新株予約権の割当を受けた者(以下「新株予約権者」という。)は、権利行使時において当社の取締役の地位を保有していること。</p> <p>(2) 新株予約権者が、法令・定款もしくは当社との契約に違反する重要な行為を行った場合は、当該事由の発生日より新株予約権の行使はできないものとする。</p>
対象勤務期間	対象勤務期間の定めはありません。	対象勤務期間の定めはありません。	対象勤務期間の定めはありません。
権利行使期間	平成22年2月21日～ 平成30年2月20日	平成22年7月18日～ 平成30年7月16日	平成22年8月22日～ 平成30年7月31日

	第8回 ストック・オプション	第9回 ストック・オプション	第10回 ストック・オプション
会社名	提出会社	提出会社	提出会社
決議年月日	平成22年4月21日	平成23年4月20日	平成23年7月20日
付与対象者の区分 及び人数(名)	当社取締役 ー 当社従業員 4	当社取締役 ー 当社従業員 14	当社取締役 1 当社従業員 ー
株式の種類及び付与数 (株)	普通株式 50	普通株式 135	普通株式 30
付与日	平成22年4月22日	平成23年4月21日	平成23年7月21日
権利確定条件	<p>権利確定条件は付されておりません。なお、権利行使条件として、以下を定めております。</p> <p>(1) 新株予約権の割当を受けた者(以下「新株予約権者」という。)は、新株予約権行使時にも、当社の従業員であることを要する。</p> <p>(2) 新株予約権者が、法令・定款もしくは当社との契約に違反する重要な行為を行った場合は、当該事由の発生日より新株予約権の行使はできないものとする。</p> <p>(3) 新株予約権者は、当社が公開市場に上場した日から1年後以降に新株予約権を行使することができるものとする。</p>	<p>権利確定条件は付されておりません。なお、権利行使条件として、以下を定めております。</p> <p>(1) 新株予約権の割当を受けた者(以下「新株予約権者」という。)は、新株予約権行使時にも、当社の従業員であることを要する。</p> <p>(2) 新株予約権者が、法令・定款もしくは当社との契約に違反する重要な行為を行った場合は、当該事由の発生日より新株予約権の行使はできないものとする。</p> <p>(3) 新株予約権者は、当社が公開市場に上場した日から1年後以降に新株予約権を行使することができるものとする。</p>	<p>権利確定条件は付されておりません。なお、権利行使条件として、以下を定めております。</p> <p>(1) 新株予約権の割当を受けた者(以下「新株予約権者」という。)は、権利行使時において当社の取締役の地位を保有していること。</p> <p>(2) 新株予約権者が、法令・定款もしくは当社との契約に違反する重要な行為を行った場合は、当該事由の発生日より新株予約権の行使はできないものとする。</p>
対象勤務期間	対象勤務期間の定めはありません。	対象勤務期間の定めはありません。	対象勤務期間の定めはありません。
権利行使期間	平成24年4月23日～ 平成30年7月21日	平成25年4月22日～ 平成32年8月24日	平成25年7月22日～ 平成32年8月24日

	第11回 ストック・オプション	第12回 ストック・オプション	第13回 ストック・オプション
会社名	提出会社	提出会社	提出会社
決議年月日	平成24年8月9日	平成24年8月9日	平成25年8月14日
付与対象者の区分 及び人数(名)	当社取締役 1 当社従業員 ー	当社取締役 ー 当社従業員 11	当社取締役 ー 当社従業員 10
株式の種類及び付与数 (株)	普通株式 20	普通株式 60	普通株式 71
付与日	平成24年8月10日	平成24年8月10日	平成25年8月15日
権利確定条件	<p>権利確定条件は付されておりません。なお、権利行使条件として、以下を定めております。</p> <p>(1) 新株予約権の割当を受けた者(以下「新株予約権者」という。)は、権利行使時において当社の取締役の地位を保有していること。</p> <p>(2) 新株予約権者が、法令・定款もしくは当社との契約に違反する重要な行為を行った場合は、当該事由の発生日より新株予約権の行使はできないものとする。</p> <p>(3) 新株予約権者は、当社が公開市場に上場した日から1年後以降に新株予約権を行使することができるものとする。</p>	<p>権利確定条件は付されておりません。なお、権利行使条件として、以下を定めております。</p> <p>(1) 新株予約権の割当を受けた者(以下「新株予約権者」という。)は、新株予約権行使時、当社の従業員であることを要する。</p> <p>(2) 新株予約権者が、法令・定款もしくは当社との契約に違反する重要な行為を行った場合は、当該事由の発生日より新株予約権の行使はできないものとする。</p> <p>(3) 新株予約権者は、当社が公開市場に上場した日から1年後以降に新株予約権を行使することができるものとする。</p>	<p>権利確定条件は付されておりません。なお、権利行使条件として、以下を定めております。</p> <p>(1) 新株予約権の割当を受けた者(以下「新株予約権者」という。)は、新株予約権行使時、当社の従業員であることを要する。ただし、定年退職その他取締役会が正当な理由があると認めた場合は、この限りではない。</p> <p>(2) 新株予約権者が、法令・定款もしくは当社との契約に違反する重要な行為を行った場合は、当該事由の発生日より新株予約権の行使はできないものとする。</p> <p>(3) 新株予約権者は、当社が公開市場に上場した日から1年後以降に新株予約権を行使することができるものとする。</p>
対象勤務期間	対象勤務期間の定めはありません。	対象勤務期間の定めはありません。	対象勤務期間の定めはありません。
権利行使期間	平成26年8月11日～ 平成33年8月23日	平成26年8月11日～ 平成33年8月23日	平成27年8月17日～ 平成34年8月14日

(2) ストック・オプションの規模及びその変動状況

① ストック・オプションの数

	第2回 ストック・オプション	第3回 ストック・オプション	第4回 ストック・オプション
会社名	提出会社	提出会社	提出会社
決議年月日	平成18年7月20日	平成18年7月20日	平成19年7月18日
権利確定前(株)			
前連結会計年度末	166	8	123
付与	—	—	—
失効	—	—	—
権利確定	—	—	—
未確定残	166	8	123
権利確定後(株)			
前連結会計年度末	—	—	—
権利確定	—	—	—
権利行使	—	—	—
失効	—	—	—
未行使残	—	—	—

	第5回 ストック・オプション	第6回 ストック・オプション	第7回 ストック・オプション
会社名	提出会社	提出会社	提出会社
決議年月日	平成20年2月20日	平成20年7月16日	平成20年8月20日
権利確定前(株)			
前連結会計年度末	47	—	—
付与	—	—	—
失効	—	—	—
権利確定	—	—	—
未確定残	47	—	—
権利確定後(株)			
前連結会計年度末	—	20	2,350
権利確定	—	—	—
権利行使	—	—	200
失効	—	—	—
未行使残	—	20	2,150

	第8回 ストック・オプション	第9回 ストック・オプション	第10回 ストック・オプション
会社名	提出会社	提出会社	提出会社
決議年月日	平成22年4月21日	平成23年4月20日	平成23年7月20日
権利確定前(株)			
前連結会計年度末	50	135	30
付与	—	—	—
失効	—	—	—
権利確定	—	—	30
未確定残	50	135	—
権利確定後(株)			
前連結会計年度末	—	—	—
権利確定	—	—	—
権利行使	—	—	—
失効	—	—	—
未行使残	—	—	30

	第11回 ストック・オプション	第12回 ストック・オプション	第13回 ストック・オプション
会社名	提出会社	提出会社	提出会社
決議年月日	平成24年8月9日	平成24年8月9日	平成25年8月14日
権利確定前(株)			
前連結会計年度末	20	60	—
付与	—	—	71
失効	—	—	—
権利確定	—	—	—
未確定残	20	60	71
権利確定後(株)			
前連結会計年度末	—	—	—
権利確定	—	—	—
権利行使	—	—	—
失効	—	—	—
未行使残	—	—	—

② 単価情報

	第2回 ストック・オプション	第3回 ストック・オプション	第4回 ストック・オプション
会社名	提出会社	提出会社	提出会社
決議年月日	平成18年7月20日	平成18年7月20日	平成19年7月18日
権利行使価格(円)	25,000	25,000	30,000
行使時平均株価(円)	—	—	—
付与日における公正な評価単価(円)	—	—	—

	第5回 ストック・オプション	第6回 ストック・オプション	第7回 ストック・オプション
会社名	提出会社	提出会社	提出会社
決議年月日	平成20年2月20日	平成20年7月16日	平成20年8月20日
権利行使価格(円)	30,000	30,000	33,000
行使時平均株価(円)	—	—	—
付与日における公正な評価単価(円)	—	—	—

	第8回 ストック・オプション	第9回 ストック・オプション	第10回 ストック・オプション
会社名	提出会社	提出会社	提出会社
決議年月日	平成22年4月21日	平成23年4月20日	平成23年7月20日
権利行使価格(円)	35,000	35,000	35,000
行使時平均株価(円)	—	—	—
付与日における公正な評価単価(円)	—	—	—

	第11回 ストック・オプション	第12回 ストック・オプション	第13回 ストック・オプション
会社名	提出会社	提出会社	提出会社
決議年月日	平成24年8月9日	平成24年8月9日	平成25年8月14日
権利行使価格(円)	38,000	38,000	38,000
行使時平均株価(円)	—	—	—
付与日における公正な評価単価(円)	—	—	—

3. 当連結会計年度に付与されたストック・オプションの公正な評価単価の見積方法

当社株式は未公開株式であるため、ストック・オプションの公正な評価単価の見積方法を単位当たりの本源的価値の見積りによっております。また、単位当たりの本源的価値の見積方法は、DCF法(ディスカунテッド・キャッシュフロー法)及び類似会社比準方式の折衷法によっております。

4. ストック・オプションの権利確定数の見積方法

基本的には、将来の失効数の合理的な見積りは困難であるため、実績の失効数のみ反映させる方法を採用しております。

5. ストック・オプションの単位当たりの本源的価値により算定を行う場合の当連結会計年度末における本源的価値の合計額及び当連結会計年度において権利行使されたストック・オプションの権利行使日における本源的価値の合計額

① 当連結会計年度末における本源的価値の合計額 一千万

② 当連結会計年度において権利行使されたストック・オプションの権利行使日における本源的価値の合計額
該当事項はありません。

当連結会計年度(自 平成26年11月1日 至 平成27年10月31日)

1. ストック・オプションにかかる費用計上額及び科目名

該当事項はありません。

2. ストック・オプションの内容、規模及びその変動状況

当連結会計年度(平成27年10月期)において存在したストック・オプションを対象とし、ストック・オプションの数については株式数に換算して記載しております。

(1) ストック・オプションの内容

	第2回 ストック・オプション	第3回 ストック・オプション	第4回 ストック・オプション
会社名	提出会社	提出会社	提出会社
決議年月日	平成18年7月20日	平成18年7月20日	平成19年7月18日
付与対象者の区分 及び人数(名)	当社取締役 一 当社従業員 13	当社取締役 一 当社従業員 7	当社取締役 一 当社従業員 22
株式の種類及び付与数 (株)	普通株式 284	普通株式 10	普通株式 182
付与日	平成18年7月25日	平成19年1月29日	平成19年7月19日
権利確定条件	<p>権利確定条件は付されてお りません。なお、権利行使 条件として、以下を定めて おります。</p> <p>(1) 新株予約権の割当を受 けた者(以下「新株予 約権者」という。) は、新株予約権行使時 も、当社の従業員であ ることを要する。</p> <p>(2) 新株予約権者が、法 令・定款もしくは当社 との契約に違反する重 要な行為を行った場合 は、当該事由の発生日 より新株予約権の行使 はできないものとする 。</p> <p>(3) 新株予約権者は、当社 が公開市場に上場した 日から1年後以降に新 株予約権を行使するこ とができるものとする 。</p>	<p>権利確定条件は付されてお りません。なお、権利行使 条件として、以下を定めて おります。</p> <p>(1) 新株予約権の割当を受 けた者(以下「新株予 約権者」という。) は、新株予約権行使時 も、当社の従業員であ ることを要する。</p> <p>(2) 新株予約権者が、法 令・定款もしくは当社 との契約に違反する重 要な行為を行った場合 は、当該事由の発生日 より新株予約権の行使 はできないものとする 。</p> <p>(3) 新株予約権者は、当社 が公開市場に上場した 日から1年後以降に新 株予約権を行使するこ とができるものとする 。</p>	<p>権利確定条件は付されてお りません。なお、権利行使 条件として、以下を定めて おります。</p> <p>(1) 新株予約権の割当を受 けた者(以下「新株予 約権者」という。) は、新株予約権行使時 も、当社の従業員であ ることを要する。</p> <p>(2) 新株予約権者が、法 令・定款もしくは当社 との契約に違反する重 要な行為を行った場合 は、当該事由の発生日 より新株予約権の行使 はできないものとする 。</p> <p>(3) 新株予約権者は、当社 が公開市場に上場した 日から1年後以降に新 株予約権を行使するこ とができるものとする 。</p>
対象勤務期間	対象勤務期間の定めはあり ません。	対象勤務期間の定めはあり ません。	対象勤務期間の定めはあり ません。
権利行使期間	平成20年7月25日～ 平成30年7月16日	平成21年1月29日～ 平成30年7月16日	平成21年7月19日～ 平成29年7月18日

	第5回 ストック・オプション	第6回 ストック・オプション	第7回 ストック・オプション
会社名	提出会社	提出会社	提出会社
決議年月日	平成20年2月20日	平成20年7月16日	平成20年8月20日
付与対象者の区分 及び人数(名)	当社取締役 ー 当社従業員 18	当社取締役 3 当社従業員 ー	当社取締役 1 当社従業員 ー
株式の種類及び付与数 (株)	普通株式 69	普通株式 131	普通株式 2,700
付与日	平成20年2月21日	平成20年7月17日	平成20年8月21日
権利確定条件	<p>権利確定条件は付されておりません。なお、権利行使条件として、以下を定めております。</p> <p>(1) 新株予約権の割当を受けた者(以下「新株予約権者」という。)は、新株予約権行使時、当社の従業員であることを要する。</p> <p>(2) 新株予約権者が、法令・定款もしくは当社との契約に違反する重要な行為を行った場合は、当該事由の発生日より新株予約権の行使はできないものとする。</p> <p>(3) 新株予約権者は、当社が公開市場に上場した日から1年後以降に新株予約権を行使することができるものとする。</p>	<p>権利確定条件は付されておりません。なお、権利行使条件として、以下を定めております。</p> <p>(1) 新株予約権の割当を受けた者(以下「新株予約権者」という。)は、権利行使時において当社の取締役の地位を保有していること。</p> <p>(2) 新株予約権者が、法令・定款もしくは当社との契約に違反する重要な行為を行った場合は、当該事由の発生日より新株予約権の行使はできないものとする。</p>	<p>権利確定条件は付されておりません。なお、権利行使条件として、以下を定めております。</p> <p>(1) 新株予約権の割当を受けた者(以下「新株予約権者」という。)は、権利行使時において当社の取締役の地位を保有していること。</p> <p>(2) 新株予約権者が、法令・定款もしくは当社との契約に違反する重要な行為を行った場合は、当該事由の発生日より新株予約権の行使はできないものとする。</p>
対象勤務期間	対象勤務期間の定めはありません。	対象勤務期間の定めはありません。	対象勤務期間の定めはありません。
権利行使期間	平成22年2月21日～ 平成30年2月20日	平成22年7月18日～ 平成30年7月16日	平成22年8月22日～ 平成30年7月31日

	第8回 ストック・オプション	第9回 ストック・オプション	第10回 ストック・オプション
会社名	提出会社	提出会社	提出会社
決議年月日	平成22年4月21日	平成23年4月20日	平成23年7月20日
付与対象者の区分 及び人数(名)	当社取締役 ー 当社従業員 4	当社取締役 ー 当社従業員 14	当社取締役 1 当社従業員 ー
株式の種類及び付与数 (株)	普通株式 50	普通株式 135	普通株式 30
付与日	平成22年4月22日	平成23年4月21日	平成23年7月21日
権利確定条件	<p>権利確定条件は付されておりません。なお、権利行使条件として、以下を定めております。</p> <p>(1) 新株予約権の割当を受けた者(以下「新株予約権者」という。)は、新株予約権行使時、当社の従業員であることを要する。</p> <p>(2) 新株予約権者が、法令・定款もしくは当社との契約に違反する重要な行為を行った場合は、当該事由の発生日より新株予約権の行使はできないものとする。</p> <p>(3) 新株予約権者は、当社が公開市場に上場した日から1年後以降に新株予約権を行使することができるものとする。</p>	<p>権利確定条件は付されておりません。なお、権利行使条件として、以下を定めております。</p> <p>(1) 新株予約権の割当を受けた者(以下「新株予約権者」という。)は、新株予約権行使時、当社の従業員であることを要する。</p> <p>(2) 新株予約権者が、法令・定款もしくは当社との契約に違反する重要な行為を行った場合は、当該事由の発生日より新株予約権の行使はできないものとする。</p> <p>(3) 新株予約権者は、当社が公開市場に上場した日から1年後以降に新株予約権を行使することができるものとする。</p>	<p>権利確定条件は付されておりません。なお、権利行使条件として、以下を定めております。</p> <p>(1) 新株予約権の割当を受けた者(以下「新株予約権者」という。)は、権利行使時において当社の取締役の地位を保有していること。</p> <p>(2) 新株予約権者が、法令・定款もしくは当社との契約に違反する重要な行為を行った場合は、当該事由の発生日より新株予約権の行使はできないものとする。</p>
対象勤務期間	対象勤務期間の定めはありません。	対象勤務期間の定めはありません。	対象勤務期間の定めはありません。
権利行使期間	平成24年4月23日～ 平成30年7月21日	平成25年4月22日～ 平成32年8月24日	平成25年7月22日～ 平成32年8月24日

	第11回 ストック・オプション	第12回 ストック・オプション	第13回 ストック・オプション
会社名	提出会社	提出会社	提出会社
決議年月日	平成24年8月9日	平成24年8月9日	平成25年8月14日
付与対象者の区分 及び人数(名)	当社取締役 1 当社従業員 ー	当社取締役 ー 当社従業員 11	当社取締役 ー 当社従業員 10
株式の種類及び付与数 (株)	普通株式 20	普通株式 60	普通株式 71
付与日	平成24年8月10日	平成24年8月10日	平成25年8月15日
権利確定条件	<p>権利確定条件は付されておりません。なお、権利行使条件として、以下を定めております。</p> <p>(1) 新株予約権の割当を受けた者(以下「新株予約権者」という。)は、権利行使時において当社の取締役の地位を保有していること。</p> <p>(2) 新株予約権者が、法令・定款もしくは当社との契約に違反する重要な行為を行った場合は、当該事由の発生日より新株予約権の行使はできないものとする。</p> <p>(3) 新株予約権者は、当社が公開市場に上場した日から1年後以降に新株予約権を行使することができるものとする。</p>	<p>権利確定条件は付されておりません。なお、権利行使条件として、以下を定めております。</p> <p>(1) 新株予約権の割当を受けた者(以下「新株予約権者」という。)は、新株予約権行使時、当社の従業員であることを要する。</p> <p>(2) 新株予約権者が、法令・定款もしくは当社との契約に違反する重要な行為を行った場合は、当該事由の発生日より新株予約権の行使はできないものとする。</p> <p>(3) 新株予約権者は、当社が公開市場に上場した日から1年後以降に新株予約権を行使することができるものとする。</p>	<p>権利確定条件は付されておりません。なお、権利行使条件として、以下を定めております。</p> <p>(1) 新株予約権の割当を受けた者(以下「新株予約権者」という。)は、新株予約権行使時、当社の従業員であることを要する。ただし、定年退職その他取締役会が正当な理由があると認めた場合は、この限りではない。</p> <p>(2) 新株予約権者が、法令・定款もしくは当社との契約に違反する重要な行為を行った場合は、当該事由の発生日より新株予約権の行使はできないものとする。</p> <p>(3) 新株予約権者は、当社が公開市場に上場した日から1年後以降に新株予約権を行使することができるものとする。</p>
対象勤務期間	対象勤務期間の定めはありません。	対象勤務期間の定めはありません。	対象勤務期間の定めはありません。
権利行使期間	平成26年8月11日～ 平成33年8月23日	平成26年8月11日～ 平成33年8月23日	平成27年8月17日～ 平成34年8月14日

	第14回 ストック・オプション
会社名	提出会社
決議年月日	平成27年9月15日
付与対象者の区分 及び人数（名）	当社取締役 ー 当社従業員 22
株式の種類及び付与数 （株）	普通株式 88
付与日	平成27年9月16日
権利確定条件	<p>権利確定条件は付されておりません。なお、権利行使条件として、以下を定めております。</p> <p>(1) 新株予約権の割当を受けた者（以下「新株予約権者」という。）は、新株予約権行使時でも、当社の従業員であることを要する。ただし、定年退職その他取締役会が正当な理由があると認めた場合は、この限りではない。</p> <p>(2) 新株予約権者が、法令・定款もしくは当社との契約に違反する重要な行為を行った場合は、当該事由の発生日より新株予約権の行使はできないものとする。</p> <p>(3) 新株予約権者は、当社が公開市場に上場した日から1年後以降に新株予約権を行使することができるものとする。</p>
対象勤務期間	対象勤務期間の定めはありません。
権利行使期間	平成29年9月17日～ 平成37年1月27日

(2) ストック・オプションの規模及びその変動状況

① ストック・オプションの数

	第2回 ストック・オプション	第3回 ストック・オプション	第4回 ストック・オプション
会社名	提出会社	提出会社	提出会社
決議年月日	平成18年7月20日	平成18年7月20日	平成19年7月18日
権利確定前(株)			
前連結会計年度末	166	8	123
付与	—	—	—
失効	10	—	28
権利確定	—	—	—
未確定残	156	8	95
権利確定後(株)			
前連結会計年度末	—	—	—
権利確定	—	—	—
権利行使	—	—	—
失効	—	—	—
未行使残	—	—	—

	第5回 ストック・オプション	第6回 ストック・オプション	第7回 ストック・オプション
会社名	提出会社	提出会社	提出会社
決議年月日	平成20年2月20日	平成20年7月16日	平成20年8月20日
権利確定前(株)			
前連結会計年度末	47	—	—
付与	—	—	—
失効	7	—	—
権利確定	—	—	—
未確定残	40	—	—
権利確定後(株)			
前連結会計年度末	—	20	2,150
権利確定	—	—	—
権利行使	—	—	—
失効	—	—	—
未行使残	—	20	2,150

	第8回 ストック・オプション	第9回 ストック・オプション	第10回 ストック・オプション
会社名	提出会社	提出会社	提出会社
決議年月日	平成22年4月21日	平成23年4月20日	平成23年7月20日
権利確定前（株）			
前連結会計年度末	50	135	—
付与	—	—	—
失効	20	60	—
権利確定	—	—	—
未確定残	30	75	—
権利確定後（株）			
前連結会計年度末	—	—	30
権利確定	—	—	—
権利行使	—	—	—
失効	—	—	—
未行使残	—	—	30

	第11回 ストック・オプション	第12回 ストック・オプション	第13回 ストック・オプション
会社名	提出会社	提出会社	提出会社
決議年月日	平成24年8月9日	平成24年8月9日	平成25年8月14日
権利確定前（株）			
前連結会計年度末	20	60	71
付与	—	—	—
失効	—	15	8
権利確定	—	—	—
未確定残	20	45	63
権利確定後（株）			
前連結会計年度末	—	—	—
権利確定	—	—	—
権利行使	—	—	—
失効	—	—	—
未行使残	—	—	—

	第14回 ストック・オプション
会社名	提出会社
決議年月日	平成27年9月15日
権利確定前（株）	
前連結会計年度末	—
付与	88
失効	—
権利確定	—
未確定残	88
権利確定後（株）	
前連結会計年度末	—
権利確定	—
権利行使	—
失効	—
未行使残	—

② 単価情報

	第2回 ストック・オプション	第3回 ストック・オプション	第4回 ストック・オプション
会社名	提出会社	提出会社	提出会社
決議年月日	平成18年7月20日	平成18年7月20日	平成19年7月18日
権利行使価格（円）	25,000	25,000	30,000
行使時平均株価（円）	—	—	—
付与日における公正な評価単価（円）	—	—	—

	第5回 ストック・オプション	第6回 ストック・オプション	第7回 ストック・オプション
会社名	提出会社	提出会社	提出会社
決議年月日	平成20年2月20日	平成20年7月16日	平成20年8月20日
権利行使価格（円）	30,000	30,000	33,000
行使時平均株価（円）	—	—	—
付与日における公正な評価単価（円）	—	—	—

	第8回 ストック・オプション	第9回 ストック・オプション	第10回 ストック・オプション
会社名	提出会社	提出会社	提出会社
決議年月日	平成22年4月21日	平成23年4月20日	平成23年7月20日
権利行使価格（円）	35,000	35,000	35,000
行使時平均株価（円）	—	—	—
付与日における公正な評価単価（円）	—	—	—

	第11回 ストック・オプション	第12回 ストック・オプション	第13回 ストック・オプション
会社名	提出会社	提出会社	提出会社
決議年月日	平成24年8月9日	平成24年8月9日	平成25年8月14日
権利行使価格（円）	38,000	38,000	38,000
行使時平均株価（円）	—	—	—
付与日における公正な評価単価（円）	—	—	—

	第14回 ストック・オプション
会社名	提出会社
決議年月日	平成27年9月15日
権利行使価格（円）	50,000
行使時平均株価（円）	—
付与日における公正な評価単価（円）	—

3. 当連結会計年度に付与されたストック・オプションの公正な評価単価の見積方法

当社株式は未公開株式であるため、ストック・オプションの公正な評価単価の見積方法を単位当たりの本源的価値の見積りによっております。また、単位当たりの本源的価値の見積方法は、DCF法(ディスカунテッド・キャッシュフロー法)及び類似会社比準方式の折衷法によっております。

4. ストック・オプションの権利確定数の見積り方法

基本的には、将来の失効数の合理的な見積りは困難であるため、実績の失効数のみ反映させる方法を採用しております。

5. ストック・オプションの単位当たりの本源的価値により算定を行う場合の当連結会計年度末における本源的価値の合計額及び当連結会計年度において権利行使されたストック・オプションの権利行使日における本源的価値の合計額

- ① 当連結会計年度末における本源的価値の合計額 一千円
- ② 当連結会計年度において権利行使されたストック・オプションの権利行使日における本源的価値の合計額
該当事項はありません。

(税効果会計関係)

前連結会計年度(自 平成25年6月1日 至 平成26年10月31日)

1. 繰延税金資産の発生の主な原因別の内訳

繰延税金資産	
賞与引当金	4,845千円
貸倒引当金増額	3,892 "
繰越欠損金	11,991 "
減価償却費超過額	11,802 "
その他	3,219 "
繰延税金資産小計	35,751千円
評価性引当額	△29,670 "
繰延税金資産合計	6,080千円

2. 法定実効税率と税効果会計適用後の法人税等の負担率との間に重要な差異があるときの、当該差異の原因となった主要な項目別の内訳

法定実効税率	△38.0%
(調整)	
交際費等永久に損金に算入されない項目	4.2%
住民税均等割等	1.9%
評価性引当額	35.6%
未実現利益の消去等連結修正項目	7.6%
赤字子会社による税率差異	3.8%
その他	△0.4%
税効果会計適用後の法人税等の負担率	14.7%

(注) 当連結会計年度において、税金等調整前当期純損失を計上しているため、法定実効税率をマイナス表示し、調整を行っております。

3. 法人税等の税率の変更による繰延税金資産の金額の修正

「所得税法等の一部を改正する法律」(平成26年法律第10号)が平成26年3月31日に公布され、平成26年4月1日以後に開始する事業年度から復興特別法人税が課されないこととなりました。これに伴い、当連結会計年度の繰延税金資産の計算(ただし、平成26年4月1日以降解消されるものに限る。)に使用した法定実効税率は、前連結会計年度の38.0%から35.6%に変更されております。

なお、この税率変更における影響は軽微であります。

4. 決算日後の法人税等の税率の変更

「所得税法等の一部を改正する法律」(平成27年法律第9号)及び「地方税法等の一部を改正する法律」(平成27年法律第2号)が平成27年3月31日に公布されたことに伴い、平成27年4月1日以降に開始する連結会計年度から法人税率等の引下げが行われることになりました。これに伴い、繰延税金資産の計算に使用する法定実効税率は従来の35.6%から33.1%にそれぞれ変更されております。

なお、この税率変更による影響は軽微であります。

当連結会計年度(自 平成26年11月 1 日 至 平成27年10月31日)

1. 繰延税金資産の発生の主な原因別の内訳

繰延税金資産	
賞与引当金	9,918千円
未払金	1,461 "
敷金除却	4,132 "
貸倒引当金	3,435 "
減価償却費超過額	13,216 "
その他	662 "
繰延税金資産小計	32,825千円
評価性引当額	△17,067 "
繰延税金資産合計	15,758千円

2. 法定実効税率と税効果会計適用後の法人税等の負担率との間に重要な差異があるときの、当該差異の原因となった主要な項目別の内訳

法定実効税率	35.6%
(調整)	
交際費等永久に損金に算入されない項目	4.4%
住民税均等割等	2.8%
評価性引当額	△26.8%
税率変更による期末繰延税金資産の減額修正	△4.1%
未実現利益の消去等連結修正項目	12.1%
連結子会社繰越欠損金等税効果未認識額	△4.8%
その他	0.1%
税効果会計適用後の法人税等の負担率	19.3%

3. 法人税等の税率の変更による繰延税金資産の金額の修正

「所得税法等の一部を改正する法律」(平成27年法律第9号)及び「地方税法等の一部を改正する法律」(平成27年法律第2号)が平成27年3月31日に公布されたことに伴い、当連結会計年度の繰延税金資産の計算(ただし、平成27年4月1日以降解消されるものに限る。)に使用した法定実効税率は、前連結会計年度の35.6%から33.1%にそれぞれ変更されております。

なお、この税率変更による影響は軽微であります。

4. 決算日後の法人税等の税率の変更

「所得税法等の一部を改正する法律」(平成28年法律第15号)及び「地方税法等の一部を改正する等の法律」(平成28年法律第13号)が平成28年3月29日に国会で成立したことに伴い、平成28年4月1日以降に開始する連結会計年度から法人税率等の引下げが行われることになりました。これに伴い、繰延税金資産の計算に使用する法定実効税率は従来の33.1%から平成28年11月1日に開始する連結会計年度及び平成29年11月1日に開始する連結会計年度に解消が見込まれる一時差異については30.9%に、また、平成30年11月1日に開始する連結会計年度以降に解消が見込まれる一時差異については、30.6%に変更されます。

なお、この税率変更による影響は軽微であります。

(セグメント情報等)

【セグメント情報】

前連結会計年度(自 平成25年6月1日 至 平成26年10月31日)

当社グループは、マーケティングプラットフォーム事業のみの単一セグメントのため、セグメント情報の記載を省略しております。

当連結会計年度(自 平成26年11月1日 至 平成27年10月31日)

当社グループは、マーケティングプラットフォーム事業のみの単一セグメントのため、セグメント情報の記載を省略しております。

【関連情報】

前連結会計年度(自 平成25年6月1日 至 平成26年10月31日)

1 製品及びサービスごとの情報

売上高は全てマーケティングプラットフォーム事業の売上高のため、記載を省略しております。

2 地域ごとの情報

(1) 売上高

本邦以外の外部顧客への売上高がないため、該当事項はありません。

(2) 有形固定資産

本邦に所在している有形固定資産の金額が連結貸借対照表の有形固定資産の金額の90%を超えるため、記載を省略しております。

3 主要な顧客ごとの情報

(単位：千円)

顧客の名称又は氏名	売上高	関連するセグメント名
富国生命保険相互会社	225,900	マーケティングプラットフォーム事業

当連結会計年度(自 平成26年11月1日 至 平成27年10月31日)

1 製品及びサービスごとの情報

売上高は全てマーケティングプラットフォーム事業の売上高のため、記載を省略しております。

2 地域ごとの情報

(1) 売上高

本邦以外の外部顧客への売上高がないため、該当事項はありません。

(2) 有形固定資産

本邦に所在している有形固定資産の金額が連結貸借対照表の有形固定資産の金額の90%を超えるため、記載を省略しております。

3 主要な顧客ごとの情報

(単位：千円)

顧客の名称又は氏名	売上高	関連するセグメント名
富国生命保険相互会社	196,287	マーケティングプラットフォーム事業

【報告セグメントごとの固定資産の減損損失に関する情報】

前連結会計年度(自 平成25年6月1日 至 平成26年10月31日)

該当事項はありません。

当連結会計年度(自 平成26年11月1日 至 平成27年10月31日)

該当事項はありません。

【報告セグメントごとののれんの償却額及び未償却残高に関する情報】

前連結会計年度(自 平成25年6月1日 至 平成26年10月31日)

該当事項はありません。

当連結会計年度(自 平成26年11月1日 至 平成27年10月31日)

該当事項はありません。

【報告セグメントごとの負ののれん発生益に関する情報】

前連結会計年度(自 平成25年6月1日 至 平成26年10月31日)

該当事項はありません。

当連結会計年度(自 平成26年11月1日 至 平成27年10月31日)

該当事項はありません。

【関連当事者情報】

前連結会計年度(自 平成25年6月1日 至 平成26年10月31日)

1. 関連当事者との取引

(1) 連結財務諸表提出会社と関連当事者との取引

連結財務諸表提出会社の役員及び主要株主(個人の場合に限る)等

種類	会社等の名称 又は氏名	所在地	資本金又は 出資金 (千円)	事業の内容 又は職業	議決権等 の所有 (被所有)割合 (%)	関連当事者 との関係	取引の内容	取引金額 (千円)	科目	期末残高 (千円)
役員及び 主要株主	中村 健一郎	—	—	当社代表取締役社長	(被所有)直接 22.8	債務被保証	銀行借入に対する 債務被保証(注)	309,388	—	—

(注) 取引条件及び取引条件の決定方針等

当社の銀行借入に対して債務保証を受けております。なお、保証料支払は行っておりません。

(2) 連結財務諸表提出会社の連結子会社と関連当事者との取引

該当事項はありません。

2. 親会社又は重要な関連会社に関する注記

該当事項はありません。

当連結会計年度(自 平成26年11月1日 至 平成27年10月31日)

1. 関連当事者との取引

(1) 連結財務諸表提出会社と関連当事者との取引

連結財務諸表提出会社の役員及び主要株主(個人の場合に限る)等

種類	会社等の名称 又は氏名	所在地	資本金又は 出資金 (千円)	事業の内容 又は職業	議決権等 の所有 (被所有)割合 (%)	関連当事者 との関係	取引の内容	取引金額 (千円)	科目	期末残高 (千円)
役員及び 主要株主	中村 健一郎	—	—	当社代表取締役社長	(被所有)直接 22.8	債務被保証	銀行借入に対する 債務被保証(注)	278,559	—	—

(注) 取引条件及び取引条件の決定方針等

当社の銀行借入に対して債務保証を受けております。なお、保証料支払は行っておりません。

(2) 連結財務諸表提出会社の連結子会社と関連当事者との取引

該当事項はありません。

2. 親会社又は重要な関連会社に関する注記

該当事項はありません。

(1株当たり情報)

	前連結会計年度 (自 平成25年6月1日 至 平成26年10月31日)	当連結会計年度 (自 平成26年11月1日 至 平成27年10月31日)
1株当たり純資産額	214.35円	239.25円
1株当たり当期純利益金額又は 当期純損失金額(△)	△65.46円	24.31円

- (注) 1. 潜在株式調整後1株当たり当期純利益金額については、前連結会計年度は潜在株式が存在するものの、当社株式は非上場であり、期中平均株価が把握できず、また、1株当たり当期純損失金額であるため、記載しておりません。また、当連結会計年度は潜在株式が存在するものの、当社株式は非上場であり、期中平均株価が把握できないため、記載しておりません。
2. 当社は、平成28年10月1日付けで普通株式1株につき普通株式50株の割合で株式分割を行っております。前連結会計年度の期首に当該株式分割が行われたと仮定して1株当たり純資産額及び1株当たり当期純利益金額又は当期純損失金額を算定しております。
3. 1株当たり当期純利益金額又は当期純損失金額の算定上の基礎は、以下のとおりであります。

項目	前連結会計年度 (自 平成25年6月1日 至 平成26年10月31日)	当連結会計年度 (自 平成26年11月1日 至 平成27年10月31日)
1株当たり当期純利益金額又は当期純損失金額(△)		
当期純利益又は当期純損失(△)(千円)	△65,132	24,282
普通株主に帰属しない金額(千円)	—	—
普通株式に係る当期純利益又は 当期純損失(△)(千円)	△65,132	24,282
普通株式の期中平均株式数(株)	994,989	998,850
希薄化効果を有しないため、潜在株式調整後1株当たり 当期純利益金額の算定に含まれなかった潜在株式の 概要	平成26年4月9日臨時株 主総会決議の転換社債型 新株予約権付社債 普通株式 100,000株 これらの詳細については、第5経理の状況 1 連結財務諸表等(1)連結 財務諸表⑤連結附属明細 表の社債明細表に記載の とおりであります。 新株予約権(新株予約権 の数2,880個)。これらの 詳細は、第4提出会社の 状況(2)新株予約権等の 状況に記載のとおりであり ます。	平成26年4月9日臨時株 主総会決議の転換社債型 新株予約権付社債 普通株式 100,000株 これらの詳細については、第5経理の状況 1 連結財務諸表等(1)連結 財務諸表⑤連結附属明細 表の社債明細表に記載の とおりであります。 新株予約権(新株予約権 の数2,820個)。これらの 詳細は、第4提出会社の 状況(2)新株予約権等の 状況に記載のとおりであり ます。

(重要な後発事象)

前連結会計年度(自 平成25年6月1日 至 平成26年10月31日)

該当事項はありません。

当連結会計年度(自 平成26年11月1日 至 平成27年10月31日)

(転換社債型新株予約権付社債に付されている新株予約権の権利行使)

当連結会計年度終了後、平成28年9月7日までに、第1回無担保転換社債型新株予約権付社債に付されている新株予約権の全てについて権利行使がありました。

1. 増加した株式の種類及び株数	普通株式	2,000株
2. 行使新株予約権個数		20個
3. 行使価額総額		100,000千円
4. 資本金の増加額		50,000千円
5. 資本剰余金の増加額		50,000千円

(第7回新株予約権の行使)

当連結会計年度終了後、平成28年9月16日までに、第7回新株予約権について権利行使がありました。当該権利行使の概要は次のとおりであります。なお、当該行使により平成28年9月16日をもって本新株予約権の全ての権利行使が完了しております。

1. 増加した株式の種類及び株数	普通株式	2,150株
2. 行使新株予約権個数		2,150個
3. 行使価額総額		70,950千円
4. 資本金の増加額		35,475千円
5. 資本剰余金の増加額		35,475千円

(ストックオプションとしての新株予約権の発行)

当社は、平成28年9月14日開催の取締役会において、会社法に基づき、当社の取締役および従業員に対し、ストックオプションとして新株予約権を発行することを決議しております。

その内容は、「第4 提出会社の状況 1 株式等の状況 (2)新株予約権等の状況」を参照してください。

(株式分割及び単元株制度の採用)

当社は、平成28年9月14日開催の取締役会決議に基づき、平成28年10月1日付をもって株式分割を行っております。また、上記株式分割に伴い、定款の一部を変更し単元株制度を採用しております。

1. 株式分割、単元株制度の採用の目的

当社株式の流動性の向上と投資家層の拡大を図ることを目的として株式分割を実施するとともに、単元株式数(売買単位)を100株に統一することを目標とする全国証券取引所の「売買単位の集約に向けた行動計画」を考慮し、1単元を100株とする単元株制度を採用致します。

2. 株式分割の概要

(1) 分割方法

平成28年9月30日最終の株主名簿に記載又は記録された株主の所有株式数を、普通株式1株につき50株の割合をもって分割しております。

(2) 分割により増加する株式数

株式分割前の発行済株式総数	24,127株
今回の分割により増加する株式数	1,182,223株
株式分割後の発行済株式総数	1,206,350株
株式分割後の発行可能株式総数	4,800,000株

(3) 株式分割の効力発生日

平成28年10月1日

(4) 1株当たり情報に与える影響

「1株当たり情報」は、当該株式分割が前連結会計年度の期首に行われたものと仮定して算出しておりますが、これによる影響については、当該箇所に記載しております。

(5) 新株予約権行使価額の調整

	調整前行使価額	調整後行使価額
第2回新株予約権	25,000円	500円
第3回新株予約権	25,000円	500円
第4回新株予約権	30,000円	600円
第5回新株予約権	30,000円	600円
第6回新株予約権	30,000円	600円
第8回新株予約権	35,000円	700円
第9回新株予約権	35,000円	700円
第10回新株予約権	35,000円	700円
第11回新株予約権	38,000円	760円
第12回新株予約権	38,000円	760円
第13回新株予約権	38,000円	760円
第14回新株予約権	50,000円	1,000円
第15回新株予約権	51,000円	1,020円
第16回新株予約権	51,000円	1,020円

3. 単元株制度の採用

(1) 単元株式数を100株といたしました。

(2) 効力発生日

平成28年10月1日

【注記事項】

(会計方針の変更等)

当第3四半期連結累計期間 (自 平成27年11月1日 至 平成28年7月31日)	
(会計方針の変更)	
(平成28年度税制改正に係る減価償却方法の変更に関する実務上の取扱いの適用)	
法人税法の改正に伴い、「平成28年度税制改正に係る減価償却方法の変更に関する実務上の取扱い」(実務対応報告第32号 平成28年6月17日)を第2四半期連結会計期間に適用し、平成28年4月1日以後に取得した建物附属設備及び構築物に係る減価償却方法を定率法から定額法に変更しております。	
なお、この変更による損益に与える影響はありません。	

(四半期連結キャッシュ・フロー計算書関係)

当第3四半期連結累計期間に係る四半期連結キャッシュ・フロー計算書は作成しておりません。なお、第3四半期連結累計期間に係る減価償却費(無形固定資産に係る償却費を含む。)は、次のとおりであります。

当第3四半期連結累計期間 (自 平成27年11月1日 至 平成28年7月31日)	
減価償却費	76,169千円

(セグメント情報等)

【セグメント情報】

当第3四半期連結累計期間(自 平成27年11月1日 至 平成28年7月31日)

当社グループは、マーケティングプラットフォーム事業のみの単一セグメントのため、セグメント情報の記載を省略しております。

(1株当たり情報)

1株当たり四半期純損失金額及び算定上の基礎は、以下のとおりであります。

項目	当第3四半期連結累計期間 (自 平成27年11月1日 至 平成28年7月31日)
1株当たり四半期純損失金額(△)	△11円07銭
(算定上の基礎)	
親会社株主に帰属する四半期純損失金額(△)(千円)	△11,055
普通株主に帰属しない金額(千円)	—
普通株式に係る親会社株主に帰属する四半期純損失金額(△)(千円)	△11,055
普通株式の期中平均株式数(株)	998,850
希薄化効果を有しないため、潜在株式調整後1株当たり四半期純利益金額の算定に含めなかった潜在株式で、前連結会計年度末から重要な変動があったものの概要	—

(注) 1. 潜在株式調整後1株当たり四半期純利益金額については、潜在株式は存在するものの、当社株式は非上場であり、期中平均株価が把握できないため、また、1株当たり四半期純損失金額であるため、記載しておりません。

2. 当社は、平成28年10月1日付で普通株式1株につき普通株式50株の割合で株式分割を行っております。当連結会計年度の期首に当該株式分割が行われたと仮定して1株当たり四半期純損失金額を算定しております。

(重要な後発事象)

(転換社債型新株予約権付社債に付されている新株予約権の権利行使)

当第3四半期連結累計期間終了後、平成28年9月7日までに、第1回無担保転換社債型新株予約権付社債に付されている新株予約権の全てについて権利行使がありました。

1. 増加した株式の種類及び株数	普通株式	2,000株
2. 行使新株予約権個数		20個
3. 行使価額総額		100,000千円
4. 資本金の増加額		50,000千円
5. 資本剰余金の増加額		50,000千円

(第7回新株予約権の行使)

当第3四半期連結累計期間終了後、平成28年9月16日までに、第7回新株予約権について権利行使がありました。当該権利行使の概要は次のとおりであります。なお、当該行使により平成28年9月16日をもって本新株予約権の全ての権利行使が完了しております。

1. 増加した株式の種類及び株数	普通株式	2,150株
2. 行使新株予約権個数		2,150個
3. 行使価額総額		70,950千円
4. 資本金の増加額		35,475千円
5. 資本剰余金の増加額		35,475千円

(ストックオプションとしての新株予約権の発行)

当社は、平成28年9月14日開催の取締役会において、会社法に基づき、当社の取締役および従業員に対し、ストックオプションとして新株予約権を発行することを決議しております。

その内容は、「第4 提出会社の状況 1 株式等の状況 (2)新株予約権等の状況」を参照してください。

(株式分割及び単元株制度の採用)

当社は、平成28年9月14日開催の取締役会決議に基づき、平成28年10月1日付をもって株式分割を行っております。また、上記株式分割に伴い、定款の一部を変更し単元株制度を採用しております。

1. 株式分割、単元株制度の採用の目的

当社株式の流動性の向上と投資家層の拡大を図ることを目的として株式分割を実施するとともに、単元株式数(売買単位)を100株に統一することを目標とする全国証券取引所の「売買単位の集約に向けた行動計画」を考慮し、1単元を100株とする単元株制度を採用致します。

2. 株式分割の概要

(1) 分割方法

平成28年9月30日最終の株主名簿に記載又は記録された株主の所有株式数を、普通株式1株につき50株の割合をもって分割しております。

(2) 分割により増加する株式数

株式分割前の発行済株式総数	24,127株
今回の分割により増加する株式数	1,182,223株
株式分割後の発行済株式総数	1,206,350株
株式分割後の発行可能株式総数	4,800,000株

(3) 株式分割の効力発生日

平成28年10月1日

(4) 1株当たり情報に与える影響

「1株当たり情報」は、当該株式分割が当連結会計年度の期首に行われたものと仮定して算出しておりますが、これによる影響については、当該箇所に記載しております。

(5) 新株予約権行使価額の調整

	調整前行使価額	調整後行使価額
第2回新株予約権	25,000円	500円
第3回新株予約権	25,000円	500円
第4回新株予約権	30,000円	600円
第5回新株予約権	30,000円	600円
第6回新株予約権	30,000円	600円
第8回新株予約権	35,000円	700円
第9回新株予約権	35,000円	700円
第10回新株予約権	35,000円	700円
第11回新株予約権	38,000円	760円
第12回新株予約権	38,000円	760円
第13回新株予約権	38,000円	760円
第14回新株予約権	50,000円	1,000円
第15回新株予約権	51,000円	1,020円
第16回新株予約権	51,000円	1,020円

3. 単元株制度の採用

(1) 単元株式数を100株といたしました。

(2) 効力発生日

平成28年10月1日

⑤ 【連結附属明細表】（平成27年10月31日現在）

【社債明細表】

会社名	銘柄	発行年月日	当期首残高 (千円)	当期末残高 (千円)	利率 (%)	担保	償還期限
㈱シャノン	第1回無担保転換社債型新株予約権付社債	平成26年4月10日	100,000	100,000	1.5	無担保社債	平成29年3月31日

(注) 1. 転換社債型新株予約権付社債の内容

発行すべき株式の内容	新株予約権の発行価額	株式の発行価格 (円)	発行価額の総額 (千円)	新株予約権の行使により発行した株式の発行価額の総額 (千円)	新株予約権の付与割合 (%)	新株予約権の行使期間	代用払込みに関する事項
㈱シャノン普通株式	無償	50,000	100,000	—	100	自平成26年4月10日 至平成29年3月30日	(注)

(注) 新株予約権の行使に際して出資される財産の内容は、当該新株予約権に係る本社債を出資するものとする。

2. 連結決算日後5年内における1年ごとの償還予定額の総額

1年以内 (千円)	1年超2年以内 (千円)	2年超3年以内 (千円)	3年超4年以内 (千円)	4年超5年以内 (千円)
—	100,000	—	—	—

【借入金等明細表】

区分	当期首残高 (千円)	当期末残高 (千円)	平均利率 (%)	返済期限
短期借入金	23,400	38,501	1.4	—
1年以内に返済予定の長期借入金	120,142	132,683	1.4	—
長期借入金(1年以内に返済予定のものを除く。)	165,846	145,876	1.3	平成29年2月28日～ 平成33年2月28日
合計	309,388	317,060	—	—

(注) 1. 「平均利率」については、借入金等の期末残高に対する加重平均利率を記載しております。

2. 長期借入金(1年以内に返済予定のものを除く)の連結決算日後5年内における1年ごとの返済予定額の総額

区分	1年超2年以内 (千円)	2年超3年以内 (千円)	3年超4年以内 (千円)	4年超5年以内 (千円)
長期借入金	87,624	44,844	8,292	4,361

【資産除去債務明細表】

該当事項はありません。

(2) 【その他】

最近の経営成績及び財政状態の概況

平成28年12月14日開催の取締役会において承認された第16期連結会計年度(平成27年11月1日から平成28年10月31日まで)の連結財務諸表は次のとおりであります。

なお、この連結財務諸表は、「連結財務諸表の用語、様式及び作成方法に関する規則」(昭和51年大蔵省令第28号)に基づいて作成しておりますが、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査は未了であり、監査報告書は受領していません。

① 【連結財務諸表】

イ 【連結貸借対照表】

(単位：千円)

		当連結会計年度 (平成28年10月31日)
資産の部		
流動資産		
現金及び預金		137,359
受取手形及び売掛金		241,428
仕掛品		24,428
繰延税金資産		11,482
その他		49,661
貸倒引当金		△10,493
流動資産合計		453,866
固定資産		
有形固定資産		
建物及び構築物		40,139
減価償却累計額		△3,715
建物及び構築物(純額)		36,423
工具、器具及び備品		86,106
減価償却累計額		△53,800
工具、器具及び備品(純額)		32,306
有形固定資産合計		68,729
無形固定資産		
ソフトウェア		279,695
ソフトウェア仮勘定		111,520
その他		176
無形固定資産合計		391,392
投資その他の資産		
敷金		59,626
保険積立金		59,413
繰延税金資産		9,747
その他		328
投資その他の資産合計		129,116
固定資産合計		589,238
資産合計		1,043,105

(単位：千円)

当連結会計年度
(平成28年10月31日)

負債の部	
流動負債	
支払手形及び買掛金	53,423
短期借入金	※ 11,020
1年内返済予定の長期借入金	174,276
未払金	38,575
未払法人税等	6,028
賞与引当金	34,015
その他	75,990
流動負債合計	393,328
固定負債	
長期借入金	206,057
固定負債合計	206,057
負債合計	599,385
純資産の部	
株主資本	
資本金	264,710
資本剰余金	185,422
利益剰余金	△6,532
株主資本合計	443,599
その他の包括利益累計額	
為替換算調整勘定	119
その他の包括利益累計額合計	119
純資産合計	443,719
負債純資産合計	1,043,105

ロ 【連結損益計算書及び連結包括利益計算書】

【連結損益計算書】

(単位：千円)

	当連結会計年度 (自 平成27年11月1日 至 平成28年10月31日)
売上高	1,534,160
売上原価	658,871
売上総利益	875,288
販売費及び一般管理費	※ 828,877
営業利益	46,410
営業外収益	
受取利息	87
助成金収入	3,678
生命保険解約返戻金	532
固定資産売却益	1,003
その他	161
営業外収益合計	5,464
営業外費用	
支払利息	6,510
為替差損	2,100
その他	615
営業外費用合計	9,226
経常利益	42,648
税金等調整前当期純利益	42,648
法人税、住民税及び事業税	11,287
法人税等調整額	△5,471
法人税等合計	5,815
当期純利益	36,832
親会社株主に帰属する当期純利益	36,832

【連結包括利益計算書】

(単位：千円)

	当連結会計年度 (自 平成27年11月1日 至 平成28年10月31日)
当期純利益	36,832
その他の包括利益	
為替換算調整勘定	△3,037
その他の包括利益合計	※ △3,037
包括利益	33,795
(内訳)	
親会社株主に係る包括利益	33,795
非支配株主に係る包括利益	—

ハ 【連結株主資本等変動計算書】

当連結会計年度(自 平成27年11月1日 至 平成28年10月31日)

(単位：千円)

	株主資本				その他の包括利益累計額		純資産合計
	資本金	資本剰余金	利益剰余金	株主資本合計	為替換算 調整勘定	その他の 包括利益 累計額合計	
当期首残高	179,235	99,947	△43,364	235,817	3,157	3,157	238,974
当期変動額							
新株の発行	85,475	85,475		170,950			170,950
親会社株主に帰属する 当期純利益			36,832	36,832			36,832
株主資本以外の項目の 当期変動額(純額)					△3,037	△3,037	△3,037
当期変動額合計	85,475	85,475	36,832	207,782	△3,037	△3,037	204,745
当期末残高	264,710	185,422	△6,532	443,599	119	119	443,719

ニ 【連結キャッシュ・フロー計算書】

(単位：千円)

	当連結会計年度 (自 平成27年11月1日 至 平成28年10月31日)
営業活動によるキャッシュ・フロー	
税金等調整前当期純利益	42,648
減価償却費	103,582
貸倒引当金の増減額(△は減少)	102
賞与引当金の増減額(△は減少)	2,733
受取利息及び受取配当金	△87
支払利息	6,510
売上債権の増減額(△は増加)	△41,756
たな卸資産の増減額(△は増加)	17,106
仕入債務の増減額(△は減少)	△5,472
その他	△9,993
小計	115,373
利息及び配当金の受取額	85
利息の支払額	△6,994
法人税等の支払額	△18,054
営業活動によるキャッシュ・フロー	90,409
投資活動によるキャッシュ・フロー	
有形固定資産の取得による支出	△64,918
無形固定資産の取得による支出	△152,148
敷金の差入による支出	△48,259
敷金の返還による収入	35,380
保険積立金の積立による支出	△10,358
その他	606
投資活動によるキャッシュ・フロー	△239,698
財務活動によるキャッシュ・フロー	
短期借入れによる収入	106,000
短期借入金の返済による支出	△133,481
長期借入れによる収入	280,000
長期借入金の返済による支出	△178,226
新株予約権の行使による株式発行による収入	70,950
財務活動によるキャッシュ・フロー	145,243
現金及び現金同等物に係る換算差額	△4,478
現金及び現金同等物の増減額(△は減少)	△8,524
現金及び現金同等物の期首残高	145,884
現金及び現金同等物の期末残高	137,359

【注記事項】

(連結財務諸表作成のための基本となる重要な事項)

当連結会計年度(自 平成27年11月1日 至 平成28年10月31日)

1. 連結の範囲に関する事項

すべての子会社を連結しております。

連結子会社の数

1社

連結子会社の名称

想能信息科技有限公司(上海)有限公司

2. 持分法の適用に関する事項

該当する会社はありません。

3. 連結子会社の事業年度等に関する事項

想能信息科技有限公司(上海)有限公司の決算日は12月31日であります。

連結財務諸表の作成に当たっては、連結決算日現在で実施した仮決算に基づく財務諸表を使用しております。

4. 会計方針に関する事項

(1) 重要な資産の評価基準及び評価方法

仕掛品

個別法による原価法(貸借対照表価額は収益性の低下に基づく簿価切り下げの方法により算定)

(2) 重要な減価償却資産の減価償却の方法

① 有形固定資産

定率法を採用しております。ただし、平成10年4月1日以降に取得した建物(附属設備を除く)並びに平成28年4月1日以降取得の建物附属設備及び構築物は定額法を採用しております。

なお、主な耐用年数は次のとおりであります。

建物及び構築物 8～15年

工具、器具及び備品 4～15年

② 無形固定資産

定額法を採用しております。

なお、主な償却年数は次のとおりであります。

ソフトウェア(自社利用分) 3～5年(社内における利用可能期間)

(3) 重要な引当金の計上基準

① 貸倒引当金

債権の貸倒損失に備えるため、一般債権については貸倒実績率により、貸倒懸念債権等特定の債権については個別に回収可能性を検討し、回収不能見込額を計上しております。

② 賞与引当金

従業員に対して支給する賞与の支出に充てるため、支給見込額の当期負担額を計上しております。

(4) 重要な収益及び費用の計上基準

請負契約に係る売上高及び売上原価の計上基準

請負契約のうち、当連結会計年度末までの進捗部分について成果の確実性が認められる契約については、工事進行基準（契約進捗率の見積は原価比例法）を、その他の契約については、工事完成基準を適用しております。

(5) 重要な外貨建の資産又は負債の本邦通貨への換算の基準

外貨建金銭債権債務は、連結決算日の直物為替相場により円貨に換算し、為替差額は損益として処理しております。なお、在外子会社の資産及び負債は、連結決算日の直物為替相場により円貨に換算し、収益及び費用は期中平均相場により円貨に換算し、換算差額は純資産の部における為替換算調整勘定に含めております。

(6) 連結キャッシュ・フロー計算書における資金の範囲

手許現金、随時引き出し可能な預金及び容易に換金可能であり、かつ、価値の変動について僅少なりリスクしか負わない取得日から3ヶ月以内に償還期限の到来する短期的な投資からなっております。

(7) その他連結財務諸表作成のための重要な事項

消費税等の会計処理

消費税及び地方消費税の会計処理は、税抜方式によっております。

(会計方針の変更)

(平成28年度税制改正に係る減価償却方法の変更に関する実務上の取扱いの適用)

法人税法の改正に伴い、「平成28年度税制改正に係る減価償却方法の変更に関する実務上の取扱い」（実務対応報告第32号 平成28年6月17日）を当連結会計年度に適用し、平成28年4月1日以後に取得した建物附属設備及び構築物に係る減価償却方法を定率法から定額法に変更しております。

なお、この変更による損益に与える影響はありません。

(連結貸借対照表関係)

※ 当社においては、運転資金の効率的な調達を行うため取引銀行株式会社三菱東京UFJ銀行と当座貸越契約を締結しております。

連結会計年度末における当座貸越契約に係る借入未実行残高等は次のとおりであります。

	当連結会計年度 (平成28年10月31日)
当座貸越極度額	37,456千円
借入実行残高	—
差引額	37,456千円

(連結損益計算書関係)

※ 販売費及び一般管理費のうち主要な費目及び金額は、次のとおりであります。

	当連結会計年度 (自 平成27年11月1日 至 平成28年10月31日)
給与手当	338,344千円
賞与引当金繰入額	22,226 〃

(連結包括利益計算書関係)

※ その他の包括利益に係る組替調整額及び税効果額

(千円)

	当連結会計年度 (自 平成27年11月1日 至 平成28年10月31日)
為替換算調整勘定	
当期発生額	△3,037
その他の包括利益合計	△3,037

(連結株主資本等変動計算書関係)

当連結会計年度(自 平成27年11月1日 至 平成28年10月31日)

1. 発行済株式に関する事項

株式の種類	当連結会計年度期首	増加	減少	当連結会計年度末
普通株式(株)	19,977	1,186,373	—	1,206,350

(変動事由の概要)

新株の発行(新株予約権の行使)

転換社債型新株予約権付社債の新株予約権の権利行使による増加 2,000株

第7回新株予約権の権利行使による増加 2,150株

株式分割による増加 1,182,223株

2. 自己株式に関する事項

該当事項はありません。

3. 新株予約権等に関する事項

該当事項はありません。

4. 配当に関する事項

該当事項はありません。

(連結キャッシュ・フロー計算書関係)

※ 現金及び現金同等物の期末残高と連結貸借対照表に掲記されている科目の金額との関係は、次のとおりであります。

	当連結会計年度 (自 平成27年11月1日 至 平成28年10月31日)
現金及び預金	137,359千円
現金及び現金同等物	137,359千円

(金融商品関係)

当連結会計年度(自 平成27年11月1日 至 平成28年10月31日)

1. 金融商品の状況に関する事項

(1) 金融商品に対する取組方針

当社グループは、資金運用については、安全性の高い預金等の金融資産で運用を行っております。また、資金調達については、事業に必要な運転資金及び設備資金を銀行借入や新株予約権の行使により調達しております。デリバティブ取引は行わない方針であります。

(2) 金融商品の内容及びそのリスク

営業債権である受取手形及び売掛金は、顧客の信用リスクに晒されております。

敷金は、主に事業所等の建物の賃借に伴うものであり、貸主の信用リスクに晒されております。

営業債務である支払手形及び買掛金並びに未払金は、全て1年以内の支払期日であります。借入金は、主に長期運転資金、設備投資に必要な資金の調達を目的としたものであり、償還日は決算日後、最長で5年後であります。

(3) 金融商品に係るリスク管理体制

① 信用リスク（取引先の契約不履行等に係るリスク）の管理

当社グループは、取引先ごとの期日管理及び残高管理を行うとともに、当社グループの与信管理規程に従い、定期的取引先の信用状況を把握し、財務状況の悪化等による回収懸念の早期把握や軽減を図っております。

当期の連結決算日現在における最大信用リスク額は、信用リスクに晒される金融資産の貸借対照表価額により表されています。

また、敷金については、貸主の信用状況を定期的に把握し、賃貸借期間を適切に設定することによりリスク低減を図っております。

② 資金調達に係る流動性リスク（支払期日に支払いを実行できなくなるリスク）の管理

当社グループは、適時に資金繰計画を作成・更新するとともに、手元流動性の維持等により流動性リスクを管理しております。

(4) 金融商品の時価等に関する事項についての補足説明

金融商品の時価には、市場価格に基づく価額のほか、市場価格がない場合には合理的に算定された価額が含まれております。当該価額の算定においては変動要因を織り込んでいるため、異なる前提条件等を採用することにより、当該価額が変動することもあります。

2. 金融商品の時価等に関する事項

連結貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額については、次のとおりであります。

	連結貸借対照表計上額 (千円)	時価 (千円)	差額 (千円)
(1) 現金及び預金	137,359	137,359	—
(2) 受取手形及び売掛金	241,428	241,428	—
貸倒引当金(※1)	△10,493	△10,493	—
	230,934	230,934	—
(3) 敷金	59,626	59,626	—
資産計	427,920	427,920	—
(1) 支払手形及び買掛金	53,423	53,423	—
(2) 短期借入金	11,020	11,020	—
(3) 未払金	38,575	38,575	—
(4) 長期借入金(※2)	380,333	380,333	—
負債計	483,351	483,351	—

(※1) 受取手形及び売掛金については対応する貸倒引当金を控除しております。

(※2) 長期借入金については1年以内返済予定分を含めております。

(注1) 金融商品の時価の算定方法に関する事項

資 産

(1) 現金及び預金、並びに(2) 受取手形及び売掛金

これらはすべて短期で決済されるため、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額によっております。

(3) 敷金

敷金の時価については、返還予定時期を合理的に見積り、将来キャッシュ・フローを国債の利回りで割り引いて算定しております。なお、国債の利率がマイナスの場合は、割引率をゼロとして時価を算定しております。

負 債

(1) 支払手形及び買掛金(2) 短期借入金、並びに(3) 未払金

これらはすべて短期で決済されるため、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額によっております。

(4) 長期借入金

長期借入金の時価は、元利金の合計額を新規に同様の借入を行った場合に想定される利率を用いて割り引いた現在価値により算定しております。なお、変動金利によるものは、短期間で市場金利を反映することから時価は帳簿価額と近似していると考えられるため、当該帳簿価額によっております。

(注2) 金銭債権及び満期がある有価証券の連結決算日後の償還予定額

	1年以内 (千円)	1年超 5年以内 (千円)	5年超 10年以内 (千円)	10年超 (千円)
現金及び預金	137,359	—	—	—
受取手形及び売掛金	241,428	—	—	—
敷金	—	—	59,626	—
合計	378,787	—	59,626	—

(注3) 長期借入金及びその他の有利子負債の連結決算日後の返済予定額

	1年以内 (千円)	1年超 2年以内 (千円)	2年超 3年以内 (千円)	3年超 4年以内 (千円)	4年超 5年以内 (千円)	5年超 (千円)
短期借入金	11,020	—	—	—	—	—
長期借入金	174,276	131,496	56,930	13,524	4,107	—
合計	185,296	131,496	56,930	13,524	4,107	—

(ストック・オプション等関係)

当連結会計年度(自 平成27年11月1日 至 平成28年10月31日)

1. スtock・オプションにかかる費用計上額及び科目名

該当事項はありません。

2. スtock・オプションの内容、規模及びその変動状況

当連結会計年度(平成28年10月期)において存在したストック・オプションを対象とし、ストック・オプションの数については株式数に換算して記載しております。

なお、平成28年10月1日に1株を50株とする株式分割を行っておりますが、以下は、当該株式分割を反映した数値を記載しております。

(1) スtock・オプションの内容

	第2回 ストック・オプション	第3回 ストック・オプション	第4回 ストック・オプション
会社名	提出会社	提出会社	提出会社
決議年月日	平成18年7月20日	平成18年7月20日	平成19年7月18日
付与対象者の区分 及び人数(名)	当社取締役 一 当社従業員 13	当社取締役 一 当社従業員 7	当社取締役 一 当社従業員 22
株式の種類及び付与数 (株)	普通株式 14,200	普通株式 500	普通株式 9,100
付与日	平成18年7月25日	平成19年1月29日	平成19年7月19日
権利確定条件	<p>権利確定条件は付されてお りません。なお、権利行使 条件として、以下を定めて おります。</p> <p>(1) 新株予約権の割当を受 けた者(以下「新株予 約権者」という。) は、新株予約権行使時 も、当社の従業員であ ることを要する。</p> <p>(2) 新株予約権者が、法 令・定款もしくは当社 との契約に違反する重 要な行為を行った場合 は、当該事由の発生日 より新株予約権の行使 はできないものとし る。</p> <p>(3) 新株予約権者は、当社 が公開市場に上場した 日から1年後以降に新 株予約権を行使するこ とができるものとし る。</p>	<p>権利確定条件は付されてお りません。なお、権利行使 条件として、以下を定めて おります。</p> <p>(1) 新株予約権の割当を受 けた者(以下「新株予 約権者」という。) は、新株予約権行使時 も、当社の従業員であ ることを要する。</p> <p>(2) 新株予約権者が、法 令・定款もしくは当社 との契約に違反する重 要な行為を行った場合 は、当該事由の発生日 より新株予約権の行使 はできないものとし る。</p> <p>(3) 新株予約権者は、当社 が公開市場に上場した 日から1年後以降に新 株予約権を行使するこ とができるものとし る。</p>	<p>権利確定条件は付されてお りません。なお、権利行使 条件として、以下を定めて おります。</p> <p>(1) 新株予約権の割当を受 けた者(以下「新株予 約権者」という。) は、新株予約権行使時 も、当社の従業員であ ることを要する。</p> <p>(2) 新株予約権者が、法 令・定款もしくは当社 との契約に違反する重 要な行為を行った場合 は、当該事由の発生日 より新株予約権の行使 はできないものとし る。</p> <p>(3) 新株予約権者は、当社 が公開市場に上場した 日から1年後以降に新 株予約権を行使するこ とができるものとし る。</p>
対象勤務期間	対象勤務期間の定めはあり ません。	対象勤務期間の定めはあり ません。	対象勤務期間の定めはあり ません。
権利行使期間	平成20年7月25日～ 平成30年7月16日	平成21年1月29日～ 平成30年7月16日	平成21年7月19日～ 平成29年7月18日

	第5回 ストック・オプション	第6回 ストック・オプション	第7回 ストック・オプション
会社名	提出会社	提出会社	提出会社
決議年月日	平成20年2月20日	平成20年7月16日	平成20年8月20日
付与対象者の区分 及び人数(名)	当社取締役 ー 当社従業員 18	当社取締役 3 当社従業員 ー	当社取締役 1 当社従業員 ー
株式の種類及び付与数 (株)	普通株式 3,450	普通株式 6,550	普通株式 135,000
付与日	平成20年2月21日	平成20年7月17日	平成20年8月21日
権利確定条件	<p>権利確定条件は付されておりません。なお、権利行使条件として、以下を定めております。</p> <p>(1) 新株予約権の割当を受けた者(以下「新株予約権者」という。)は、新株予約権行使時、当社の従業員であることを要する。</p> <p>(2) 新株予約権者が、法令・定款もしくは当社との契約に違反する重要な行為を行った場合は、当該事由の発生日より新株予約権の行使はできないものとする。</p> <p>(3) 新株予約権者は、当社が公開市場に上場した日から1年後以降に新株予約権を行使することができるものとする。</p>	<p>権利確定条件は付されておりません。なお、権利行使条件として、以下を定めております。</p> <p>(1) 新株予約権の割当を受けた者(以下「新株予約権者」という。)は、権利行使時において当社の取締役の地位を保有していること。</p> <p>(2) 新株予約権者が、法令・定款もしくは当社との契約に違反する重要な行為を行った場合は、当該事由の発生日より新株予約権の行使はできないものとする。</p>	<p>権利確定条件は付されておりません。なお、権利行使条件として、以下を定めております。</p> <p>(1) 新株予約権の割当を受けた者(以下「新株予約権者」という。)は、権利行使時において当社の取締役の地位を保有していること。</p> <p>(2) 新株予約権者が、法令・定款もしくは当社との契約に違反する重要な行為を行った場合は、当該事由の発生日より新株予約権の行使はできないものとする。</p>
対象勤務期間	対象勤務期間の定めはありません。	対象勤務期間の定めはありません。	対象勤務期間の定めはありません。
権利行使期間	平成22年2月21日～ 平成30年2月20日	平成22年7月18日～ 平成30年7月16日	平成22年8月22日～ 平成30年7月31日

	第8回 ストック・オプション	第9回 ストック・オプション	第10回 ストック・オプション
会社名	提出会社	提出会社	提出会社
決議年月日	平成22年4月21日	平成23年4月20日	平成23年7月20日
付与対象者の区分 及び人数(名)	当社取締役 ー 当社従業員 4	当社取締役 ー 当社従業員 14	当社取締役 1 当社従業員 ー
株式の種類及び付与数 (株)	普通株式 2,500	普通株式 6,750	普通株式 1,500
付与日	平成22年4月22日	平成23年4月21日	平成23年7月21日
権利確定条件	<p>権利確定条件は付されておりません。なお、権利行使条件として、以下を定めております。</p> <p>(1) 新株予約権の割当を受けた者(以下「新株予約権者」という。)は、新株予約権行使時、当社の従業員であることを要する。</p> <p>(2) 新株予約権者が、法令・定款もしくは当社との契約に違反する重要な行為を行った場合は、当該事由の発生日より新株予約権の行使はできないものとする。</p> <p>(3) 新株予約権者は、当社が公開市場に上場した日から1年後以降に新株予約権を行使することができるものとする。</p>	<p>権利確定条件は付されておりません。なお、権利行使条件として、以下を定めております。</p> <p>(1) 新株予約権の割当を受けた者(以下「新株予約権者」という。)は、新株予約権行使時、当社の従業員であることを要する。</p> <p>(2) 新株予約権者が、法令・定款もしくは当社との契約に違反する重要な行為を行った場合は、当該事由の発生日より新株予約権の行使はできないものとする。</p> <p>(3) 新株予約権者は、当社が公開市場に上場した日から1年後以降に新株予約権を行使することができるものとする。</p>	<p>権利確定条件は付されておりません。なお、権利行使条件として、以下を定めております。</p> <p>(1) 新株予約権の割当を受けた者(以下「新株予約権者」という。)は、権利行使時において当社の取締役の地位を保有していること。</p> <p>(2) 新株予約権者が、法令・定款もしくは当社との契約に違反する重要な行為を行った場合は、当該事由の発生日より新株予約権の行使はできないものとする。</p>
対象勤務期間	対象勤務期間の定めはありません。	対象勤務期間の定めはありません。	対象勤務期間の定めはありません。
権利行使期間	平成24年4月23日～ 平成30年7月21日	平成25年4月22日～ 平成32年8月24日	平成25年7月22日～ 平成32年8月24日

	第11回 ストック・オプション	第12回 ストック・オプション	第13回 ストック・オプション
会社名	提出会社	提出会社	提出会社
決議年月日	平成24年8月9日	平成24年8月9日	平成25年8月14日
付与対象者の区分 及び人数(名)	当社取締役 1 当社従業員 ー	当社取締役 ー 当社従業員 11	当社取締役 ー 当社従業員 10
株式の種類及び付与数 (株)	普通株式 1,000	普通株式 3,000	普通株式 3,550
付与日	平成24年8月10日	平成24年8月10日	平成25年8月15日
権利確定条件	<p>権利確定条件は付されておりません。なお、権利行使条件として、以下を定めております。</p> <p>(1) 新株予約権の割当を受けた者(以下「新株予約権者」という。)は、権利行使時において当社の取締役の地位を保有していること。</p> <p>(2) 新株予約権者が、法令・定款もしくは当社との契約に違反する重要な行為を行った場合は、当該事由の発生日より新株予約権の行使はできないものとする。</p> <p>(3) 新株予約権者は、当社が公開市場に上場した日から1年後以降に新株予約権を行使することができるものとする。</p>	<p>権利確定条件は付されておりません。なお、権利行使条件として、以下を定めております。</p> <p>(1) 新株予約権の割当を受けた者(以下「新株予約権者」という。)は、新株予約権行使時にも、当社の従業員であることを要する。</p> <p>(2) 新株予約権者が、法令・定款もしくは当社との契約に違反する重要な行為を行った場合は、当該事由の発生日より新株予約権の行使はできないものとする。</p> <p>(3) 新株予約権者は、当社が公開市場に上場した日から1年後以降に新株予約権を行使することができるものとする。</p>	<p>権利確定条件は付されておりません。なお、権利行使条件として、以下を定めております。</p> <p>(1) 新株予約権の割当を受けた者(以下「新株予約権者」という。)は、新株予約権行使時にも、当社の従業員であることを要する。ただし、定年退職その他取締役会が正当な理由があると認めた場合は、この限りではない。</p> <p>(2) 新株予約権者が、法令・定款もしくは当社との契約に違反する重要な行為を行った場合は、当該事由の発生日より新株予約権の行使はできないものとする。</p> <p>(3) 新株予約権者は、当社が公開市場に上場した日から1年後以降に新株予約権を行使することができるものとする。</p>
対象勤務期間	対象勤務期間の定めはありません。	対象勤務期間の定めはありません。	対象勤務期間の定めはありません。
権利行使期間	平成26年8月11日～ 平成33年8月23日	平成26年8月11日～ 平成33年8月23日	平成27年8月17日～ 平成34年8月14日

	第14回 ストック・オプション	第15回 ストック・オプション	第16回 ストック・オプション
会社名	提出会社	提出会社	提出会社
決議年月日	平成27年9月15日	平成28年9月14日	平成28年9月14日
付与対象者の区分 及び人数(名)	当社取締役 ー 当社従業員 22	当社取締役 3 当社従業員 ー	当社取締役 ー 当社従業員 13
株式の種類及び付与数 (株)	普通株式 4,400	普通株式 7,500	普通株式 5,000
付与日	平成27年9月16日	平成28年9月14日	平成28年9月14日
権利確定条件	<p>権利確定条件は付されておりません。なお、権利行使条件として、以下を定めております。</p> <p>(1) 新株予約権の割当を受けた者(以下「新株予約権者」という。)は、新株予約権行使時、当社の従業員であることを要する。ただし、定年退職その他取締役会が正当な理由があると認めた場合は、この限りではない。</p> <p>(2) 新株予約権者が、法令・定款もしくは当社との契約に違反する重要な行為を行った場合は、当該事由の発生日より新株予約権の行使はできないものとする。</p> <p>(3) 新株予約権者は、当社が公開市場に上場した日から1年後以降に新株予約権を行使することができるものとする。</p>	<p>権利確定条件は付されておりません。なお、権利行使条件として、以下を定めております。</p> <p>(1) 新株予約権の割当を受けた者(以下「新株予約権者」という。)は、権利行使時において当社の取締役または従業員の地位を保有している場合に限る。</p> <p>(2) 新株予約権者が、法令・定款もしくは当社との契約に違反する重要な行為を行った場合は、当該事由の発生日より新株予約権の行使はできないものとする。</p> <p>(3) 新株予約権者は、当社が公開市場に上場した日から1年後以降に新株予約権を行使することができるものとする。</p>	<p>権利確定条件は付されておりません。なお、権利行使条件として、以下を定めております。</p> <p>(1) 新株予約権の割当を受けた者(以下「新株予約権者」という。)は、権利行使時において当社の取締役または従業員の地位を保有している場合に限る。</p> <p>(2) 新株予約権者が、法令・定款もしくは当社との契約に違反する重要な行為を行った場合は、当該事由の発生日より新株予約権の行使はできないものとする。</p> <p>(3) 新株予約権者は、当社が公開市場に上場した日から1年後以降に新株予約権を行使することができるものとする。</p>
対象勤務期間	対象勤務期間の定めはありません。	対象勤務期間の定めはありません。	対象勤務期間の定めはありません。
権利行使期間	平成29年9月17日～ 平成37年1月27日	平成30年9月15日～ 平成36年1月26日	平成30年9月15日～ 平成36年1月26日

(2) ストック・オプションの規模及びその変動状況

① ストック・オプションの数

	第2回 ストック・オプション	第3回 ストック・オプション	第4回 ストック・オプション
会社名	提出会社	提出会社	提出会社
決議年月日	平成18年7月20日	平成18年7月20日	平成19年7月18日
権利確定前(株)			
前連結会計年度末	7,800	400	4,750
付与	—	—	—
失効	400	100	100
権利確定	—	—	—
未確定残	7,400	300	4,650
権利確定後(株)			
前連結会計年度末	—	—	—
権利確定	—	—	—
権利行使	—	—	—
失効	—	—	—
未行使残	—	—	—

	第5回 ストック・オプション	第6回 ストック・オプション	第7回 ストック・オプション
会社名	提出会社	提出会社	提出会社
決議年月日	平成20年2月20日	平成20年7月16日	平成20年8月20日
権利確定前(株)			
前連結会計年度末	2,000	—	—
付与	—	—	—
失効	550	—	—
権利確定	—	—	—
未確定残	1,450	—	—
権利確定後(株)			
前連結会計年度末	—	1,000	107,500
権利確定	—	—	—
権利行使	—	—	107,500
失効	—	—	—
未行使残	—	1,000	—

	第8回 ストック・オプション	第9回 ストック・オプション	第10回 ストック・オプション
会社名	提出会社	提出会社	提出会社
決議年月日	平成22年4月21日	平成23年4月20日	平成23年7月20日
権利確定前(株)			
前連結会計年度末	1,500	3,750	—
付与	—	—	—
失効	—	2,250	—
権利確定	—	—	—
未確定残	1,500	1,500	—
権利確定後(株)			
前連結会計年度末	—	—	1,500
権利確定	—	—	—
権利行使	—	—	—
失効	—	—	—
未行使残	—	—	1,500

	第11回 ストック・オプション	第12回 ストック・オプション	第13回 ストック・オプション
会社名	提出会社	提出会社	提出会社
決議年月日	平成24年8月9日	平成24年8月9日	平成25年8月14日
権利確定前(株)			
前連結会計年度末	1,000	2,250	3,150
付与	—	—	—
失効	—	500	1,750
権利確定	—	—	—
未確定残	1,000	1,750	1,400
権利確定後(株)			
前連結会計年度末	—	—	—
権利確定	—	—	—
権利行使	—	—	—
失効	—	—	—
未行使残	—	—	—

	第14回 ストック・オプション	第15回 ストック・オプション	第16回 ストック・オプション
会社名	提出会社	提出会社	提出会社
決議年月日	平成27年 9 月15日	平成28年 9 月14日	平成28年 9 月14日
権利確定前 (株)			
前連結会計年度末	4,400	—	—
付与	—	7,500	5,000
失効	700	—	—
権利確定	—	—	—
未確定残	3,700	7,500	5,000
権利確定後 (株)			
前連結会計年度末	—	—	—
権利確定	—	—	—
権利行使	—	—	—
失効	—	—	—
未行使残	—	—	—

② 単価情報

	第2回 ストック・オプション	第3回 ストック・オプション	第4回 ストック・オプション
会社名	提出会社	提出会社	提出会社
決議年月日	平成18年7月20日	平成18年7月20日	平成19年7月18日
権利行使価格(円)	500	500	600
行使時平均株価(円)	—	—	—
付与日における公正な評価単価(円)	—	—	—

	第5回 ストック・オプション	第6回 ストック・オプション	第7回 ストック・オプション
会社名	提出会社	提出会社	提出会社
決議年月日	平成20年2月20日	平成20年7月16日	平成20年8月20日
権利行使価格(円)	600	600	660
行使時平均株価(円)	—	—	—
付与日における公正な評価単価(円)	—	—	—

	第8回 ストック・オプション	第9回 ストック・オプション	第10回 ストック・オプション
会社名	提出会社	提出会社	提出会社
決議年月日	平成22年4月21日	平成23年4月20日	平成23年7月20日
権利行使価格(円)	700	700	700
行使時平均株価(円)	—	—	—
付与日における公正な評価単価(円)	—	—	—

	第11回 ストック・オプション	第12回 ストック・オプション	第13回 ストック・オプション
会社名	提出会社	提出会社	提出会社
決議年月日	平成24年8月9日	平成24年8月9日	平成25年8月14日
権利行使価格(円)	760	760	760
行使時平均株価(円)	—	—	—
付与日における公正な評価単価(円)	—	—	—

	第14回 ストック・オプション	第15回 ストック・オプション	第16回 ストック・オプション
会社名	提出会社	提出会社	提出会社
決議年月日	平成27年9月15日	平成28年9月14日	平成28年9月14日
権利行使価格(円)	1,000	1,020	1,020
行使時平均株価(円)	—	—	—
付与日における公正な評価単価(円)	—	—	—

3. 当連結会計年度に付与されたストック・オプションの公正な評価単価の見積方法

当社株式は未公開株式であるため、ストック・オプションの公正な評価単価の見積方法を単位当たりの本源的価値の見積りによっております。また、単位当たりの本源的価値の見積方法は、DCF法(ディスカунテッド・キャッシュフロー法)及び類似会社比準方式の折衷法によっております。

4. スtock・オプションの権利確定数の見積り方法

基本的には、将来の失効数の合理的な見積りは困難であるため、実績の失効数のみ反映させる方法を採用しております。

5. スtock・オプションの単位当たりの本源的価値により算定を行う場合の当連結会計年度末における本源的価値の合計額及び当連結会計年度において権利行使されたStock・オプションの権利行使日における本源的価値の合計額

- ① 当連結会計年度末における本源的価値の合計額 一千円
- ② 当連結会計年度において権利行使されたStock・オプションの権利行使日における本源的価値の合計額
該当事項はありません。

(税効果会計関係)

当連結会計年度(自 平成27年11月1日 至 平成28年10月31日)

1. 繰延税金資産の発生の主な原因別の内訳

繰延税金資産	
賞与引当金	9,760千円
未払金	1,439 〃
貸倒引当金	3,238 〃
減価償却費超過額	9,747 〃
その他	1,869 〃
繰延税金資産小計	26,056千円
評価性引当額	△4,826 〃
繰延税金資産合計	21,230千円

2. 法定実効税率と税効果会計適用後の法人税等の負担率との間に重要な差異があるときの、当該差異の原因となった主要な項目別の内訳

法定実効税率	33.1%
(調整)	
交際費等永久に損金に算入されない項目	2.8%
未実現利益の消去等連結修正項目	6.1%
連結子会社繰越欠損金等税効果未認識額	△3.8%
住民税均等割	1.9%
法人税額の特別控除	△1.8%
税率変更による繰延税金資産増減	3.6%
評価性引当額の増減	△27.9%
その他	0.3%
税効果会計適用後の法人税等の負担率	13.6%

3. 法人税等の税率の変更による繰延税金資産の金額の修正

「所得税法等の一部を改正する法律」(平成28年法律第15号)及び「地方税法等の一部を改正する等の法律」(平成28年法律第13号)が平成28年3月29日に国会で成立したことに伴い、当連結会計年度の繰延税金資産の計算(ただし、平成28年4月1日以降解消されるものに限る)に使用した法定実効税率は、前連結会計年度の33.1%から、平成28年11月1日に開始する連結会計年度及び平成29年11月1日に開始する連結会計年度に解消が見込まれる一時差異については30.9%に、また、平成30年11月1日に開始する連結会計年度以降に解消が見込まれる一時差異については、30.6%にそれぞれ変更されております。

なお、この税率変更による影響は軽微であります。

(セグメント情報等)

【セグメント情報】

当連結会計年度(自 平成27年11月1日 至 平成28年10月31日)

当社グループは、マーケティングプラットフォーム事業のみの単一セグメントのため、セグメント情報の記載を省略しております。

【関連情報】

当連結会計年度(自 平成27年11月1日 至 平成28年10月31日)

1 製品及びサービスごとの情報

売上高は全てマーケティングプラットフォーム事業の売上高のため、記載を省略しております。

2 地域ごとの情報

(1) 売上高

本邦以外の外部顧客への売上高がないため、該当事項はありません。

(2) 有形固定資産

本邦に所在している有形固定資産の金額が連結貸借対照表の有形固定資産の金額の90%を超えるため、記載を省略しております。

3 主要な顧客ごとの情報

(単位：千円)

顧客の名称又は氏名	売上高	関連するセグメント名
富国生命保険相互会社	171,059	マーケティングプラットフォーム事業

【報告セグメントごとの固定資産の減損損失に関する情報】

当連結会計年度(自 平成27年11月1日 至 平成28年10月31日)

該当事項はありません。

【報告セグメントごとののれんの償却額及び未償却残高に関する情報】

当連結会計年度(自 平成27年11月1日 至 平成28年10月31日)

該当事項はありません。

【報告セグメントごとの負ののれん発生益に関する情報】

当連結会計年度(自 平成27年11月1日 至 平成28年10月31日)

該当事項はありません。

【関連当事者情報】

当連結会計年度(自 平成27年11月1日 至 平成28年10月31日)

1. 関連当事者との取引

(1) 連結財務諸表提出会社と関連当事者との取引

連結財務諸表提出会社の役員及び主要株主(個人の場合に限る)等

種類	会社等の名称 又は氏名	所在地	資本金又は 出資金 (千円)	事業の内容 又は職業	議決権等 の所有 (被所有)割 合(%)	関連当事者 との関係	取引の内容	取引金額 (千円)	科目	期末残高 (千円)
役員及び 主要株主	中村 健一郎	—	—	当社代表取締役社長	(被所有)直接 27.8	債務被保証	銀行借入に対する債務被保証(注)	263,386	—	—

(注) 取引条件及び取引条件の決定方針等

当社の銀行借入に対して債務保証を受けております。なお、保証料支払は行っておりません。

(2) 連結財務諸表提出会社の連結子会社と関連当事者との取引

該当事項はありません。

2. 親会社又は重要な関連会社に関する注記

該当事項はありません。

(1株当たり情報)

	当連結会計年度 (自 平成27年11月1日 至 平成28年10月31日)
1株当たり純資産額	367.82円
1株当たり当期純利益金額	35.84円

- (注) 1. 潜在株式調整後1株当たり当期純利益金額については、潜在株式が存在するものの、当社株式は非上場であり、期中平均株価が把握できないため、記載しておりません。
2. 当社は、平成28年10月1日付けで普通株式1株につき普通株式50株の割合で株式分割を行っております。
当連結会計年度の期首に当該株式分割が行われたと仮定して1株当たり純資産額及び1株当たり当期純利益金額を算定しております。
3. 1株当たり当期純利益金額の算定上の基礎は、以下のとおりであります。

項目	当連結会計年度 (自 平成27年11月1日 至 平成28年10月31日)
1株当たり当期純利益金額	
親会社株主に帰属する当期純利益(千円)	36,832
普通株主に帰属しない金額(千円)	—
普通株式に係る親会社株主に帰属する 当期純利益(千円)	36,832
普通株式の期中平均株式数(株)	1,027,682
希薄化効果を有しないため、潜在株式調整後1株当たり 当期純利益金額の算定に含まれなかった潜在株式の 概要	新株予約権(新株予約権 の数 793個)。これらの 詳細は、第4提出会社の 状況(2)新株予約権等の 状況に記載のとおりであ ります。

(重要な後発事象)

当連結会計年度(自 平成27年11月1日 至 平成28年10月31日)

該当事項はありません。

2 【財務諸表等】

(1) 【財務諸表】

① 【貸借対照表】

(単位：千円)

	前事業年度 (平成26年10月31日)	当事業年度 (平成27年10月31日)
資産の部		
流動資産		
現金及び預金	110,802	125,719
受取手形	16,276	7,621
売掛金	253,834	190,592
仕掛品	22,362	41,657
前渡金	169	—
前払費用	29,764	38,861
繰延税金資産	6,080	15,758
その他	11,848	37,531
貸倒引当金	△11,011	△10,391
流動資産合計	440,128	447,351
固定資産		
有形固定資産		
建物	15,286	15,286
減価償却累計額	△8,604	△14,063
建物（純額）	6,681	1,222
工具、器具及び備品	54,851	74,533
減価償却累計額	△38,488	△50,254
工具、器具及び備品（純額）	16,363	24,278
有形固定資産合計	23,044	25,500
無形固定資産		
ソフトウェア	151,066	212,031
ソフトウェア仮勘定	100,342	130,573
商標権	26	10
無形固定資産合計	251,435	342,615
投資その他の資産		
関係会社出資金	20,000	20,000
従業員に対する長期貸付金	184	163
保険積立金	39,096	49,054
長期前払費用	1,064	467
その他	30,741	11,881
投資その他の資産合計	91,087	81,566
固定資産合計	365,567	449,683
資産合計	805,695	897,035

(単位：千円)

	前事業年度 (平成26年10月31日)	当事業年度 (平成27年10月31日)
負債の部		
流動負債		
買掛金	55,511	58,895
短期借入金	23,400	※1 38,501
1年内返済予定の長期借入金	120,142	132,683
未払金	34,974	57,178
未払費用	11,634	15,148
未払法人税等	5,412	12,797
前受金	14,415	30,537
預り金	5,270	5,561
賞与引当金	13,595	30,000
その他	19,182	3,110
流動負債合計	303,538	384,413
固定負債		
社債	100,000	100,000
長期借入金	165,846	145,876
固定負債合計	265,846	245,876
負債合計	569,384	630,289
純資産の部		
株主資本		
資本金	179,235	179,235
資本剰余金		
資本準備金	99,947	99,947
資本剰余金合計	99,947	99,947
利益剰余金		
その他利益剰余金		
繰越利益剰余金	△42,870	△12,436
利益剰余金合計	△42,870	△12,436
株主資本合計	236,311	266,745
純資産合計	236,311	266,745
負債純資産合計	805,695	897,035

② 【損益計算書】

(単位：千円)

	前事業年度 (自 平成25年6月1日 至 平成26年10月31日)	当事業年度 (自 平成26年11月1日 至 平成27年10月31日)
売上高	1,814,690	1,411,473
売上原価	839,549	623,492
売上総利益	975,140	787,980
販売費及び一般管理費	※1 1,006,870	※1 748,580
営業利益又は営業損失(△)	△31,729	39,400
営業外収益		
受取利息	71	44
助成金収入	—	4,073
保険配当金	294	—
その他	149	82
営業外収益合計	514	4,199
営業外費用		
支払利息	5,551	3,702
社債利息	835	1,500
為替差損	1,296	1,854
固定資産除却損	1,094	—
その他	772	317
営業外費用合計	9,549	7,375
経常利益又は経常損失(△)	△40,764	36,225
税引前当期純利益又は税引前当期純損失(△)	△40,764	36,225
法人税、住民税及び事業税	4,336	15,469
法人税等調整額	4,024	△9,677
法人税等合計	8,360	5,791
当期純利益又は当期純損失(△)	△49,125	30,434

【売上原価明細書】

区分	注記 番号	前事業年度 (自 平成25年6月1日 至 平成26年10月31日)		当事業年度 (自 平成26年11月1日 至 平成27年10月31日)	
		金額(千円)	構成比 (%)	金額(千円)	構成比 (%)
I 労務費		298,726	27.6	243,534	29.8
II 経費	※1	784,877	72.4	573,689	70.2
当期総製造費用		1,083,604	100.0	817,224	100.0
仕掛品期首たな卸高		3,299		22,362	
合計		1,086,904		839,586	
仕掛品期末たな卸高		22,362		41,657	
他勘定振替高	※2	224,992		174,437	
当期売上原価		839,549		623,492	

(注) ※1 主な内訳は、次のとおりであります。

項目	前事業年度(千円)	当事業年度(千円)
外注費	569,236	405,219
減価償却費	102,998	68,855

※2 他勘定振替高の内容は、次のとおりであります。

項目	前事業年度(千円)	当事業年度(千円)
ソフトウェア仮勘定	145,781	130,861
その他	79,211	43,576
計	224,992	174,437

(原価計算の方法)

当社の原価計算は、個別原価計算による実際原価計算であります。

③ 【株主資本等変動計算書】

前事業年度(自 平成25年6月1日 至 平成26年10月31日)

(単位：千円)

	株主資本						純資産合計
	資本金	資本剰余金		利益剰余金		株主資本合計	
		資本準備金	資本剰余金合計	その他 利益剰余金 繰越利益剰余金	利益剰余金合計		
当期首残高	175,935	96,647	96,647	6,254	6,254	278,836	278,836
当期変動額							
新株の発行	3,300	3,300	3,300			6,600	6,600
当期純損失(△)				△49,125	△49,125	△49,125	△49,125
当期変動額合計	3,300	3,300	3,300	△49,125	△49,125	△42,525	△42,525
当期末残高	179,235	99,947	99,947	△42,870	△42,870	236,311	236,311

当事業年度(自 平成26年11月1日 至 平成27年10月31日)

(単位：千円)

	株主資本						純資産合計
	資本金	資本剰余金		利益剰余金		株主資本合計	
		資本準備金	資本剰余金合計	その他 利益剰余金 繰越利益剰余金	利益剰余金合計		
当期首残高	179,235	99,947	99,947	△42,870	△42,870	236,311	236,311
当期変動額							
当期純利益				30,434	30,434	30,434	30,434
当期変動額合計	—	—	—	30,434	30,434	30,434	30,434
当期末残高	179,235	99,947	99,947	△12,436	△12,436	266,745	266,745

【注記事項】

(重要な会計方針)

前事業年度(自 平成25年6月1日 至 平成26年10月31日)

1. 有価証券の評価基準及び評価方法

関係会社出資金

移動平均法による原価法

2. たな卸資産の評価基準及び評価方法

仕掛品

個別法による原価法(貸借対照表価額は収益性の低下に基づく簿価切り下げの方法により算定)

3. 固定資産の減価償却の方法

(1) 有形固定資産

定率法を採用しております。ただし、平成10年4月以降に取得した建物(建物附属設備を除く)については定額法を採用しております。

なお、主な耐用年数は次のとおりであります。

建物及び構築物 7年

工具、器具及び備品 4～10年

(2) 無形固定資産

定額法を採用しております。

なお、主な耐用年数は次のとおりであります。

ソフトウェア(自社利用分) 3～5年(社内における利用可能期間)

商標権 10年

4. 引当金の計上基準

(1) 貸倒引当金

債権の貸倒損失に備えるため、一般債権については貸倒実績率により、貸倒懸念債権等特定の債権については個別に回収可能性を検討し、回収不能見込額を計上しております。

(2) 賞与引当金

従業員に対して支給する賞与の支出に充てるため、支給見込額の当期負担額を計上しております。

5. 重要な収益及び費用の計上基準

請負契約に係る売上高及び売上原価の計上基準

当期末までの進捗部分について成果の確実性が認められる請負契約については、工事進行基準を適用し、その他の請負契約については、工事完成基準を適用しております。なお、工事進行基準を適用する請負契約の当期末における進捗度の見積は、原価比例法によっております。

6. 外貨建の資産及び負債の本邦通貨への換算基準

外貨建の金銭債権債務は、期末日の直物為替相場により円貨に換算し、為替差額は損益として処理しております。

7. その他の財務諸表作成のための基本となる重要な事項

(1) 消費税等の会計処理

消費税及び地方消費税の会計処理は、税抜方式によっております。

(2) 決算日の変更に関する事項

当社は、平成26年5月30日開催の臨時株主総会において、定款の一部変更を決議し、決算日を5月31日から10月31日に変更いたしました。これに伴い、当事業年度は、平成25年6月1日から平成26年10月31日までの17ヶ月間となります。

当事業年度(自 平成26年11月 1 日 至 平成27年10月31日)

1. 有価証券の評価基準及び評価方法

関係会社出資金

移動平均法による原価法

2. たな卸資産の評価基準及び評価方法

仕掛品

個別法による原価法（貸借対照表価額は収益性の低下に基づく簿価切り下げの方法により算定）

3. 固定資産の減価償却の方法

(1) 有形固定資産

定率法を採用しております。ただし、平成10年4月以降に取得した建物（建物附属設備を除く）については定額法を採用しております。

なお、主な耐用年数は次のとおりであります。

建物及び構築物 7年

工具、器具及び備品 4～10年

(2) 無形固定資産

定額法を採用しております。

なお、主な耐用年数は次のとおりであります。

ソフトウェア（自社利用分） 3～5年（社内における利用可能期間）

商標権 10年

4. 引当金の計上基準

(1) 貸倒引当金

債権の貸倒損失に備えるため、一般債権については貸倒実績率により、貸倒懸念債権等特定の債権については個別に回収可能性を検討し、回収不能見込額を計上しております。

(2) 賞与引当金

従業員に対して支給する賞与の支出に充てるため、支給見込額の当期負担額を計上しております。

5. 重要な収益及び費用の計上基準

請負契約に係る売上高及び売上原価の計上基準

当期末までの進捗部分について成果の確実性が認められる請負契約については、工事進行基準を適用し、その他の請負契約については、工事完成基準を適用しております。なお、工事進行基準を適用する請負契約の当期末における進捗度の見積は、原価比例法によっております。

6. 外貨建の資産及び負債の本邦通貨への換算基準

外貨建の金銭債権債務は、期末日の直物為替相場により円貨に換算し、為替差額は損益として処理しております。

7. その他の財務諸表作成のための基本となる重要な事項

消費税等の会計処理

消費税及び地方消費税の会計処理は、税抜方式によっております。

(貸借対照表関係)

- ※1 当社においては、運転資金の効率的な調達を行うため取引銀行株式会社三菱東京UFJ銀行と当座貸越契約を締結しております。

事業年度末における当座貸越契約に係る借入未実行残高等は次のとおりであります。

	前事業年度 (平成26年10月31日)	当事業年度 (平成27年10月31日)
当座貸越極度額	—	50,000千円
借入実行残高	—	30,000 "
差引額	—	20,000千円

(損益計算書関係)

- ※1 販売費及び一般管理費のうち主要な費目及び金額並びにおおよその割合は、次のとおりであります。

	前事業年度 (自 平成25年6月1日 至 平成26年10月31日)	当事業年度 (自 平成26年11月1日 至 平成27年10月31日)
給与手当	447,068千円	326,248千円
減価償却費	10,448 "	9,795 "
賞与引当金繰入額	7,644 "	19,724 "
おおよその割合		
販売費	36.1%	39.5%
一般管理費	63.9 "	60.5 "

(有価証券関係)

前事業年度(自 平成25年6月1日 至 平成26年10月31日)

関連会社出資金は、市場価格がなく時価を把握することが極めて困難と認められるため、関連会社出資金の時価を記載しておりません。

なお、時価を把握することが極めて困難と認められる関連会社出資金の貸借対照表計上額は以下のとおりです。

(単位：千円)

区分	平成26年10月31日
関連会社出資金	20,000

当事業年度(自 平成26年11月1日 至 平成27年10月31日)

関連会社出資金は、市場価格がなく時価を把握することが極めて困難と認められるため、関連会社出資金の時価を記載しておりません。

なお、時価を把握することが極めて困難と認められる関連会社出資金の貸借対照表計上額は以下のとおりです。

(単位：千円)

区分	平成27年10月31日
関連会社出資金	20,000

(税効果会計関係)

前事業年度(平成26年10月31日)

1. 繰延税金資産の発生の主な原因別の内訳

繰延税金資産	
賞与引当金	4,845千円
貸倒引当金増額	3,892 "
繰越欠損金	11,991 "
減価償却費超過額	11,802 "
その他	3,219 "
繰延税金資産小計	35,751千円
評価性引当額	△29,670 "
繰延税金資産合計	6,080千円

2. 法定実効税率と税効果会計適用後の法人税等の負担率との間に重要な差異があるときの、当該差異の原因となった主要な項目別の内訳

法定実効税率	△38.0%
(調整)	
交際費等永久に損金に算入されない項目	5.8%
住民税均等割等	2.6%
評価性引当額	49.6%
その他	0.4%
税効果会計適用後の法人税等の負担率	20.5%

(注) 当事業年度において、税引前当期純損失を計上しているため、法定実効税率をマイナス表示し、調整を行っております。

3. 法人税等の税率の変更による繰延税金資産の金額の修正

「所得税法等の一部を改正する法律」(平成26年法律第10号)が平成26年3月31日に公布され、平成26年4月1日以後に開始する事業年度から復興特別法人税が課されないこととなりました。これに伴い、当事業年度の繰延税金資産の計算(ただし、平成26年4月1日以降解消されるものに限る。)に使用した法定実効税率は、前事業年度の38.0%から35.6%に変更されております。

なお、この税率変更による影響は軽微であります。

4. 決算日後の法人税等の税率の変更

「所得税法等の一部を改正する法律」(平成27年法律第9号)及び「地方税法等の一部を改正する法律」(平成27年法律第2号)が平成27年3月31日に公布されたことに伴い、平成27年4月1日以降に開始する事業年度から法人税率等の引下げが行われることになりました。これに伴い、繰延税金資産の計算に使用する法定実効税率は従来の35.6%から33.1%にそれぞれ変更されております。

なお、この税率変更による影響は軽微であります。

当事業年度(平成27年10月31日)

1. 繰延税金資産の発生の主な原因別の内訳

繰延税金資産	
賞与引当金	9,918千円
未払金	1,461 "
敷金除却	4,132 "
貸倒引当金	3,435 "
減価償却費超過額	13,216 "
その他	662 "
繰延税金資産小計	<u>32,825千円</u>
評価性引当額	<u>△17,067 "</u>
繰延税金資産合計	<u>15,758千円</u>

2. 法定実効税率と税効果会計適用後の法人税等の負担率との間に重要な差異があるときの、当該差異の原因となった主要な項目別の内訳

法定実効税率	35.6%
(調整)	
交際費等永久に損金に算入されない項目	3.6%
住民税均等割等	2.3%
評価性引当額	△22.2%
税率変更による影響	△3.4%
その他	0.1%
税効果会計適用後の法人税等の負担率	<u>16.0%</u>

3. 法人税等の税率の変更による繰延税金資産の金額の修正

「所得税法等の一部を改正する法律」(平成27年法律第9号)及び「地方税法等の一部を改正する法律」(平成27年法律第2号)が平成27年3月31日に公布されたことに伴い、当事業年度の繰延税金資産の計算(ただし、平成27年4月1日以降解消されるものに限る。)に使用した法定実効税率は、前事業年度の35.6%から33.1%にそれぞれ変更されております。

なお、この税率変更による影響は軽微であります。

4. 決算日後の法人税等の税率の変更

「所得税法等の一部を改正する法律」(平成28年法律第15号)及び「地方税法等の一部を改正する等の法律」(平成28年法律第13号)が平成28年3月31日に公布されたことに伴い、平成28年4月1日以降に開始する事業年度から法人税率等の引下げが行われることになりました。これに伴い、繰延税金資産の計算に使用する法定実効税率は従来の33.1%から平成28年11月1日に開始する事業年度及び平成29年11月1日に開始する事業年度に解消が見込まれる一時差異については30.9%に、また、平成30年11月1日に開始する事業年度以降に解消が見込まれる一時差異については、30.6%に変更されます。

なお、この税率変更による影響は軽微であります。

(重要な後発事象)

前事業年度(自 平成25年6月1日 至 平成26年10月31日)

該当事項はありません。

当事業年度(自 平成26年11月1日 至 平成27年10月31日)

(転換社債型新株予約権付社債に付されている新株予約権の権利行使)

当事業年度終了後、平成28年9月7日までに、第1回無担保転換社債型新株予約権付社債に付されている新株予約権の全てについて権利行使がありました。

1. 増加した株式の種類及び株数	普通株式	2,000株
2. 行使新株予約権個数		20個
3. 行使価額総額		100,000千円
4. 資本金の増加額		50,000千円
5. 資本剰余金の増加額		50,000千円

(第7回新株予約権の行使)

当事業年度終了後、平成28年9月16日までに、第7回新株予約権について権利行使がありました。当該権利行使の概要は次のとおりであります。なお、当該行使により平成28年9月16日をもって本新株予約権の全ての権利行使が完了しております。

1. 増加した株式の種類及び株数	普通株式	2,150株
2. 行使新株予約権個数		2,150個
3. 行使価額総額		70,950千円
4. 資本金の増加額		35,475千円
5. 資本剰余金の増加額		35,475千円

(ストックオプションとしての新株予約権の発行)

当社は、平成28年9月14日開催の取締役会において、会社法に基づき、当社の取締役および従業員に対し、ストックオプションとして新株予約権を発行することを決議しております。

その内容は、「第4 提出会社の状況 1 株式等の状況 (2)新株予約権等の状況」を参照してください。

(株式分割及び単元株制度の採用)

当社は、平成28年9月14日開催の取締役会決議に基づき、平成28年10月1日付をもって株式分割を行っております。また、上記株式分割に伴い、定款の一部を変更し単元株制度を採用しております。

1. 株式分割、単元株制度の採用の目的

当社株式の流動性の向上と投資家層の拡大を図ることを目的として株式分割を実施するとともに、単元株式数(売買単位)を100株に統一することを目標とする全国証券取引所の「売買単位の集約に向けた行動計画」を考慮し、1単元を100株とする単元株制度を採用致します。

2. 株式分割の概要

(1) 分割方法

平成28年9月30日最終の株主名簿に記載又は記録された株主の所有株式数を、普通株式1株につき50株の割合をもって分割しております。

(2) 分割により増加する株式数

株式分割前の発行済株式総数	24,127株
今回の分割により増加する株式数	1,182,223株
株式分割後の発行済株式総数	1,206,350株
株式分割後の発行可能株式総数	4,800,000株

- (3) 株式分割の効力発生日
平成28年10月1日

- (4) 1株当たり情報に与える影響

当該株式分割が前事業年度の期首に行われたと仮定した場合の1株当たり情報は以下のとおりとなります。

	前事業年度 (自 平成25年6月1日 至 平成26年10月31日)	当事業年度 (自 平成26年11月1日 至 平成27年10月31日)
1株当たり純資産額	236.58円	267.05円
1株当たり当期純利益金額又は 当期純損失金額(△)	△49.37円	30.47円

- (5) 新株予約権行使価額の調整

	調整前行使価額	調整後行使価額
第2回新株予約権	25,000円	500円
第3回新株予約権	25,000円	500円
第4回新株予約権	30,000円	600円
第5回新株予約権	30,000円	600円
第6回新株予約権	30,000円	600円
第8回新株予約権	35,000円	700円
第9回新株予約権	35,000円	700円
第10回新株予約権	35,000円	700円
第11回新株予約権	38,000円	760円
第12回新株予約権	38,000円	760円
第13回新株予約権	38,000円	760円
第14回新株予約権	50,000円	1,000円
第15回新株予約権	51,000円	1,020円
第16回新株予約権	51,000円	1,020円

3. 単元株制度の採用

- (1) 単元株式数を100株といたしました。
(2) 効力発生日
平成28年10月1日

④ 【附属明細表】（平成27年10月31日現在）

【有価証券明細表】

該当事項はありません。

【有形固定資産等明細表】

資産の種類	当期首残高 (千円)	当期増加額 (千円)	当期減少額 (千円)	当期末残高 (千円)	当期末減価 償却累計額 又は償却累 計額(千円)	当期償却額 (千円)	差引当期末 残高 (千円)
有形固定資産							
建物	15,286	—	—	15,286	14,063	5,458	1,222
工具、器具及び備品	54,851	20,256	574	74,533	50,254	12,341	24,278
有形固定資産計	70,137	20,256	574	89,819	64,318	17,799	25,500
無形固定資産							
ソフトウェア	403,684	132,477	—	536,161	324,130	71,512	212,031
ソフトウェア仮勘定	100,342	161,664	131,433	130,573	—	—	130,573
商標権	162	—	—	162	151	16	10
無形固定資産計	504,188	294,141	131,433	666,897	324,281	71,528	342,615
長期前払費用	1,064	—	597	467	—	—	467

(注) 1. 当期増加額のうち主なものは次のとおりであります。

工具、器具及び備品	PC、サーバー	18,188千円
ソフトウェア	『シャノンマーケティングプラットフォーム』 のバージョンアップ	131,433千円
ソフトウェア仮勘定	開発中のソフトウェア (既存機能のバージョンアップを含む)	161,664千円

2. 当期減少額のうち主なものは次のとおりであります。

ソフトウェア仮勘定	ソフトウェア勘定への振替	131,433千円
-----------	--------------	-----------

【引当金明細表】

区分	当期首残高 (千円)	当期増加額 (千円)	当期減少額 (目的使用) (千円)	当期減少額 (その他) (千円)	当期末残高 (千円)
貸倒引当金	11,011	10,391	—	11,011	10,391
賞与引当金	13,595	30,000	13,595	—	30,000

(注) 貸倒引当金の「当期減少額(その他)」欄の金額は一般債権の貸倒実績率による洗替額であります。

(2) 【主な資産及び負債の内容】（平成27年10月31日現在）

連結財務諸表を作成しているため、記載を省略しております。

(3) 【その他】

該当事項はありません。

第6 【提出会社の株式事務の概要】

事業年度	毎年11月1日から翌年10月31日まで
定時株主総会	1月中
基準日	毎年10月31日
株券の種類	—
剰余金の配当の基準日	毎年4月30日、毎年10月31日
1単元の株式数	100株
株式の名義書換え(注)1.	
取扱場所	東京都千代田区丸の内一丁目4番5号 三菱UFJ信託銀行株式会社 証券代行部
株主名簿管理人	東京都千代田区丸の内一丁目4番5号 三菱UFJ信託銀行株式会社
取次所	三菱UFJ信託銀行株式会社 全国支店
名義書換手数料	無料
新券交付手数料	—
単元未満株式の買取り	
取扱場所	東京都千代田区丸の内一丁目4番5号 三菱UFJ信託銀行株式会社 証券代行部
株主名簿管理人	東京都千代田区丸の内一丁目4番5号 三菱UFJ信託銀行株式会社
取次所	三菱UFJ信託銀行株式会社 全国各支店 (注)1.
買取手数料	無料 (注)2.
公告掲載方法	電子公告により行う。ただし、電子公告によることができない事故その他やむを得ない事由が生じたときは、日本経済新聞に掲載して行う。 公告掲載URL http://www.shanon.co.jp/
株主に対する特典	該当事項はありません。

- (注) 1. 当社株式は、株式会社東京証券取引所への上場に伴い、社債、株式等の振替に関する法律第128条第1項に規定する振替株式となることから、該当事項はなくなる予定です。
2. 単元未満株式の買取手数料は、当社株式が東京証券取引所に上場された日から「株式の売買の委託に係る手数料相当額として別途定める金額」に変更されます。
3. 当社の株主は、その有する単元未満株式について、次に掲げる権利以外の権利を行使することができない旨、定款に定めております。
- ① 会社法第189条第2項各号に掲げる権利
 - ② 取得請求権付株式の取得を請求する権利
 - ③ 募集株式または募集新株予約権の割当てを受ける権利

第7 【提出会社の参考情報】

- 1 【提出会社の親会社等の情報】
当社には、親会社等はありません。
- 2 【その他の参考情報】
該当事項はありません。

第四部 【株式公開情報】

第1 【特別利害関係者等の株式等の移動状況】

移動年月日	移動前所有者の氏名又は名称	移動前所有者の住所	移動前所有者の提出会社との関係等	移動後所有者の氏名又は名称	移動後所有者の住所	移動後所有者の提出会社との関係等	移動株数(株)	価格(単価)(円)	移動理由
平成26年2月14日	J A I C ーブリッジ2号投資事業有限責任組合	東京都千代田区神田錦町3-11 精興竹橋共同ビル	特別利害関係者等(大株主上位10名)	ジェイ・エス・ピー・エフ3号投資事業有限責任組合	東京都千代田区麹町3-2 垣見麹町ビル別館6階	特別利害関係者等(大株主上位10名)	1,000	25,000,000(25,000)(注)4.	所有者の事情による
平成26年11月14日	I T Y パリエール投資事業有限責任組合	東京都中央区八丁堀4-7-1	特別利害関係者等(大株主上位10名)	M I C イノベーション3号投資事業有限責任組合	東京都港区赤坂1-11-28	特別利害関係者等(大株主上位10名)	900	47,250,000(52,500)(注)4.	投資組合の運用期限の到来
平成26年12月18日	前川幸士	東京都新宿区	当社の従業員	M I C イノベーション3号投資事業有限責任組合	東京都港区赤坂1-11-28	特別利害関係者等(大株主上位10名)	280	14,700,000(52,500)(注)4.	所有者の事情による
平成28年9月7日	—	—	—	ジェイ・エス・ピー・エフ3号投資事業有限責任組合	東京都千代田区麹町3-2 垣見麹町ビル別館6階	特別利害関係者等(大株主上位10名)	2,000	100,000,000(50,000)(注)6.	新株予約権の権利行使
平成28年9月8日	田淵道行	東京都渋谷区	特別利害関係者等(大株主上位10名)	田淵耕司	東京都品川区	—	367	3,138,584(8,552)(注)5.	所有者の事情による
平成28年9月8日	田淵道行	東京都渋谷区	特別利害関係者等(大株主上位10名)	田淵泰史	東京都渋谷区	—	367	3,138,584(8,552)(注)5.	所有者の事情による
平成28年9月8日	田淵道行	東京都渋谷区	特別利害関係者等(大株主上位10名)	田淵紀滋	東京都渋谷区	—	367	3,138,584(8,552)(注)5.	所有者の事情による
平成28年9月8日	田淵道行	東京都渋谷区	特別利害関係者等(大株主上位10名)	鈴木信吾	東京都港区	—	183	1,565,016(8,552)(注)5.	所有者の事情による
平成28年9月16日	—	—	—	中村健一郎	東京都新宿区	特別利害関係者等(当社の代表取締役社長、大株主上位10名)	2,150	70,950,000(33,000)(注)6.	新株予約権の権利行使

- (注) 1. 当社は、株式会社東京証券取引所マザーズへの上場を予定しておりますが、同取引所が定める有価証券上場規程施行規則(以下「同施行規則」という。)第253条の規定に基づき、特別利害関係者等(従業員持株会を除く。以下1において同じ)が、新規上場申請日の直前事業年度の末日から起算して2年前の日(平成25年11月1日)から上場日の前日までの期間において、当社の発行する株式又は新株予約権の譲受け又は譲渡(上場前の公募等を除き、新株予約権の行使を含む。以下「株式等の移動」という。)を行っている場合には、当該株式等の移動の状況を同施行規則第219条第1項第2号に規定する「新規上場申請のための有価証券報告書(Iの部)」に記載するものとしてとされており、
2. 当社は、同施行規則第254条の規定に基づき、上場日から5年間、上記株式等の移動状況に係る記載内容についての記録を保存することとし、幹事取引参加者は、当社が当該記録を把握し、かつ、保存するための事務組織を適切に整備している状況にあることを確認するものとしてとされており、また、当社は、当該記録につき、同取引所が必要に応じて行う提出請求に応じなければならないとしております。同取引所は、当社が当該提出請求に応じない場合は、当社の名称及び当該請求に応じない状況にある旨を公表できるとされており、また、同取引所は、当該提出請求により提出された記録を検討した結果、上記株式等の移動の状況に係る記載内容が明らかに正確でなかったと認められる場合には、当社及び幹事取引参加者の名称並びに当該記載内容が正確でなかったと認められる旨を公表できるとされており、
3. 特別利害関係者等の範囲は次のとおりであります。
- (1) 当社の特別利害関係者……………役員、その配偶者及び二親等内の血族(以下、「役員等」という。)、役員等により総株主等の議決権の過半数を所有されている会社並びに関係会社及びその役員
 - (2) 当社の大株主上位10名
 - (3) 当社の人的関係会社及び資本的関係会社並びにこれらの役員

- (4) 金融商品取引業者(金融商品取引法第28条第8項に規定する有価証券関連業務を行う者に限る。)及びその役員並びに金融商品取引業者の人的関係会社及び資本的関係会社
- 4. 移動価格算定方式は次のとおりです。
 - DCF法(ディスカунテッド・キャッシュフロー法)、純資産方式及び類似会社比準方式により算出した価格を総合的に勘案して、譲渡人と譲受人が協議の上、決定いたしました。
- 5. 移動価格は、配当還元方式により算出した価格であります。
- 6. 移動価格は、新株予約権の行使条件による価格であります。
- 7. 当社は、平成28年9月14日開催の取締役会決議により、平成28年10月1日付で1株を50株とする株式分割を行っておりますが、上記「移動株数」及び「価格(単価)」は、当該株式分割前の「移動株数」及び「価格(単価)」を記載しております。

第2 【第三者割当等の概況】

1 【第三者割当等による株式等の発行の内容】

項目	新株予約権①	新株予約権②	新株予約権③	新株予約権④	無担保転換社債型 新株予約権付社債①
発行年月日	平成25年8月15日	平成27年9月16日	平成28年9月14日	平成28年9月14日	平成26年4月10日
種類	第13回新株予約権 (ストック・オプション)	第14回新株予約権 (ストック・オプション)	第15回新株予約権 (ストック・オプション)	第16回新株予約権 (ストック・オプション)	第1回無担保転換社債 型新株予約権付社債
発行数	普通株式 71株 (注) 6. 7	普通株式 88株 (注) 6. 8	普通株式 150株 (注) 6.	普通株式 100株 (注) 6.	普通株式 2,000株 (注) 6.
発行価格	38,000円 (注) 3. 6	50,000円 (注) 3. 6	51,000円 (注) 3. 6	51,000円 (注) 3. 6	50,000円 (注) 3. 6
資本組入額	19,000円 (注) 6.	25,000円 (注) 6.	25,500円 (注) 6.	25,500円 (注) 6.	25,000円 (注) 6.
発行価額の総額	2,698,000円	4,400,000円	7,650,000円	5,100,000円	100,000,000円
資本組入額の総額	1,349,000円	2,200,000円	7,650,000円	2,550,000円	50,000,000円
発行方法	平成24年8月15日開催の定時株主総会において、会社法第236条、第238条、及び第239条の規定に基づく新株予約権の付与に関する決議を行っております。	平成27年1月28日開催の定時株主総会において、会社法第236条、第238条、及び第239条の規定に基づく新株予約権の付与に関する決議を行っております。	平成28年1月27日開催の定時株主総会において、会社法第236条、第238条、及び第239条の規定に基づく新株予約権の付与に関する決議を行っております。	平成28年1月27日開催の定時株主総会において、会社法第236条、第238条、及び第239条の規定に基づく新株予約権の付与に関する決議を行っております。	平成26年4月9日開催の臨時株主総会において、発行に関する決議を行っております。
保有期間等に関する確約	(注) 2.	(注) 2.	(注) 2.	(注) 2.	(注) 2.

(注) 1. 第三者割当等による募集株式の割当て等に関する規制に関し、株式会社東京証券取引所の定める規則は、以下のとおりであります。

- (1) 同取引所の定める同施行規則第259条の規定において、新規上場申請者が、新規上場申請日の直前事業年度の末日から起算して1年前より後において、役員又は従業員等に報酬として新株予約権の割当てを行っている場合には、新規上場申請者は、割当てを受けた役員又は従業員等との間で書面により報酬として割当てを受けた新株予約権の所有、譲渡時及び同取引所からの当該所有状況に係る照会時の同取引所への報告その他同取引所が必要と認める事項について確約を行うものとし、当該書面を同取引所が定めるところにより提出するものとされております。
 - (2) 当社が、前項の規定に基づく書面の提出等を行わないときは、同取引所は上場申請の不受理又は受理の取消しの措置をとるものとしております。
 - (3) 当社の場合、上場申請日直前事業年度の末日は、平成27年10月31日であります。
2. 同施行規則第259条第1項第1号の規定に基づき、当社は割当てを受けた役員又は従業員等との間で、報酬として割当てを受けた新株予約権を、原則として割当てを受けた日から上場日の前日または新株予約権の行使を行う日のいずれか早い日まで所有する等の確約を行っております。
 3. 発行価額は、DCF法(ディスカунテッド・キャッシュフロー法)及び類似会社比準方式により算出した価格を総合的に勘案して、決定しております。

4. 新株予約権の行使時の払込金額、行使期間、行使の条件及び譲渡に関する事項については以下のとおりであります。

	新株予約権①	新株予約権②	新株予約権③	新株予約権④
行使時の払込金額	1株につき 38,000円	1株につき 50,000円	1株につき 51,000円	1株につき 51,000円
行使期間	平成27年8月17日から平成34年8月14日まで	平成29年9月17日から平成37年1月27日まで	平成30年9月15日から平成36年1月26日まで	平成30年9月15日から平成36年1月26日まで
行使の条件及び譲渡に関する事項	第二部「企業情報」、第4「提出会社の状況」1「株式等の状況」(2)「新株予約権等の状況」に記載しております。	第二部「企業情報」、第4「提出会社の状況」1「株式等の状況」(2)「新株予約権等の状況」に記載しております。	第二部「企業情報」、第4「提出会社の状況」1「株式等の状況」(2)「新株予約権等の状況」に記載しております。	第二部「企業情報」、第4「提出会社の状況」1「株式等の状況」(2)「新株予約権等の状況」に記載しております。

5. 無担保転換社債型新株予約権付社債については、その利率、当該新株予約権の行使時の払込金額、行使期間、行使の条件及び譲渡に関する事項については以下のとおりであります。

	無担保転換社債型 新株予約権付社債
利率	各利払期間の初日における長期プライムレートの年利率を適用する。ただし、年利率が1.5%未満となる場合には、1.5%の年利率を適用する。
行使時の払込金額	100,000,000円
行使期間	平成26年4月10日から平成29年3月30日まで
行使の条件及び譲渡に関する事項	第二部「企業情報」、第4「提出会社の状況」1「株式等の状況」(2)「新株予約権等の状況」に記載しております。

6. 当社は、平成28年9月14日開催の取締役会決議により、平成28年10月1日付で1株を50株とする株式分割を行っておりますが、上記の「発行数」、「発行価格」及び「資本組入額」は当該株式分割前の「発行数」、「発行価格」及び「資本組入額」を記載しております。
7. 退職により、従業員6名分43株分（分割前）の権利が喪失しております。
8. 退職により、従業員5名分24株分（分割前）の権利が喪失しております。
9. 本社債にかかる新株予約権は、平成28年9月7日付で、全て行使されております。

2 【取得者の概況】

第13回新株予約権

平成24年8月15日開催の定時株主総会及び平成25年8月14日取締役会決議に基づく新株予約権の発行

取得者の氏名 又は名称	取得者の住所	取得者の 職業及び 事業の内容等	割当株数 (株)	価格(単価) (円)	取得者と 提出会社との関係
友清 学	東京都世田谷区	会社役員	10	380,000 (38,000)	特別利害関係者等 (当社取締役)
井上 史彰	神奈川県横浜市港北区	会社員	10	380,000 (38,000)	当社従業員
長崎 敏樹	神奈川県横浜市都筑区	会社員	5	190,000 (38,000)	当社従業員
中山 弥	神奈川県藤沢市	会社員	3	114,000 (38,000)	当社従業員

- (注) 1. 平成28年10月1日付で普通株式1株につき50株の割合で株式分割を行っておりますが、上記「割当株数」及び「価格(単価)」は、当該株式分割前の「割当株数」及び「価格(単価)」を記載しております。
2. 退職等により、新株予約権における権利を喪失した者に関する記載は省略しております。

第14回新株予約権

平成27年1月28日開催の定時株主総会及び平成27年9月15日取締役会決議に基づく新株予約権の発行

取得者の氏名 又は名称	取得者の住所	取得者の 職業及び 事業の内容等	割当株数 (株)	価格(単価) (円)	取得者と 提出会社との関係
杉原 秀道	埼玉県所沢市	会社員	7	350,000 (50,000)	当社従業員
葉坂 孝也	東京都品川区	会社員	7	350,000 (50,000)	当社従業員
河本 美樹	東京都葛飾区	会社員	5	250,000 (50,000)	当社従業員
王 岳宏	神奈川県横浜市磯子区	会社員	5	250,000 (50,000)	当社従業員
竹内 純子	東京都新宿区	会社員	5	250,000 (50,000)	当社従業員
鈴木 英臣	神奈川県川崎市宮前区	会社員	5	250,000 (50,000)	当社従業員
中山 弥	神奈川県藤沢市	会社員	4	200,000 (50,000)	当社従業員
猪股 直人	東京都品川区	会社員	3	150,000 (50,000)	当社従業員
土田 拓也	神奈川県川崎市高津区	会社員	3	150,000 (50,000)	当社従業員
仲谷 崇宏	東京都立川市	会社員	3	150,000 (50,000)	当社従業員
大嶺 貴文	東京都中野区	会社員	3	150,000 (50,000)	当社従業員
阿部 健人	東京都葛飾区	会社員	3	150,000 (50,000)	当社従業員
内田 幸絵	神奈川県川崎市川崎区	会社員	3	150,000 (50,000)	当社従業員
富澤 直道	埼玉県和光市	会社員	2	100,000 (50,000)	当社従業員
浅野 哲	京都府京都市下京区	会社員	2	100,000 (50,000)	当社従業員
加藤 辰彦	神奈川県横浜市南区	会社員	2	100,000 (50,000)	当社従業員
長崎 敏樹	神奈川県横浜市都筑区	会社員	2	100,000 (50,000)	当社従業員

- (注) 1. 平成28年10月1日付で普通株式1株につき50株の割合で株式分割を行っておりますが、上記「割当株数」及び「価格(単価)」は、当該株式分割前の「割当株数」及び「価格(単価)」を記載しております。
2. 退職等により、新株予約権における権利を喪失した者に関する記載は省略しております。

第15回新株予約権

平成28年1月27日開催の定時株主総会及び平成28年9月14日取締役会決議に基づく新株予約権の発行

取得者の氏名 又は名称	取得者の住所	取得者の 職業及び 事業の内容等	割当株数 (株)	価格(単価) (円)	取得者と 提出会社との関係
東野 誠	東京都練馬区	会社役員	50	2,550,000 (51,000)	特別利害関係者等 (当社取締役)
堀 譲治	埼玉県さいたま市南区	会社役員	50	2,550,000 (51,000)	特別利害関係者等 (当社取締役)
友清 学	東京都世田谷区	会社役員	50	2,550,000 (51,000)	特別利害関係者等 (当社取締役)

(注) 1. 平成28年10月1日付で普通株式1株につき50株の割合で株式分割を行っておりますが、上記「割当株数」及び「価格(単価)」は、当該株式分割前の「割当株数」及び「価格(単価)」を記載しております。

第16回新株予約権

平成28年1月27日開催の定時株主総会及び平成28年9月14日取締役会決議に基づく新株予約権の発行

取得者の氏名 又は名称	取得者の住所	取得者の 職業及び 事業の内容等	割当株数 (株)	価格(単価) (円)	取得者と 提出会社との関係
井上 史彰	神奈川県横浜市港北区	会社員	15	765,000 (51,000)	当社従業員
内田 幸絵	神奈川県川崎市川崎区	会社員	11	561,000 (51,000)	当社従業員
柳澤 俊光	埼玉県八潮市	会社員	8	408,000 (51,000)	当社従業員
千葉 弘之	東京都江戸川区	会社員	8	408,000 (51,000)	当社従業員
葉坂 孝也	東京都品川区	会社員	8	408,000 (51,000)	当社従業員
加藤 辰彦	神奈川県横浜市南区	会社員	8	408,000 (51,000)	当社従業員
浅野 哲	京都府京都市下京区	会社員	8	408,000 (51,000)	当社従業員
中山 弥	神奈川県藤沢市	会社員	8	408,000 (51,000)	当社従業員
鈴木 英臣	神奈川県川崎市宮前区	会社員	8	408,000 (51,000)	当社従業員
竹内 純子	東京都新宿区	会社員	8	408,000 (51,000)	当社従業員
長崎 敏樹	神奈川県横浜市都筑区	会社員	4	204,000 (51,000)	当社従業員
富澤 直道	埼玉県和光市	会社員	4	204,000 (51,000)	当社従業員
佐々木 優子	東京都練馬区	会社員	2	102,000 (51,000)	当社従業員

(注) 1. 平成28年10月1日付で普通株式1株につき50株の割合で株式分割を行っておりますが、上記「割当株数」及び「価格(単価)」は、当該株式分割前の「割当株数」及び「価格(単価)」を記載しております。

第1回無担保転換社債型新株予約権付社債の発行

取得者の氏名 又は名称	取得者の住所	取得者の 職業及び 事業の内容等	割当株数 (株)	価格(単価) (円)	取得者と 提出会社との関係
ジェイ・エス・ピー・ エフ3号投資事業有限 責任組合	東京都千代田区麹町3-2 垣見麹町ビル別館6階	ベンチャーキ ャピタル	2,000	100,000,000 (50,000)	特別利害関係者等 (大株主上位10名)

(注) 1. 平成28年10月1日付で普通株式1株につき50株の割合で株式分割を行っておりますが、上記「割当株数」及び「価格(単価)」は、当該株式分割前の「割当株数」及び「価格(単価)」を記載しております。

2. 本社債にかかる新株予約権は、平成28年9月7日付で、全て行使されております。

3 【取得者の株式等の移動状況】

該当事項はありません。

第3 【株主の状況】

氏名又は名称	住所	所有株式数 (株)	株式総数に 対する所有株式数 の割合(%)
中村 健一郎 ※1、2	東京都新宿区	335,000	26.97
永島 毅一郎 ※1、3	東京都江東区	157,500	12.68
ジェイ・エス・ピー・エフ3号投資事業有限責任組合 ※1	東京都千代田区麹町3-2 垣見麹町ビル別館6階	150,000	12.08
株式会社サンブリッジコーポレーション ※1	東京都渋谷区恵比寿南1-5-5JR恵比寿ビル11階	60,000	4.83
MICイノベーション3号投資事業有限責任組合 ※1	東京都港区赤坂1-11-28	59,000	4.75
投資事業組合オリックス10号 ※1	東京都港区浜松町2-4-1	50,000	4.03
NTTファイナンス株式会社 ※1	東京都港区芝浦1-2-1	50,000	4.03
salesforce.com, inc. (常任代理人) 株式会社セールスフォース・ドットコム ※1	THE LANDMARK @ ONE MARKET STREET, SUITE 300 SAN FRANCISCO, CA, USA	50,000	4.03
堀 譲治 ※1、4	埼玉県さいたま市南区	39,300 (5,500)	3.16 (0.44)
株式会社新生銀行 ※1	東京都中央区日本橋室町2-4-3	37,350	3.01
東野 誠 ※4	東京都練馬区	36,000 (3,000)	2.90 (0.24)
アコム株式会社	東京都千代田区丸の内2-1-1	30,000	2.42
田渕 道行	東京都渋谷区	27,450	2.21
田渕 耕司	東京都品川区	18,350	1.48
田渕 泰史	東京都渋谷区	18,350	1.48
田渕 紀滋	東京都渋谷区	18,350	1.48
みずほ証券株式会社	東京都千代田区大手町1-5-1	16,650	1.34
角田 淳	兵庫県丹波市	15,000	1.21
鈴木 信吾	東京都港区	9,150	0.74
辻本 真大	神奈川県横浜市港北区	9,000	0.72
友清 学 ※4	東京都世田谷区	9,000 (3,000)	0.72 (0.24)
NIFSMBC-V2006S3投資事業有限責任組合	東京都中央区日本橋茅場町1-13-12	8,250	0.66
サンブリッジ・スタートアップス有限責任事業組合	東京都渋谷区恵比寿南1-5-5JR恵比寿ビル11階	6,650	0.54
柳澤 俊光 ※5	埼玉県八潮市	4,850 (3,850)	0.39 (0.31)
井上 史彰 ※5	神奈川県横浜市港北区	4,700 (4,700)	0.38 (0.38)
林 正孝	東京都世田谷区	4,000	0.32

氏名又は名称	住所	所有株式数 (株)	株式総数に対 する所有株式数 の割合(%)
株式会社セブレイン	東京都港区赤坂3-4-4専修赤坂ビル2階	2,500	0.20
高山 翔太 ※5	東京都中野区	2,250 (2,250)	0.18 (0.18)
松井 聡 ※5	神奈川県横浜市青葉区	1,550 (1,550)	0.12 (0.12)
千葉 弘之 ※5	東京都江戸川区	1,550 (1,550)	0.12 (0.12)
河本 美樹 ※5	東京都葛飾区	1,000 (1,000)	0.08 (0.08)
葉坂 孝也 ※5	東京都品川区	750 (750)	0.06 (0.06)
加藤 辰彦 ※5	神奈川県横浜市南区	750 (750)	0.06 (0.06)
浅野 哲 ※5	京都府京都市下京区	750 (750)	0.06 (0.06)
中山 弥 ※5	神奈川県藤沢市	750 (750)	0.06 (0.06)
内田 幸絵 ※5	神奈川県川崎市川崎区	700 (700)	0.06 (0.06)
鈴木 英臣 ※5	神奈川県川崎市宮前区	650 (650)	0.05 (0.05)
竹内 純子 ※5	東京都新宿区	650 (650)	0.05 (0.05)
杉原 秀道 ※5	埼玉県所沢市	600 (600)	0.05 (0.05)
長崎 敏樹 ※5	神奈川県横浜市都筑区	550 (550)	0.04 (0.04)
富澤 直道 ※5	埼玉県和光市	550 (550)	0.04 (0.04)
王 岳宏 ※5	神奈川県横浜市磯子区	500 (500)	0.04 (0.04)
村尾 慶尚 ※5	東京都板橋区	500 (500)	0.04 (0.04)
柏木 勇人 ※5	埼玉県さいたま市南区	350 (350)	0.03 (0.03)
前田 英明 ※5	東京都目黒区	250 (250)	0.02 (0.02)
所有株式数150株の株主5名 ※5		750 (750)	0.06 (0.06)
所有株式数100株の株主2名 ※5		200 (200)	0.02 (0.02)
計	—	1,242,000 (35,650)	100.00 (2.87)

- (注) 1. 株式総数に対する所有株式数の割合は、小数点以下第3位を四捨五入しております。
2. 「氏名又は名称」欄の※の番号は、次のとおり株主の属性を示します。
1. 特別利害関係者等（大株主上位10名）、2. 特別利害関係者等（当社代表取締役社長）、3. 特別利害関係者等（当社取締役副社長）、4. 特別利害関係者等（当社取締役）、5. 当社従業員
3. ()内は、新株予約権による潜在株式数及びその割合であり、内数であります。

独立監査人の監査報告書

平成28年12月14日

株式会社シャノン
取締役会 御中

有限責任監査法人トーマツ

指定有限責任社員 業務執行社員	公認会計士	片岡久依	Ⓜ
指定有限責任社員 業務執行社員	公認会計士	岡田雅史	Ⓜ

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査証明を行うため、「経理の状況」に掲げられている株式会社シャノンの平成25年6月1日から平成26年10月31日までの連結会計年度の連結財務諸表、すなわち、連結貸借対照表、連結損益計算書、連結包括利益計算書、連結株主資本等変動計算書、連結キャッシュ・フロー計算書、連結財務諸表作成のための基本となる重要な事項及びその他の注記について監査を行った。

連結財務諸表に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して連結財務諸表を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない連結財務諸表を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した監査に基づいて、独立の立場から連結財務諸表に対する意見を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に連結財務諸表に重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得るために、監査計画を策定し、これに基づき監査を実施することを求めている。

監査においては、連結財務諸表の金額及び開示について監査証拠を入手するための手続が実施される。監査手続は、当監査法人の判断により、不正又は誤謬による連結財務諸表の重要な虚偽表示のリスクの評価に基づいて選択及び適用される。財務諸表監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、当監査法人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、連結財務諸表の作成と適正な表示に関連する内部統制を検討する。また、監査には、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての連結財務諸表の表示を検討することが含まれる。

当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

監査意見

当監査法人は、上記の連結財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、株式会社シャノン及び連結子会社の平成26年10月31日現在の財政状態並びに同日をもって終了する連結会計年度の経営成績及びキャッシュ・フローの状況をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

- (注) 1. 上記は監査報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社(有価証券届出書提出会社)が別途保管しております。
2. XBRLデータは監査の対象には含まれていません。

独立監査人の監査報告書

平成28年12月14日

株式会社シャノン
取締役会 御中

有限責任監査法人トーマツ

指定有限責任社員 業務執行社員	公認会計士	片岡久依	Ⓜ
指定有限責任社員 業務執行社員	公認会計士	岡田雅史	Ⓜ

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査証明を行うため、「経理の状況」に掲げられている株式会社シャノンの平成26年11月1日から平成27年10月31日までの連結会計年度の連結財務諸表、すなわち、連結貸借対照表、連結損益計算書、連結包括利益計算書、連結株主資本等変動計算書、連結キャッシュ・フロー計算書、連結財務諸表作成のための基本となる重要な事項、その他の注記及び連結附属明細表について監査を行った。

連結財務諸表に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して連結財務諸表を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない連結財務諸表を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した監査に基づいて、独立の立場から連結財務諸表に対する意見を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に連結財務諸表に重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得るために、監査計画を策定し、これに基づき監査を実施することを求めている。

監査においては、連結財務諸表の金額及び開示について監査証拠を入手するための手続が実施される。監査手続は、当監査法人の判断により、不正又は誤謬による連結財務諸表の重要な虚偽表示のリスクの評価に基づいて選択及び適用される。財務諸表監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、当監査法人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、連結財務諸表の作成と適正な表示に関連する内部統制を検討する。また、監査には、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての連結財務諸表の表示を検討することが含まれる。

当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

監査意見

当監査法人は、上記の連結財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、株式会社シャノン及び連結子会社の平成27年10月31日現在の財政状態並びに同日をもって終了する連結会計年度の経営成績及びキャッシュ・フローの状況をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

強調事項

1. 重要な後発事象に記載されているとおり、当連結会計年度終了後、平成28年9月7日までに、第1回無担保転換社債型新株予約権付社債に付されている新株予約権の全てについて権利行使がなされ、資本金及び資本剰余金がそれぞれ50,000千円増加している。
2. 重要な後発事象に記載されているとおり、当連結会計年度終了後、平成28年9月16日までに、第7回新株予約権のうち2,150個について権利行使がなされ、資本金及び資本剰余金がそれぞれ35,475千円増加している。
当該事項は、当監査法人の意見に影響を及ぼすものではない。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

-
- (注) 1. 上記は監査報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社(有価証券届出書提出会社)が別途保管しております。
2. XBRLデータは監査の対象には含まれていません。

独立監査人の四半期レビュー報告書

平成28年12月14日

株式会社シャノン
取締役会 御中

有限責任監査法人トーマツ

指定有限責任社員 業務執行社員	公認会計士	片岡久依	Ⓜ
指定有限責任社員 業務執行社員	公認会計士	岡田雅史	Ⓜ

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、「経理の状況」に掲げられている株式会社シャノンの平成27年11月1日から平成28年10月31日までの連結会計年度の第3四半期連結会計期間(平成28年5月1日から平成28年7月31日まで)及び第3四半期連結累計期間(平成27年11月1日から平成28年7月31日まで)に係る四半期連結財務諸表、すなわち、四半期連結貸借対照表、四半期連結損益計算書、四半期連結包括利益計算書及び注記について四半期レビューを行った。

四半期連結財務諸表に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる四半期連結財務諸表の作成基準に準拠して四半期連結財務諸表を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない四半期連結財務諸表を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した四半期レビューに基づいて、独立の立場から四半期連結財務諸表に対する結論を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる四半期レビューの基準に準拠して、四半期レビューを行った。

四半期レビューにおいては、主として経営者、財務及び会計に関する事項に責任を有する者等に対して実施される質問、分析的手続その他の四半期レビュー手続が実施される。四半期レビュー手続は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して実施される年度の財務諸表の監査に比べて限定された手続である。

当監査法人は、結論の表明の基礎となる証拠を入手したと判断している。

監査人の結論

当監査法人が実施した四半期レビューにおいて、上記の四半期連結財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる四半期連結財務諸表の作成基準に準拠して、株式会社シャノン及び連結子会社の平成28年7月31日現在の財政状態及び同日をもって終了する第3四半期連結累計期間の経営成績を適正に表示していないと信じさせる事項がすべての重要な点において認められなかった。

強調事項

1. 重要な後発事象に記載されているとおり、当第3四半期連結累計期間終了後、平成28年9月7日までに、第1回無担保転換社債型新株予約権付社債に付されている新株予約権の全てについて権利行使がなされ、資本金及び資本剰余金がそれぞれ50,000千円増加している。
2. 重要な後発事象に記載されているとおり、当第3四半期連結累計期間終了後、平成28年9月16日までに、第7回新株予約権のうち2,150個について権利行使がなされ、資本金及び資本剰余金がそれぞれ35,475千円増加している。
当該事項は、当監査法人の結論に影響を及ぼすものではない。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

-
- (注) 1. 上記は四半期レビュー報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社(有価証券届出書提出会社)が別途保管しております。
2. XBRLデータは四半期レビューの対象には含まれていません。

独立監査人の監査報告書

平成28年12月14日

株式会社シャノン
取締役会 御中

有限責任監査法人トーマツ

指定有限責任社員 業務執行社員	公認会計士	片岡	久依	Ⓜ
指定有限責任社員 業務執行社員	公認会計士	岡田	雅史	Ⓜ

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査証明を行うため、「経理の状況」に掲げられている株式会社シャノンの平成25年6月1日から平成26年10月31日までの第14期事業年度の財務諸表、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書、重要な会計方針及びその他の注記について監査を行った。

財務諸表に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して財務諸表を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない財務諸表を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した監査に基づいて、独立の立場から財務諸表に対する意見を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に財務諸表に重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得るために、監査計画を策定し、これに基づき監査を実施することを求めている。

監査においては、財務諸表の金額及び開示について監査証拠を入手するための手続が実施される。監査手続は、当監査法人の判断により、不正又は誤謬による財務諸表の重要な虚偽表示のリスクの評価に基づいて選択及び適用される。財務諸表監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、当監査法人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、財務諸表の作成と適正な表示に関連する内部統制を検討する。また、監査には、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての財務諸表の表示を検討することが含まれる。

当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

監査意見

当監査法人は、上記の財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、株式会社シャノンの平成26年10月31日現在の財政状態及び同日をもって終了する事業年度の経営成績をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

- (注) 1. 上記は監査報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社(有価証券届出書提出会社)が別途保管しております。
2. XBRLデータは監査の対象には含まれていません。

独立監査人の監査報告書

平成28年12月14日

株式会社シャノン
取締役会 御中

有限責任監査法人トーマツ

指定有限責任社員 業務執行社員	公認会計士	片岡久依	Ⓜ
指定有限責任社員 業務執行社員	公認会計士	岡田雅史	Ⓜ

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査証明を行うため、「経理の状況」に掲げられている株式会社シャノンの平成26年11月1日から平成27年10月31日までの第15期事業年度の財務諸表、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書、重要な会計方針、その他の注記及び附属明細表について監査を行った。

財務諸表に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して財務諸表を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない財務諸表を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した監査に基づいて、独立の立場から財務諸表に対する意見を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に財務諸表に重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得るために、監査計画を策定し、これに基づき監査を実施することを求めている。

監査においては、財務諸表の金額及び開示について監査証拠を入手するための手続が実施される。監査手続は、当監査法人の判断により、不正又は誤謬による財務諸表の重要な虚偽表示のリスクの評価に基づいて選択及び適用される。財務諸表監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、当監査法人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、財務諸表の作成と適正な表示に関連する内部統制を検討する。また、監査には、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての財務諸表の表示を検討することが含まれる。

当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

監査意見

当監査法人は、上記の財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、株式会社シャノンの平成27年10月31日現在の財政状態及び同日をもって終了する事業年度の経営成績をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

強調事項

1. 重要な後発事象に記載されているとおり、当事業年度終了後、平成28年9月7日までに、第1回無担保転換社債型新株予約権付社債に付されている新株予約権の全てについて権利行使がなされ、資本金及び資本剰余金がそれぞれ50,000千円増加している。
2. 重要な後発事象に記載されているとおり、当事業年度終了後、平成28年9月16日までに、第7回新株予約権のうち2,150個について権利行使がなされ、資本金及び資本剰余金がそれぞれ35,475千円増加している。
当該事項は、当監査法人の意見に影響を及ぼすものではない。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

-
- (注) 1. 上記は監査報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社(有価証券届出書提出会社)が別途保管しております。
2. XBRLデータは監査の対象には含まれていません。

